時政叢話

第二卷　第三四期合刊

閱
書
畢
交
存
還

目　錄

論說
國會與政黨
政治與教育
法律與政治
外交

中華民國三十二年二月一日

時政叢話社出版

財政類編月刊　第二卷第三期合刊目錄

我國抗戰財政專號

一、緒論

總論第一……王子壯

概述……張肖梅

二、論著

我國戰時財政與非常之困難……張嘉璈

抗戰以來之我國通貨……楊汝梅

抗戰以來之我國稅收……王子壯

我國戰時財政設計之總檢討……王子壯

我國戰時之專賣事業……張肖梅

戰時我國貿易統制之檢討……張肖梅

抗戰以來之我國金融……張肖梅

抗戰以來之我國省地方經濟……張肖梅

抗戰以來之國債……楊汝梅

文苑

小說

時論

一　論説

一　論説

一　論説

###

非公開実質審理と米国特許訴訟手続の改善

弁護士　飯田秀郷

米国特許訴訟手続の改善のために、非公開実質審理の導入を提案する。

一　はじめに

米国特許訴訟手続の改善のために、非公開実質審理の導入を提案する。

二　米国特許訴訟手続の概要

米国特許訴訟手続の概要を説明する。

三　非公開実質審理の導入

非公開実質審理の導入を提案する。

四　おわりに

おわりに。

論對國會之憲政與特殊國情

梁啓超

緒言

憲政與國情

國會與政黨

結論

昭和三十年度予算の編成について

昭和三十年一月十四日

閣議決定

一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

二十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

三十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

四十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

五十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

六十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

七十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

八十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十一　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十二　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十三　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十四　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十五　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十六　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十七　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十八　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

九十九　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

百　昭和三十年度予算は、経済自立達成の基礎を確立するため、次の方針により編成する。

ヨーロッパ文明の形成と発展

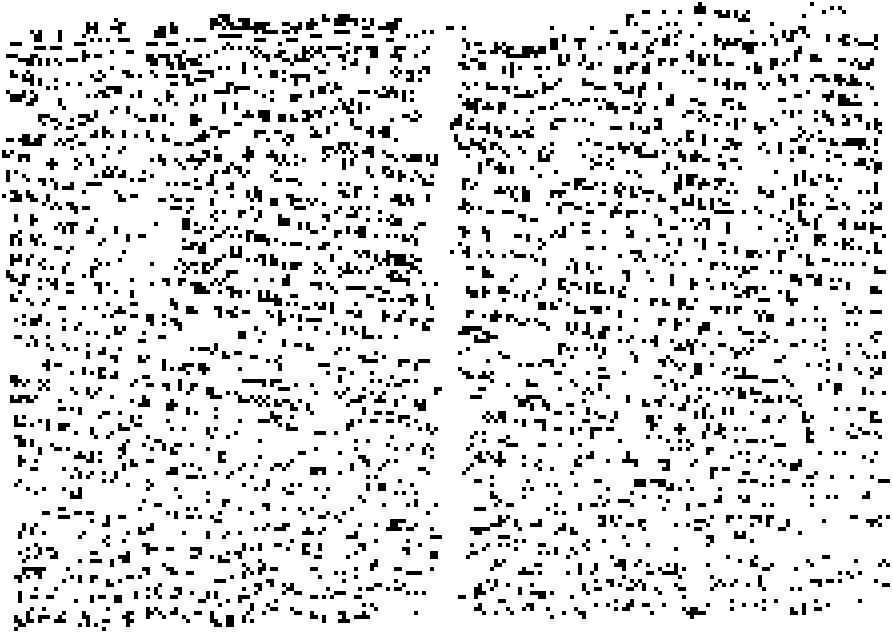

論我國直接稅制之改良

梁啓超

本論文分為十節，第一節論直接稅之性質，第二節論我國現行直接稅之種類，第三節論我國直接稅之弊害，第四節論改良直接稅之方法，第五節論所得稅之課稅標準，第六節論所得稅之稅率，第七節論所得稅之免稅點，第八節論所得稅之徵收方法，第九節論所得稅之附加稅，第十節論所得稅之實施步驟。

第一節　直接稅之性質

直接稅者，對於間接稅而言之名詞也。間接稅者，納稅義務人與負擔稅額之人不一致，而稅額可以轉嫁於他人者也。直接稅者，納稅義務人即負擔稅額之人，稅額不能轉嫁者也。

直接稅之特徵有三：一曰稅額之負擔確定，二曰稅額之負擔公平，三曰稅收之增加有彈性。

稅額之負擔確定者，謂納稅義務人能預知其應納稅額之多寡，而不致因稅額之轉嫁而發生意外之負擔也。稅額之負擔公平者，謂稅額依納稅義務人之負擔能力而課徵，負擔能力大者負擔稅額多，負擔能力小者負擔稅額少，能使各人之犧牲相等也。稅收之增加有彈性者，謂稅收隨國民所得之增加而自然增加，不須另行增稅也。

直接稅之種類甚多，大別之可分為所得稅、財產稅、收益稅三種。所得稅者，以個人或法人之所得為課稅對象者也。財產稅者，以財產之價值為課稅對象者也。收益稅者，以財產因特定事由而增加之收益為課稅對象者也。

第二節　我國現行直接稅之種類

我國現行直接稅之種類，計有地丁、漕糧、契稅、牙稅、當稅、屯糧、鹽課、關稅等。

地丁者，田賦之別稱也。漕糧者，以糧食折徵銀兩者也。契稅者，不動產買賣或典當時所課之稅也。牙稅者，牙行交易所課之稅也。當稅者，典當業所課之稅也。屯糧者，屯田所徵之糧也。鹽課者，鹽斤加價之稅也。關稅者，進出口貨物所課之稅也。

第三節　我國直接稅之弊害

我國現行直接稅之弊害，約有數端：

一曰稅額之負擔不確定。地丁雖有定額，然各省攤派不一，且有加徵名目，納稅人不能預知其實際負擔。契稅、牙稅、當稅等，稅率雖定，然稽徵人員往往任意增減，納稅人亦不能預知其應納稅額。

二曰稅額之負擔不公平。地丁以田畝為課稅標準，不論田畝之肥瘠與收益之多寡，一律課徵，貧農負擔重，富農負擔輕，甚不公平。鹽課、關稅等，間接稅也，其負擔尤不公平。

三曰稅收之增加無彈性。地丁額定，不隨國民所得之增加而增加。漕糧折銀後，亦成定額。契稅、牙稅、當稅雖隨交易之增加而增加，然增加有限。屯糧、鹽課、關稅等，或因屯田廢弛，或因鹽法變更，或因關稅協定，其收入均不穩定。

四曰稽徵費用過高。地丁、漕糧等，稽徵人員層層剝削，實收數僅及應收數之一部分。契稅、牙稅、當稅等，稽徵人員亦多舞弊。

第四節　改良直接稅之方法

改良我國直接稅之方法，應以所得稅為中心，逐步實施。

所得稅之課稅標準，應採綜合所得稅制，即將納稅人之各種所得合併計算，課以累進稅率。

所得稅之稅率，應採累進稅率，所得愈多者，稅率愈高。

所得稅之免稅點，應定為每年一千二百元，即每月一百元。

所得稅之徵收方法，應採源泉扣繳與申報納稅並行。

所得稅之附加稅，應定為百分之十。

所得稅之實施步驟，應先從薪資所得及營業所得開始，逐步擴及其他所得。

第五節　所得稅之課稅標準

所得稅之課稅標準，有分類所得稅制與綜合所得稅制之別。

分類所得稅制者，將所得分為若干類，各類分別課稅，各類稅率不同。

綜合所得稅制者，將納稅人之各種所得合併計算，課以累進稅率。

我國現行稅制，尚無所得稅，故無課稅標準之問題。

第六節　所得稅之稅率

所得稅之稅率，應採累進稅率。

累進稅率者，所得愈多者，稅率愈高。

累進稅率之級距，應分為若干級，每級之稅率遞增。

累進稅率之最高稅率，應定為百分之四十。

第七節　所得稅之免稅點

所得稅之免稅點，應定為每年一千二百元，即每月一百元。

免稅點者，所得在此數以下者免稅也。

第八節　所得稅之徵收方法

所得稅之徵收方法，應採源泉扣繳與申報納稅並行。

源泉扣繳者，由扣繳義務人於給付所得時扣繳稅款也。

申報納稅者，納稅人自行申報所得額及應納稅額也。

第九節　所得稅之附加稅

所得稅之附加稅，應定為百分之十。

附加稅者，以本稅為課稅標準，另加若干成數之稅也。

第十節　所得稅之實施步驟

所得稅之實施步驟，應先從薪資所得及營業所得開始，逐步擴及其他所得。

薪資所得者，受雇人因提供勞務而取得之報酬也。

營業所得者，從事營業活動而取得之所得也。

第一節　物権法定主義

一　概　説

物権法定主義

物権

物権の変動

登記・登録

不動産

動産

占有権

公示の原則

公信の原則

一物一権主義

物権とは、特定の物を直接に支配して利益を受ける排他的な権利をいう。

物権法定主義とは、物権は、法律または慣習法の定めるところによるほかは、新たに創設することができないという原則をいう。

物権の変動とは、物権の発生、変更、消滅をいう。

登記・登録とは、物権の変動を公示するための制度をいう。

不動産とは、土地およびその定着物をいう。

動産とは、不動産以外の物をいう。

占有権とは、物を事実上支配する権利をいう。

公示の原則とは、物権の変動は、登記・登録その他の公示方法を備えなければ、第三者に対抗することができないという原則をいう。

公信の原則とは、公示を信じて取引した者を保護するという原則をいう。

一物一権主義とは、一個の物の上には、同一内容の物権は、二つ以上成立しないという原則をいう。

二　物権法定主義

物権法定主義とは、物権は、法律または慣習法の定めるところによるほかは、新たに創設することができないという原則をいう。

組合法第二章

第一節　組合の設立

（組合の定義）

第一条　この法律において「組合」とは、次に掲げる事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一　農業（畜産業及び養蚕業を含む。）

二　林業

三　漁業（水産動植物の採捕及び養殖の事業をいう。）

四　前三号に掲げる事業に関連する事業

（組合の種類）

第二条　組合は、次の種類とする。

一　農業協同組合

二　農業協同組合連合会

三　漁業協同組合

四　漁業協同組合連合会

五　水産加工業協同組合

六　水産加工業協同組合連合会

（組合の名称）

第三条　組合は、その名称中に、その種類に応じて、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いなければならない。

（組合の区域）

第四条　組合の区域は、定款で定める。

（組合の住所）

第五条　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（組合の成立）

第六条　組合は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（設立の認可）

第七条　組合を設立しようとするときは、発起人は、定款を作成し、行政庁の認可を受けなければならない。

（定款の記載事項）

第八条　定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　区域

五　出資一口の金額

六　出資一口以上を有すべき旨

七　加入及び脱退に関する事項

八　役員の定数、選任及び職務

九　総会に関する事項

十　事業の種類

十一　会計に関する事項

十二　剰余金の処分及び損失の処理

十三　解散に関する事項

十四　公告の方法

（設立の認可の基準）

第九条　行政庁は、前条の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、認可をしてはならない。

一　定款の記載事項に不備があるとき。

二　事業の計画が適当でないとき。

三　その他この法律又はこれに基づく命令に違反するとき。

（設立の登記）

第十条　組合の設立の登記は、行政庁の認可があつた日から二週間以内にしなければならない。

（設立の登記の事項）

第十一条　設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　区域

五　出資一口の金額

六　出資一口以上を有すべき旨

七　加入及び脱退に関する事項

八　役員の定数、選任及び職務

九　総会に関する事項

十　事業の種類

十一　会計に関する事項

十二　剰余金の処分及び損失の処理

十三　解散に関する事項

十四　公告の方法

十五　役員の氏名及び住所

十六　代表権を有する者の氏名及び住所

（設立の登記の効力）

第十二条　組合は、設立の登記をするまでは、組合の成立を第三者に対抗することができない。

（設立の登記の申請）

第十三条　設立の登記は、代表権を有する者が申請しなければならない。

（設立の登記の添付書類）

第十四条　設立の登記の申請書には、定款及び行政庁の認可があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の変更）

第十五条　設立の登記の事項に変更があつたときは、二週間以内に、その変更の登記をしなければならない。

（設立の登記の変更の効力）

第十六条　設立の登記の事項の変更は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の変更の申請）

第十七条　設立の登記の変更の登記は、代表権を有する者が申請しなければならない。

（設立の登記の変更の添付書類）

第十八条　設立の登記の変更の登記の申請書には、変更を証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅）

第十九条　組合が解散したときは、その清算が結了したときに、設立の登記は、消滅する。

（設立の登記の消滅の申請）

第二十条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第二十一条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第二十二条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第二十三条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第二十四条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第二十五条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第二十六条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第二十七条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第二十八条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第二十九条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第三十条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第三十一条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第三十二条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第三十三条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第三十四条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第三十五条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第三十六条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第三十七条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第三十八条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第三十九条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第四十条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第四十一条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第四十二条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第四十三条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第四十四条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第四十五条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第四十六条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第四十七条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第四十八条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第四十九条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第五十条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第五十一条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第五十二条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第五十三条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第五十四条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第五十五条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第五十六条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第五十七条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第五十八条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第五十九条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第六十条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第六十一条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第六十二条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第六十三条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第六十四条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第六十五条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第六十六条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第六十七条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第六十八条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第六十九条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第七十条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第七十一条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第七十二条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第七十三条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第七十四条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第七十五条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第七十六条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第七十七条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第七十八条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第七十九条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第八十条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第八十一条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第八十二条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第八十三条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第八十四条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第八十五条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第八十六条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第八十七条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第八十八条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第八十九条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第九十条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第九十一条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第九十二条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第九十三条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第九十四条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第九十五条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第九十六条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第九十七条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

（設立の登記の消滅の申請）

第九十八条　設立の登記の消滅の登記は、清算人が申請しなければならない。

（設立の登記の消滅の添付書類）

第九十九条　設立の登記の消滅の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

（設立の登記の消滅の効力）

第百条　設立の登記の消滅は、登記をするまでは、第三者に対抗することができない。

第六章　第一節　六十一

第一節　六十一

第二編　第六章　第一節　六十一

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（百）

（百一）

（百二）

（百三）

（百四）

（百五）

（百六）

（百七）

（百八）

（百九）

（百十）

（百十一）

（百十二）

（百十三）

（百十四）

（百十五）

（百十六）

（百十七）

（百十八）

（百十九）

（百二十）

（百二十一）

（百二十二）

（百二十三）

（百二十四）

（百二十五）

（百二十六）

（百二十七）

（百二十八）

（百二十九）

（百三十）

（百三十一）

（百三十二）

（百三十三）

（百三十四）

（百三十五）

（百三十六）

（百三十七）

（百三十八）

（百三十九）

（百四十）

（百四十一）

（百四十二）

（百四十三）

（百四十四）

（百四十五）

（百四十六）

（百四十七）

（百四十八）

（百四十九）

（百五十）

（百五十一）

（百五十二）

（百五十三）

（百五十四）

（百五十五）

（百五十六）

（百五十七）

（百五十八）

（百五十九）

（百六十）

（百六十一）

（百六十二）

（百六十三）

（百六十四）

（百六十五）

（百六十六）

（百六十七）

（百六十八）

（百六十九）

（百七十）

（百七十一）

（百七十二）

（百七十三）

（百七十四）

（百七十五）

（百七十六）

（百七十七）

（百七十八）

（百七十九）

（百八十）

（百八十一）

（百八十二）

（百八十三）

（百八十四）

（百八十五）

（百八十六）

（百八十七）

（百八十八）

（百八十九）

（百九十）

（百九十一）

（百九十二）

（百九十三）

（百九十四）

（百九十五）

（百九十六）

（百九十七）

（百九十八）

（百九十九）

（二百）

（二百一）

（二百二）

（二百三）

（二百四）

（二百五）

（二百六）

（二百七）

（二百八）

（二百九）

（二百十）

（二百十一）

（二百十二）

（二百十三）

（二百十四）

（二百十五）

（二百十六）

（二百十七）

（二百十八）

（二百十九）

（二百二十）

（二百二十一）

（二百二十二）

（二百二十三）

（二百二十四）

（二百二十五）

（二百二十六）

（二百二十七）

（二百二十八）

（二百二十九）

（二百三十）

（二百三十一）

（二百三十二）

（二百三十三）

（二百三十四）

（二百三十五）

（二百三十六）

（二百三十七）

（二百三十八）

（二百三十九）

（二百四十）

（二百四十一）

（二百四十二）

（二百四十三）

（二百四十四）

（二百四十五）

（二百四十六）

（二百四十七）

（二百四十八）

（二百四十九）

（二百五十）

（二百五十一）

（二百五十二）

（二百五十三）

（二百五十四）

（二百五十五）

（二百五十六）

（二百五十七）

（二百五十八）

（二百五十九）

（二百六十）

（二百六十一）

（二百六十二）

（二百六十三）

（二百六十四）

（二百六十五）

（二百六十六）

（二百六十七）

（二百六十八）

（二百六十九）

（二百七十）

（二百七十一）

（二百七十二）

（二百七十三）

（二百七十四）

（二百七十五）

（二百七十六）

（二百七十七）

（二百七十八）

（二百七十九）

（二百八十）

（二百八十一）

（二百八十二）

（二百八十三）

（二百八十四）

（二百八十五）

（二百八十六）

（二百八十七）

（二百八十八）

（二百八十九）

（二百九十）

（二百九十一）

（二百九十二）

（二百九十三）

（二百九十四）

（二百九十五）

（二百九十六）

（二百九十七）

（二百九十八）

（二百九十九）

（三百）

（三百一）

（三百二）

（三百三）

（三百四）

（三百五）

（三百六）

（三百七）

（三百八）

（三百九）

（三百十）

（三百十一）

（三百十二）

（三百十三）

（三百十四）

（三百十五）

（三百十六）

（三百十七）

（三百十八）

（三百十九）

（三百二十）

（三百二十一）

（三百二十二）

（三百二十三）

（三百二十四）

（三百二十五）

（三百二十六）

（三百二十七）

（三百二十八）

（三百二十九）

（三百三十）

（三百三十一）

（三百三十二）

（三百三十三）

（三百三十四）

（三百三十五）

（三百三十六）

（三百三十七）

（三百三十八）

（三百三十九）

（三百四十）

（三百四十一）

（三百四十二）

（三百四十三）

（三百四十四）

（三百四十五）

（三百四十六）

（三百四十七）

（三百四十八）

（三百四十九）

（三百五十）

（三百五十一）

（三百五十二）

（三百五十三）

（三百五十四）

（三百五十五）

（三百五十六）

（三百五十七）

（三百五十八）

（三百五十九）

（三百六十）

（三百六十一）

（三百六十二）

（三百六十三）

（三百六十四）

（三百六十五）

（三百六十六）

（三百六十七）

（三百六十八）

（三百六十九）

（三百七十）

（三百七十一）

（三百七十二）

（三百七十三）

（三百七十四）

（三百七十五）

（三百七十六）

（三百七十七）

（三百七十八）

（三百七十九）

（三百八十）

（三百八十一）

（三百八十二）

（三百八十三）

（三百八十四）

（三百八十五）

（三百八十六）

（三百八十七）

（三百八十八）

（三百八十九）

（三百九十）

（三百九十一）

（三百九十二）

（三百九十三）

（三百九十四）

（三百九十五）

（三百九十六）

（三百九十七）

（三百九十八）

（三百九十九）

（四百）

（四百一）

（四百二）

（四百三）

（四百四）

（四百五）

（四百六）

（四百七）

（四百八）

（四百九）

（四百十）

（四百十一）

（四百十二）

（四百十三）

（四百十四）

（四百十五）

（四百十六）

（四百十七）

（四百十八）

（四百十九）

（四百二十）

（四百二十一）

（四百二十二）

（四百二十三）

（四百二十四）

（四百二十五）

（四百二十六）

（四百二十七）

（四百二十八）

（四百二十九）

（四百三十）

（四百三十一）

（四百三十二）

（四百三十三）

（四百三十四）

（四百三十五）

（四百三十六）

（四百三十七）

（四百三十八）

（四百三十九）

（四百四十）

（四百四十一）

（四百四十二）

（四百四十三）

（四百四十四）

（四百四十五）

（四百四十六）

（四百四十七）

（四百四十八）

（四百四十九）

（四百五十）

（四百五十一）

（四百五十二）

（四百五十三）

（四百五十四）

（四百五十五）

（四百五十六）

（四百五十七）

（四百五十八）

（四百五十九）

（四百六十）

（四百六十一）

（四百六十二）

（四百六十三）

（四百六十四）

（四百六十五）

（四百六十六）

（四百六十七）

（四百六十八）

（四百六十九）

（四百七十）

（四百七十一）

（四百七十二）

（四百七十三）

（四百七十四）

（四百七十五）

（四百七十六）

（四百七十七）

（四百七十八）

（四百七十九）

（四百八十）

（四百八十一）

（四百八十二）

（四百八十三）

（四百八十四）

（四百八十五）

（四百八十六）

（四百八十七）

（四百八十八）

（四百八十九）

（四百九十）

（四百九十一）

（四百九十二）

（四百九十三）

（四百九十四）

（四百九十五）

（四百九十六）

（四百九十七）

（四百九十八）

（四百九十九）

（五百）

序	小川	一
凡例		一
目次		一
巻之一	天地	一
巻之二	人倫	一
巻之三	人倫	一
巻之四	人倫	一
巻之五	人倫	一
巻之六	人倫	一
巻之七	人倫	一
巻之八	人倫	一
巻之九	人倫	一
巻之十	人倫	一
巻之十一	人倫	一
巻之十二	人倫	一
巻之十三	人倫	一
巻之十四	人倫	一
巻之十五	人倫	一
巻之十六	人倫	一
巻之十七	人倫	一
巻之十八	人倫	一
巻之十九	人倫	一
巻之二十	人倫	一
巻之二十一	人倫	一
巻之二十二	人倫	一
巻之二十三	人倫	一
巻之二十四	人倫	一
巻之二十五	人倫	一
巻之二十六	人倫	一
巻之二十七	人倫	一
巻之二十八	人倫	一
巻之二十九	人倫	一
巻之三十	人倫	一
巻之三十一	人倫	一
巻之三十二	人倫	一
巻之三十三	人倫	一
巻之三十四	人倫	一
巻之三十五	人倫	一
巻之三十六	人倫	一
巻之三十七	人倫	一
巻之三十八	人倫	一
巻之三十九	人倫	一
巻之四十	人倫	一
巻之四十一	人倫	一
巻之四十二	人倫	一
巻之四十三	人倫	一
巻之四十四	人倫	一
巻之四十五	人倫	一
巻之四十六	人倫	一
巻之四十七	人倫	一
巻之四十八	人倫	一
巻之四十九	人倫	一
巻之五十	人倫	一
巻之五十一	人倫	一
巻之五十二	人倫	一
巻之五十三	人倫	一
巻之五十四	人倫	一
巻之五十五	人倫	一
巻之五十六	人倫	一
巻之五十七	人倫	一
巻之五十八	人倫	一
巻之五十九	人倫	一
巻之六十	人倫	一
巻之六十一	人倫	一
巻之六十二	人倫	一
巻之六十三	人倫	一
巻之六十四	人倫	一
巻之六十五	人倫	一
巻之六十六	人倫	一
巻之六十七	人倫	一
巻之六十八	人倫	一
巻之六十九	人倫	一
巻之七十	人倫	一
巻之七十一	人倫	一
巻之七十二	人倫	一
巻之七十三	人倫	一
巻之七十四	人倫	一
巻之七十五	人倫	一
巻之七十六	人倫	一
巻之七十七	人倫	一
巻之七十八	人倫	一
巻之七十九	人倫	一
巻之八十	人倫	一
巻之八十一	人倫	一
巻之八十二	人倫	一
巻之八十三	人倫	一
巻之八十四	人倫	一
巻之八十五	人倫	一
巻之八十六	人倫	一
巻之八十七	人倫	一
巻之八十八	人倫	一
巻之八十九	人倫	一
巻之九十	人倫	一
巻之九十一	人倫	一
巻之九十二	人倫	一
巻之九十三	人倫	一
巻之九十四	人倫	一
巻之九十五	人倫	一
巻之九十六	人倫	一
巻之九十七	人倫	一
巻之九十八	人倫	一
巻之九十九	人倫	一
巻之百	人倫	一
巻之百一	人倫	一
巻之百二	人倫	一
巻之百三	人倫	一
巻之百四	人倫	一
巻之百五	人倫	一
巻之百六	人倫	一
巻之百七	人倫	一
巻之百八	人倫	一
巻之百九	人倫	一
巻之百十	人倫	一
巻之百十一	人倫	一
巻之百十二	人倫	一
巻之百十三	人倫	一
巻之百十四	人倫	一
巻之百十五	人倫	一
巻之百十六	人倫	一
巻之百十七	人倫	一
巻之百十八	人倫	一
巻之百十九	人倫	一
巻之百二十	人倫	一
巻之百二十一	人倫	一
巻之百二十二	人倫	一
巻之百二十三	人倫	一
巻之百二十四	人倫	一
巻之百二十五	人倫	一
巻之百二十六	人倫	一
巻之百二十七	人倫	一
巻之百二十八	人倫	一
巻之百二十九	人倫	一
巻之百三十	人倫	一
巻之百三十一	人倫	一
巻之百三十二	人倫	一
巻之百三十三	人倫	一
巻之百三十四	人倫	一
巻之百三十五	人倫	一
巻之百三十六	人倫	一
巻之百三十七	人倫	一
巻之百三十八	人倫	一
巻之百三十九	人倫	一
巻之百四十	人倫	一
巻之百四十一	人倫	一
巻之百四十二	人倫	一
巻之百四十三	人倫	一
巻之百四十四	人倫	一
巻之百四十五	人倫	一
巻之百四十六	人倫	一
巻之百四十七	人倫	一
巻之百四十八	人倫	一
巻之百四十九	人倫	一
巻之百五十	人倫	一
巻之百五十一	人倫	一
巻之百五十二	人倫	一
巻之百五十三	人倫	一
巻之百五十四	人倫	一
巻之百五十五	人倫	一
巻之百五十六	人倫	一
巻之百五十七	人倫	一
巻之百五十八	人倫	一
巻之百五十九	人倫	一
巻之百六十	人倫	一
巻之百六十一	人倫	一
巻之百六十二	人倫	一
巻之百六十三	人倫	一
巻之百六十四	人倫	一
巻之百六十五	人倫	一
巻之百六十六	人倫	一
巻之百六十七	人倫	一
巻之百六十八	人倫	一
巻之百六十九	人倫	一
巻之百七十	人倫	一
巻之百七十一	人倫	一
巻之百七十二	人倫	一
巻之百七十三	人倫	一
巻之百七十四	人倫	一
巻之百七十五	人倫	一
巻之百七十六	人倫	一
巻之百七十七	人倫	一
巻之百七十八	人倫	一
巻之百七十九	人倫	一
巻之百八十	人倫	一
巻之百八十一	人倫	一
巻之百八十二	人倫	一
巻之百八十三	人倫	一
巻之百八十四	人倫	一
巻之百八十五	人倫	一
巻之百八十六	人倫	一
巻之百八十七	人倫	一
巻之百八十八	人倫	一
巻之百八十九	人倫	一
巻之百九十	人倫	一
巻之百九十一	人倫	一
巻之百九十二	人倫	一
巻之百九十三	人倫	一
巻之百九十四	人倫	一
巻之百九十五	人倫	一
巻之百九十六	人倫	一
巻之百九十七	人倫	一
巻之百九十八	人倫	一
巻之百九十九	人倫	一
巻之二百	人倫	一
巻之二百一	人倫	一
巻之二百二	人倫	一
巻之二百三	人倫	一
巻之二百四	人倫	一
巻之二百五	人倫	一
巻之二百六	人倫	一
巻之二百七	人倫	一
巻之二百八	人倫	一
巻之二百九	人倫	一
巻之二百十	人倫	一
巻之二百十一	人倫	一
巻之二百十二	人倫	一
巻之二百十三	人倫	一
巻之二百十四	人倫	一
巻之二百十五	人倫	一
巻之二百十六	人倫	一
巻之二百十七	人倫	一
巻之二百十八	人倫	一
巻之二百十九	人倫	一
巻之二百二十	人倫	一
巻之二百二十一	人倫	一
巻之二百二十二	人倫	一
巻之二百二十三	人倫	一
巻之二百二十四	人倫	一
巻之二百二十五	人倫	一
巻之二百二十六	人倫	一
巻之二百二十七	人倫	一
巻之二百二十八	人倫	一
巻之二百二十九	人倫	一
巻之二百三十	人倫	一
巻之二百三十一	人倫	一
巻之二百三十二	人倫	一
巻之二百三十三	人倫	一
巻之二百三十四	人倫	一
巻之二百三十五	人倫	一
巻之二百三十六	人倫	一
巻之二百三十七	人倫	一
巻之二百三十八	人倫	一
巻之二百三十九	人倫	一
巻之二百四十	人倫	一
巻之二百四十一	人倫	一
巻之二百四十二	人倫	一
巻之二百四十三	人倫	一
巻之二百四十四	人倫	一
巻之二百四十五	人倫	一
巻之二百四十六	人倫	一
巻之二百四十七	人倫	一
巻之二百四十八	人倫	一
巻之二百四十九	人倫	一
巻之二百五十	人倫	一
巻之二百五十一	人倫	一
巻之二百五十二	人倫	一
巻之二百五十三	人倫	一
巻之二百五十四	人倫	一
巻之二百五十五	人倫	一
巻之二百五十六	人倫	一
巻之二百五十七	人倫	一
巻之二百五十八	人倫	一
巻之二百五十九	人倫	一
巻之二百六十	人倫	一
巻之二百六十一	人倫	一
巻之二百六十二	人倫	一
巻之二百六十三	人倫	一
巻之二百六十四	人倫	一
巻之二百六十五	人倫	一
巻之二百六十六	人倫	一
巻之二百六十七	人倫	一
巻之二百六十八	人倫	一
巻之二百六十九	人倫	一
巻之二百七十	人倫	一
巻之二百七十一	人倫	一
巻之二百七十二	人倫	一
巻之二百七十三	人倫	一
巻之二百七十四	人倫	一
巻之二百七十五	人倫	一
巻之二百七十六	人倫	一
巻之二百七十七	人倫	一
巻之二百七十八	人倫	一
巻之二百七十九	人倫	一
巻之二百八十	人倫	一
巻之二百八十一	人倫	一
巻之二百八十二	人倫	一
巻之二百八十三	人倫	一
巻之二百八十四	人倫	一
巻之二百八十五	人倫	一
巻之二百八十六	人倫	一
巻之二百八十七	人倫	一
巻之二百八十八	人倫	一
巻之二百八十九	人倫	一
巻之二百九十	人倫	一
巻之二百九十一	人倫	一
巻之二百九十二	人倫	一
巻之二百九十三	人倫	一
巻之二百九十四	人倫	一
巻之二百九十五	人倫	一
巻之二百九十六	人倫	一
巻之二百九十七	人倫	一
巻之二百九十八	人倫	一
巻之二百九十九	人倫	一
巻之三百	人倫	一
巻之三百一	人倫	一
巻之三百二	人倫	一
巻之三百三	人倫	一
巻之三百四	人倫	一
巻之三百五	人倫	一
巻之三百六	人倫	一
巻之三百七	人倫	一
巻之三百八	人倫	一
巻之三百九	人倫	一
巻之三百十	人倫	一
巻之三百十一	人倫	一
巻之三百十二	人倫	一
巻之三百十三	人倫	一
巻之三百十四	人倫	一
巻之三百十五	人倫	一
巻之三百十六	人倫	一
巻之三百十七	人倫	一
巻之三百十八	人倫	一
巻之三百十九	人倫	一
巻之三百二十	人倫	一
巻之三百二十一	人倫	一
巻之三百二十二	人倫	一
巻之三百二十三	人倫	一
巻之三百二十四	人倫	一
巻之三百二十五	人倫	一
巻之三百二十六	人倫	一
巻之三百二十七	人倫	一
巻之三百二十八	人倫	一
巻之三百二十九	人倫	一
巻之三百三十	人倫	一
巻之三百三十一	人倫	一
巻之三百三十二	人倫	一
巻之三百三十三	人倫	一
巻之三百三十四	人倫	一
巻之三百三十五	人倫	一
巻之三百三十六	人倫	一
巻之三百三十七	人倫	一
巻之三百三十八	人倫	一
巻之三百三十九	人倫	一
巻之三百四十	人倫	一
巻之三百四十一	人倫	一
巻之三百四十二	人倫	一
巻之三百四十三	人倫	一
巻之三百四十四	人倫	一
巻之三百四十五	人倫	一
巻之三百四十六	人倫	一
巻之三百四十七	人倫	一
巻之三百四十八	人倫	一
巻之三百四十九	人倫	一
巻之三百五十	人倫	一
巻之三百五十一	人倫	一
巻之三百五十二	人倫	一
巻之三百五十三	人倫	一
巻之三百五十四	人倫	一
巻之三百五十五	人倫	一
巻之三百五十六	人倫	一
巻之三百五十七	人倫	一
巻之三百五十八	人倫	一
巻之三百五十九	人倫	一
巻之三百六十	人倫	一
巻之三百六十一	人倫	一
巻之三百六十二	人倫	一
巻之三百六十三	人倫	一
巻之三百六十四	人倫	一
巻之三百六十五	人倫	一
巻之三百六十六	人倫	一
巻之三百六十七	人倫	一
巻之三百六十八	人倫	一
巻之三百六十九	人倫	一
巻之三百七十	人倫	一
巻之三百七十一	人倫	一
巻之三百七十二	人倫	一
巻之三百七十三	人倫	一
巻之三百七十四	人倫	一
巻之三百七十五	人倫	一
巻之三百七十六	人倫	一
巻之三百七十七	人倫	一
巻之三百七十八	人倫	一
巻之三百七十九	人倫	一
巻之三百八十	人倫	一
巻之三百八十一	人倫	一
巻之三百八十二	人倫	一
巻之三百八十三	人倫	一
巻之三百八十四	人倫	一
巻之三百八十五	人倫	一
巻之三百八十六	人倫	一
巻之三百八十七	人倫	一
巻之三百八十八	人倫	一
巻之三百八十九	人倫	一
巻之三百九十	人倫	一
巻之三百九十一	人倫	一
巻之三百九十二	人倫	一
巻之三百九十三	人倫	一
巻之三百九十四	人倫	一
巻之三百九十五	人倫	一
巻之三百九十六	人倫	一
巻之三百九十七	人倫	一
巻之三百九十八	人倫	一
巻之三百九十九	人倫	一
巻之四百	人倫	一
巻之四百一	人倫	一
巻之四百二	人倫	一
巻之四百三	人倫	一
巻之四百四	人倫	一
巻之四百五	人倫	一
巻之四百六	人倫	一
巻之四百七	人倫	一
巻之四百八	人倫	一
巻之四百九	人倫	一
巻之四百十	人倫	一
巻之四百十一	人倫	一
巻之四百十二	人倫	一
巻之四百十三	人倫	一
巻之四百十四	人倫	一
巻之四百十五	人倫	一
巻之四百十六	人倫	一
巻之四百十七	人倫	一
巻之四百十八	人倫	一
巻之四百十九	人倫	一
巻之四百二十	人倫	一
巻之四百二十一	人倫	一
巻之四百二十二	人倫	一
巻之四百二十三	人倫	一
巻之四百二十四	人倫	一
巻之四百二十五	人倫	一
巻之四百二十六	人倫	一
巻之四百二十七	人倫	一
巻之四百二十八	人倫	一
巻之四百二十九	人倫	一
巻之四百三十	人倫	一
巻之四百三十一	人倫	一
巻之四百三十二	人倫	一
巻之四百三十三	人倫	一
巻之四百三十四	人倫	一
巻之四百三十五	人倫	一
巻之四百三十六	人倫	一
巻之四百三十七	人倫	一
巻之四百三十八	人倫	一
巻之四百三十九	人倫	一
巻之四百四十	人倫	一
巻之四百四十一	人倫	一
巻之四百四十二	人倫	一
巻之四百四十三	人倫	一
巻之四百四十四	人倫	一
巻之四百四十五	人倫	一
巻之四百四十六	人倫	一
巻之四百四十七	人倫	一
巻之四百四十八	人倫	一
巻之四百四十九	人倫	一
巻之四百五十	人倫	一
巻之四百五十一	人倫	一
巻之四百五十二	人倫	一
巻之四百五十三	人倫	一
巻之四百五十四	人倫	一
巻之四百五十五	人倫	一
巻之四百五十六	人倫	一
巻之四百五十七	人倫	一
巻之四百五十八	人倫	一
巻之四百五十九	人倫	一
巻之四百六十	人倫	一
巻之四百六十一	人倫	一
巻之四百六十二	人倫	一
巻之四百六十三	人倫	一
巻之四百六十四	人倫	一
巻之四百六十五	人倫	一
巻之四百六十六	人倫	一
巻之四百六十七	人倫	一
巻之四百六十八	人倫	一
巻之四百六十九	人倫	一
巻之四百七十	人倫	一
巻之四百七十一	人倫	一
巻之四百七十二	人倫	一
巻之四百七十三	人倫	一
巻之四百七十四	人倫	一
巻之四百七十五	人倫	一
巻之四百七十六	人倫	一
巻之四百七十七	人倫	一
巻之四百七十八	人倫	一
巻之四百七十九	人倫	一
巻之四百八十	人倫	一
巻之四百八十一	人倫	一
巻之四百八十二	人倫	一
巻之四百八十三	人倫	一
巻之四百八十四	人倫	一
巻之四百八十五	人倫	一
巻之四百八十六	人倫	一
巻之四百八十七	人倫	一
巻之四百八十八	人倫	一
巻之四百八十九	人倫	一
巻之四百九十	人倫	一
巻之四百九十一	人倫	一
巻之四百九十二	人倫	一
巻之四百九十三	人倫	一
巻之四百九十四	人倫	一
巻之四百九十五	人倫	一
巻之四百九十六	人倫	一
巻之四百九十七	人倫	一
巻之四百九十八	人倫	一
巻之四百九十九	人倫	一
巻之五百	人倫	一
巻之五百一	人倫	一
巻之五百二	人倫	一
巻之五百三	人倫	一
巻之五百四	人倫	一
巻之五百五	人倫	一
巻之五百六	人倫	一
巻之五百七	人倫	一
巻之五百八	人倫	一
巻之五百九	人倫	一
巻之五百十	人倫	一
巻之五百十一	人倫	一
巻之五百十二	人倫	一
巻之五百十三	人倫	一
巻之五百十四	人倫	一
巻之五百十五	人倫	一
巻之五百十六	人倫	一
巻之五百十七	人倫	一
巻之五百十八	人倫	一
巻之五百十九	人倫	一
巻之五百二十	人倫	一
巻之五百二十一	人倫	一
巻之五百二十二	人倫	一
巻之五百二十三	人倫	一
巻之五百二十四	人倫	一
巻之五百二十五	人倫	一
巻之五百二十六	人倫	一
巻之五百二十七	人倫	一
巻之五百二十八	人倫	一
巻之五百二十九	人倫	一
巻之五百三十	人倫	一
巻之五百三十一	人倫	一
巻之五百三十二	人倫	一
巻之五百三十三	人倫	一
巻之五百三十四	人倫	一
巻之五百三十五	人倫	一
巻之五百三十六	人倫	一
巻之五百三十七	人倫	一
巻之五百三十八	人倫	一
巻之五百三十九	人倫	一
巻之五百四十	人倫	一
巻之五百四十一	人倫	一
巻之五百四十二	人倫	一
巻之五百四十三	人倫	一
巻之五百四十四	人倫	一
巻之五百四十五	人倫	一
巻之五百四十六	人倫	一
巻之五百四十七	人倫	一
巻之五百四十八	人倫	一
巻之五百四十九	人倫	一
巻之五百五十	人倫	一
巻之五百五十一	人倫	一
巻之五百五十二	人倫	一
巻之五百五十三	人倫	一
巻之五百五十四	人倫	一
巻之五百五十五	人倫	一
巻之五百五十六	人倫	一
巻之五百五十七	人倫	一
巻之五百五十八	人倫	一
巻之五百五十九	人倫	一
巻之五百六十	人倫	一
巻之五百六十一	人倫	一
巻之五百六十二	人倫	一
巻之五百六十三	人倫	一
巻之五百六十四	人倫	一
巻之五百六十五	人倫	一
巻之五百六十六	人倫	一
巻之五百六十七	人倫	一
巻之五百六十八	人倫	一
巻之五百六十九	人倫	一
巻之五百七十	人倫	一
巻之五百七十一	人倫	一
巻之五百七十二	人倫	一
巻之五百七十三	人倫	一
巻之五百七十四	人倫	一
巻之五百七十五	人倫	一
巻之五百七十六	人倫	一
巻之五百七十七	人倫	一
巻之五百七十八	人倫	一
巻之五百七十九	人倫	一
巻之五百八十	人倫	一
巻之五百八十一	人倫	一
巻之五百八十二	人倫	一
巻之五百八十三	人倫	一
巻之五百八十四	人倫	一
巻之五百八十五	人倫	一
巻之五百八十六	人倫	一
巻之五百八十七	人倫	一
巻之五百八十八	人倫	一
巻之五百八十九	人倫	一
巻之五百九十	人倫	一
巻之五百九十一	人倫	一
巻之五百九十二	人倫	一
巻之五百九十三	人倫	一
巻之五百九十四	人倫	一
巻之五百九十五	人倫	一
巻之五百九十六	人倫	一
巻之五百九十七	人倫	一
巻之五百九十八	人倫	一
巻之五百九十九	人倫	一
巻之六百	人倫	一
巻之六百一	人倫	一
巻之六百二	人倫	一
巻之六百三	人倫	一
巻之六百四	人倫	一
巻之六百五	人倫	一
巻之六百六	人倫	一
巻之六百七	人倫	一
巻之六百八	人倫	一
巻之六百九	人倫	一
巻之六百十	人倫	一
巻之六百十一	人倫	一
巻之六百十二	人倫	一
巻之六百十三	人倫	一
巻之六百十四	人倫	一
巻之六百十五	人倫	一
巻之六百十六	人倫	一
巻之六百十七	人倫	一
巻之六百十八	人倫	一
巻之六百十九	人倫	一
巻之六百二十	人倫	一
巻之六百二十一	人倫	一
巻之六百二十二	人倫	一
巻之六百二十三	人倫	一
巻之六百二十四	人倫	一
巻之六百二十五	人倫	一
巻之六百二十六	人倫	一
巻之六百二十七	人倫	一
巻之六百二十八	人倫	一
巻之六百二十九	人倫	一
巻之六百三十	人倫	一
巻之六百三十一	人倫	一
巻之六百三十二	人倫	一
巻之六百三十三	人倫	一
巻之六百三十四	人倫	一
巻之六百三十五	人倫	一
巻之六百三十六	人倫	一
巻之六百三十七	人倫	一
巻之六百三十八	人倫	一
巻之六百三十九	人倫	一
巻之六百四十	人倫	一
巻之六百四十一	人倫	一
巻之六百四十二	人倫	一
巻之六百四十三	人倫	一
巻之六百四十四	人倫	一
巻之六百四十五	人倫	一
巻之六百四十六	人倫	一
巻之六百四十七	人倫	一
巻之六百四十八	人倫	一
巻之六百四十九	人倫	一
巻之六百五十	人倫	一
巻之六百五十一	人倫	一
巻之六百五十二	人倫	一
巻之六百五十三	人倫	一
巻之六百五十四	人倫	一
巻之六百五十五	人倫	一
巻之六百五十六	人倫	一
巻之六百五十七	人倫	一
巻之六百五十八	人倫	一
巻之六百五十九	人倫	一
巻之六百六十	人倫	一
巻之六百六十一	人倫	一
巻之六百六十二	人倫	一
巻之六百六十三	人倫	一
巻之六百六十四	人倫	一
巻之六百六十五	人倫	一
巻之六百六十六	人倫	一
巻之六百六十七	人倫	一
巻之六百六十八	人倫	一
巻之六百六十九	人倫	一
巻之六百七十	人倫	一
巻之六百七十一	人倫	一
巻之六百七十二	人倫	一
巻之六百七十三	人倫	一
巻之六百七十四	人倫	一
巻之六百七十五	人倫	一
巻之六百七十六	人倫	一
巻之六百七十七	人倫	一
巻之六百七十八	人倫	一
巻之六百七十九	人倫	一
巻之六百八十	人倫	一
巻之六百八十一	人倫	一
巻之六百八十二	人倫	一
巻之六百八十三	人倫	一
巻之六百八十四	人倫	一
巻之六百八十五	人倫	一
巻之六百八十六	人倫	一
巻之六百八十七	人倫	一
巻之六百八十八	人倫	一
巻之六百八十九	人倫	一
巻之六百九十	人倫	一
巻之六百九十一	人倫	一
巻之六百九十二	人倫	一
巻之六百九十三	人倫	一
巻之六百九十四	人倫	一
巻之六百九十五	人倫	一
巻之六百九十六	人倫	一
巻之六百九十七	人倫	一
巻之六百九十八	人倫	一
巻之六百九十九	人倫	一
巻之七百	人倫	一
巻之七百一	人倫	一
巻之七百二	人倫	一
巻之七百三	人倫	一
巻之七百四	人倫	一
巻之七百五	人倫	一
巻之七百六	人倫	一
巻之七百七	人倫	一
巻之七百八	人倫	一
巻之七百九	人倫	一
巻之七百十	人倫	一
巻之七百十一	人倫	一
巻之七百十二	人倫	一
巻之七百十三	人倫	一
巻之七百十四	人倫	一
巻之七百十五	人倫	一
巻之七百十六	人倫	一
巻之七百十七	人倫	一
巻之七百十八	人倫	一
巻之七百十九	人倫	一

憲法之意義與憲法學之研究

第一節

一　憲法之意義

憲法之意義，因觀察之角度不同，而有不同之解釋。茲分述如下：

（一）實質意義之憲法與形式意義之憲法

實質意義之憲法，係指國家組織及國家權力行使之基本原則而言。形式意義之憲法，則指憲法典而言。

（二）固有意義之憲法與立憲意義之憲法

固有意義之憲法，係指國家組織及國家權力行使之基本原則而言。立憲意義之憲法，則指憲法典而言。

（三）成文憲法與不成文憲法

成文憲法，係指以文字記載之憲法典而言。不成文憲法，則指不以文字記載之憲法而言。

（四）剛性憲法與柔性憲法

剛性憲法，係指修改程序較普通法律為嚴格之憲法而言。柔性憲法，則指修改程序與普通法律相同之憲法而言。

（五）欽定憲法與民定憲法

欽定憲法，係指由君主頒布之憲法而言。民定憲法，則指由人民制定之憲法而言。

（六）協約憲法與非協約憲法

協約憲法，係指由兩個以上之國家或團體協商制定之憲法而言。非協約憲法，則指非由協商制定之憲法而言。

（七）單一憲法與聯邦憲法

單一憲法，係指一國僅有一部憲法而言。聯邦憲法，則指聯邦各邦各有憲法而言。

（八）分權憲法與集權憲法

分權憲法，係指採行分權制度之憲法而言。集權憲法，則指採行集權制度之憲法而言。

（九）其他

除上述各種分類外，尚有其他分類方式，茲不贅述。

二　憲法學之研究

憲法學之研究，可分為下列數種：

（一）憲法學之意義

憲法學，係指研究憲法之學問而言。

（二）憲法學之研究方法

憲法學之研究方法，可分為下列數種：

（三）憲法學之研究範圍

憲法學之研究範圍，可分為下列數種：

（四）憲法學之研究目的

憲法學之研究目的，可分為下列數種：

（五）憲法學之研究價值

憲法學之研究價值，可分為下列數種：

（六）憲法學之研究趨勢

憲法學之研究趨勢，可分為下列數種：

（七）憲法學之研究困難

憲法學之研究困難，可分為下列數種：

（八）憲法學之研究成果

憲法學之研究成果，可分為下列數種：

（九）憲法學之研究展望

憲法學之研究展望，可分為下列數種：

抗戰以來之我國田賦稅

張　肖梅

一、緒　言

二、抗戰以來田賦之整理

三、抗戰以來田賦之徵收

四、抗戰以來田賦之徵實

五、抗戰以來田賦之徵購

六、抗戰以來田賦之徵借

七、抗戰以來田賦之徵糧

八、抗戰以來田賦之徵購

九、抗戰以來田賦之徵借

十、抗戰以來田賦之徵糧

十一、抗戰以來田賦之徵購

十二、抗戰以來田賦之徵借

十三、抗戰以來田賦之徵糧

十四、抗戰以來田賦之徵購

十五、抗戰以來田賦之徵借

十六、抗戰以來田賦之徵糧

十七、抗戰以來田賦之徵購

十八、抗戰以來田賦之徵借

十九、抗戰以來田賦之徵糧

二十、抗戰以來田賦之徵購

二十一、抗戰以來田賦之徵借

二十二、抗戰以來田賦之徵糧

二十三、抗戰以來田賦之徵購

二十四、抗戰以來田賦之徵借

二十五、抗戰以來田賦之徵糧

二十六、抗戰以來田賦之徵購

二十七、抗戰以來田賦之徵借

二十八、抗戰以來田賦之徵糧

二十九、抗戰以來田賦之徵購

三十、抗戰以來田賦之徵借

三十一、抗戰以來田賦之徵糧

三十二、抗戰以來田賦之徵購

三十三、抗戰以來田賦之徵借

三十四、抗戰以來田賦之徵糧

三十五、抗戰以來田賦之徵購

三十六、抗戰以來田賦之徵借

三十七、抗戰以來田賦之徵糧

三十八、抗戰以來田賦之徵購

三十九、抗戰以來田賦之徵借

四十、抗戰以來田賦之徵糧

四十一、抗戰以來田賦之徵購

四十二、抗戰以來田賦之徵借

四十三、抗戰以來田賦之徵糧

四十四、抗戰以來田賦之徵購

四十五、抗戰以來田賦之徵借

四十六、抗戰以來田賦之徵糧

四十七、抗戰以來田賦之徵購

四十八、抗戰以來田賦之徵借

四十九、抗戰以來田賦之徵糧

五十、抗戰以來田賦之徵購

五十一、抗戰以來田賦之徵借

五十二、抗戰以來田賦之徵糧

五十三、抗戰以來田賦之徵購

五十四、抗戰以來田賦之徵借

五十五、抗戰以來田賦之徵糧

五十六、抗戰以來田賦之徵購

五十七、抗戰以來田賦之徵借

五十八、抗戰以來田賦之徵糧

五十九、抗戰以來田賦之徵購

六十、抗戰以來田賦之徵借

六十一、抗戰以來田賦之徵糧

六十二、抗戰以來田賦之徵購

六十三、抗戰以來田賦之徵借

六十四、抗戰以來田賦之徵糧

六十五、抗戰以來田賦之徵購

六十六、抗戰以來田賦之徵借

六十七、抗戰以來田賦之徵糧

六十八、抗戰以來田賦之徵購

六十九、抗戰以來田賦之徵借

七十、抗戰以來田賦之徵糧

七十一、抗戰以來田賦之徵購

七十二、抗戰以來田賦之徵借

七十三、抗戰以來田賦之徵糧

七十四、抗戰以來田賦之徵購

七十五、抗戰以來田賦之徵借

七十六、抗戰以來田賦之徵糧

七十七、抗戰以來田賦之徵購

七十八、抗戰以來田賦之徵借

七十九、抗戰以來田賦之徵糧

八十、抗戰以來田賦之徵購

八十一、抗戰以來田賦之徵借

八十二、抗戰以來田賦之徵糧

八十三、抗戰以來田賦之徵購

八十四、抗戰以來田賦之徵借

八十五、抗戰以來田賦之徵糧

八十六、抗戰以來田賦之徵購

八十七、抗戰以來田賦之徵借

八十八、抗戰以來田賦之徵糧

八十九、抗戰以來田賦之徵購

九十、抗戰以來田賦之徵借

九十一、抗戰以來田賦之徵糧

九十二、抗戰以來田賦之徵購

九十三、抗戰以來田賦之徵借

九十四、抗戰以來田賦之徵糧

九十五、抗戰以來田賦之徵購

九十六、抗戰以來田賦之徵借

九十七、抗戰以來田賦之徵糧

九十八、抗戰以來田賦之徵購

九十九、抗戰以來田賦之徵借

一百、抗戰以來田賦之徵糧

一百一、抗戰以來田賦之徵購

一百二、抗戰以來田賦之徵借

一百三、抗戰以來田賦之徵糧

一百四、抗戰以來田賦之徵購

一百五、抗戰以來田賦之徵借

一百六、抗戰以來田賦之徵糧

一百七、抗戰以來田賦之徵購

一百八、抗戰以來田賦之徵借

一百九、抗戰以來田賦之徵糧

一百十、抗戰以來田賦之徵購

一百十一、抗戰以來田賦之徵借

一百十二、抗戰以來田賦之徵糧

一百十三、抗戰以來田賦之徵購

一百十四、抗戰以來田賦之徵借

一百十五、抗戰以來田賦之徵糧

一百十六、抗戰以來田賦之徵購

一百十七、抗戰以來田賦之徵借

一百十八、抗戰以來田賦之徵糧

一百十九、抗戰以來田賦之徵購

一百二十、抗戰以來田賦之徵借

一百二十一、抗戰以來田賦之徵糧

一百二十二、抗戰以來田賦之徵購

一百二十三、抗戰以來田賦之徵借

一百二十四、抗戰以來田賦之徵糧

一百二十五、抗戰以來田賦之徵購

一百二十六、抗戰以來田賦之徵借

一百二十七、抗戰以來田賦之徵糧

一百二十八、抗戰以來田賦之徵購

一百二十九、抗戰以來田賦之徵借

一百三十、抗戰以來田賦之徵糧

一百三十一、抗戰以來田賦之徵購

一百三十二、抗戰以來田賦之徵借

一百三十三、抗戰以來田賦之徵糧

一百三十四、抗戰以來田賦之徵購

一百三十五、抗戰以來田賦之徵借

一百三十六、抗戰以來田賦之徵糧

一百三十七、抗戰以來田賦之徵購

一百三十八、抗戰以來田賦之徵借

一百三十九、抗戰以來田賦之徵糧

一百四十、抗戰以來田賦之徵購

一百四十一、抗戰以來田賦之徵借

一百四十二、抗戰以來田賦之徵糧

一百四十三、抗戰以來田賦之徵購

一百四十四、抗戰以來田賦之徵借

一百四十五、抗戰以來田賦之徵糧

一百四十六、抗戰以來田賦之徵購

一百四十七、抗戰以來田賦之徵借

一百四十八、抗戰以來田賦之徵糧

一百四十九、抗戰以來田賦之徵購

一百五十、抗戰以來田賦之徵借

一百五十一、抗戰以來田賦之徵糧

一百五十二、抗戰以來田賦之徵購

一百五十三、抗戰以來田賦之徵借

一百五十四、抗戰以來田賦之徵糧

一百五十五、抗戰以來田賦之徵購

一百五十六、抗戰以來田賦之徵借

一百五十七、抗戰以來田賦之徵糧

一百五十八、抗戰以來田賦之徵購

一百五十九、抗戰以來田賦之徵借

一百六十、抗戰以來田賦之徵糧

一百六十一、抗戰以來田賦之徵購

一百六十二、抗戰以來田賦之徵借

一百六十三、抗戰以來田賦之徵糧

一百六十四、抗戰以來田賦之徵購

一百六十五、抗戰以來田賦之徵借

一百六十六、抗戰以來田賦之徵糧

一百六十七、抗戰以來田賦之徵購

一百六十八、抗戰以來田賦之徵借

一百六十九、抗戰以來田賦之徵糧

一百七十、抗戰以來田賦之徵購

一百七十一、抗戰以來田賦之徵借

一百七十二、抗戰以來田賦之徵糧

一百七十三、抗戰以來田賦之徵購

一百七十四、抗戰以來田賦之徵借

一百七十五、抗戰以來田賦之徵糧

一百七十六、抗戰以來田賦之徵購

一百七十七、抗戰以來田賦之徵借

一百七十八、抗戰以來田賦之徵糧

一百七十九、抗戰以來田賦之徵購

一百八十、抗戰以來田賦之徵借

一百八十一、抗戰以來田賦之徵糧

一百八十二、抗戰以來田賦之徵購

一百八十三、抗戰以來田賦之徵借

一百八十四、抗戰以來田賦之徵糧

一百八十五、抗戰以來田賦之徵購

一百八十六、抗戰以來田賦之徵借

一百八十七、抗戰以來田賦之徵糧

一百八十八、抗戰以來田賦之徵購

一百八十九、抗戰以來田賦之徵借

一百九十、抗戰以來田賦之徵糧

一百九十一、抗戰以來田賦之徵購

一百九十二、抗戰以來田賦之徵借

一百九十三、抗戰以來田賦之徵糧

一百九十四、抗戰以來田賦之徵購

一百九十五、抗戰以來田賦之徵借

一百九十六、抗戰以來田賦之徵糧

一百九十七、抗戰以來田賦之徵購

一百九十八、抗戰以來田賦之徵借

一百九十九、抗戰以來田賦之徵糧

二百、抗戰以來田賦之徵購

二百一、抗戰以來田賦之徵借

二百二、抗戰以來田賦之徵糧

二百三、抗戰以來田賦之徵購

二百四、抗戰以來田賦之徵借

二百五、抗戰以來田賦之徵糧

二百六、抗戰以來田賦之徵購

二百七、抗戰以來田賦之徵借

二百八、抗戰以來田賦之徵糧

二百九、抗戰以來田賦之徵購

二百十、抗戰以來田賦之徵借

二百十一、抗戰以來田賦之徵糧

二百十二、抗戰以來田賦之徵購

二百十三、抗戰以來田賦之徵借

二百十四、抗戰以來田賦之徵糧

二百十五、抗戰以來田賦之徵購

二百十六、抗戰以來田賦之徵借

二百十七、抗戰以來田賦之徵糧

二百十八、抗戰以來田賦之徵購

二百十九、抗戰以來田賦之徵借

二百二十、抗戰以來田賦之徵糧

二百二十一、抗戰以來田賦之徵購

二百二十二、抗戰以來田賦之徵借

二百二十三、抗戰以來田賦之徵糧

二百二十四、抗戰以來田賦之徵購

二百二十五、抗戰以來田賦之徵借

二百二十六、抗戰以來田賦之徵糧

二百二十七、抗戰以來田賦之徵購

二百二十八、抗戰以來田賦之徵借

二百二十九、抗戰以來田賦之徵糧

二百三十、抗戰以來田賦之徵購

二百三十一、抗戰以來田賦之徵借

二百三十二、抗戰以來田賦之徵糧

二百三十三、抗戰以來田賦之徵購

二百三十四、抗戰以來田賦之徵借

二百三十五、抗戰以來田賦之徵糧

二百三十六、抗戰以來田賦之徵購

二百三十七、抗戰以來田賦之徵借

二百三十八、抗戰以來田賦之徵糧

二百三十九、抗戰以來田賦之徵購

二百四十、抗戰以來田賦之徵借

二百四十一、抗戰以來田賦之徵糧

二百四十二、抗戰以來田賦之徵購

二百四十三、抗戰以來田賦之徵借

二百四十四、抗戰以來田賦之徵糧

二百四十五、抗戰以來田賦之徵購

二百四十六、抗戰以來田賦之徵借

二百四十七、抗戰以來田賦之徵糧

二百四十八、抗戰以來田賦之徵購

二百四十九、抗戰以來田賦之徵借

二百五十、抗戰以來田賦之徵糧

二百五十一、抗戰以來田賦之徵購

二百五十二、抗戰以來田賦之徵借

二百五十三、抗戰以來田賦之徵糧

二百五十四、抗戰以來田賦之徵購

二百五十五、抗戰以來田賦之徵借

二百五十六、抗戰以來田賦之徵糧

二百五十七、抗戰以來田賦之徵購

二百五十八、抗戰以來田賦之徵借

二百五十九、抗戰以來田賦之徵糧

二百六十、抗戰以來田賦之徵購

二百六十一、抗戰以來田賦之徵借

二百六十二、抗戰以來田賦之徵糧

二百六十三、抗戰以來田賦之徵購

二百六十四、抗戰以來田賦之徵借

二百六十五、抗戰以來田賦之徵糧

二百六十六、抗戰以來田賦之徵購

二百六十七、抗戰以來田賦之徵借

二百六十八、抗戰以來田賦之徵糧

二百六十九、抗戰以來田賦之徵購

二百七十、抗戰以來田賦之徵借

二百七十一、抗戰以來田賦之徵糧

二百七十二、抗戰以來田賦之徵購

二百七十三、抗戰以來田賦之徵借

二百七十四、抗戰以來田賦之徵糧

二百七十五、抗戰以來田賦之徵購

二百七十六、抗戰以來田賦之徵借

二百七十七、抗戰以來田賦之徵糧

二百七十八、抗戰以來田賦之徵購

二百七十九、抗戰以來田賦之徵借

二百八十、抗戰以來田賦之徵糧

二百八十一、抗戰以來田賦之徵購

二百八十二、抗戰以來田賦之徵借

二百八十三、抗戰以來田賦之徵糧

二百八十四、抗戰以來田賦之徵購

二百八十五、抗戰以來田賦之徵借

二百八十六、抗戰以來田賦之徵糧

二百八十七、抗戰以來田賦之徵購

二百八十八、抗戰以來田賦之徵借

二百八十九、抗戰以來田賦之徵糧

二百九十、抗戰以來田賦之徵購

二百九十一、抗戰以來田賦之徵借

二百九十二、抗戰以來田賦之徵糧

二百九十三、抗戰以來田賦之徵購

二百九十四、抗戰以來田賦之徵借

二百九十五、抗戰以來田賦之徵糧

二百九十六、抗戰以來田賦之徵購

二百九十七、抗戰以來田賦之徵借

二百九十八、抗戰以來田賦之徵糧

二百九十九、抗戰以來田賦之徵購

三百、抗戰以來田賦之徵借

三百一、抗戰以來田賦之徵糧

三百二、抗戰以來田賦之徵購

三百三、抗戰以來田賦之徵借

三百四、抗戰以來田賦之徵糧

三百五、抗戰以來田賦之徵購

三百六、抗戰以來田賦之徵借

三百七、抗戰以來田賦之徵糧

三百八、抗戰以來田賦之徵購

三百九、抗戰以來田賦之徵借

三百十、抗戰以來田賦之徵糧

三百十一、抗戰以來田賦之徵購

三百十二、抗戰以來田賦之徵借

三百十三、抗戰以來田賦之徵糧

三百十四、抗戰以來田賦之徵購

三百十五、抗戰以來田賦之徵借

三百十六、抗戰以來田賦之徵糧

三百十七、抗戰以來田賦之徵購

三百十八、抗戰以來田賦之徵借

三百十九、抗戰以來田賦之徵糧

三百二十、抗戰以來田賦之徵購

三百二十一、抗戰以來田賦之徵借

三百二十二、抗戰以來田賦之徵糧

三百二十三、抗戰以來田賦之徵購

三百二十四、抗戰以來田賦之徵借

三百二十五、抗戰以來田賦之徵糧

三百二十六、抗戰以來田賦之徵購

三百二十七、抗戰以來田賦之徵借

三百二十八、抗戰以來田賦之徵糧

三百二十九、抗戰以來田賦之徵購

三百三十、抗戰以來田賦之徵借

三百三十一、抗戰以來田賦之徵糧

三百三十二、抗戰以來田賦之徵購

三百三十三、抗戰以來田賦之徵借

三百三十四、抗戰以來田賦之徵糧

三百三十五、抗戰以來田賦之徵購

三百三十六、抗戰以來田賦之徵借

三百三十七、抗戰以來田賦之徵糧

三百三十八、抗戰以來田賦之徵購

三百三十九、抗戰以來田賦之徵借

三百四十、抗戰以來田賦之徵糧

三百四十一、抗戰以來田賦之徵購

三百四十二、抗戰以來田賦之徵借

三百四十三、抗戰以來田賦之徵糧

三百四十四、抗戰以來田賦之徵購

三百四十五、抗戰以來田賦之徵借

三百四十六、抗戰以來田賦之徵糧

三百四十七、抗戰以來田賦之徵購

三百四十八、抗戰以來田賦之徵借

三百四十九、抗戰以來田賦之徵糧

三百五十、抗戰以來田賦之徵購

三百五十一、抗戰以來田賦之徵借

三百五十二、抗戰以來田賦之徵糧

三百五十三、抗戰以來田賦之徵購

三百五十四、抗戰以來田賦之徵借

三百五十五、抗戰以來田賦之徵糧

三百五十六、抗戰以來田賦之徵購

三百五十七、抗戰以來田賦之徵借

三百五十八、抗戰以來田賦之徵糧

三百五十九、抗戰以來田賦之徵購

三百六十、抗戰以來田賦之徵借

三百六十一、抗戰以來田賦之徵糧

三百六十二、抗戰以來田賦之徵購

三百六十三、抗戰以來田賦之徵借

三百六十四、抗戰以來田賦之徵糧

三百六十五、抗戰以來田賦之徵購

三百六十六、抗戰以來田賦之徵借

三百六十七、抗戰以來田賦之徵糧

三百六十八、抗戰以來田賦之徵購

三百六十九、抗戰以來田賦之徵借

三百七十、抗戰以來田賦之徵糧

三百七十一、抗戰以來田賦之徵購

三百七十二、抗戰以來田賦之徵借

三百七十三、抗戰以來田賦之徵糧

三百七十四、抗戰以來田賦之徵購

三百七十五、抗戰以來田賦之徵借

三百七十六、抗戰以來田賦之徵糧

三百七十七、抗戰以來田賦之徵購

三百七十八、抗戰以來田賦之徵借

三百七十九、抗戰以來田賦之徵糧

三百八十、抗戰以來田賦之徵購

三百八十一、抗戰以來田賦之徵借

三百八十二、抗戰以來田賦之徵糧

三百八十三、抗戰以來田賦之徵購

三百八十四、抗戰以來田賦之徵借

三百八十五、抗戰以來田賦之徵糧

三百八十六、抗戰以來田賦之徵購

三百八十七、抗戰以來田賦之徵借

三百八十八、抗戰以來田賦之徵糧

三百八十九、抗戰以來田賦之徵購

三百九十、抗戰以來田賦之徵借

三百九十一、抗戰以來田賦之徵糧

三百九十二、抗戰以來田賦之徵購

三百九十三、抗戰以來田賦之徵借

三百九十四、抗戰以來田賦之徵糧

三百九十五、抗戰以來田賦之徵購

三百九十六、抗戰以來田賦之徵借

三百九十七、抗戰以來田賦之徵糧

三百九十八、抗戰以來田賦之徵購

三百九十九、抗戰以來田賦之徵借

四百、抗戰以來田賦之徵糧

四百一、抗戰以來田賦之徵購

四百二、抗戰以來田賦之徵借

四百三、抗戰以來田賦之徵糧

四百四、抗戰以來田賦之徵購

四百五、抗戰以來田賦之徵借

四百六、抗戰以來田賦之徵糧

四百七、抗戰以來田賦之徵購

四百八、抗戰以來田賦之徵借

四百九、抗戰以來田賦之徵糧

四百十、抗戰以來田賦之徵購

四百十一、抗戰以來田賦之徵借

四百十二、抗戰以來田賦之徵糧

四百十三、抗戰以來田賦之徵購

四百十四、抗戰以來田賦之徵借

四百十五、抗戰以來田賦之徵糧

四百十六、抗戰以來田賦之徵購

四百十七、抗戰以來田賦之徵借

四百十八、抗戰以來田賦之徵糧

四百十九、抗戰以來田賦之徵購

四百二十、抗戰以來田賦之徵借

四百二十一、抗戰以來田賦之徵糧

四百二十二、抗戰以來田賦之徵購

四百二十三、抗戰以來田賦之徵借

四百二十四、抗戰以來田賦之徵糧

四百二十五、抗戰以來田賦之徵購

四百二十六、抗戰以來田賦之徵借

四百二十七、抗戰以來田賦之徵糧

四百二十八、抗戰以來田賦之徵購

四百二十九、抗戰以來田賦之徵借

四百三十、抗戰以來田賦之徵糧

四百三十一、抗戰以來田賦之徵購

四百三十二、抗戰以來田賦之徵借

四百三十三、抗戰以來田賦之徵糧

四百三十四、抗戰以來田賦之徵購

四百三十五、抗戰以來田賦之徵借

四百三十六、抗戰以來田賦之徵糧

四百三十七、抗戰以來田賦之徵購

四百三十八、抗戰以來田賦之徵借

四百三十九、抗戰以來田賦之徵糧

四百四十、抗戰以來田賦之徵購

四百四十一、抗戰以來田賦之徵借

四百四十二、抗戰以來田賦之徵糧

四百四十三、抗戰以來田賦之徵購

四百四十四、抗戰以來田賦之徵借

四百四十五、抗戰以來田賦之徵糧

四百四十六、抗戰以來田賦之徵購

四百四十七、抗戰以來田賦之徵借

四百四十八、抗戰以來田賦之徵糧

四百四十九、抗戰以來田賦之徵購

四百五十、抗戰以來田賦之徵借

四百五十一、抗戰以來田賦之徵糧

四百五十二、抗戰以來田賦之徵購

四百五十三、抗戰以來田賦之徵借

四百五十四、抗戰以來田賦之徵糧

四百五十五、抗戰以來田賦之徵購

四百五十六、抗戰以來田賦之徵借

四百五十七、抗戰以來田賦之徵糧

四百五十八、抗戰以來田賦之徵購

四百五十九、抗戰以來田賦之徵借

四百六十、抗戰以來田賦之徵糧

四百六十一、抗戰以來田賦之徵購

四百六十二、抗戰以來田賦之徵借

四百六十三、抗戰以來田賦之徵糧

四百六十四、抗戰以來田賦之徵購

四百六十五、抗戰以來田賦之徵借

四百六十六、抗戰以來田賦之徵糧

四百六十七、抗戰以來田賦之徵購

四百六十八、抗戰以來田賦之徵借

四百六十九、抗戰以來田賦之徵糧

四百七十、抗戰以來田賦之徵購

四百七十一、抗戰以來田賦之徵借

四百七十二、抗戰以來田賦之徵糧

四百七十三、抗戰以來田賦之徵購

四百七十四、抗戰以來田賦之徵借

四百七十五、抗戰以來田賦之徵糧

四百七十六、抗戰以來田賦之徵購

四百七十七、抗戰以來田賦之徵借

四百七十八、抗戰以來田賦之徵糧

四百七十九、抗戰以來田賦之徵購

四百八十、抗戰以來田賦之徵借

四百八十一、抗戰以來田賦之徵糧

四百八十二、抗戰以來田賦之徵購

四百八十三、抗戰以來田賦之徵借

四百八十四、抗戰以來田賦之徵糧

四百八十五、抗戰以來田賦之徵購

四百八十六、抗戰以來田賦之徵借

四百八十七、抗戰以來田賦之徵糧

四百八十八、抗戰以來田賦之徵購

四百八十九、抗戰以來田賦之徵借

四百九十、抗戰以來田賦之徵糧

四百九十一、抗戰以來田賦之徵購

四百九十二、抗戰以來田賦之徵借

四百九十三、抗戰以來田賦之徵糧

四百九十四、抗戰以來田賦之徵購

四百九十五、抗戰以來田賦之徵借

四百九十六、抗戰以來田賦之徵糧

四百九十七、抗戰以來田賦之徵購

四百九十八、抗戰以來田賦之徵借

四百九十九、抗戰以來田賦之徵糧

五百、抗戰以來田賦之徵購

五百一、抗戰以來田賦之徵借

五百二、抗戰以來田賦之徵糧

五百三、抗戰以來田賦之徵購

五百四、抗戰以來田賦之徵借

五百五、抗戰以來田賦之徵糧

五百六、抗戰以來田賦之徵購

五百七、抗戰以來田賦之徵借

五百八、抗戰以來田賦之徵糧

五百九、抗戰以來田賦之徵購

五百十、抗戰以來田賦之徵借

五百十一、抗戰以來田賦之徵糧

五百十二、抗戰以來田賦之徵購

五百十三、抗戰以來田賦之徵借

五百十四、抗戰以來田賦之徵糧

五百十五、抗戰以來田賦之徵購

五百十六、抗戰以來田賦之徵借

五百十七、抗戰以來田賦之徵糧

五百十八、抗戰以來田賦之徵購

五百十九、抗戰以來田賦之徵借

五百二十、抗戰以來田賦之徵糧

五百二十一、抗戰以來田賦之徵購

五百二十二、抗戰以來田賦之徵借

五百二十三、抗戰以來田賦之徵糧

五百二十四、抗戰以來田賦之徵購

五百二十五、抗戰以來田賦之徵借

五百二十六、抗戰以來田賦之徵糧

五百二十七、抗戰以來田賦之徵購

五百二十八、抗戰以來田賦之徵借

五百二十九、抗戰以來田賦之徵糧

五百三十、抗戰以來田賦之徵購

五百三十一、抗戰以來田賦之徵借

五百三十二、抗戰以來田賦之徵糧

五百三十三、抗戰以來田賦之徵購

五百三十四、抗戰以來田賦之徵借

五百三十五、抗戰以來田賦之徵糧

五百三十六、抗戰以來田賦之徵購

五百三十七、抗戰以來田賦之徵借

五百三十八、抗戰以來田賦之徵糧

五百三十九、抗戰以來田賦之徵購

五百四十、抗戰以來田賦之徵借

五百四十一、抗戰以來田賦之徵糧

五百四十二、抗戰以來田賦之徵購

五百四十三、抗戰以來田賦之徵借

五百四十四、抗戰以來田賦之徵糧

五百四十五、抗戰以來田賦之徵購

五百四十六、抗戰以來田賦之徵借

五百四十七、抗戰以來田賦之徵糧

五百四十八、抗戰以來田賦之徵購

五百四十九、抗戰以來田賦之徵借

五百五十、抗戰以來田賦之徵糧

五百五十一、抗戰以來田賦之徵購

五百五十二、抗戰以來田賦之徵借

五百五十三、抗戰以來田賦之徵糧

五百五十四、抗戰以來田賦之徵購

五百五十五、抗戰以來田賦之徵借

五百五十六、抗戰以來田賦之徵糧

五百五十七、抗戰以來田賦之徵購

五百五十八、抗戰以來田賦之徵借

五百五十九、抗戰以來田賦之徵糧

五百六十、抗戰以來田賦之徵購

五百六十一、抗戰以來田賦之徵借

五百六十二、抗戰以來田賦之徵糧

五百六十三、抗戰以來田賦之徵購

五百六十四、抗戰以來田賦之徵借

五百六十五、抗戰以來田賦之徵糧

五百六十六、抗戰以來田賦之徵購

五百六十七、抗戰以來田賦之徵借

五百六十八、抗戰以來田賦之徵糧

五百六十九、抗戰以來田賦之徵購

五百七十、抗戰以來田賦之徵借

五百七十一、抗戰以來田賦之徵糧

五百七十二、抗戰以來田賦之徵購

五百七十三、抗戰以來田賦之徵借

五百七十四、抗戰以來田賦之徵糧

五百七十五、抗戰以來田賦之徵購

五百七十六、抗戰以來田賦之徵借

五百七十七、抗戰以來田賦之徵糧

五百七十八、抗戰以來田賦之徵購

五百七十九、抗戰以來田賦之徵借

五百八十、抗戰以來田賦之徵糧

五百八十一、抗戰以來田賦之徵購

五百八十二、抗戰以來田賦之徵借

五百八十三、抗戰以來田賦之徵糧

五百八十四、抗戰以來田賦之徵購

五百八十五、抗戰以來田賦之徵借

五百八十六、抗戰以來田賦之徵糧

五百八十七、抗戰以來田賦之徵購

五百八十八、抗戰以來田賦之徵借

五百八十九、抗戰以來田賦之徵糧

五百九十、抗戰以來田賦之徵購

五百九十一、抗戰以來田賦之徵借

五百九十二、抗戰以來田賦之徵糧

五百九十三、抗戰以來田賦之徵購

五百九十四、抗戰以來田賦之徵借

五百九十五、抗戰以來田賦之徵糧

五百九十六、抗戰以來田賦之徵購

五百九十七、抗戰以來田賦之徵借

五百九十八、抗戰以來田賦之徵糧

五百九十九、抗戰以來田賦之徵購

六百、抗戰以來田賦之徵借

六百一、抗戰以來田賦之徵糧

六百二、抗戰以來田賦之徵購

六百三、抗戰以來田賦之徵借

六百四、抗戰以來田賦之徵糧

六百五、抗戰以來田賦之徵購

六百六、抗戰以來田賦之徵借

六百七、抗戰以來田賦之徵糧

六百八、抗戰以來田賦之徵購

六百九、抗戰以來田賦之徵借

六百十、抗戰以來田賦之徵糧

六百十一、抗戰以來田賦之徵購

六百十二、抗戰以來田賦之徵借

六百十三、抗戰以來田賦之徵糧

六百十四、抗戰以來田賦之徵購

六百十五、抗戰以來田賦之徵借

六百十六、抗戰以來田賦之徵糧

六百十七、抗戰以來田賦之徵購

六百十八、抗戰以來田賦之徵借

六百十九、抗戰以來田賦之徵糧

六百二十、抗戰以來田賦之徵購

六百二十一、抗戰以來田賦之徵借

六百二十二、抗戰以來田賦之徵糧

六百二十三、抗戰以來田賦之徵購

六百二十四、抗戰以來田賦之徵借

六百二十五、抗戰以來田賦之徵糧

六百二十六、抗戰以來田賦之徵購

六百二十七、抗戰以來田賦之徵借

六百二十八、抗戰以來田賦之徵糧

六百二十九、抗戰以來田賦之徵購

六百三十、抗戰以來田賦之徵借

六百三十一、抗戰以來田賦之徵糧

六百三十二、抗戰以來田賦之徵購

六百三十三、抗戰以來田賦之徵借

六百三十四、抗戰以來田賦之徵糧

六百三十五、抗戰以來田賦之徵購

六百三十六、抗戰以來田賦之徵借

六百三十七、抗戰以來田賦之徵糧

六百三十八、抗戰以來田賦之徵購

六百三十九、抗戰以來田賦之徵借

六百四十、抗戰以來田賦之徵糧

六百四十一、抗戰以來田賦之徵購

六百四十二、抗戰以來田賦之徵借

六百四十三、抗戰以來田賦之徵糧

六百四十四、抗戰以來田賦之徵購

六百四十五、抗戰以來田賦之徵借

六百四十六、抗戰以來田賦之徵糧

六百四十七、抗戰以來田賦之徵購

六百四十八、抗戰以來田賦之徵借

六百四十九、抗戰以來田賦之徵糧

六百五十、抗戰以來田賦之徵購

六百五十一、抗戰以來田賦之徵借

六百五十二、抗戰以來田賦之徵糧

六百五十三、抗戰以來田賦之徵購

六百五十四、抗戰以來田賦之徵借

六百五十五、抗戰以來田賦之徵糧

六百五十六、抗戰以來田賦之徵購

六百五十七、抗戰以來田賦之徵借

六百五十八、抗戰以來田賦之徵糧

六百五十九、抗戰以來田賦之徵購

六百六十、抗戰以來田賦之徵借

六百六十一、抗戰以來田賦之徵糧

六百六十二、抗戰以來田賦之徵購

六百六十三、抗戰以來田賦之徵借

六百六十四、抗戰以來田賦之徵糧

六百六十五、抗戰以來田賦之徵購

六百六十六、抗戰以來田賦之徵借

六百六十七、抗戰以來田賦之徵糧

六百六十八、抗戰以來田賦之徵購

六百六十九、抗戰以來田賦之徵借

六百七十、抗戰以來田賦之徵糧

六百七十一、抗戰以來田賦之徵購

六百七十二、抗戰以來田賦之徵借

六百七十三、抗戰以來田賦之徵糧

六百七十四、抗戰以來田賦之徵購

六百七十五、抗戰以來田賦之徵借

六百七十六、抗戰以來田賦之徵糧

六百七十七、抗戰以來田賦之徵購

六百七十八、抗戰以來田賦之徵借

六百七十九、抗戰以來田賦之徵糧

六百八十、抗戰以來田賦之徵購

六百八十一、抗戰以來田賦之徵借

六百八十二、抗戰以來田賦之徵糧

六百八十三、抗戰以來田賦之徵購

六百八十四、抗戰以來田賦之徵借

六百八十五、抗戰以來田賦之徵糧

六百八十六、抗戰以來田賦之徵購

六百八十七、抗戰以來田賦之徵借

六百八十八、抗戰以來田賦之徵糧

六百八十九、抗戰以來田賦之徵購

六百九十、抗戰以來田賦之徵借

六百九十一、抗戰以來田賦之徵糧

六百九十二、抗戰以來田賦之徵購

六百九十三、抗戰以來田賦之徵借

六百九十四、抗戰以來田賦之徵糧

六百九十五、抗戰以來田賦之徵購

六百九十六、抗戰以來田賦之徵借

六百九十七、抗戰以來田賦之徵糧

六百九十八、抗戰以來田賦之徵購

六百九十九、抗戰以來田賦之徵借

七百、抗戰以來田賦之徵糧

七百一、抗戰以來田賦之徵購

七百二、抗戰以來田賦之徵借

七百三、抗戰以來田賦之徵糧

七百四、抗戰以來田賦之徵購

七百五、抗戰以來田賦之徵借

七百六、抗戰以來田賦之徵糧

七百七、抗戰以來田賦之徵購

七百八、抗戰以來田賦之徵借

七百九、抗戰以來田賦之徵糧

七百十、抗戰以來田賦之徵購

七百十一、抗戰以來田賦之徵借

七百十二、抗戰以來田賦之徵糧

七百十三、抗戰以來田賦之徵購

七百十四、抗戰以來田賦之徵借

七百十五、抗戰以來田賦之徵糧

七百十六、抗戰以來田賦之徵購

七百十七、抗戰以來田賦之徵借

七百十八、抗戰以來田賦之徵糧

七百十九、抗戰以來田賦之徵購

七百二十、抗戰以來田賦之徵借

七百二十一、抗戰以來田賦之徵糧

七百二十二、抗戰以來田賦之徵購

七百二十三、抗戰以來田賦之徵借

七百二十四、抗戰以來田賦之徵糧

七百二十五、抗戰以來田賦之徵購

七百二十六、抗戰以來田賦之徵借

七百二十七、抗戰以來田賦之徵糧

七百二十八、抗戰以來田賦之徵購

七百二十九、抗戰以來田賦之徵借

七百三十、抗戰以來田賦之徵糧

七百三十一、抗戰以來田賦之徵購

七百三十二、抗戰以來田賦之徵借

七百三十三、抗戰以來田賦之徵糧

七百三十四、抗戰以來田賦之徵購

七百三十五、抗戰以來田賦之徵借

七百三十六、抗戰以來田賦之徵糧

七百三十七、抗戰以來田賦之徵購

七百三十八、抗戰以來田

第一節　憲法学の対象

一　憲法学の対象

憲法学は、憲法を対象とする学問である。

憲法は、国家の統治組織の基本を定める法規範である。

第一章　上古時代

一　人類の起源

人類の起源については、古来さまざまな説が唱えられてきた。神話や伝説の中には、人間が神によって創造されたとするものが多く、また、ある種の動物から進化したとする考えもある。

近代科学の発達とともに、人類の起源を探る研究は飛躍的に進んだ。化石人類学、考古学、遺伝学などの成果を総合すると、現生人類（ホモ・サピエンス）はアフリカで誕生し、そこから世界各地へ広がっていったと考えられている。

二　旧石器時代

旧石器時代は、打製石器を主に用いた時代である。この時代の人々は、狩猟と採集によって生活していた。

1　打製石器

打製石器には、ハンドアックス、チョッパー、スクレイパーなどがある。これらは、石を打ち欠いて作られた。

2　生活様式

旧石器時代の人々は、移動生活を送っていた。季節に応じて、食料を求めて移動したと考えられている。

三　新石器時代

新石器時代は、磨製石器を用いた時代である。この時代には、農耕と牧畜が始まった。

1　磨製石器

磨製石器には、石斧、石鎌、石臼などがある。これらは、石を磨いて作られた。

2　農耕の開始

農耕の開始は、人類の歴史における大きな転換点であった。定住生活が可能になり、人口が増加した。

四　金属器時代

金属器時代は、青銅器や鉄器を用いた時代である。

1　青銅器

青銅器は、銅と錫の合金である。武器や祭器として用いられた。

2　鉄器

鉄器は、青銅器よりも硬く、実用的な道具として広く普及した。

五　文字の発明

文字の発明は、人類の歴史における画期的な出来事であった。文字によって、知識や情報を記録し、伝達することが可能になった。

1　メソポタミアの楔形文字

メソポタミアでは、楔形文字が発明された。粘土板に葦のペンで書かれた。

2　エジプトの象形文字

エジプトでは、象形文字が発明された。パピルスに書かれた。

3　中国の甲骨文字

中国では、甲骨文字が発明された。亀の甲羅や獣の骨に書かれた。

六　都市国家の成立

農耕の発達とともに、都市国家が成立した。都市国家は、城壁に囲まれ、政治、経済、文化の中心であった。

1　メソポタミアの都市国家

メソポタミアでは、ウルク、ウル、バビロンなどの都市国家が栄えた。

2　エジプトの都市国家

エジプトでは、メンフィス、テーベなどの都市国家が栄えた。

3　中国の都市国家

中国では、殷墟などの都市国家が栄えた。

七　宗教の発生

宗教は、人類の歴史において重要な役割を果たしてきた。宗教は、人々の精神的な支えとなり、社会の秩序を維持する機能を持っていた。

1　自然崇拝

自然崇拝は、太陽、月、山、川などの自然物を崇拝する信仰である。

2　祖先崇拝

祖先崇拝は、死者の霊を崇拝する信仰である。

3　呪術

呪術は、超自然的な力を利用して、病気を治したり、豊作を祈ったりする行為である。

八　まとめ

上古時代は、人類の起源から、都市国家の成立までの時代である。この時代には、打製石器から磨製石器へ、狩猟採集から農耕牧畜へ、そして文字の発明へと、人類の生活は大きく変化した。

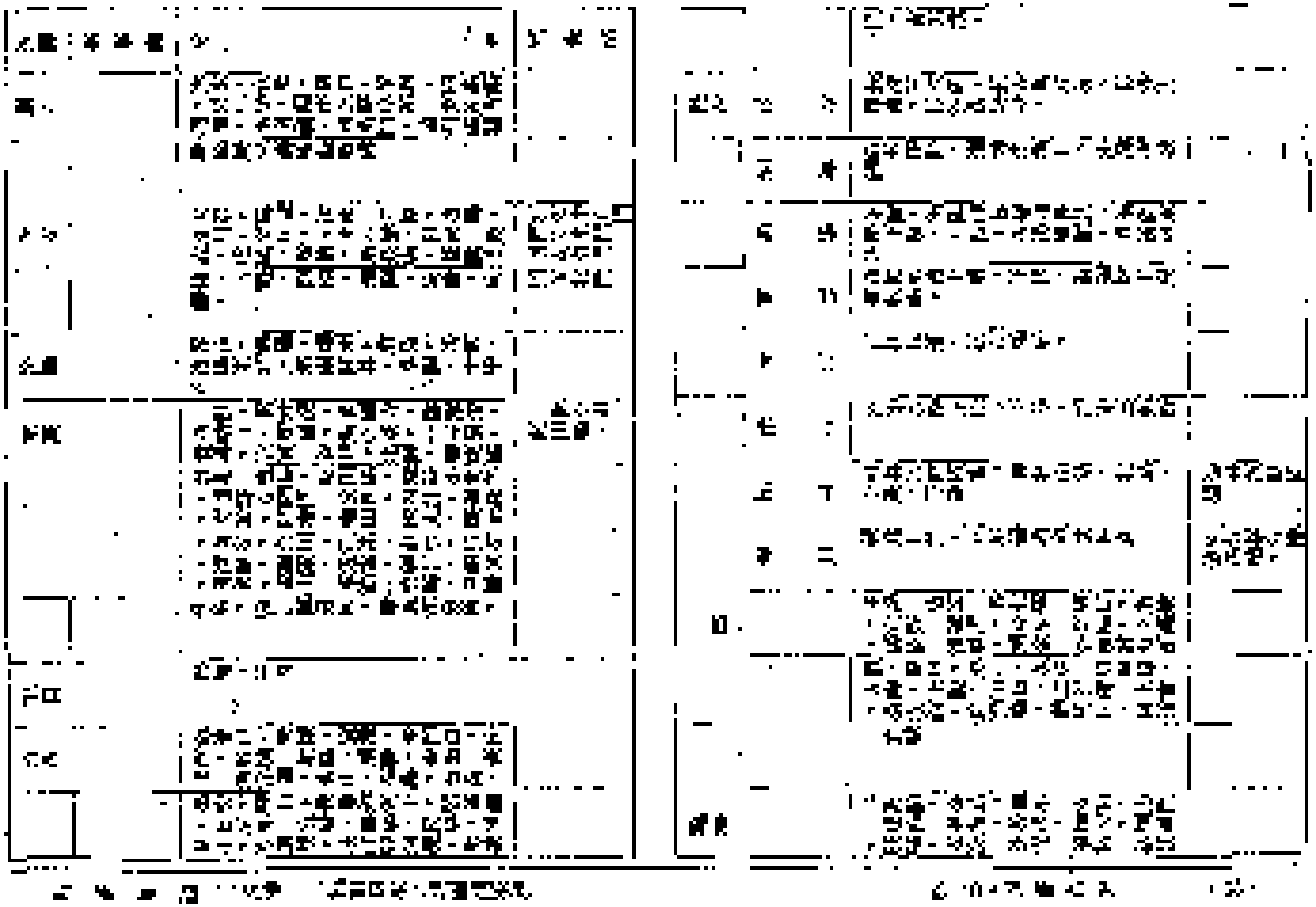

| | | |

第四節　鉄道事業

一　概　説

二　鉄道事業の発展

三　鉄道事業の経営

四　鉄道事業の現況

五　鉄道事業の将来

六　鉄道事業の問題点

七　鉄道事業の展望

八　鉄道事業の課題

九　鉄道事業の結論

十　鉄道事業の参考文献

十一　鉄道事業の索引

十二　鉄道事業の補遺

十三　鉄道事業の追記

十四　鉄道事業の訂正

十五　鉄道事業の附録

十六　鉄道事業の奥付

論語學而之德治與孟子梁惠王之德治

中文系　王

第四章　学校教育

第一節　小学校

一　小学校の概況

明治十一年の小学校は、前年に比べて、校数・教員数・生徒数ともに増加した。

校数は、公立・私立ともに増加し、特に公立小学校の増加が著しい。これは、学制の趣旨が各地に浸透し、就学の機運が高まったことによるものである。

教員数も、校数の増加に伴って増加した。ただし、教員の資質については、なお改善の余地が多い。

生徒数は、男女ともに増加した。就学率は、全国平均で男子約四十五パーセント、女子約二十パーセントであった。

二　就学の奨励

就学の奨励については、各府県において、学齢児童の調査を行い、就学の督促に努めた。

また、貧困のため就学できない児童に対しては、授業料の免除や教科書の給与などの措置を講じた。

文事	一	鉄道省	一
恩給	一	逓信省	一
内閣	一	農商務省	一
内務省	一	陸軍省	一
大蔵省	一	海軍省	一
司法省	一	枢密院	一
文部省	一	会計検査院	一
拓殖省	一	北海道庁	一
鉄道省	一	樺太庁	一
逓信省	一	関東庁	一
農商務省	一	朝鮮総督府	一
陸軍省	一	台湾総督府	一
海軍省	一	関東庁	一
枢密院	一	朝鮮総督府	一
会計検査院	一	台湾総督府	一
北海道庁	一	関東庁	一
樺太庁	一	朝鮮総督府	一
関東庁	一	台湾総督府	一
朝鮮総督府	一	関東庁	一
台湾総督府

| | | |

中國社會之組織及其變遷　　陳　　翰　　笙

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百八十一）

（一百八十二）

（一百八十三）

（一百八十四）

（一百八十五）

（一百八十六）

（一百八十七）

（一百八十八）

（一百八十九）

（一百九十）

（一百九十一）

（一百九十二）

（一百九十三）

（一百九十四）

（一百九十五）

（一百九十六）

（一百九十七）

（一百九十八）

（一百九十九）

（二百）

（二百一）

（二百二）

（二百三）

（二百四）

（二百五）

（二百六）

（二百七）

（二百八）

（二百九）

（二百十）

（二百十一）

（二百十二）

（二百十三）

（二百十四）

（二百十五）

（二百十六）

（二百十七）

（二百十八）

（二百十九）

（二百二十）

（二百二十一）

（二百二十二）

（二百二十三）

（二百二十四）

（二百二十五）

（二百二十六）

（二百二十七）

（二百二十八）

（二百二十九）

（二百三十）

（二百三十一）

（二百三十二）

（二百三十三）

（二百三十四）

（二百三十五）

（二百三十六）

（二百三十七）

（二百三十八）

（二百三十九）

（二百四十）

（二百四十一）

（二百四十二）

（二百四十三）

（二百四十四）

（二百四十五）

（二百四十六）

（二百四十七）

（二百四十八）

（二百四十九）

（二百五十）

（二百五十一）

（二百五十二）

（二百五十三）

（二百五十四）

（二百五十五）

（二百五十六）

（二百五十七）

（二百五十八）

（二百五十九）

（二百六十）

（二百六十一）

（二百六十二）

（二百六十三）

（二百六十四）

（二百六十五）

（二百六十六）

（二百六十七）

（二百六十八）

（二百六十九）

（二百七十）

（二百七十一）

（二百七十二）

（二百七十三）

（二百七十四）

（二百七十五）

（二百七十六）

（二百七十七）

（二百七十八）

（二百七十九）

（二百八十）

（二百八十一）

（二百八十二）

（二百八十三）

（二百八十四）

（二百八十五）

（二百八十六）

（二百八十七）

（二百八十八）

（二百八十九）

（二百九十）

（二百九十一）

（二百九十二）

（二百九十三）

（二百九十四）

（二百九十五）

（二百九十六）

（二百九十七）

（二百九十八）

（二百九十九）

（三百）

（三百一）

（三百二）

（三百三）

（三百四）

（三百五）

（三百六）

（三百七）

（三百八）

（三百九）

（三百十）

（三百十一）

（三百十二）

（三百十三）

（三百十四）

（三百十五）

（三百十六）

（三百十七）

（三百十八）

（三百十九）

（三百二十）

（三百二十一）

（三百二十二）

（三百二十三）

（三百二十四）

（三百二十五）

（三百二十六）

（三百二十七）

（三百二十八）

（三百二十九）

（三百三十）

（三百三十一）

（三百三十二）

（三百三十三）

（三百三十四）

（三百三十五）

（三百三十六）

（三百三十七）

（三百三十八）

（三百三十九）

（三百四十）

（三百四十一）

（三百四十二）

（三百四十三）

（三百四十四）

（三百四十五）

（三百四十六）

（三百四十七）

（三百四十八）

（三百四十九）

（三百五十）

（三百五十一）

（三百五十二）

（三百五十三）

（三百五十四）

（三百五十五）

（三百五十六）

（三百五十七）

（三百五十八）

（三百五十九）

（三百六十）

（三百六十一）

（三百六十二）

（三百六十三）

（三百六十四）

（三百六十五）

（三百六十六）

（三百六十七）

（三百六十八）

（三百六十九）

（三百七十）

（三百七十一）

（三百七十二）

（三百七十三）

（三百七十四）

（三百七十五）

（三百七十六）

（三百七十七）

（三百七十八）

（三百七十九）

（三百八十）

（三百八十一）

（三百八十二）

（三百八十三）

（三百八十四）

（三百八十五）

（三百八十六）

（三百八十七）

（三百八十八）

（三百八十九）

（三百九十）

（三百九十一）

（三百九十二）

（三百九十三）

（三百九十四）

（三百九十五）

（三百九十六）

（三百九十七）

（三百九十八）

（三百九十九）

（四百）

（四百一）

（四百二）

（四百三）

（四百四）

（四百五）

（四百六）

（四百七）

（四百八）

（四百九）

（四百十）

（四百十一）

（四百十二）

（四百十三）

（四百十四）

（四百十五）

（四百十六）

（四百十七）

（四百十八）

（四百十九）

（四百二十）

（四百二十一）

（四百二十二）

（四百二十三）

（四百二十四）

（四百二十五）

（四百二十六）

（四百二十七）

（四百二十八）

（四百二十九）

（四百三十）

（四百三十一）

（四百三十二）

（四百三十三）

（四百三十四）

（四百三十五）

（四百三十六）

（四百三十七）

（四百三十八）

（四百三十九）

（四百四十）

（四百四十一）

（四百四十二）

（四百四十三）

（四百四十四）

（四百四十五）

（四百四十六）

（四百四十七）

（四百四十八）

（四百四十九）

（四百五十）

（四百五十一）

（四百五十二）

（四百五十三）

（四百五十四）

（四百五十五）

（四百五十六）

（四百五十七）

（四百五十八）

（四百五十九）

（四百六十）

（四百六十一）

（四百六十二）

（四百六十三）

（四百六十四）

（四百六十五）

（四百六十六）

（四百六十七）

（四百六十八）

（四百六十九）

（四百七十）

（四百七十一）

（四百七十二）

（四百七十三）

（四百七十四）

（四百七十五）

（四百七十六）

（四百七十七）

（四百七十八）

（四百七十九）

（四百八十）

（四百八十一）

（四百八十二）

（四百八十三）

（四百八十四）

（四百八十五）

（四百八十六）

（四百八十七）

（四百八十八）

（四百八十九）

（四百九十）

（四百九十一）

（四百九十二）

（四百九十三）

（四百九十四）

（四百九十五）

（四百九十六）

（四百九十七）

（四百九十八）

（四百九十九）

（五百）

（五百一）

（五百二）

（五百三）

（五百四）

（五百五）

（五百六）

（五百七）

（五百八）

（五百九）

（五百十）

（五百十一）

（五百十二）

（五百十三）

（五百十四）

（五百十五）

（五百十六）

（五百十七）

（五百十八）

（五百十九）

（五百二十）

（五百二十一）

（五百二十二）

（五百二十三）

（五百二十四）

（五百二十五）

（五百二十六）

（五百二十七）

（五百二十八）

（五百二十九）

（五百三十）

（五百三十一）

（五百三十二）

（五百三十三）

（五百三十四）

（五百三十五）

（五百三十六）

（五百三十七）

（五百三十八）

（五百三十九）

（五百四十）

（五百四十一）

（五百四十二）

（五百四十三）

（五百四十四）

（五百四十五）

（五百四十六）

（五百四十七）

（五百四十八）

（五百四十九）

（五百五十）

（五百五十一）

（五百五十二）

（五百五十三）

（五百五十四）

（五百五十五）

（五百五十六）

（五百五十七）

（五百五十八）

（五百五十九）

（五百六十）

（五百六十一）

（五百六十二）

（五百六十三）

（五百六十四）

（五百六十五）

（五百六十六）

（五百六十七）

（五百六十八）

（五百六十九）

（五百七十）

（五百七十一）

（五百七十二）

（五百七十三）

（五百七十四）

（五百七十五）

（五百七十六）

（五百七十七）

（五百七十八）

（五百七十九）

（五百八十）

（五百八十一）

（五百八十二）

（五百八十三）

（五百八十四）

（五百八十五）

（五百八十六）

（五百八十七）

（五百八十八）

（五百八十九）

（五百九十）

（五百九十一）

（五百九十二）

（五百九十三）

（五百九十四）

（五百九十五）

（五百九十六）

（五百九十七）

（五百九十八）

（五百九十九）

（六百）

（六百一）

（六百二）

（六百三）

（六百四）

（六百五）

（六百六）

（六百七）

（六百八）

（六百九）

（六百十）

（六百十一）

（六百十二）

（六百十三）

（六百十四）

（六百十五）

（六百十六）

（六百十七）

（六百十八）

（六百十九）

（六百二十）

（六百二十一）

（六百二十二）

（六百二十三）

（六百二十四）

（六百二十五）

（六百二十六）

（六百二十七）

（六百二十八）

（六百二十九）

（六百三十）

（六百三十一）

（六百三十二）

（六百三十三）

（六百三十四）

（六百三十五）

（六百三十六）

（六百三十七）

（六百三十八）

（六百三十九）

（六百四十）

（六百四十一）

（六百四十二）

（六百四十三）

（六百四十四）

（六百四十五）

（六百四十六）

（六百四十七）

（六百四十八）

（六百四十九）

（六百五十）

（六百五十一）

（六百五十二）

（六百五十三）

（六百五十四）

（六百五十五）

（六百五十六）

（六百五十七）

（六百五十八）

（六百五十九）

（六百六十）

（六百六十一）

（六百六十二）

（六百六十三）

（六百六十四）

（六百六十五）

（六百六十六）

（六百六十七）

（六百六十八）

（六百六十九）

（六百七十）

（六百七十一）

（六百七十二）

（六百七十三）

（六百七十四）

（六百七十五）

（六百七十六）

（六百七十七）

（六百七十八）

（六百七十九）

（六百八十）

（六百八十一）

（六百八十二）

（六百八十三）

（六百八十四）

（六百八十五）

（六百八十六）

（六百八十七）

（六百八十八）

（六百八十九）

（六百九十）

（六百九十一）

（六百九十二）

（六百九十三）

（六百九十四）

（六百九十五）

（六百九十六）

（六百九十七）

（六百九十八）

（六百九十九）

（七百）

（七百一）

（七百二）

（七百三）

（七百四）

（七百五）

（七百六）

（七百七）

（七百八）

（七百九）

（七百十）

（七百十一）

（七百十二）

（七百十三）

（七百十四）

（七百十五）

（七百十六）

（七百十七）

（七百十八）

（七百十九）

（七百二十）

（七百二十一）

（七百二十二）

（七百二十三）

（七百二十四）

（七百二十五）

（七百二十六）

（七百二十七）

（七百二十八）

（七百二十九）

（七百三十）

（七百三十一）

（七百三十二）

（七百三十三）

（七百三十四）

（七百三十五）

（七百三十六）

（七百三十七）

（七百三十八）

（七百三十九）

（七百四十）

（七百四十一）

（七百四十二）

（七百四十三）

（七百四十四）

（七百四十五）

（七百四十六）

（七百四十七）

（七百四十八）

（七百四十九）

（七百五十）

（七百五十一）

（七百五十二）

（七百五十三）

（七百五十四）

（七百五十五）

（七百五十六）

（七百五十七）

（七百五十八）

（七百五十九）

（七百六十）

（七百六十一）

（七百六十二）

（七百六十三）

（七百六十四）

（七百六十五）

（七百六十六）

（七百六十七）

（七百六十八）

（七百六十九）

（七百七十）

（七百七十一）

（七百七十二）

（七百七十三）

（七百七十四）

（七百七十五）

（七百七十六）

（七百七十七）

（七百七十八）

（七百七十九）

（七百八十）

（七百八十一）

（七百八十二）

（七百八十三）

（七百八十四）

（七百八十五）

（七百八十六）

（七百八十七）

（七百八十八）

（七百八十九）

（七百九十）

（七百九十一）

（七百九十二）

（七百九十三）

（七百九十四）

（七百九十五）

（七百九十六）

（七百九十七）

（七百九十八）

（七百九十九）

（八百）

（八百一）

（八百二）

（八百三）

（八百四）

（八百五）

（八百六）

（八百七）

（八百八）

（八百九）

（八百十）

（八百十一）

（八百十二）

（八百十三）

（八百十四）

（八百十五）

（八百十六）

（八百十七）

（八百十八）

（八百十九）

（八百二十）

（八百二十一）

（八百二十二）

（八百二十三）

（八百二十四）

（八百二十五）

（八百二十六）

（八百二十七）

（八百二十八）

（八百二十九）

（八百三十）

（八百三十一）

（八百三十二）

（八百三十三）

（八百三十四）

（八百三十五）

（八百三十六）

（八百三十七）

（八百三十八）

（八百三十九）

（八百四十）

（八百四十一）

（八百四十二）

（八百四十三）

（八百四十四）

（八百四十五）

（八百四十六）

（八百四十七）

（八百四十八）

（八百四十九）

（八百五十）

（八百五十一）

（八百五十二）

（八百五十三）

（八百五十四）

（八百五十五）

（八百五十六）

（八百五十七）

（八百五十八）

（八百五十九）

（八百六十）

（八百六十一）

（八百六十二）

（八百六十三）

（八百六十四）

（八百六十五）

（八百六十六）

（八百六十七）

（八百六十八）

（八百六十九）

（八百七十）

（八百七十一）

（八百七十二）

（八百七十三）

（八百七十四）

（八百七十五）

（八百七十六）

（八百七十七）

（八百七十八）

（八百七十九）

（八百八十）

（八百八十一）

（八百八十二）

（八百八十三）

（八百八十四）

（八百八十五）

（八百八十六）

（八百八十七）

（八百八十八）

（八百八十九）

（八百九十）

（八百九十一）

（八百九十二）

（八百九十三）

（八百九十四）

（八百九十五）

（八百九十六）

（八百九十七）

（八百九十八）

（八百九十九）

（九百）

（九百一）

（九百二）

（九百三）

（九百四）

（九百五）

（九百六）

（九百七）

（九百八）

（九百九）

（九百十）

（九百十一）

（九百十二）

（九百十三）

（九百十四）

（九百十五）

（九百十六）

（九百十七）

（九百十八）

（九百十九）

（九百二十）

（九百二十一）

（九百二十二）

（九百二十三）

（九百二十四）

（九百二十五）

（九百二十六）

（九百二十七）

（九百二十八）

（九百二十九）

（九百三十）

（九百三十一）

（九百三十二）

（九百三十三）

（九百三十四）

（九百三十五）

（九百三十六）

（九百三十七）

（九百三十八）

（九百三十九）

（九百四十）

（九百四十一）

（九百四十二）

（九百四十三）

（九百四十四）

（九百四十五）

（九百四十六）

（九百四十七）

（九百四十八）

（九百四十九）

（九百五十）

（九百五十一）

（九百五十二）

（九百五十三）

（九百五十四）

（九百五十五）

（九百五十六）

（九百五十七）

（九百五十八）

（九百五十九）

（九百六十）

（九百六十一）

（九百六十二）

（九百六十三）

（九百六十四）

（九百六十五）

（九百六十六）

（九百六十七）

（九百六十八）

（九百六十九）

（九百七十）

（九百七十一）

（九百七十二）

（九百七十三）

（九百七十四）

（九百七十五）

（九百七十六）

（九百七十七）

（九百七十八）

（九百七十九）

（九百八十）

（九百八十一）

（九百八十二）

（九百八十三）

（九百八十四）

（九百八十五）

（九百八十六）

（九百八十七）

（九百八十八）

（九百八十九）

（九百九十）

（九百九十一）

（九百九十二）

（九百九十三）

（九百九十四）

（九百九十五）

（九百九十六）

（九百九十七）

（九百九十八）

（九百九十九）

（一千）

（一千一）

（一千二）

（一千三）

（一千四）

（一千五）

（一千六）

（一千七）

（一千八）

（一千九）

（一千十）

（一千十一）

（一千十二）

（一千十三）

（一千十四）

（一千十五）

（一千十六）

（一千十七）

（一千十八）

（一千十九）

（一千二十）

（一千二十一）

（一千二十二）

（一千二十三）

（一千二十四）

（一千二十五）

（一千二十六）

（一千二十七）

（一千二十八）

（一千二十九）

（一千三十）

（一千三十一）

（一千三十二）

（一千三十三）

（一千三十四）

（一千三十五）

（一千三十六）

（一千三十七）

（一千三十八）

（一千三十九）

（一千四十）

（一千四十一）

（一千四十二）

（一千四十三）

（一千四十四）

（一千四十五）

（一千四十六）

（一千四十七）

（一千四十八）

（一千四十九）

（一千五十）

（一千五十一）

（一千五十二）

（一千五十三）

（一千五十四）

（一千五十五）

（一千五十六）

（一千五十七）

（一千五十八）

（一千五十九）

（一千六十）

（一千六十一）

（一千六十二）

（一千六十三）

（一千六十四）

（一千六十五）

（一千六十六）

（一千六十七）

（一千六十八）

（一千六十九）

（一千七十）

（一千七十一）

（一千七十二）

（一千七十三）

（一千七十四）

（一千七十五）

（一千七十六）

（一千七十七）

（一千七十八）

（一千七十九）

（一千八十）

（一千八十一）

（一千八十二）

（一千八十三）

（一千八十四）

（一千八十五）

（一千八十六）

（一千八十七）

（一千八十八）

（一千八十九）

（一千九十）

（一千九十一）

（一千九十二）

（一千九十三）

（一千九十四）

（一千九十五）

（一千九十六）

（一千九十七）

（一千九十八）

（一千九十九）

（一千一百）

（一千一百一）

（一千一百二）

（一千一百三）

（一千一百四）

（一千一百五）

（一千一百六）

（一千一百七）

（一千一百八）

（一千一百九）

（一千一百十）

（一千一百十一）

（一千一百十二）

（一千一百十三）

（一千一百十四）

（一千一百十五）

（一千一百十六）

（一千一百十七）

（一千一百十八）

（一千一百十九）

（一千一百二十）

（一千一百二十一）

（一千一百二十二）

（一千一百二十三）

（一千一百二十四）

（一千一百二十五）

（一千一百二十六）

（一千一百二十七）

（一千一百二十八）

（一千一百二十九）

（一千一百三十）

（一千一百三十一）

（一千一百三十二）

（一千一百三十三）

（一千一百三十四）

（一千一百三十五）

（一千一百三十六）

（一千一百三十七）

（一千一百三十八）

（一千一百三十九）

（一千一百四十）

（一千一百四十一）

（一千一百四十二）

（一千一百四十三）

（一千一百四十四）

（一千一百四十五）

（一千一百四十六）

（一千一百四十七）

（一千一百四十八）

（一千一百四十九）

（一千一百五十）

（一千一百五十一）

（一千一百五十二）

（一千一百五十三）

（一千一百五十四）

（一千一百五十五）

（一千一百五十六）

（一千一百五十七）

（一千一百五十八）

（一千一百五十九）

（一千一百六十）

（一千一百六十一）

（一千一百六十二）

（一千一百六十三）

（一千一百六十四）

（一千一百六十五）

（一千一百六十六）

（一千一百六十七）

（一千一百六十八）

（一千一百六十九）

（一千一百七十）

（一千一百七十一）

（一千一百七十二）

（一千一百七十三）

（一千一百七十四）

（一千一百七十五）

（一千一百七十六）

（一千一百七十七）

（一千一百七十八）

（一千一百七十九）

（一千一百八十）

（一千一百八十一）

（一千一百八十二）

（一千一百八十三）

（一千一百八十四）

（一千一百八十五）

（一千一百八十六）

（一千一百八十七）

（一千一百八十八）

（一千一百八十九）

（一千一百九十）

（一千一百九十一）

（一千一百九十二）

（一千一百九十三）

（一千一百九十四）

（一千一百九十五）

（一千一百九十六）

（一千一百九十七）

（一千一百九十八）

（一千一百九十九）

（一千二百）

（一千二百一）

（一千二百二）

（一千二百三）

（一千二百四）

（一千二百五）

（一千二百六）

（一千二百七）

（一千二百八）

（一千二百九）

（一千二百十）

（一千二百十一）

（一千二百十二）

（一千二百十三）

（一千二百十四）

（一千二百十五）

（一千二百十六）

（一千二百十七）

（一千二百十八）

（一千二百十九）

（一千二百二十）

（一千二百二十一）

（一千二百二十二）

（一千二百二十三）

（一千二百二十四）

（一千二百二十五）

（一千二百二十六）

（一千二百二十七）

（一千二百二十八）

（一千二百二十九）

（一千二百三十）

（一千二百三十一）

（一千二百三十二）

（一千二百三十三）

（一千二百三十四）

（一千二百三十五）

（一千二百三十六）

（一千二百三十七）

（一千二百三十八）

（一千二百三十九）

（一千二百四十）

（一千二百四十一）

（一千二百四十二）

（一千二百四十三）

（一千二百四十四）

（一千二百四十五）

（一千二百四十六）

（一千二百四十七）

（一千二百四十八）

（一千二百四十九）

（一千二百五十）

（一千二百五十一）

（一千二百五十二）

（一千二百五十三）

（一千二百五十四）

（一千二百五十五）

（一千二百五十六）

（一千二百五十七）

（一千二百五十八）

（一千二百五十九）

（一千二百六十）

（一千二百六十一）

（一千二百六十二）

（一千二百六十三）

（一千二百六十四）

（一千二百六十五）

（一千二百六十六）

（一千二百六十七）

（一千二百六十八）

（一千二百六十九）

（一千二百七十）

（一千二百七十一）

（一千二百七十二）

（一千二百七十三）

（一千二百七十四）

（一千二百七十五）

（一千二百七十六）

（一千二百七十七）

（一千二百七十八）

（一千二百七十九）

（一千二百八十）

（一千二百八十一）

（一千二百八十二）

（一千二百八十三）

（一千二百八十四）

（一千二百八十五）

（一千二百八十六）

（一千二百八十七）

（一千二百八十八）

（一千二百八十九）

（一千二百九十）

（一千二百九十一）

（一千二百九十二）

（一千二百九十三）

（一千二百九十四）

（一千二百九十五）

（一千二百九十六）

（一千二百九十七）

（一千二百九十八）

（一千二百九十九）

（一千三百）

（一千三百一）

（一千三百二）

（一千三百三）

（一千三百四）

（一千三百五）

（一千三百六）

（一千三百七）

（一千三百八）

（一千三百九）

（一千三百十）

（一千三百十一）

（一千三百十二）

（一千三百十三）

（一千三百十四）

（一千三百十五）

（一千三百十六）

（一千三百十七）

（一千三百十八）

（一千三百十九）

（一千三百二十）

（一千三百二十一）

（一千三百二十二）

（一千三百二十三）

（一千三百二十四）

（一千三百二十五）

（一千三百二十六）

（一千三百二十七）

（一千三百二十八）

（一千三百二十九）

（一千三百三十）

（一千三百三十一）

（一千三百三十二）

（一千三百三十三）

（一千三百三十四）

（一千三百三十五）

（一千三百三十六）

（一千三百三十七）

（一千三百三十八）

（一千三百三十九）

（一千三百四十）

（一千三百四十一）

（一千三百四十二）

（一千三百四十三）

（一千三百四十四）

（一千三百四十五）

（一千三百四十六）

（一千三百四十七）

（一千三百四十八）

（一千三百四十九）

（一千三百五十）

（一千三百五十一）

（一千三百五十二）

（一千三百五十三）

（一千三百五十四）

（一千三百五十五）

（一千三百五十六）

（一千三百五十七）

（一千三百五十八）

（一千三百五十九）

（一千三百六十）

（一千三百六十一）

（一千三百六十二）

（一千三百六十三）

（一千三百六十四）

（一千三百六十五）

（一千三百六十六）

（一千三百六十七）

（一千三百六十八）

（一千三百六十九）

（一千三百七十）

（一千三百七十一）

（一千三百七十二）

（一千三百七十三）

（一千三百七十四）

（一千三百七十五）

（一千三百七十六）

（一千三百七十七）

（一千三百七十八）

（一千三百七十九）

（一千三百八十）

（一千三百八十一）

（一千三百八十二）

（一千三百八十三）

（一千三百八十四）

（一千三百八十五）

（一千三百八十六）

（一千三百八十七）

（一千三百八十八）

（一千三百八十九）

（一千三百九十）

（一千三百九十一）

（一千三百九十二）

（一千三百九十三）

（一千三百九十四）

（一千三百九十五）

（一千三百九十六）

（一千三百九十七）

（一千三百九十八）

（一千三百九十九）

（一千四百）

（一千四百一）

（一千四百二）

（一千四百三）

（一千四百四）

（一千四百五）

（一千四百六）

（一千四百七）

（一千四百八）

（一千四百九）

（一千四百十）

（一千四百十一）

（一千四百十二）

（一千四百十三）

（一千四百十四）

（一千四百十五）

（一千四百十六）

（一千四百十七）

（一千四百十八）

（一千四百十九）

（一千四百二十）

（一千四百二十一）

（一千四百二十二）

（一千四百二十三）

（一千四百二十四）

（一千四百二十五）

（一千四百二十六）

（一千四百二十七）

（一千四百二十八）

（一千四百二十九）

（一千四百三十）

（一千四百三十一）

（一千四百三十二）

（一千四百三十三）

（一千四百三十四）

（一千四百三十五）

（一千四百三十六）

（一千四百三十七）

（一千四百三十八）

（一千四百三十九）

（一千四百四十）

（一千四百四十一）

（一千四百四十二）

（一千四百四十三）

（一千四百四十四）

（一千四百四十五）

（一千四百四十六）

（一千四百四十七）

（一千四百四十八）

（一千四百四十九）

（一千四百五十）

（一千四百五十一）

（一千四百五十二）

（一千四百五十三）

（一千四百五十四）

（一千四百五十五）

（一千四百五十六）

（一千四百五十七）

（一千四百五十八）

（一千四百五十九）

（一千四百六十）

（一千四百六十一）

（一千四百六十二）

（一千四百六十三）

（一千四百六十四）

（一千四百六十五）

（一千四百六十六）

（一千四百六十七）

（一千四百六十八）

（一千四百六十九）

（一千四百七十）

（一千四百七十一）

（一千四百七十二）

（一千四百七十三）

（一千四百七十四）

（一千四百七十五）

（一千四百七十六）

（一千四百七十七）

（一千四百七十八）

（一千四百七十九）

（一千四百八十）

（一千四百八十一）

（一千四百八十二）

（一千四百八十三）

（一千四百八十四）

（一千四百八十五）

（一千四百八十六）

（一千四百八十七）

（一千四百八十八）

（一千四百八十九）

（一千四百九十）

（一千四百九十一）

（一千四百九十二）

（一千四百九十三）

（一千四百九十四）

（一千四百九十五）

（一千四百九十六）

（一千四百九十七）

（一千四百九十八）

（一千四百九十九）

（一千五百）

（一千五百一）

（一千五百二）

（一千五百三）

（一千五百四）

（一千五百五）

（一千五百六）

（一千五百七）

（一千五百八）

（一千五百九）

（一千五百十）

（一千五百十一）

（一千五百十二）

（一千五百十三）

（一千五百十四）

（一千五百十五）

（一千五百十六）

（一千五百十七）

（一千五百十八）

（一千五百十九）

（一千五百二十）

（一千五百二十一）

（一千五百二十二）

（一千五百二十三）

（一千五百二十四）

（一千五百二十五）

（一千五百二十六）

（一千五百二十七）

（一千五百二十八）

（一千五百二十九）

（一千五百三十）

（一千五百三十一）

（一千五百三十二）

（一千五百三十三）

（一千五百三十四）

（一千五百三十五）

（一千五百三十六）

（一千五百三十七）

（一千五百三十八）

（一千五百三十九）

（一千五百四十）

（一千五百四十一）

（一千五百四十二）

（一千五百四十三）

（一千五百四十四）

（一千五百四十五）

（一千五百四十六）

（一千五百四十七）

（一千五百四十八）

（一千五百四十九）

（一千五百五十）

（一千五百五十一）

（一千五百五十二）

（一千五百五十三）

（一千五百五十四）

（一千五百五十五）

（一千五百五十六）

（一千五百五十七）

（一千五百五十八）

（一千五百五十九）

（一千五百六十）

（一千五百六十一）

（一千五百六十二）

（一千五百六十三）

（一千五百六十四）

（一千五百六十五）

（一千五百六十六）

（一千五百六十七）

（一千五百六十八）

（一千五百六十九）

（一千五百七十）

（一千五百七十一）

（一千五百七十二）

（一千五百七十三）

（一千五百七十四）

（一千五百七十五）

（一千五百七十六）

（一千五百七十七）

（一千五百七十八）

（一千五百七十九）

（一千五百八十）

（一千五百八十一）

（一千五百八十二）

（一千五百八十三）

（一千五百八十四）

（一千五百八十五）

（一千五百八十六）

（一千五百八十七）

（一千五百八十八）

（一千五百八十九）

（一千五百九十）

（一千五百九十一）

（一千五百九十二）

（一千五百九十三）

（一千五百九十四）

（一千五百九十五）

（一千五百九十六）

（一千五百九十七）

（一千五百九十八）

（一千五百九十九）

（一千六百）

（一千六百一）

（一千六百二）

（一千六百三）

（一千六百四）

（一千六百五）

（一千六百六）

（一千六百七）

（一千六百八）

（一千六百九）

（一千六百十）

（一千六百十一）

（一千六百十二）

（一千六百十三）

（一千六百十四）

（一千六百十五）

（一千六百十六）

（一千六百十七）

（一千六百十八）

（一千六百十九）

（一千六百二十）

（一千六百二十一）

（一千六百二十二）

（一千六百二十三）

（一千六百二十四）

（一千六百二十五）

（一千六百二十六）

（一千六百二十七）

（一千六百二十八）

（一千六百二十九）

（一千六百三十）

（一千六百三十一）

（一千六百三十二）

（一千六百三十三）

（一千六百三十四）

（一千六百三十五）

（一千六百三十六）

（一千六百三十七）

（一千六百三十八）

（一千六百三十九）

（一千六百四十）

（一千六百四十一）

（一千六百四十二）

（一千六百四十三）

（一千六百四十四）

（一千六百四十五）

（一千六百四十六）

（一千六百四十七）

（一千六百四十八）

（一千六百四十九）

（一千六百五十）

（一千六百五十一）

（一千六百五十二）

（一千六百五十三）

（一千六百五十四）

（一千六百五十五）

（一千六百五十六）

（一千六百五十七）

（一千六百五十八）

（一千六百五十九）

（一千六百六十）

（一千六百六十一）

（一千六百六十二）

（一千六百六十三）

（一千六百六十四）

（一千六百六十五）

（一千六百六十六）

（一千六百六十七）

（一千六百六十八）

（一千六百六十九）

（一千六百七十）

（一千六百七十一）

（一千六百七十二）

（一千六百七十三）

（一千六百七十四）

（一千六百七十五）

（一千六百七十六）

（一千六百七十七）

（一千六百七十八）

（一千六百七十九）

（一千六百八十）

（一千六百八十一）

（一千六百八十二）

（一千六百八十三）

（一千六百八十四）

（一千六百八十五）

（一千六百八十六）

（一千六百八十七）

（一千六百八十八）

（一千六百八十九）

（一千六百九十）

（一千六百九十一）

（一千六百九十二）

（一千六百九十三）

（一千六百九十四）

（一千六百九十五）

（一千六百九十六）

（一千六百九十七）

（一千六百九十八）

（一千六百九十九）

（一千七百）

（一千七百一）

（一千七百二）

（一千七百三）

（一千七百四）

（一千七百五）

（一千七百六）

（一千七百七）

（一千七百八）

（一千七百九）

（一千七百十）

（一千七百十一）

（一千七百十二）

（一千七百十三）

（一千七百十四）

（一千七百十五）

（一千七百十六）

（一千七百十七）

（一千七百十八）

（一千七百十九）

（一千七百二十）

（一千七百二十一）

（一千七百二十二）

（一千七百二十三）

（一千七百二十四）

（一千七百二十五）

（一千七百二十六）

（一千七百二十七）

（一千七百二十八）

（一千七百二十九）

（一千七百三十）

（一千七百三十一）

（一千七百三十二）

（一千七百三十三）

（一千七百三十四）

（一千七百三十五）

（一千七百三十六）

（一千七百三十七）

（一千七百三十八）

（一千七百三十九）

（一千七百四十）

（一千七百四十一）

（一千七百四十二）

（一千七百四十三）

（一千七百四十四）

（一千七百四十五）

（一千七百四十六）

（一千七百四十七）

（一千七百四十八）

（一千七百四十九）

（一千七百五十）

（一千七百五十一）

（一千七百五十二）

（一千七百五十三）

（一千七百五十四）

（一千七百五十五）

（一千七百五十六）

（一千七百五十七）

（一千七百五十八）

（一千七百五十九）

（一千七百六十）

（一千七百六十一）

（一千七百六十二）

（一千七百六十三）

（一千七百六十四）

（一千七百六十五）

（一千七百六十六）

（一千七百六十七）

（一千七百六十八）

（一千七百六十九）

（一千七百七十）

（一千七百七十一）

（一千七百七十二）

（一千七百七十三）

（一千七百七十四）

（一千七百七十五）

（一千七百七十六）

（一千七百七十七）

（一千七百七十八）

（一千七百七十九）

（一千七百八十）

（一千七百八十一）

（一千七百八十二）

（一千七百八十三）

（一千七百八十四）

（一千七百八十五）

（一千七百八十六）

（一千七百八十七）

（一千七百八十八）

（一千七百八十九）

（一千七百九十）

（一千七百九十一）

（一千七百九十二）

（一千七百九十三）

（一千七百九十四）

（一千七百九十五）

（一千七百九十六）

（一千七百九十七）

（一千七百九十八）

（一千七百九十九）

（一千八百）

（一千八百一）

（一千八百二）

（一千八百三）

（一千八百四）

（一千八百五）

（一千八百六）

（一千八百七）

（一千八百八）

（一千八百九）

（一千八百十）

（一千八百十一）

（一千八百十二）

（一千八百十三）

（一千八百十四）

（一千八百十五）

（一千八百十六）

（一千八百十七）

（一千八百十八）

（一千八百十九）

（一千八百二十）

（一千八百二十一）

（一千八百二十二）

（一千八百二十三）

（一千八百二十四）

（一千八百二十五）

（一千八百二十六）

（一千八百二十七）

（一千八百二十八）

（一千八百二十九）

（一千八百三十）

（一千八百三十一）

（一千八百三十二）

（一千八百三十三）

（一千八百三十四）

（一千八百三十五）

（一千八百三十六）

（一千八百三十七）

（一千八百三十八）

（一千八百三十九）

（一千八百四十）

（一千八百四十一）

（一千八百四十二）

（一千八百四十三）

（一千八百四十四）

（一千八百四十五）

（一千八百四十六）

（一千八百四十七）

（一千八百四十八）

（一千八百四十九）

（一千八百五十）

（一千八百五十一）

（一千八百五十二）

（一千八百五十三）

（一千八百五十四）

（一千八百五十五）

（一千八百五十六）

（一千八百五十七）

（一千八百五十八）

（一千八百五十九）

（一千八百六十）

（一千八百六十一）

（一千八百六十二）

（一千八百六十三）

（一千八百六十四）

（一千八百六十五）

（一千八百六十六）

（一千八百六十七）

（一千八百六十八）

（一千八百六十九）

（一千八百七十）

（一千八百七十一）

（一千八百七十二）

（一千八百七十三）

（一千八百七十四）

（一千八百七十五）

（一千八百七十六）

（一千八百七十七）

（一千八百七十八）

（一千八百七十九）

（一千八百八十）

（一千八百八十一）

（一千八百八十二）

（一千八百八十三）

（一千八百八十四）

（一千八百八十五）

（一千八百八十六）

（一千八百八十七）

（一千八百八十八）

（一千八百八十九）

（一千八百九十）

（一千八百九十一）

（一千八百九十二）

（一千八百九十三）

（一千八百九十四）

（一千八百九十五）

（一千八百九十六）

（一千八百九十七）

（一千八百九十八）

（一千八百九十九）

（一千九百）

（一千九百一）

（一千九百二）

（一千九百三）

（一千九百四）

（一千九百五）

（一千九百六）

（一千九百七）

（一千九百八）

（一千九百九）

（一千九百十）

（一千九百十一）

臺灣銀行季刊

第二十六卷　第二期

中華民國六十三年六月

臺灣銀行經濟研究室編輯

臺灣銀行出版

臺灣銀行季刊　第二十六卷　第二期
中華民國六十三年六月
臺灣銀行經濟研究室編輯
臺灣銀行出版

李秉喆與三星集團

一、創業

三星集團的創辦人李秉喆，一九一〇年二月十二日出生於韓國慶尚南道宜寧郡泗川面中洞里的一個地主家庭。李秉喆的祖父李昌鎬是當地有名的富農，擁有大約三百英畝的土地。李秉喆的父親李炳疇曾經在日本留學，回國後從事地方政治活動，並曾擔任過泗川面面長。

李秉喆從小就表現出過人的聰明才智。他在泗川普通學校讀書時，成績一直名列前茅。一九二五年，他進入大邱高等普通學校就讀。在大邱求學期間，他開始接觸到一些新思想，對日本殖民統治產生了不滿情緒。

一九二九年，李秉喆高中畢業後，考入了位於京城（今首爾）的中央高等普通學校。但他在這裡只讀了一年，因為父親希望他回鄉結婚，便中途輟學返鄉。回鄉後，他與同鄉的卞氏夫人結婚。

一九三〇年，李秉喆再次離開家鄉，前往日本東京，進入早稻田大學政治經濟學部就讀。在東京期間，他廣泛閱讀了各種書籍，對經濟問題產生了濃厚興趣。一九三三年，他因父親病重而再次回國，未能完成學業。

回國後，李秉喆開始從事貿易活動。他利用家族的資金和人脈關係，在滿洲（今中國東北）和華北一帶販賣乾魚、蔬菜、水果等農產品。一九三六年，他在大邱設立了「協同精米所」，從事大米加工和貿易。

一九三八年三月一日，李秉喆在大邱創辦了「三星商會」，這是三星集團的前身。「三星」這個名稱，據說是取自「大、中、小」三顆星，寓意事業興旺、人丁興旺。三星商會的主要業務是對滿洲和華北出口乾魚、蔬菜、水果等農產品，以及進口當地的特產。

三星商會成立後，業務迅速擴展。一九三九年，李秉喆將公司遷往京城，並在京城設立了分公司。一九四〇年，三星商會的資本額已達到三十萬圓，成為當時朝鮮半島上規模較大的貿易公司之一。

一九四二年，李秉喆將三星商會改組為「株式會社三星商會」，並將業務範圍擴大到製造業。他在京城郊外的水原買下了一塊土地，開始興建工廠。一九四三年，三星商會的水原工廠正式投產，主要生產麵粉和清酒。

一九四五年八月十五日，日本宣布無條件投降，朝鮮半島獲得解放。李秉喆的事業也因此受到了巨大衝擊。他的許多資產被沒收，工廠被迫停工。

一九四六年，李秉喆將三星商會遷回大邱，並重新開始營業。他利用戰後的混亂局勢，大量囤積糖、麵粉等物資，從中獲利。一九四七年，三星商會的資本額已恢復到戰前水準。

一九四八年，大韓民國政府成立。李秉喆積極與新政府官員建立關係，為三星集團的發展奠定了基礎。一九四九年，三星商會的資本額增加到一千萬圓，成為當時韓國最大的民營企業之一。

一九五〇年六月二十五日，韓戰爆發。李秉喆的工廠和倉庫在戰爭中大部分被毀。他帶著家人和部分資金南下釜山，在釜山重新開始營業。韓戰期間，三星商會主要從事軍需物資的供應，業務反而有所擴大。

一九五一年，李秉喆在釜山設立了「第一製糖株式會社」，開始生產白糖。一九五二年，第一製糖的產量已達到年產一萬噸，成為三星集團的重要支柱產業。

一九五三年七月二十七日，韓戰停戰協定簽署。李秉喆將三星商會的總部遷回京城，並在京城重建工廠。一九五四年，三星商會的資本額增加到二億圓。

一九五五年，李秉喆在京城設立了「第一毛織株式會社」，開始生產毛織品。一九五六年，第一毛織的產量已達到年產一千萬碼。

一九五七年，李秉喆在京城設立了「第一合纖株式會社」，開始生產人造纖維。一九五八年，第一合纖的產量已達到年產五千噸。

一九五九年，李秉喆在京城設立了「第一製紙株式會社」，開始生產紙張。一九六〇年，第一製紙的產量已達到年產三萬噸。

一九六〇年四月十九日，韓國發生學生革命，李承晚政權垮台。李秉喆的事業也因此受到了一些衝擊。他的許多企業被指控為「不正蓄財者」，資產被凍結。

一九六一年五月十六日，朴正熙發動軍事政變，掌握了政權。李秉喆積極與新政權官員建立關係，為三星集團的發展創造了有利條件。一九六一年，三星商會的資本額增加到十億圓。

一九六二年，李秉喆在京城設立了「第一電機株式會社」，開始生產電子產品。一九六三年，第一電機的產量已達到年產一萬台。

一九六四年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。一九六五年，第一證券的營業額已達到一億圓。

一九六六年，李秉喆在京城設立了「第一火災海上保險株式會社」，開始從事保險業務。一九六七年，第一火災海上保險的營業額已達到五億圓。

一九六八年，李秉喆在京城設立了「第一生命保險株式會社」，開始從事人壽保險業務。一九六九年，第一生命保險的營業額已達到十億圓。

一九六九年，三星商會的資本額增加到一百億圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

一九七〇年，李秉喆在京城設立了「第一半導體株式會社」，開始生產半導體。一九七一年，第一半導體的產量已達到年產一千萬個。

一九七二年，李秉喆在京城設立了「第一石油化學株式會社」，開始生產石油化學產品。一九七三年，第一石油化學的產量已達到年產十萬噸。

一九七四年，李秉喆在京城設立了「第一重工業株式會社」，開始生產重工業產品。一九七五年，第一重工業的產量已達到年產一萬台。

一九七六年，李秉喆在京城設立了「第一汽車株式會社」，開始生產汽車。一九七七年，第一汽車的產量已達到年產五萬台。

一九七八年，李秉喆在京城設立了「第一造船株式會社」，開始生產船舶。一九七九年，第一造船的產量已達到年產十萬噸。

一九七九年，三星商會的資本額增加到一千億圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

一九八〇年，李秉喆在京城設立了「第一航空株式會社」，開始從事航空業務。一九八一年，第一航空的營業額已達到一億圓。

一九八二年，李秉喆在京城設立了「第一電子株式會社」，開始生產電子產品。一九八三年，第一電子的產量已達到年產一萬台。

一九八四年，李秉喆在京城設立了「第一通信株式會社」，開始從事通信業務。一九八五年，第一通信的營業額已達到一億圓。

一九八六年，李秉喆在京城設立了「第一醫療株式會社」，開始從事醫療業務。一九八七年，第一醫療的營業額已達到一億圓。

一九八八年，李秉喆在京城設立了「第一教育株式會社」，開始從事教育業務。一九八九年，第一教育的營業額已達到一億圓。

一九八九年，三星商會的資本額增加到一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

一九九〇年，李秉喆在京城設立了「第一文化株式會社」，開始從事文化業務。一九九一年，第一文化的營業額已達到一億圓。

一九九二年，李秉喆在京城設立了「第一體育株式會社」，開始從事體育業務。一九九三年，第一體育的營業額已達到一億圓。

一九九三年，三星商會的資本額增加到二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

一九九四年，李秉喆在京城設立了「第一觀光株式會社」，開始從事觀光業務。一九九五年，第一觀光的營業額已達到一億圓。

一九九六年，李秉喆在京城設立了「第一建設株式會社」，開始從事建設業務。一九九七年，第一建設的營業額已達到一億圓。

一九九八年，李秉喆在京城設立了「第一物流株式會社」，開始從事物流業務。一九九九年，第一物流的營業額已達到一億圓。

一九九九年，三星商會的資本額增加到三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇〇〇年，李秉喆在京城設立了「第一網路株式會社」，開始從事網路業務。二〇〇一年，第一網路的營業額已達到一億圓。

二〇〇二年，李秉喆在京城設立了「第一環境株式會社」，開始從事環境業務。二〇〇三年，第一環境的營業額已達到一億圓。

二〇〇三年，三星商會的資本額增加到四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇〇四年，李秉喆在京城設立了「第一能源株式會社」，開始從事能源業務。二〇〇五年，第一能源的營業額已達到一億圓。

二〇〇六年，李秉喆在京城設立了「第一金融株式會社」，開始從事金融業務。二〇〇七年，第一金融的營業額已達到一億圓。

二〇〇八年，李秉喆在京城設立了「第一娛樂株式會社」，開始從事娛樂業務。二〇〇九年，第一娛樂的營業額已達到一億圓。

二〇〇九年，三星商會的資本額增加到五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇一〇年，李秉喆在京城設立了「第一農業株式會社」，開始從事農業業務。二〇一一年，第一農業的營業額已達到一億圓。

二〇一二年，李秉喆在京城設立了「第一食品株式會社」，開始從事食品業務。二〇一三年，第一食品的營業額已達到一億圓。

二〇一三年，三星商會的資本額增加到六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇一四年，李秉喆在京城設立了「第一醫藥株式會社」，開始從事醫藥業務。二〇一五年，第一醫藥的營業額已達到一億圓。

二〇一六年，李秉喆在京城設立了「第一化妝品株式會社」，開始從事化妝品業務。二〇一七年，第一化妝品的營業額已達到一億圓。

二〇一七年，三星商會的資本額增加到七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇一八年，李秉喆在京城設立了「第一服飾株式會社」，開始從事服飾業務。二〇一九年，第一服飾的營業額已達到一億圓。

二〇一九年，三星商會的資本額增加到八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇二〇年，李秉喆在京城設立了「第一物業株式會社」，開始從事物業業務。二〇二一年，第一物業的營業額已達到一億圓。

二〇二一年，三星商會的資本額增加到九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇二二年，李秉喆在京城設立了「第一保險株式會社」，開始從事保險業務。二〇二三年，第一保險的營業額已達到一億圓。

二〇二三年，三星商會的資本額增加到十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇二四年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。二〇二五年，第一證券的營業額已達到一億圓。

二〇二五年，三星商會的資本額增加到十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇二六年，李秉喆在京城設立了「第一銀行株式會社」，開始從事銀行業務。二〇二七年，第一銀行的營業額已達到一億圓。

二〇二七年，三星商會的資本額增加到十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇二八年，李秉喆在京城設立了「第一基金株式會社」，開始從事基金業務。二〇二九年，第一基金的營業額已達到一億圓。

二〇二九年，三星商會的資本額增加到十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇三〇年，李秉喆在京城設立了「第一信託株式會社」，開始從事信託業務。二〇三一年，第一信託的營業額已達到一億圓。

二〇三一年，三星商會的資本額增加到十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇三二年，李秉喆在京城設立了「第一租賃株式會社」，開始從事租賃業務。二〇三三年，第一租賃的營業額已達到一億圓。

二〇三三年，三星商會的資本額增加到十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇三四年，李秉喆在京城設立了「第一資產管理株式會社」，開始從事資產管理業務。二〇三五年，第一資產管理的營業額已達到一億圓。

二〇三五年，三星商會的資本額增加到十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇三六年，李秉喆在京城設立了「第一創投株式會社」，開始從事創投業務。二〇三七年，第一創投的營業額已達到一億圓。

二〇三七年，三星商會的資本額增加到十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇三八年，李秉喆在京城設立了「第一研究開發株式會社」，開始從事研究開發業務。二〇三九年，第一研究開發的營業額已達到一億圓。

二〇三九年，三星商會的資本額增加到十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇四〇年，李秉喆在京城設立了「第一教育株式會社」，開始從事教育業務。二〇四一年，第一教育的營業額已達到一億圓。

二〇四一年，三星商會的資本額增加到十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇四二年，李秉喆在京城設立了「第一文化株式會社」，開始從事文化業務。二〇四三年，第一文化的營業額已達到一億圓。

二〇四三年，三星商會的資本額增加到二十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇四四年，李秉喆在京城設立了「第一體育株式會社」，開始從事體育業務。二〇四五年，第一體育的營業額已達到一億圓。

二〇四五年，三星商會的資本額增加到二十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇四六年，李秉喆在京城設立了「第一觀光株式會社」，開始從事觀光業務。二〇四七年，第一觀光的營業額已達到一億圓。

二〇四七年，三星商會的資本額增加到二十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇四八年，李秉喆在京城設立了「第一建設株式會社」，開始從事建設業務。二〇四九年，第一建設的營業額已達到一億圓。

二〇四九年，三星商會的資本額增加到二十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇五〇年，李秉喆在京城設立了「第一物流株式會社」，開始從事物流業務。二〇五一年，第一物流的營業額已達到一億圓。

二〇五一年，三星商會的資本額增加到二十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇五二年，李秉喆在京城設立了「第一網路株式會社」，開始從事網路業務。二〇五三年，第一網路的營業額已達到一億圓。

二〇五三年，三星商會的資本額增加到二十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇五四年，李秉喆在京城設立了「第一環境株式會社」，開始從事環境業務。二〇五五年，第一環境的營業額已達到一億圓。

二〇五五年，三星商會的資本額增加到二十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇五六年，李秉喆在京城設立了「第一能源株式會社」，開始從事能源業務。二〇五七年，第一能源的營業額已達到一億圓。

二〇五七年，三星商會的資本額增加到二十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇五八年，李秉喆在京城設立了「第一金融株式會社」，開始從事金融業務。二〇五九年，第一金融的營業額已達到一億圓。

二〇五九年，三星商會的資本額增加到二十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇六〇年，李秉喆在京城設立了「第一娛樂株式會社」，開始從事娛樂業務。二〇六一年，第一娛樂的營業額已達到一億圓。

二〇六一年，三星商會的資本額增加到二十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇六二年，李秉喆在京城設立了「第一農業株式會社」，開始從事農業業務。二〇六三年，第一農業的營業額已達到一億圓。

二〇六三年，三星商會的資本額增加到三十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇六四年，李秉喆在京城設立了「第一食品株式會社」，開始從事食品業務。二〇六五年，第一食品的營業額已達到一億圓。

二〇六五年，三星商會的資本額增加到三十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇六六年，李秉喆在京城設立了「第一醫藥株式會社」，開始從事醫藥業務。二〇六七年，第一醫藥的營業額已達到一億圓。

二〇六七年，三星商會的資本額增加到三十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇六八年，李秉喆在京城設立了「第一化妝品株式會社」，開始從事化妝品業務。二〇六九年，第一化妝品的營業額已達到一億圓。

二〇六九年，三星商會的資本額增加到三十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇七〇年，李秉喆在京城設立了「第一服飾株式會社」，開始從事服飾業務。二〇七一年，第一服飾的營業額已達到一億圓。

二〇七一年，三星商會的資本額增加到三十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇七二年，李秉喆在京城設立了「第一物業株式會社」，開始從事物業業務。二〇七三年，第一物業的營業額已達到一億圓。

二〇七三年，三星商會的資本額增加到三十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇七四年，李秉喆在京城設立了「第一保險株式會社」，開始從事保險業務。二〇七五年，第一保險的營業額已達到一億圓。

二〇七五年，三星商會的資本額增加到三十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇七六年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。二〇七七年，第一證券的營業額已達到一億圓。

二〇七七年，三星商會的資本額增加到三十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇七八年，李秉喆在京城設立了「第一銀行株式會社」，開始從事銀行業務。二〇七九年，第一銀行的營業額已達到一億圓。

二〇七九年，三星商會的資本額增加到三十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇八〇年，李秉喆在京城設立了「第一基金株式會社」，開始從事基金業務。二〇八一年，第一基金的營業額已達到一億圓。

二〇八一年，三星商會的資本額增加到三十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇八二年，李秉喆在京城設立了「第一信託株式會社」，開始從事信託業務。二〇八三年，第一信託的營業額已達到一億圓。

二〇八三年，三星商會的資本額增加到四十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇八四年，李秉喆在京城設立了「第一租賃株式會社」，開始從事租賃業務。二〇八五年，第一租賃的營業額已達到一億圓。

二〇八五年，三星商會的資本額增加到四十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇八六年，李秉喆在京城設立了「第一資產管理株式會社」，開始從事資產管理業務。二〇八七年，第一資產管理的營業額已達到一億圓。

二〇八七年，三星商會的資本額增加到四十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇八八年，李秉喆在京城設立了「第一創投株式會社」，開始從事創投業務。二〇八九年，第一創投的營業額已達到一億圓。

二〇八九年，三星商會的資本額增加到四十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇九〇年，李秉喆在京城設立了「第一研究開發株式會社」，開始從事研究開發業務。二〇九一年，第一研究開發的營業額已達到一億圓。

二〇九一年，三星商會的資本額增加到四十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇九二年，李秉喆在京城設立了「第一教育株式會社」，開始從事教育業務。二〇九三年，第一教育的營業額已達到一億圓。

二〇九三年，三星商會的資本額增加到四十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇九四年，李秉喆在京城設立了「第一文化株式會社」，開始從事文化業務。二〇九五年，第一文化的營業額已達到一億圓。

二〇九五年，三星商會的資本額增加到四十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇九六年，李秉喆在京城設立了「第一體育株式會社」，開始從事體育業務。二〇九七年，第一體育的營業額已達到一億圓。

二〇九七年，三星商會的資本額增加到四十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二〇九八年，李秉喆在京城設立了「第一觀光株式會社」，開始從事觀光業務。二〇九九年，第一觀光的營業額已達到一億圓。

二〇九九年，三星商會的資本額增加到四十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一〇〇年，李秉喆在京城設立了「第一建設株式會社」，開始從事建設業務。二一〇一年，第一建設的營業額已達到一億圓。

二一〇一年，三星商會的資本額增加到四十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一〇二年，李秉喆在京城設立了「第一物流株式會社」，開始從事物流業務。二一〇三年，第一物流的營業額已達到一億圓。

二一〇三年，三星商會的資本額增加到五十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一〇四年，李秉喆在京城設立了「第一網路株式會社」，開始從事網路業務。二一〇五年，第一網路的營業額已達到一億圓。

二一〇五年，三星商會的資本額增加到五十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一〇六年，李秉喆在京城設立了「第一環境株式會社」，開始從事環境業務。二一〇七年，第一環境的營業額已達到一億圓。

二一〇七年，三星商會的資本額增加到五十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一〇八年，李秉喆在京城設立了「第一能源株式會社」，開始從事能源業務。二一〇九年，第一能源的營業額已達到一億圓。

二一〇九年，三星商會的資本額增加到五十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一一〇年，李秉喆在京城設立了「第一金融株式會社」，開始從事金融業務。二一一一年，第一金融的營業額已達到一億圓。

二一一一年，三星商會的資本額增加到五十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一一二年，李秉喆在京城設立了「第一娛樂株式會社」，開始從事娛樂業務。二一一三年，第一娛樂的營業額已達到一億圓。

二一一三年，三星商會的資本額增加到五十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一一四年，李秉喆在京城設立了「第一農業株式會社」，開始從事農業業務。二一一五年，第一農業的營業額已達到一億圓。

二一一五年，三星商會的資本額增加到五十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一一六年，李秉喆在京城設立了「第一食品株式會社」，開始從事食品業務。二一一七年，第一食品的營業額已達到一億圓。

二一一七年，三星商會的資本額增加到五十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一一八年，李秉喆在京城設立了「第一醫藥株式會社」，開始從事醫藥業務。二一一九年，第一醫藥的營業額已達到一億圓。

二一一九年，三星商會的資本額增加到五十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一二〇年，李秉喆在京城設立了「第一化妝品株式會社」，開始從事化妝品業務。二一二一年，第一化妝品的營業額已達到一億圓。

二一二一年，三星商會的資本額增加到五十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一二二年，李秉喆在京城設立了「第一服飾株式會社」，開始從事服飾業務。二一二三年，第一服飾的營業額已達到一億圓。

二一二三年，三星商會的資本額增加到六十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一二四年，李秉喆在京城設立了「第一物業株式會社」，開始從事物業業務。二一二五年，第一物業的營業額已達到一億圓。

二一二五年，三星商會的資本額增加到六十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一二六年，李秉喆在京城設立了「第一保險株式會社」，開始從事保險業務。二一二七年，第一保險的營業額已達到一億圓。

二一二七年，三星商會的資本額增加到六十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一二八年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。二一二九年，第一證券的營業額已達到一億圓。

二一二九年，三星商會的資本額增加到六十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一三〇年，李秉喆在京城設立了「第一銀行株式會社」，開始從事銀行業務。二一三一年，第一銀行的營業額已達到一億圓。

二一三一年，三星商會的資本額增加到六十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一三二年，李秉喆在京城設立了「第一基金株式會社」，開始從事基金業務。二一三三年，第一基金的營業額已達到一億圓。

二一三三年，三星商會的資本額增加到六十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一三四年，李秉喆在京城設立了「第一信託株式會社」，開始從事信託業務。二一三五年，第一信託的營業額已達到一億圓。

二一三五年，三星商會的資本額增加到六十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一三六年，李秉喆在京城設立了「第一租賃株式會社」，開始從事租賃業務。二一三七年，第一租賃的營業額已達到一億圓。

二一三七年，三星商會的資本額增加到六十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一三八年，李秉喆在京城設立了「第一資產管理株式會社」，開始從事資產管理業務。二一三九年，第一資產管理的營業額已達到一億圓。

二一三九年，三星商會的資本額增加到六十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一四〇年，李秉喆在京城設立了「第一創投株式會社」，開始從事創投業務。二一四一年，第一創投的營業額已達到一億圓。

二一四一年，三星商會的資本額增加到六十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一四二年，李秉喆在京城設立了「第一研究開發株式會社」，開始從事研究開發業務。二一四三年，第一研究開發的營業額已達到一億圓。

二一四三年，三星商會的資本額增加到七十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一四四年，李秉喆在京城設立了「第一教育株式會社」，開始從事教育業務。二一四五年，第一教育的營業額已達到一億圓。

二一四五年，三星商會的資本額增加到七十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一四六年，李秉喆在京城設立了「第一文化株式會社」，開始從事文化業務。二一四七年，第一文化的營業額已達到一億圓。

二一四七年，三星商會的資本額增加到七十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一四八年，李秉喆在京城設立了「第一體育株式會社」，開始從事體育業務。二一四九年，第一體育的營業額已達到一億圓。

二一四九年，三星商會的資本額增加到七十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一五〇年，李秉喆在京城設立了「第一觀光株式會社」，開始從事觀光業務。二一五一年，第一觀光的營業額已達到一億圓。

二一五一年，三星商會的資本額增加到七十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一五二年，李秉喆在京城設立了「第一建設株式會社」，開始從事建設業務。二一五三年，第一建設的營業額已達到一億圓。

二一五三年，三星商會的資本額增加到七十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一五四年，李秉喆在京城設立了「第一物流株式會社」，開始從事物流業務。二一五五年，第一物流的營業額已達到一億圓。

二一五五年，三星商會的資本額增加到七十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一五六年，李秉喆在京城設立了「第一網路株式會社」，開始從事網路業務。二一五七年，第一網路的營業額已達到一億圓。

二一五七年，三星商會的資本額增加到七十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一五八年，李秉喆在京城設立了「第一環境株式會社」，開始從事環境業務。二一五九年，第一環境的營業額已達到一億圓。

二一五九年，三星商會的資本額增加到七十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一六〇年，李秉喆在京城設立了「第一能源株式會社」，開始從事能源業務。二一六一年，第一能源的營業額已達到一億圓。

二一六一年，三星商會的資本額增加到七十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一六二年，李秉喆在京城設立了「第一金融株式會社」，開始從事金融業務。二一六三年，第一金融的營業額已達到一億圓。

二一六三年，三星商會的資本額增加到八十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一六四年，李秉喆在京城設立了「第一娛樂株式會社」，開始從事娛樂業務。二一六五年，第一娛樂的營業額已達到一億圓。

二一六五年，三星商會的資本額增加到八十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一六六年，李秉喆在京城設立了「第一農業株式會社」，開始從事農業業務。二一六七年，第一農業的營業額已達到一億圓。

二一六七年，三星商會的資本額增加到八十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一六八年，李秉喆在京城設立了「第一食品株式會社」，開始從事食品業務。二一六九年，第一食品的營業額已達到一億圓。

二一六九年，三星商會的資本額增加到八十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一七〇年，李秉喆在京城設立了「第一醫藥株式會社」，開始從事醫藥業務。二一七一年，第一醫藥的營業額已達到一億圓。

二一七一年，三星商會的資本額增加到八十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一七二年，李秉喆在京城設立了「第一化妝品株式會社」，開始從事化妝品業務。二一七三年，第一化妝品的營業額已達到一億圓。

二一七三年，三星商會的資本額增加到八十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一七四年，李秉喆在京城設立了「第一服飾株式會社」，開始從事服飾業務。二一七五年，第一服飾的營業額已達到一億圓。

二一七五年，三星商會的資本額增加到八十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一七六年，李秉喆在京城設立了「第一物業株式會社」，開始從事物業業務。二一七七年，第一物業的營業額已達到一億圓。

二一七七年，三星商會的資本額增加到八十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一七八年，李秉喆在京城設立了「第一保險株式會社」，開始從事保險業務。二一七九年，第一保險的營業額已達到一億圓。

二一七九年，三星商會的資本額增加到八十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一八〇年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。二一八一年，第一證券的營業額已達到一億圓。

二一八一年，三星商會的資本額增加到八十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一八二年，李秉喆在京城設立了「第一銀行株式會社」，開始從事銀行業務。二一八三年，第一銀行的營業額已達到一億圓。

二一八三年，三星商會的資本額增加到九十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一八四年，李秉喆在京城設立了「第一基金株式會社」，開始從事基金業務。二一八五年，第一基金的營業額已達到一億圓。

二一八五年，三星商會的資本額增加到九十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一八六年，李秉喆在京城設立了「第一信託株式會社」，開始從事信託業務。二一八七年，第一信託的營業額已達到一億圓。

二一八七年，三星商會的資本額增加到九十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一八八年，李秉喆在京城設立了「第一租賃株式會社」，開始從事租賃業務。二一八九年，第一租賃的營業額已達到一億圓。

二一八九年，三星商會的資本額增加到九十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一九〇年，李秉喆在京城設立了「第一資產管理株式會社」，開始從事資產管理業務。二一九一年，第一資產管理的營業額已達到一億圓。

二一九一年，三星商會的資本額增加到九十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一九二年，李秉喆在京城設立了「第一創投株式會社」，開始從事創投業務。二一九三年，第一創投的營業額已達到一億圓。

二一九三年，三星商會的資本額增加到九十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一九四年，李秉喆在京城設立了「第一研究開發株式會社」，開始從事研究開發業務。二一九五年，第一研究開發的營業額已達到一億圓。

二一九五年，三星商會的資本額增加到九十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一九六年，李秉喆在京城設立了「第一教育株式會社」，開始從事教育業務。二一九七年，第一教育的營業額已達到一億圓。

二一九七年，三星商會的資本額增加到九十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二一九八年，李秉喆在京城設立了「第一文化株式會社」，開始從事文化業務。二一九九年，第一文化的營業額已達到一億圓。

二一九九年，三星商會的資本額增加到九十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二〇〇年，李秉喆在京城設立了「第一體育株式會社」，開始從事體育業務。二二〇一年，第一體育的營業額已達到一億圓。

二二〇一年，三星商會的資本額增加到九十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二〇二年，李秉喆在京城設立了「第一觀光株式會社」，開始從事觀光業務。二二〇三年，第一觀光的營業額已達到一億圓。

二二〇三年，三星商會的資本額增加到一百兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二〇四年，李秉喆在京城設立了「第一建設株式會社」，開始從事建設業務。二二〇五年，第一建設的營業額已達到一億圓。

二二〇五年，三星商會的資本額增加到一百一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二〇六年，李秉喆在京城設立了「第一物流株式會社」，開始從事物流業務。二二〇七年，第一物流的營業額已達到一億圓。

二二〇七年，三星商會的資本額增加到一百二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二〇八年，李秉喆在京城設立了「第一網路株式會社」，開始從事網路業務。二二〇九年，第一網路的營業額已達到一億圓。

二二〇九年，三星商會的資本額增加到一百三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二一〇年，李秉喆在京城設立了「第一環境株式會社」，開始從事環境業務。二二一一年，第一環境的營業額已達到一億圓。

二二一一年，三星商會的資本額增加到一百四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二一二年，李秉喆在京城設立了「第一能源株式會社」，開始從事能源業務。二二一三年，第一能源的營業額已達到一億圓。

二二一三年，三星商會的資本額增加到一百五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二一四年，李秉喆在京城設立了「第一金融株式會社」，開始從事金融業務。二二一五年，第一金融的營業額已達到一億圓。

二二一五年，三星商會的資本額增加到一百六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二一六年，李秉喆在京城設立了「第一娛樂株式會社」，開始從事娛樂業務。二二一七年，第一娛樂的營業額已達到一億圓。

二二一七年，三星商會的資本額增加到一百七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二一八年，李秉喆在京城設立了「第一農業株式會社」，開始從事農業業務。二二一九年，第一農業的營業額已達到一億圓。

二二一九年，三星商會的資本額增加到一百八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二二〇年，李秉喆在京城設立了「第一食品株式會社」，開始從事食品業務。二二二一年，第一食品的營業額已達到一億圓。

二二二一年，三星商會的資本額增加到一百九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二二二年，李秉喆在京城設立了「第一醫藥株式會社」，開始從事醫藥業務。二二二三年，第一醫藥的營業額已達到一億圓。

二二二三年，三星商會的資本額增加到一百十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二二四年，李秉喆在京城設立了「第一化妝品株式會社」，開始從事化妝品業務。二二二五年，第一化妝品的營業額已達到一億圓。

二二二五年，三星商會的資本額增加到一百十一兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二二六年，李秉喆在京城設立了「第一服飾株式會社」，開始從事服飾業務。二二二七年，第一服飾的營業額已達到一億圓。

二二二七年，三星商會的資本額增加到一百十二兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二二八年，李秉喆在京城設立了「第一物業株式會社」，開始從事物業業務。二二二九年，第一物業的營業額已達到一億圓。

二二二九年，三星商會的資本額增加到一百十三兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二三〇年，李秉喆在京城設立了「第一保險株式會社」，開始從事保險業務。二二三一年，第一保險的營業額已達到一億圓。

二二三一年，三星商會的資本額增加到一百十四兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二三二年，李秉喆在京城設立了「第一證券株式會社」，開始從事證券業務。二二三三年，第一證券的營業額已達到一億圓。

二二三三年，三星商會的資本額增加到一百十五兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二三四年，李秉喆在京城設立了「第一銀行株式會社」，開始從事銀行業務。二二三五年，第一銀行的營業額已達到一億圓。

二二三五年，三星商會的資本額增加到一百十六兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二三六年，李秉喆在京城設立了「第一基金株式會社」，開始從事基金業務。二二三七年，第一基金的營業額已達到一億圓。

二二三七年，三星商會的資本額增加到一百十七兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二三八年，李秉喆在京城設立了「第一信託株式會社」，開始從事信託業務。二二三九年，第一信託的營業額已達到一億圓。

二二三九年，三星商會的資本額增加到一百十八兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二四〇年，李秉喆在京城設立了「第一租賃株式會社」，開始從事租賃業務。二二四一年，第一租賃的營業額已達到一億圓。

二二四一年，三星商會的資本額增加到一百十九兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二四二年，李秉喆在京城設立了「第一資產管理株式會社」，開始從事資產管理業務。二二四三年，第一資產管理的營業額已達到一億圓。

二二四三年，三星商會的資本額增加到一百二十兆圓，成為當時韓國最大的民營企業集團。

二二四四年，李秉喆在京城設立了「第一創投株式會社」，開始從事創投業務。二二四

第三　法律行為の無効

第一節　無効の意義

第二節　無効の原因

第三節　無効の効果

第四節　無効の主張

第五節　無効行為の追認

第六節　無効行為の転換

第七節　無効行為の撤回

第八節　無効行為の取消

第九節　無効行為の解除

第十節　無効行為の解約

第十一節　無効行為の解消

第十二節　無効行為の解除

第十三節　無効行為の解約

第十四節　無効行為の解消

第十五節　無効行為の解除

第十六節　無効行為の解約

第十七節　無効行為の解消

第十八節　無効行為の解除

第十九節　無効行為の解約

第二十節　無効行為の解消

第二十一節　無効行為の解除

第二十二節　無効行為の解約

第二十三節　無効行為の解消

第二十四節　無効行為の解除

第二十五節　無効行為の解約

第二十六節　無効行為の解消

第二十七節　無効行為の解除

第二十八節　無効行為の解約

第二十九節　無効行為の解消

第三十節　無効行為の解除

第三十一節　無効行為の解約

第三十二節　無効行為の解消

第三十三節　無効行為の解除

第三十四節　無効行為の解約

第三十五節　無効行為の解消

第三十六節　無効行為の解除

第三十七節　無効行為の解約

第三十八節　無効行為の解消

第三十九節　無効行為の解除

第四十節　無効行為の解約

第四十一節　無効行為の解消

第四十二節　無効行為の解除

第四十三節　無効行為の解約

第四十四節　無効行為の解消

第四十五節　無効行為の解除

第四十六節　無効行為の解約

第四十七節　無効行為の解消

第四十八節　無効行為の解除

第四十九節　無効行為の解約

第五十節　無効行為の解消

第五十一節　無効行為の解除

第五十二節　無効行為の解約

第五十三節　無効行為の解消

第五十四節　無効行為の解除

第五十五節　無効行為の解約

第五十六節　無効行為の解消

第五十七節　無効行為の解除

第五十八節　無効行為の解約

第五十九節　無効行為の解消

第六十節　無効行為の解除

第六十一節　無効行為の解約

第六十二節　無効行為の解消

第六十三節　無効行為の解除

第六十四節　無効行為の解約

第六十五節　無効行為の解消

第六十六節　無効行為の解除

第六十七節　無効行為の解約

第六十八節　無効行為の解消

第六十九節　無効行為の解除

第七十節　無効行為の解約

第七十一節　無効行為の解消

第七十二節　無効行為の解除

第七十三節　無効行為の解約

第七十四節　無効行為の解消

第七十五節　無効行為の解除

第七十六節　無効行為の解約

第七十七節　無効行為の解消

第七十八節　無効行為の解除

第七十九節　無効行為の解約

第八十節　無効行為の解消

第八十一節　無効行為の解除

第八十二節　無効行為の解約

第八十三節　無効行為の解消

第八十四節　無効行為の解除

第八十五節　無効行為の解約

第八十六節　無効行為の解消

第八十七節　無効行為の解除

第八十八節　無効行為の解約

第八十九節　無効行為の解消

第九十節　無効行為の解除

第九十一節　無効行為の解約

第九十二節　無効行為の解消

第九十三節　無効行為の解除

第九十四節　無効行為の解約

第九十五節　無効行為の解消

第九十六節　無効行為の解除

第九十七節　無効行為の解約

第九十八節　無効行為の解消

第九十九節　無効行為の解除

第百節　無効行為の解約

第百一節　無効行為の解消

第百二節　無効行為の解除

第百三節　無効行為の解約

第百四節　無効行為の解消

第百五節　無効行為の解除

第百六節　無効行為の解約

第百七節　無効行為の解消

第百八節　無効行為の解除

第百九節　無効行為の解約

第百十節　無効行為の解消

第百十一節　無効行為の解除

第百十二節　無効行為の解約

第百十三節　無効行為の解消

第百十四節　無効行為の解除

第百十五節　無効行為の解約

第百十六節　無効行為の解消

第百十七節　無効行為の解除

第百十八節　無効行為の解約

第百十九節　無効行為の解消

第百二十節　無効行為の解除

第百二十一節　無効行為の解約

第百二十二節　無効行為の解消

第百二十三節　無効行為の解除

第百二十四節　無効行為の解約

第百二十五節　無効行為の解消

第百二十六節　無効行為の解除

第百二十七節　無効行為の解約

第百二十八節　無効行為の解消

第百二十九節　無効行為の解除

第百三十節　無効行為の解約

第百三十一節　無効行為の解消

第百三十二節　無効行為の解除

第百三十三節　無効行為の解約

第百三十四節　無効行為の解消

第百三十五節　無効行為の解除

第百三十六節　無効行為の解約

第百三十七節　無効行為の解消

第百三十八節　無効行為の解除

第百三十九節　無効行為の解約

第百四十節　無効行為の解消

第百四十一節　無効行為の解除

第百四十二節　無効行為の解約

第百四十三節　無効行為の解消

第百四十四節　無効行為の解除

第百四十五節　無効行為の解約

第百四十六節　無効行為の解消

第百四十七節　無効行為の解除

第百四十八節　無効行為の解約

第百四十九節　無効行為の解消

第百五十節　無効行為の解除

第百五十一節　無効行為の解約

第百五十二節　無効行為の解消

第百五十三節　無効行為の解除

第百五十四節　無効行為の解約

第百五十五節　無効行為の解消

第百五十六節　無効行為の解除

第百五十七節　無効行為の解約

第百五十八節　無効行為の解消

第百五十九節　無効行為の解除

第百六十節　無効行為の解約

第百六十一節　無効行為の解消

第百六十二節　無効行為の解除

第百六十三節　無効行為の解約

第百六十四節　無効行為の解消

第百六十五節　無効行為の解除

第百六十六節　無効行為の解約

第百六十七節　無効行為の解消

第百六十八節　無効行為の解除

第百六十九節　無効行為の解約

第百七十節　無効行為の解消

第百七十一節　無効行為の解除

第百七十二節　無効行為の解約

第百七十三節　無効行為の解消

第百七十四節　無効行為の解除

第百七十五節　無効行為の解約

第百七十六節　無効行為の解消

第百七十七節　無効行為の解除

第百七十八節　無効行為の解約

第百七十九節　無効行為の解消

第百八十節　無効行為の解除

第百八十一節　無効行為の解約

第百八十二節　無効行為の解消

第百八十三節　無効行為の解除

第百八十四節　無効行為の解約

第百八十五節　無効行為の解消

第百八十六節　無効行為の解除

第百八十七節　無効行為の解約

第百八十八節　無効行為の解消

第百八十九節　無効行為の解除

第百九十節　無効行為の解約

第百九十一節　無効行為の解消

第百九十二節　無効行為の解除

第百九十三節　無効行為の解約

第百九十四節　無効行為の解消

第百九十五節　無効行為の解除

第百九十六節　無効行為の解約

第百九十七節　無効行為の解消

第百九十八節　無効行為の解除

第百九十九節　無効行為の解約

第二百節　無効行為の解消

第二百一節　無効行為の解除

第二百二節　無効行為の解約

第二百三節　無効行為の解消

第二百四節　無効行為の解除

第二百五節　無効行為の解約

第二百六節　無効行為の解消

第二百七節　無効行為の解除

第二百八節　無効行為の解約

第二百九節　無効行為の解消

第二百十節　無効行為の解除

第二百十一節　無効行為の解約

第二百十二節　無効行為の解消

第二百十三節　無効行為の解除

第二百十四節　無効行為の解約

第二百十五節　無効行為の解消

第二百十六節　無効行為の解除

第二百十七節　無効行為の解約

第二百十八節　無効行為の解消

第二百十九節　無効行為の解除

第二百二十節　無効行為の解約

第二百二十一節　無効行為の解消

第二百二十二節　無効行為の解除

第二百二十三節　無効行為の解約

第二百二十四節　無効行為の解消

第二百二十五節　無効行為の解除

第二百二十六節　無効行為の解約

第二百二十七節　無効行為の解消

第二百二十八節　無効行為の解除

第二百二十九節　無効行為の解約

第二百三十節　無効行為の解消

第二百三十一節　無効行為の解除

第二百三十二節　無効行為の解約

第二百三十三節　無効行為の解消

第二百三十四節　無効行為の解除

第二百三十五節　無効行為の解約

第二百三十六節　無効行為の解消

第二百三十七節　無効行為の解除

第二百三十八節　無効行為の解約

第二百三十九節　無効行為の解消

第二百四十節　無効行為の解除

第二百四十一節　無効行為の解約

第二百四十二節　無効行為の解消

第二百四十三節　無効行為の解除

第二百四十四節　無効行為の解約

第二百四十五節　無効行為の解消

第二百四十六節　無効行為の解除

第二百四十七節　無効行為の解約

第二百四十八節　無効行為の解消

第二百四十九節　無効行為の解除

第二百五十節　無効行為の解約

第二百五十一節　無効行為の解消

第二百五十二節　無効行為の解除

第二百五十三節　無効行為の解約

第二百五十四節　無効行為の解消

第二百五十五節　無効行為の解除

第二百五十六節　無効行為の解約

第二百五十七節　無効行為の解消

第二百五十八節　無効行為の解除

第二百五十九節　無効行為の解約

第二百六十節　無効行為の解消

第二百六十一節　無効行為の解除

第二百六十二節　無効行為の解約

第二百六十三節　無効行為の解消

第二百六十四節　無効行為の解除

第二百六十五節　無効行為の解約

第二百六十六節　無効行為の解消

第二百六十七節　無効行為の解除

第二百六十八節　無効行為の解約

第二百六十九節　無効行為の解消

第二百七十節　無効行為の解除

第二百七十一節　無効行為の解約

第二百七十二節　無効行為の解消

第二百七十三節　無効行為の解除

第二百七十四節　無効行為の解約

第二百七十五節　無効行為の解消

第二百七十六節　無効行為の解除

第二百七十七節　無効行為の解約

第二百七十八節　無効行為の解消

第二百七十九節　無効行為の解除

第二百八十節　無効行為の解約

第二百八十一節　無効行為の解消

第二百八十二節　無効行為の解除

第二百八十三節　無効行為の解約

第二百八十四節　無効行為の解消

第二百八十五節　無効行為の解除

第二百八十六節　無効行為の解約

第二百八十七節　無効行為の解消

第二百八十八節　無効行為の解除

第二百八十九節　無効行為の解約

第二百九十節　無効行為の解消

第二百九十一節　無効行為の解除

第二百九十二節　無効行為の解約

第二百九十三節　無効行為の解消

第二百九十四節　無効行為の解除

第二百九十五節　無効行為の解約

第二百九十六節　無効行為の解消

第二百九十七節　無効行為の解除

第二百九十八節　無効行為の解約

第二百九十九節　無効行為の解消

第三百節　無効行為の解除

第三百一節　無効行為の解約

第三百二節　無効行為の解消

第三百三節　無効行為の解除

第三百四節　無効行為の解約

第三百五節　無効行為の解消

第三百六節　無効行為の解除

第三百七節　無効行為の解約

第三百八節　無効行為の解消

第三百九節　無効行為の解除

第三百十節　無効行為の解約

第三百十一節　無効行為の解消

第三百十二節　無効行為の解除

第三百十三節　無効行為の解約

第三百十四節　無効行為の解消

第三百十五節　無効行為の解除

第三百十六節　無効行為の解約

第三百十七節　無効行為の解消

第三百十八節　無効行為の解除

第三百十九節　無効行為の解約

第三百二十節　無効行為の解消

第三百二十一節　無効行為の解除

第三百二十二節　無効行為の解約

第三百二十三節　無効行為の解消

第三百二十四節　無効行為の解除

第三百二十五節　無効行為の解約

第三百二十六節　無効行為の解消

第三百二十七節　無効行為の解除

第三百二十八節　無効行為の解約

第三百二十九節　無効行為の解消

第三百三十節　無効行為の解除

第三百三十一節　無効行為の解約

第三百三十二節　無効行為の解消

第三百三十三節　無効行為の解除

第三百三十四節　無効行為の解約

第三百三十五節　無効行為の解消

第三百三十六節　無効行為の解除

第三百三十七節　無効行為の解約

第三百三十八節　無効行為の解消

第三百三十九節　無効行為の解除

第三百四十節　無効行為の解約

第三百四十一節　無効行為の解消

第三百四十二節　無効行為の解除

第三百四十三節　無効行為の解約

第三百四十四節　無効行為の解消

第三百四十五節　無効行為の解除

第三百四十六節　無効行為の解約

第三百四十七節　無効行為の解消

第三百四十八節　無効行為の解除

第三百四十九節　無効行為の解約

第三百五十節　無効行為の解消

第三百五十一節　無効行為の解除

第三百五十二節　無効行為の解約

第三百五十三節　無効行為の解消

第三百五十四節　無効行為の解除

第三百五十五節　無効行為の解約

第三百五十六節　無効行為の解消

第三百五十七節　無効行為の解除

第三百五十八節　無効行為の解約

第三百五十九節　無効行為の解消

第三百六十節　無効行為の解除

第三百六十一節　無効行為の解約

第三百六十二節　無効行為の解消

第三百六十三節　無効行為の解除

第三百六十四節　無効行為の解約

第三百六十五節　無効行為の解消

第三百六十六節　無効行為の解除

第三百六十七節　無効行為の解約

第三百六十八節　無効行為の解消

第三百六十九節　無効行為の解除

第三百七十節　無効行為の解約

第三百七十一節　無効行為の解消

第三百七十二節　無効行為の解除

第三百七十三節　無効行為の解約

第三百七十四節　無効行為の解消

第三百七十五節　無効行為の解除

第三百七十六節　無効行為の解約

第三百七十七節　無効行為の解消

第三百七十八節　無効行為の解除

第三百七十九節　無効行為の解約

第三百八十節　無効行為の解消

第三百八十一節　無効行為の解除

第三百八十二節　無効行為の解約

第三百八十三節　無効行為の解消

第三百八十四節　無効行為の解除

第三百八十五節　無効行為の解約

第三百八十六節　無効行為の解消

第三百八十七節　無効行為の解除

第三百八十八節　無効行為の解約

第三百八十九節　無効行為の解消

第三百九十節　無効行為の解除

第三百九十一節　無効行為の解約

第三百九十二節　無効行為の解消

第三百九十三節　無効行為の解除

第三百九十四節　無効行為の解約

第三百九十五節　無効行為の解消

第三百九十六節　無効行為の解除

第三百九十七節　無効行為の解約

第三百九十八節　無効行為の解消

第三百九十九節　無効行為の解除

第四百節　無効行為の解約

第四百一節　無効行為の解消

第四百二節　無効行為の解除

第四百三節　無効行為の解約

第四百四節　無効行為の解消

第四百五節　無効行為の解除

第四百六節　無効行為の解約

第四百七節　無効行為の解消

第四百八節　無効行為の解除

第四百九節　無効行為の解約

第四百十節　無効行為の解消

第四百十一節　無効行為の解除

第四百十二節　無効行為の解約

第四百十三節　無効行為の解消

第四百十四節　無効行為の解除

第四百十五節　無効行為の解約

第四百十六節　無効行為の解消

第四百十七節　無効行為の解除

第四百十八節　無効行為の解約

第四百十九節　無効行為の解消

第四百二十節　無効行為の解除

第四百二十一節　無効行為の解約

第四百二十二節　無効行為の解消

第四百二十三節　無効行為の解除

第四百二十四節　無効行為の解約

第四百二十五節　無効行為の解消

第四百二十六節　無効行為の解除

第四百二十七節　無効行為の解約

第四百二十八節　無効行為の解消

第四百二十九節　無効行為の解除

第四百三十節　無効行為の解約

第四百三十一節　無効行為の解消

第四百三十二節　無効行為の解除

第四百三十三節　無効行為の解約

第四百三十四節　無効行為の解消

第四百三十五節　無効行為の解除

第四百三十六節　無効行為の解約

第四百三十七節　無効行為の解消

第四百三十八節　無効行為の解除

第四百三十九節　無効行為の解約

第四百四十節　無効行為の解消

第四百四十一節　無効行為の解除

第四百四十二節　無効行為の解約

第四百四十三節　無効行為の解消

第四百四十四節　無効行為の解除

第四百四十五節　無効行為の解約

第四百四十六節　無効行為の解消

第四百四十七節　無効行為の解除

第四百四十八節　無効行為の解約

第四百四十九節　無効行為の解消

第四百五十節　無効行為の解除

第四百五十一節　無効行為の解約

第四百五十二節　無効行為の解消

第四百五十三節　無効行為の解除

第四百五十四節　無効行為の解約

第四百五十五節　無効行為の解消

第四百五十六節　無効行為の解除

第四百五十七節　無効行為の解約

第四百五十八節　無効行為の解消

第四百五十九節　無効行為の解除

第四百六十節　無効行為の解約

第四百六十一節　無効行為の解消

第四百六十二節　無効行為の解除

第四百六十三節　無効行為の解約

第四百六十四節　無効行為の解消

第四百六十五節　無効行為の解除

第四百六十六節　無効行為の解約

第四百六十七節　無効行為の解消

第四百六十八節　無効行為の解除

第四百六十九節　無効行為の解約

第四百七十節　無効行為の解消

第四百七十一節　無効行為の解除

第四百七十二節　無効行為の解約

第四百七十三節　無効行為の解消

第四百七十四節　無効行為の解除

第四百七十五節　無効行為の解約

第四百七十六節　無効行為の解消

第四百七十七節　無効行為の解除

第四百七十八節　無効行為の解約

第四百七十九節　無効行為の解消

第四百八十節　無効行為の解除

第四百八十一節　無効行為の解約

第四百八十二節　無効行為の解消

第四百八十三節　無効行為の解除

第四百八十四節　無効行為の解約

第四百八十五節　無効行為の解消

第四百八十六節　無効行為の解除

第四百八十七節　無効行為の解約

第四百八十八節　無効行為の解消

第四百八十九節　無効行為の解除

第四百九十節　無効行為の解約

第四百九十一節　無効行為の解消

第四百九十二節　無効行為の解除

第四百九十三節　無効行為の解約

第四百九十四節　無効行為の解消

第四百九十五節　無効行為の解除

第四百九十六節　無効行為の解約

第四百九十七節　無効行為の解消

第四百九十八節　無効行為の解除

第四百九十九節　無効行為の解約

第五百節　無効行為の解消

第五百一節　無効行為の解除

第五百二節　無効行為の解約

第五百三節　無効行為の解消

第五百四節　無効行為の解除

第五百五節　無効行為の解約

第五百六節　無効行為の解消

第五百七節　無効行為の解除

第五百八節　無効行為の解約

第五百九節　無効行為の解消

第五百十節　無効行為の解除

第五百十一節　無効行為の解約

第五百十二節　無効行為の解消

第五百十三節　無効行為の解除

第五百十四節　無効行為の解約

第五百十五節　無効行為の解消

第五百十六節　無効行為の解除

第五百十七節　無効行為の解約

第五百十八節　無効行為の解消

第五百十九節　無効行為の解除

第五百二十節　無効行為の解約

第五百二十一節　無効行為の解消

第五百二十二節　無効行為の解除

第五百二十三節　無効行為の解約

第五百二十四節　無効行為の解消

第五百二十五節　無効行為の解除

第五百二十六節　無効行為の解約

第五百二十七節　無効行為の解消

第五百二十八節　無効行為の解除

第五百二十九節　無効行為の解約

第五百三十節　無効行為の解消

第五百三十一節　無効行為の解除

第五百三十二節　無効行為の解約

第五百三十三節　無効行為の解消

第五百三十四節　無効行為の解除

第五百三十五節　無効行為の解約

第五百三十六節　無効行為の解消

第五百三十七節　無効行為の解除

第五百三十八節　無効行為の解約

第五百三十九節　無効行為の解消

第五百四十節　無効行為の解除

第五百四十一節　無効行為の解約

第五百四十二節　無効行為の解消

第五百四十三節　無効行為の解除

第五百四十四節　無効行為の解約

第五百四十五節　無効行為の解消

第五百四十六節　無効行為の解除

第五百四十七節　無効行為の解約

第五百四十八節　無効行為の解消

第五百四十九節　無効行為の解除

第五百五十節　無効行為の解約

第五百五十一節　無効行為の解消

第五百五十二節　無効行為の解除

第五百五十三節　無効行為の解約

第五百五十四節　無効行為の解消

第五百五十五節　無効行為の解除

第五百五十六節　無効行為の解約

第五百五十七節　無効行為の解消

第五百五十八節　無効行為の解除

第五百五十九節　無効行為の解約

第五百六十節　無効行為の解消

第五百六十一節　無効行為の解除

第五百六十二節　無効行為の解約

第五百六十三節　無効行為の解消

第五百六十四節　無効行為の解除

第五百六十五節　無効行為の解約

第五百六十六節　無効行為の解消

第五百六十七節　無効行為の解除

第五百六十八節　無効行為の解約

第五百六十九節　無効行為の解消

第五百七十節　無効行為の解除

第五百七十一節　無効行為の解約

第五百七十二節　無効行為の解消

第五百七十三節　無効行為の解除

第五百七十四節　無効行為の解約

第五百七十五節　無効行為の解消

第五百七十六節　無効行為の解除

第五百七十七節　無効行為の解約

第五百七十八節　無効行為の解消

第五百七十九節　無効行為の解除

第五百八十節　無効行為の解約

第五百八十一節　無効行為の解消

第五百八十二節　無効行為の解除

第五百八十三節　無効行為の解約

第五百八十四節　無効行為の解消

第五百八十五節　無効行為の解除

第五百八十六節　無効行為の解約

第五百八十七節　無効行為の解消

第五百八十八節　無効行為の解除

第五百八十九節　無効行為の解約

第五百九十節　無効行為の解消

第五百九十一節　無効行為の解除

第五百九十二節　無効行為の解約

第五百九十三節　無効行為の解消

第五百九十四節　無効行為の解除

第五百九十五節　無効行為の解約

第五百九十六節　無効行為の解消

第五百九十七節　無効行為の解除

第五百九十八節　無効行為の解約

第五百九十九節　無効行為の解消

第六百節　無効行為の解除

第六百一節　無効行為の解約

第六百二節　無効行為の解消

第六百三節　無効行為の解除

第六百四節　無効行為の解約

第六百五節　無効行為の解消

第六百六節　無効行為の解除

第六百七節　無効行為の解約

第六百八節　無効行為の解消

第六百九節　無効行為の解除

第六百十節　無効行為の解約

第六百十一節　無効行為の解消

第六百十二節　無効行為の解除

第六百十三節　無効行為の解約

第六百十四節　無効行為の解消

第六百十五節　無効行為の解除

第六百十六節　無効行為の解約

第六百十七節　無効行為の解消

第六百十八節　無効行為の解除

第六百十九節　無効行為の解約

第六百二十節　無効行為の解消

第六百二十一節　無効行為の解除

第六百二十二節　無効行為の解約

第六百二十三節　無効行為の解消

第六百二十四節　無効行為の解除

第六百二十五節　無効行為の解約

第六百二十六節　無効行為の解消

第六百二十七節　無効行為の解除

第六百二十八節　無効行為の解約

第六百二十九節　無効行為の解消

第六百三十節　無効行為の解除

第六百三十一節　無効行為の解約

第六百三十二節　無効行為の解消

第六百三十三節　無効行為の解除

第六百三十四節　無効行為の解約

第六百三十五節　無効行為の解消

第六百三十六節　無効行為の解除

第六百三十七節　無効行為の解約

第六百三十八節　無効行為の解消

第六百三十九節　無効行為の解除

第六百四十節　無効行為の解約

第六百四十一節　無効行為の解消

第六百四十二節　無効行為の解除

第六百四十三節　無効行為の解約

第六百四十四節　無効行為の解消

第六百四十五節　無効行為の解除

第六百四十六節　無効行為の解約

第六百四十七節　無効行為の解消

第六百四十八節　無効行為の解除

第六百四十九節　無効行為の解約

第六百五十節　無効行為の解消

第六百五十一節　無効行為の解除

第六百五十二節　無効行為の解約

第六百五十三節　無効行為の解消

第六百五十四節　無効行為の解除

第六百五十五節　無効行為の解約

第六百五十六節　無効行為の解消

第六百五十七節　無効行為の解除

第六百五十八節　無効行為の解約

第六百五十九節　無効行為の解消

第六百六十節　無効行為の解除

第六百六十一節　無効行為の解約

第六百六十二節　無効行為の解消

第六百六十三節　無効行為の解除

第六百六十四節　無効行為の解約

第六百六十五節　無効行為の解消

第六百六十六節　無効行為の解除

第六百六十七節　無効行為の解約

第六百六十八節　無効行為の解消

第六百六十九節　無効行為の解除

第六百七十節　無効行為の解約

第六百七十一節　無効行為の解消

第六百七十二節　無効行為の解除

第六百七十三節　無効行為の解約

第六百七十四節　無効行為の解消

第六百七十五節　無効行為の解除

第六百七十六節　無効行為の解約

第六百七十七節　無効行為の解消

第六百七十八節　無効行為の解除

第六百七十九節　無効行為の解約

第六百八十節　無効行為の解消

第六百八十一節　無効行為の解除

第六百八十二節　無効行為の解約

第六百八十三節　無効行為の解消

第六百八十四節　無効行為の解除

第六百八十五節　無効行為の解約

第六百八十六節　無効行為の解消

第六百八十七節　無効行為の解除

第六百八十八節　無効行為の解約

第六百八十九節　無効行為の解消

第六百九十節　無効行為の解除

第六百九十一節　無効行為の解約

第六百九十二節　無効行為の解消

第六百九十三節　無効行為の解除

第六百九十四節　無効行為の解約

第六百九十五節　無効行為の解消

第六百九十六節　無効行為の解除

第六百九十七節　無効行為の解約

第六百九十八節　無効行為の解消

第六百九十九節　無効行為の解除

第七百節　無効行為の解約

第七百一節　無効行為の解消

第七百二節　無効行為の解除

第七百三節　無効行為の解約

第七百四節　無効行為の解消

第七百五節　無効行為の解除

第七百六節　無効行為の解約

第七百七節　無効行為の解消

第七百八節　無効行為の解除

第七百九節　無効行為の解約

第七百十節　無効行為の解消

第七百十一節　無効行為の解除

第七百十二節　無効行為の解約

第七百十三節　無効行為の解消

第七百十四節　無効行為の解除

第七百十五節　無効行為の解約

第七百十六節　無効行為の解消

第七百十七節　無効行為の解除

第七百十八節　無効行為の解約

第七百十九節　無効行為の解消

第七百二十節　無効行為の解除

第七百二十一節　無効行為の解約

第七百二十二節　無効行為の解消

第七百二十三節　無効行為の解除

第七百二十四節　無効行為の解約

第七百二十五節　無効行為の解消

第七百二十六節　無効行為の解除

第七百二十七節　無効行為の解約

第七百二十八節　無効行為の解消

第七百二十九節　無効行為の解除

第七百三十節　無効行為の解約

第七百三十一節　無効行為の解消

第七百三十二節　無効行為の解除

第七百三十三節　無効行為の解約

第七百三十四節　無効行為の解消

第七百三十五節　無効行為の解除

第七百三十六節　無効行為の解約

第七百三十七節　無効行為の解消

第七百三十八節　無効行為の解除

第七百三十九節　無効行為の解約

第七百四十節　無効行為の解消

第七百四十一節　無効行為の解除

第七百四十二節　無効行為の解約

第七百四十三節　無効行為の解消

第七百四十四節　無効行為の解除

第七百四十五節　無効行為の解約

第七百四十六節　無効行為の解消

第七百四十七節　無効行為の解除

第七百四十八節　無効行為の解約

第七百四十九節　無効行為の解消

第七百五十節　無効行為の解除

第七百五十一節　無効行為の解約

第七百五十二節　無効行為の解消

第七百五十三節　無効行為の解除

第七百五十四節　無効行為の解約

第七百五十五節　無効行為の解消

第七百五十六節　無効行為の解除

第七百五十七節　無効行為の解約

第七百五十八節　無効行為の解消

第七百五十九節　無効行為の解除

第七百六十節　無効行為の解約

第七百六十一節　無効行為の解消

第七百六十二節　無効行為の解除

第七百六十三節　無効行為の解約

第七百六十四節　無効行為の解消

第七百六十五節　無効行為の解除

第七百六十六節　無効行為の解約

第七百六十七節　無効行為の解消

第七百六十八節　無効行為の解除

第七百六十九節　無効行為の解約

第七百七十節　無効行為の解消

第七百七十一節　無効行為の解除

第七百七十二節　無効行為の解約

第七百七十三節　無効行為の解消

第七百七十四節　無効行為の解除

第七百七十五節　無効行為の解約

第七百七十六節　無効行為の解消

第七百七十七節　無効行為の解除

第七百七十八節　無効行為の解約

第七百七十九節　無効行為の解消

第七百八十節　無効行為の解除

第七百八十一節　無効行為の解約

第七百八十二節　無効行為の解消

第七百八十三節　無効行為の解除

第七百八十四節　無効行為の解約

第七百八十五節　無効行為の解消

第七百八十六節　無効行為の解除

第七百八十七節　無効行為の解約

第七百八十八節　無効行為の解消

第七百八十九節　無効行為の解除

第七百九十節　無効行為の解約

第七百九十一節　無効行為の解消

第七百九十二節　無効行為の解除

第七百九十三節　無効行為の解約

第七百九十四節　無効行為の解消

第七百九十五節　無効行為の解除

第七百九十六節　無効行為の解約

第七百九十七節　無効行為の解消

第七百九十八節　無効行為の解除

第七百九十九節　無効行為の解約

第八百節　無効行為の解消

第八百一節　無効行為の解除

第八百二節　無効行為の解約

第八百三節　無効行為の解消

第八百四節　無効行為の解除

第八百五節　無効行為の解約

第八百六節　無効行為の解消

第八百七節　無効行為の解除

第八百八節　無効行為の解約

第八百九節　無効行為の解消

第八百十節　無効行為の解除

第八百十一節　無効行為の解約

第八百十二節　無効行為の解消

第八百十三節　無効行為の解除

第八百十四節　無効行為の解約

第八百十五節　無効行為の解消

第八百十六節　無効行為の解除

第八百十七節　無効行為の解約

第八百十八節　無効行為の解消

第八百十九節　無効行為の解除

第八百二十節　無効行為の解約

第八百二十一節　無効行為の解消

第八百二十二節　無効行為の解除

第八百二十三節　無効行為の解約

第八百二十四節　無効行為の解消

第八百二十五節　無効行為の解除

第八百二十六節　無効行為の解約

第八百二十七節　無効行為の解消

第八百二十八節　無効行為の解除

第八百二十九節　無効行為の解約

第八百三十節　無効行為の解消

第八百三十一節　無効行為の解除

第八百三十二節　無効行為の解約

第八百三十三節　無効行為の解消

第八百三十四節　無効行為の解除

第八百三十五節　無効行為の解約

第八百三十六節　無効行為の解消

第八百三十七節　無効行為の解除

第八百三十八節　無効行為の解約

第八百三十九節　無効行為の解消

第八百四十節　無効行為の解除

第八百四十一節　無効行為の解約

第八百四十二節　無効行為の解消

第八百四十三節　無効行為の解除

第八百四十四節　無効行為の解約

第八百四十五節　無効行為の解消

第八百四十六節　無効行為の解除

第八百四十七節　無効行為の解約

第八百四十八節　無効行為の解消

第八百四十九節　無効行為の解除

第八百五十節　無効行為の解約

第八百五十一節　無効行為の解消

第八百五十二節　無効行為の解除

第八百五十三節　無効行為の解約

第八百五十四節　無効行為の解消

第八百五十五節　無効行為の解除

第八百五十六節　無効行為の解約

第八百五十七節　無効行為の解消

第八百五十八節　無効行為の解除

第八百五十九節　無効行為の解約

第八百六十節　無効行為の解消

第八百六十一節　無効行為の解除

第八百六十二節　無効行為の解約

第八百六十三節　無効行為の解消

第八百六十四節　無効行為の解除

第八百六十五節　無効行為の解約

第八百六十六節　無効行為の解消

第八百六十七節　無効行為の解除

第八百六十八節　無効行為の解約

第八百六十九節　無効行為の解消

第八百七十節　無効行為の解除

第八百七十一節　無効行為の解約

第八百七十二節　無効行為の解消

第八百七十三節　無効行為の解除

第八百七十四節　無効行為の解約

第八百七十五節　無効行為の解消

第八百七十六節　無効行為の解除

第八百七十七節　無効行為の解約

第八百七十八節　無効行為の解消

第八百七十九節　無効行為の解除

第八百八十節　無効行為の解約

第八百八十一節　無効行為の解消

第八百八十二節　無効行為の解除

第八百八十三節　無効行為の解約

第八百八十四節　無効行為の解消

第八百八十五節　無効行為の解除

第八百八十六節　無効行為の解約

第八百八十七節　無効行為の解消

第八百八十八節　無効行為の解除

第八百八十九節　無効行為の解約

第八百九十節　無効行為の解消

第八百九十一節　無効行為の解除

第八百九十二節　無効行為の解約

第八百九十三節　無効行為の解消

第八百九十四節　無効行為の解除

第八百九十五節　無効行為の解約

第八百九十六節　無効行為の解消

第八百九十七節　無効行為の解除

第八百九十八節　無効行為の解約

第八百九十九節　無効行為の解消

第九百節　無効行為の解除

第九百一節　無効行為の解約

第九百二節　無効行為の解消

第九百三節　無効行為の解除

第九百四節　無効行為の解約

第九百五節　無効行為の解消

第九百六節　無効行為の解除

第九百七節　無効行為の解約

第九百八節　無効行為の解消

第九百九節　無効行為の解除

第九百十節　無効行為の解約

第九百十一節　無効行為の解消

第九百十二節　無効行為の解除

第九百十三節　無効行為の解約

第九百十四節　無効行為の解消

第九百十五節　無効行為の解除

第九百十六節　無効行為の解約

第九百十七節　無効行為の解消

第九百十八節　無効行為の解除

第九百十九節　無効行為の解約

第九百二十節　無効行為の解消

第九百二十一節　無効行為の解除

第九百二十二節　無効行為の解約

第九百二十三節　無効行為の解消

第九百二十四節　無効行為の解除

第九百二十五節　無効行為の解約

第九百二十六節　無効行為の解消

第九百二十七節　無効行為

檢討之價值與國難時論

吳景超

一　小引

二十二、一、十一

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

（一百一）

（一百二）

（一百三）

（一百四）

（一百五）

（一百六）

（一百七）

（一百八）

（一百九）

（一百十）

（一百十一）

（一百十二）

（一百十三）

（一百十四）

（一百十五）

（一百十六）

（一百十七）

（一百十八）

（一百十九）

（一百二十）

（一百二十一）

（一百二十二）

（一百二十三）

（一百二十四）

（一百二十五）

（一百二十六）

（一百二十七）

（一百二十八）

（一百二十九）

（一百三十）

（一百三十一）

（一百三十二）

（一百三十三）

（一百三十四）

（一百三十五）

（一百三十六）

（一百三十七）

（一百三十八）

（一百三十九）

（一百四十）

（一百四十一）

（一百四十二）

（一百四十三）

（一百四十四）

（一百四十五）

（一百四十六）

（一百四十七）

（一百四十八）

（一百四十九）

（一百五十）

（一百五十一）

（一百五十二）

（一百五十三）

（一百五十四）

（一百五十五）

（一百五十六）

（一百五十七）

（一百五十八）

（一百五十九）

（一百六十）

（一百六十一）

（一百六十二）

（一百六十三）

（一百六十四）

（一百六十五）

（一百六十六）

（一百六十七）

（一百六十八）

（一百六十九）

（一百七十）

（一百七十一）

（一百七十二）

（一百七十三）

（一百七十四）

（一百七十五）

（一百七十六）

（一百七十七）

（一百七十八）

（一百七十九）

（一百八十）

（一百八十一）

（一百八十二）

（一百八十三）

（一百八十四）

（一百八十五）

（一百八十六）

（一百八十七）

（一百八十八）

（一百八十九）

（一百九十）

（一百九十一）

（一百九十二）

（一百九十三）

（一百九十四）

（一百九十五）

（一百九十六）

（一百九十七）

（一百九十八）

（一百九十九）

（二百）

（二百一）

（二百二）

（二百三）

（二百四）

（二百五）

（二百六）

（二百七）

（二百八）

（二百九）

（二百十）

（二百十一）

（二百十二）

（二百十三）

（二百十四）

（二百十五）

（二百十六）

（二百十七）

（二百十八）

（二百十九）

（二百二十）

（二百二十一）

（二百二十二）

（二百二十三）

（二百二十四）

（二百二十五）

（二百二十六）

（二百二十七）

（二百二十八）

（二百二十九）

（二百三十）

（二百三十一）

（二百三十二）

（二百三十三）

（二百三十四）

（二百三十五）

（二百三十六）

（二百三十七）

（二百三十八）

（二百三十九）

（二百四十）

（二百四十一）

（二百四十二）

（二百四十三）

（二百四十四）

（二百四十五）

（二百四十六）

（二百四十七）

（二百四十八）

（二百四十九）

（二百五十）

（二百五十一）

（二百五十二）

（二百五十三）

（二百五十四）

（二百五十五）

（二百五十六）

（二百五十七）

（二百五十八）

（二百五十九）

（二百六十）

（二百六十一）

（二百六十二）

（二百六十三）

（二百六十四）

（二百六十五）

（二百六十六）

（二百六十七）

（二百六十八）

（二百六十九）

（二百七十）

（二百七十一）

（二百七十二）

（二百七十三）

（二百七十四）

（二百七十五）

（二百七十六）

（二百七十七）

（二百七十八）

（二百七十九）

（二百八十）

（二百八十一）

（二百八十二）

（二百八十三）

（二百八十四）

（二百八十五）

（二百八十六）

（二百八十七）

（二百八十八）

（二百八十九）

（二百九十）

（二百九十一）

（二百九十二）

（二百九十三）

（二百九十四）

（二百九十五）

（二百九十六）

（二百九十七）

（二百九十八）

（二百九十九）

（三百）

（三百一）

（三百二）

（三百三）

（三百四）

（三百五）

（三百六）

（三百七）

（三百八）

（三百九）

（三百十）

（三百十一）

（三百十二）

（三百十三）

（三百十四）

（三百十五）

（三百十六）

（三百十七）

（三百十八）

（三百十九）

（三百二十）

（三百二十一）

（三百二十二）

（三百二十三）

（三百二十四）

（三百二十五）

（三百二十六）

（三百二十七）

（三百二十八）

（三百二十九）

（三百三十）

（三百三十一）

（三百三十二）

（三百三十三）

（三百三十四）

（三百三十五）

（三百三十六）

（三百三十七）

（三百三十八）

（三百三十九）

（三百四十）

（三百四十一）

（三百四十二）

（三百四十三）

（三百四十四）

（三百四十五）

（三百四十六）

（三百四十七）

（三百四十八）

（三百四十九）

（三百五十）

（三百五十一）

（三百五十二）

（三百五十三）

（三百五十四）

（三百五十五）

（三百五十六）

（三百五十七）

（三百五十八）

（三百五十九）

（三百六十）

（三百六十一）

（三百六十二）

（三百六十三）

（三百六十四）

（三百六十五）

（三百六十六）

（三百六十七）

（三百六十八）

（三百六十九）

（三百七十）

（三百七十一）

（三百七十二）

（三百七十三）

（三百七十四）

（三百七十五）

（三百七十六）

（三百七十七）

（三百七十八）

（三百七十九）

（三百八十）

（三百八十一）

（三百八十二）

（三百八十三）

（三百八十四）

（三百八十五）

（三百八十六）

（三百八十七）

（三百八十八）

（三百八十九）

（三百九十）

（三百九十一）

（三百九十二）

（三百九十三）

（三百九十四）

（三百九十五）

（三百九十六）

（三百九十七）

（三百九十八）

（三百九十九）

（四百）

（四百一）

（四百二）

（四百三）

（四百四）

（四百五）

（四百六）

（四百七）

（四百八）

（四百九）

（四百十）

（四百十一）

（四百十二）

（四百十三）

（四百十四）

（四百十五）

（四百十六）

（四百十七）

（四百十八）

（四百十九）

（四百二十）

（四百二十一）

（四百二十二）

（四百二十三）

（四百二十四）

（四百二十五）

（四百二十六）

（四百二十七）

（四百二十八）

（四百二十九）

（四百三十）

（四百三十一）

（四百三十二）

（四百三十三）

（四百三十四）

（四百三十五）

（四百三十六）

（四百三十七）

（四百三十八）

（四百三十九）

（四百四十）

（四百四十一）

（四百四十二）

（四百四十三）

（四百四十四）

（四百四十五）

（四百四十六）

（四百四十七）

（四百四十八）

（四百四十九）

（四百五十）

（四百五十一）

（四百五十二）

（四百五十三）

（四百五十四）

（四百五十五）

（四百五十六）

（四百五十七）

（四百五十八）

（四百五十九）

（四百六十）

（四百六十一）

（四百六十二）

（四百六十三）

（四百六十四）

（四百六十五）

（四百六十六）

（四百六十七）

（四百六十八）

（四百六十九）

（四百七十）

（四百七十一）

（四百七十二）

（四百七十三）

（四百七十四）

（四百七十五）

（四百七十六）

（四百七十七）

（四百七十八）

（四百七十九）

（四百八十）

（四百八十一）

（四百八十二）

（四百八十三）

（四百八十四）

（四百八十五）

（四百八十六）

（四百八十七）

（四百八十八）

（四百八十九）

（四百九十）

（四百九十一）

（四百九十二）

（四百九十三）

（四百九十四）

（四百九十五）

（四百九十六）

（四百九十七）

（四百九十八）

（四百九十九）

（五百）

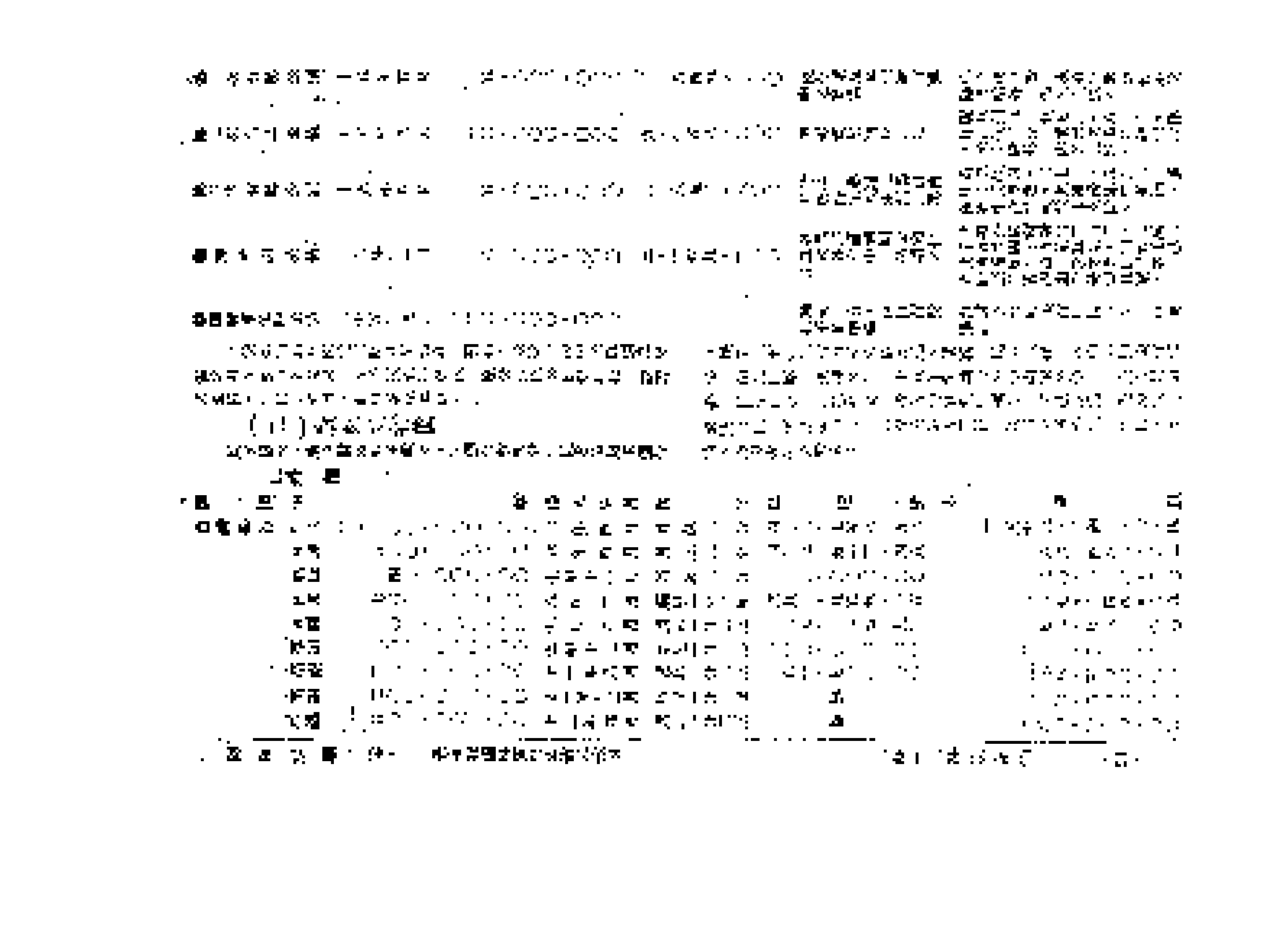

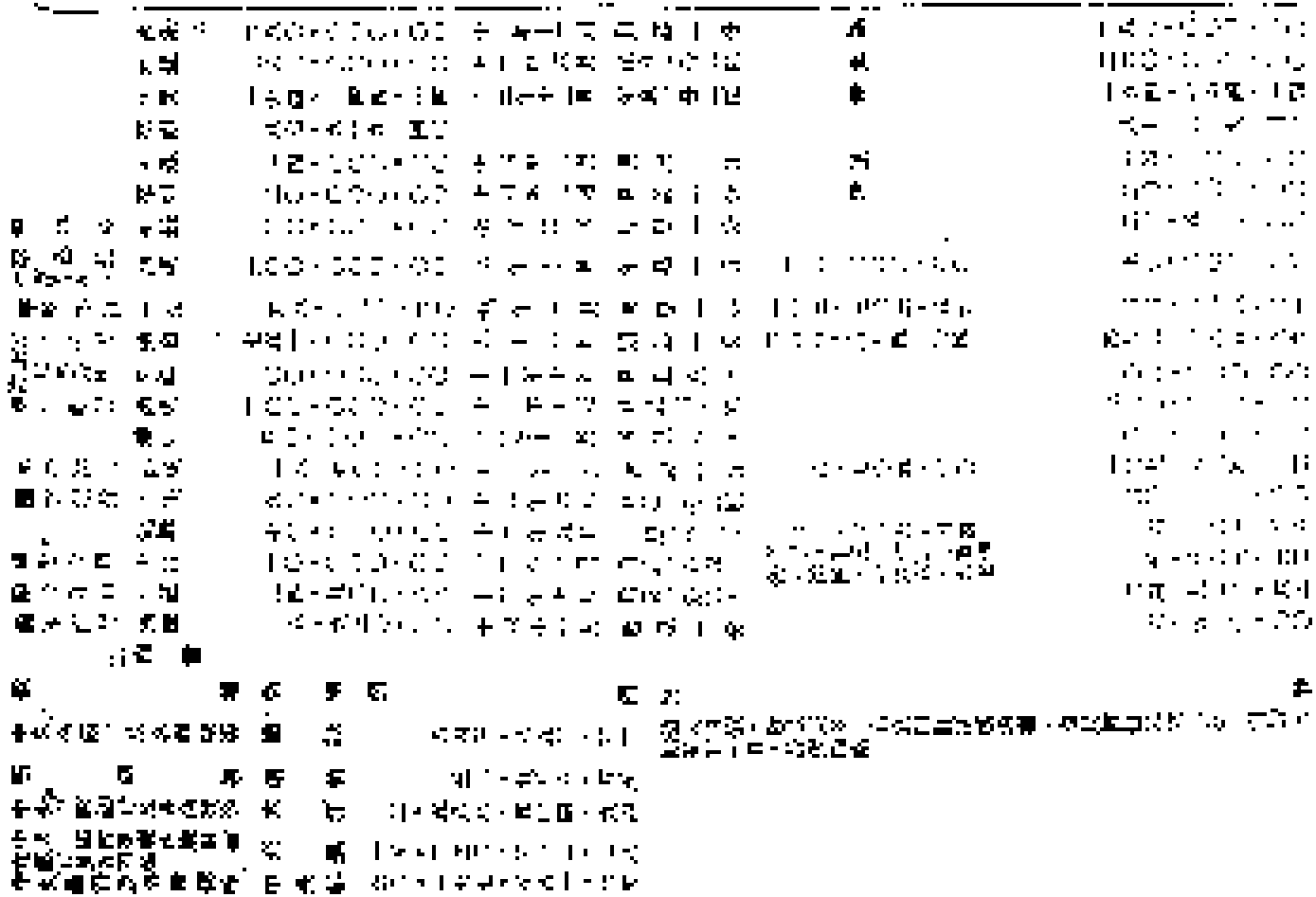

第一節　政治の発生

一　政治の意義

二　政治の発生

三　政治の発生に関する諸説

四　政治の発生に関する諸説の批評

五　政治の発生に関する諸説の批評

六　政治の発生に関する諸説の批評

七　政治の発生に関する諸説の批評

八　政治の発生に関する諸説の批評

九　政治の発生に関する諸説の批評

十　政治の発生に関する諸説の批評

十一　政治の発生に関する諸説の批評

十二　政治の発生に関する諸説の批評

十三　政治の発生に関する諸説の批評

十四　政治の発生に関する諸説の批評

十五　政治の発生に関する諸説の批評

十六　政治の発生に関する諸説の批評

十七　政治の発生に関する諸説の批評

十八　政治の発生に関する諸説の批評

十九　政治の発生に関する諸説の批評

二十　政治の発生に関する諸説の批評

二十一　政治の発生に関する諸説の批評

二十二　政治の発生に関する諸説の批評

二十三　政治の発生に関する諸説の批評

二十四　政治の発生に関する諸説の批評

二十五　政治の発生に関する諸説の批評

二十六　政治の発生に関する諸説の批評

二十七　政治の発生に関する諸説の批評

二十八　政治の発生に関する諸説の批評

二十九　政治の発生に関する諸説の批評

三十　政治の発生に関する諸説の批評

三十一　政治の発生に関する諸説の批評

三十二　政治の発生に関する諸説の批評

三十三　政治の発生に関する諸説の批評

三十四　政治の発生に関する諸説の批評

三十五　政治の発生に関する諸説の批評

三十六　政治の発生に関する諸説の批評

三十七　政治の発生に関する諸説の批評

三十八　政治の発生に関する諸説の批評

三十九　政治の発生に関する諸説の批評

四十　政治の発生に関する諸説の批評

四十一　政治の発生に関する諸説の批評

四十二　政治の発生に関する諸説の批評

四十三　政治の発生に関する諸説の批評

四十四　政治の発生に関する諸説の批評

四十五　政治の発生に関する諸説の批評

四十六　政治の発生に関する諸説の批評

四十七　政治の発生に関する諸説の批評

四十八　政治の発生に関する諸説の批評

四十九　政治の発生に関する諸説の批評

五十　政治の発生に関する諸説の批評

五十一　政治の発生に関する諸説の批評

五十二　政治の発生に関する諸説の批評

五十三　政治の発生に関する諸説の批評

五十四　政治の発生に関する諸説の批評

五十五　政治の発生に関する諸説の批評

五十六　政治の発生に関する諸説の批評

五十七　政治の発生に関する諸説の批評

五十八　政治の発生に関する諸説の批評

五十九　政治の発生に関する諸説の批評

六十　政治の発生に関する諸説の批評

六十一　政治の発生に関する諸説の批評

六十二　政治の発生に関する諸説の批評

六十三　政治の発生に関する諸説の批評

六十四　政治の発生に関する諸説の批評

六十五　政治の発生に関する諸説の批評

六十六　政治の発生に関する諸説の批評

六十七　政治の発生に関する諸説の批評

六十八　政治の発生に関する諸説の批評

六十九　政治の発生に関する諸説の批評

七十　政治の発生に関する諸説の批評

七十一　政治の発生に関する諸説の批評

七十二　政治の発生に関する諸説の批評

七十三　政治の発生に関する諸説の批評

七十四　政治の発生に関する諸説の批評

七十五　政治の発生に関する諸説の批評

七十六　政治の発生に関する諸説の批評

七十七　政治の発生に関する諸説の批評

七十八　政治の発生に関する諸説の批評

七十九　政治の発生に関する諸説の批評

八十　政治の発生に関する諸説の批評

八十一　政治の発生に関する諸説の批評

八十二　政治の発生に関する諸説の批評

八十三　政治の発生に関する諸説の批評

八十四　政治の発生に関する諸説の批評

八十五　政治の発生に関する諸説の批評

八十六　政治の発生に関する諸説の批評

八十七　政治の発生に関する諸説の批評

八十八　政治の発生に関する諸説の批評

八十九　政治の発生に関する諸説の批評

九十　政治の発生に関する諸説の批評

九十一　政治の発生に関する諸説の批評

九十二　政治の発生に関する諸説の批評

九十三　政治の発生に関する諸説の批評

九十四　政治の発生に関する諸説の批評

九十五　政治の発生に関する諸説の批評

九十六　政治の発生に関する諸説の批評

九十七　政治の発生に関する諸説の批評

九十八　政治の発生に関する諸説の批評

九十九　政治の発生に関する諸説の批評

百　政治の発生に関する諸説の批評

百一　政治の発生に関する諸説の批評

百二　政治の発生に関する諸説の批評

百三　政治の発生に関する諸説の批評

百四　政治の発生に関する諸説の批評

百五　政治の発生に関する諸説の批評

百六　政治の発生に関する諸説の批評

百七　政治の発生に関する諸説の批評

百八　政治の発生に関する諸説の批評

百九　政治の発生に関する諸説の批評

百十　政治の発生に関する諸説の批評

百十一　政治の発生に関する諸説の批評

百十二　政治の発生に関する諸説の批評

百十三　政治の発生に関する諸説の批評

百十四　政治の発生に関する諸説の批評

百十五　政治の発生に関する諸説の批評

百十六　政治の発生に関する諸説の批評

百十七　政治の発生に関する諸説の批評

百十八　政治の発生に関する諸説の批評

百十九　政治の発生に関する諸説の批評

百二十　政治の発生に関する諸説の批評

百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

百三十　政治の発生に関する諸説の批評

百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

百四十　政治の発生に関する諸説の批評

百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

百五十　政治の発生に関する諸説の批評

百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

百六十　政治の発生に関する諸説の批評

百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

百七十　政治の発生に関する諸説の批評

百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

百八十　政治の発生に関する諸説の批評

百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

百九十　政治の発生に関する諸説の批評

百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百　政治の発生に関する諸説の批評

二百一　政治の発生に関する諸説の批評

二百二　政治の発生に関する諸説の批評

二百三　政治の発生に関する諸説の批評

二百四　政治の発生に関する諸説の批評

二百五　政治の発生に関する諸説の批評

二百六　政治の発生に関する諸説の批評

二百七　政治の発生に関する諸説の批評

二百八　政治の発生に関する諸説の批評

二百九　政治の発生に関する諸説の批評

二百十　政治の発生に関する諸説の批評

二百十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

二百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百　政治の発生に関する諸説の批評

三百一　政治の発生に関する諸説の批評

三百二　政治の発生に関する諸説の批評

三百三　政治の発生に関する諸説の批評

三百四　政治の発生に関する諸説の批評

三百五　政治の発生に関する諸説の批評

三百六　政治の発生に関する諸説の批評

三百七　政治の発生に関する諸説の批評

三百八　政治の発生に関する諸説の批評

三百九　政治の発生に関する諸説の批評

三百十　政治の発生に関する諸説の批評

三百十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

三百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百　政治の発生に関する諸説の批評

四百一　政治の発生に関する諸説の批評

四百二　政治の発生に関する諸説の批評

四百三　政治の発生に関する諸説の批評

四百四　政治の発生に関する諸説の批評

四百五　政治の発生に関する諸説の批評

四百六　政治の発生に関する諸説の批評

四百七　政治の発生に関する諸説の批評

四百八　政治の発生に関する諸説の批評

四百九　政治の発生に関する諸説の批評

四百十　政治の発生に関する諸説の批評

四百十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

四百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百　政治の発生に関する諸説の批評

五百一　政治の発生に関する諸説の批評

五百二　政治の発生に関する諸説の批評

五百三　政治の発生に関する諸説の批評

五百四　政治の発生に関する諸説の批評

五百五　政治の発生に関する諸説の批評

五百六　政治の発生に関する諸説の批評

五百七　政治の発生に関する諸説の批評

五百八　政治の発生に関する諸説の批評

五百九　政治の発生に関する諸説の批評

五百十　政治の発生に関する諸説の批評

五百十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

五百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百　政治の発生に関する諸説の批評

六百一　政治の発生に関する諸説の批評

六百二　政治の発生に関する諸説の批評

六百三　政治の発生に関する諸説の批評

六百四　政治の発生に関する諸説の批評

六百五　政治の発生に関する諸説の批評

六百六　政治の発生に関する諸説の批評

六百七　政治の発生に関する諸説の批評

六百八　政治の発生に関する諸説の批評

六百九　政治の発生に関する諸説の批評

六百十　政治の発生に関する諸説の批評

六百十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百二十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百三十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百四十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百五十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百六十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百七十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百八十九　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十一　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十二　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十三　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十四　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十五　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十六　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十七　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十八　政治の発生に関する諸説の批評

六百九十九　政治の発生に関する諸説の批評

七百　政治の発生に関する諸説の批評

七百一　政治の発生に関する諸説の批評

七百二　政治の発生に関する諸説の批評

七百三　政治の発生に関する諸説の批評

七百四　政治の発生に関する諸説の批評

七百五　政治の発生に関する諸説の批評

七百六　政治の発生に関する諸説の批評

七百七　政治の発生に関する諸説の批評

七百八　政治の発生に関する諸説の批評

七百九　政治の発生に関する諸説の批評

七百十　政治の発生に関する諸説の批評

七百十一　政治の発生に関する諸説の批評

七百十二　政治の発生に関する諸説の批評

七百十三　政治の発生に関する諸説の批評

七百十四　政治の発生に関する諸説の批評

七百十五　政治の発生に関する諸説の批評

七百十六　政治の発生に関する諸説の批評

七百十七　政治の発生に関する諸説の批評

七百十八　政治の発生に関する諸説の批評

七百十九　政治の発生に関する諸説の批評

七百二十　政治の発生に

第二節　[illegible]

[illegible]

[illegible]

法律学校経済学部第二十七回卒業生名簿

明治三十四年七月十一日卒業式ヲ挙行ス

卒業生氏名

青木　周	秋田県	秋山　定	秋田県
浅野　長	秋田県	阿部　浩	秋田県
荒川　重	秋田県	荒川　昌	秋田県
荒川　義	秋田県	荒川　良	秋田県
荒川　良

國家國防之意義

一　概說

國防之意義

國防之意義，有廣狹二種。狹義的國防，僅指軍事上之防衛而言。廣義的國防，則不僅軍事上之防衛，凡一切足以增強國力，鞏固國基，以防衛國家之生存與發展者，皆屬之。

國防之目的

國防之目的，在防衛國家之生存與發展。國家之生存與發展，有賴於內部之安定與外部之和平。內部之安定，須靠政治之修明，經濟之繁榮，教育之普及，社會之安寧，以及人民之團結一致。外部之和平，則須靠國防之鞏固，足以嚇阻侵略，或抵禦侵略，使國家不受外力之威脅與侵害。

國防之要素

國防之要素，包括軍事、政治、經濟、教育、科學、心理、外交等各方面。軍事為國防之核心，其他各方面為國防之外圍。核心與外圍，相輔相成，缺一不可。

國防之特性

國防具有下列特性：

1. 全面性：國防涉及國家一切領域，非僅軍事一端。
2. 持久性：國防須長期經營，不可一蹴而就。
3. 整體性：國防各要素須統籌規劃，協調運用。
4. 動態性：國防須隨時代與環境之變遷而調整。

二　國防組織

國防組織之原則

國防組織之原則，在於統一指揮，權責相符，精簡高效，適應需要。

國防組織之型態

國防組織之型態，因國家體制而異。在總統制國家，國防最高決策機構多為國家安全會議或國防會議，由元首主持。在內閣制國家，則多為內閣之國防委員會。

國防組織之層級

國防組織之層級，可分為：

1. 最高層級：國防最高決策機構。
2. 中央層級：國防部及各軍種總部。
3. 戰區層級：各戰區司令部。
4. 基層層級：各部隊、各單位。

國防組織之職掌

國防組織之職掌，包括：

1. 國防政策之研擬與執行。
2. 軍事戰略之規劃與指導。
3. 軍事力量之建設與運用。
4. 軍事情報之蒐集與分析。
5. 軍事教育之實施與訓練。
6. 軍事後勤之支援與保障。
7. 軍事動員之準備與實施。
8. 軍事法制之研修與執行。

三　國防動員

國防動員之意義

國防動員，係指國家為應付戰爭或緊急狀態，將全國人力、物力、財力、科技、資訊等資源，有計畫、有組織地加以調整與運用，以增強國防力量之謂。

國防動員之種類

國防動員之種類，可分為：

1. 人力動員：徵兵、徵用、志願役等。
2. 物力動員：徵購、徵用、管制等。
3. 財力動員：預算調整、稅制調整、金融管制等。
4. 科技動員：科技人才之運用、科技設施之徵用等。
5. 資訊動員：資訊設施之徵用、資訊人才之運用等。

國防動員之準備

國防動員之準備，包括：

1. 動員計畫之研擬。
2. 動員法規之制定。
3. 動員組織之建立。
4. 動員人員之訓練。
5. 動員演習之實施。
6. 動員資源之調查與統計。

國防動員之實施

國防動員之實施，分為：

1. 動員準備期：平時之準備工作。
2. 動員實施期：戰時或緊急狀態下之實施。
3. 動員復原期：戰後或緊急狀態解除後之復原。

四　國防經濟

國防經濟之意義

國防經濟，係指國家為維持國防力量，所從事之經濟活動。

國防經濟之特性

國防經濟具有下列特性：

1. 非生產性：國防支出不直接產生經濟效益。
2. 龐大性：國防支出佔國家預算之重大比例。
3. 持續性：國防支出須長期維持。
4. 排擠性：國防支出排擠其他經濟支出。

國防經濟之負擔

國防經濟之負擔，包括：

1. 直接負擔：國防預算。
2. 間接負擔：因國防而犧牲之經濟利益。

國防經濟之效益

國防經濟之效益，包括：

1. 直接效益：維持國家安全，保障人民生命財產。
2. 間接效益：帶動相關產業發展，增加就業機會。

五　國防教育

國防教育之意義

國防教育，係指國家為增強國防力量，對國民所施行之教育。

國防教育之目的

國防教育之目的，在於：

1. 培養國民愛國心與民族精神。
2. 增進國民國防知識與技能。
3. 養成國民團結一致之精神。
4. 培養國民犧牲奉獻之精神。

國防教育之內容

國防教育之內容，包括：

1. 國防理念：國防之意義、目的、要素、特性等。
2. 國防政策：國防政策之研擬與執行。
3. 軍事知識：軍事戰略、軍事力量、軍事情報等。
4. 國防法制：國防法規之制定與執行。
5. 國防動員：動員之意義、種類、準備、實施等。
6. 國防經濟：國防經濟之意義、特性、負擔、效益等。
7. 國防科技：國防科技之發展與運用。
8. 國防資訊：國防資訊之蒐集與分析。

國防教育之實施

國防教育之實施，分為：

1. 學校教育：各級學校之國防教育課程。
2. 社會教育：社會團體之國防教育活動。
3. 軍中教育：軍隊之國防教育訓練。

國防教育之檢討

國防教育之檢討，包括：

1. 教育成效之評估。
2. 教育內容之修正。
3. 教育方法之改進。
4. 教育師資之培養。

第一　第一　第一　

第一款　第一目

一、

二、

三、

多層構造解析における地方公共団体の役割

秋元 政三

一　はじめに

（秋元政三　地方自治研究センター）

| | | |

| | | |

委員長　六ヶ所　仁　君
委員　　　　　　　　　　
委員　　　　　　　　　　
委員　　　　　　　　　　

二宮　　君
〃　　　　　　　　　　

委員　　　　　　　　　　
委員　　　　　　　　　　
委員　　　　　　　　　　

（修正国税通則法施行法第六条関係）

修正国税通則法施行法第六条関係新旧対照条文

改正後	改正前
第二条	第二条
国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第七十四条の十一」を「第七十四条の十二」に改める。	目次中「第七十四条の十一」を「第七十四条の十二」に改める。
第二条第十二号の二の六中「第七十四条の十一第二項」を「第七十四条の十二第二項」に改める。	第二条第十二号の二の六中「第七十四条の十一第二項」を「第七十四条の十二第二項」に改める。
第七十四条の十一を第七十四条の十二とし、第七十四条の十の次に次の一条を加える。	第七十四条の十一を第七十四条の十二とし、第七十四条の十の次に次の一条を加える。
（国税庁等の当該職員の質問検査権）	（国税庁等の当該職員の質問検査権）
第七十四条の十一　国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員は、国税（関税を除く。）に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めることができる。	第七十四条の十一　国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員は、国税（関税を除く。）に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めることができる。
一　納税義務者	一　納税義務者
二　納税義務者の取引先	二　納税義務者の取引先
三　第三者	三　第三者
四　前三号に掲げる者以外の者で国税庁等の当該職員が質問し、検査し、又は提示若しくは提出を求めることが当該調査について必要であると認められるもの	四　前三号に掲げる者以外の者で国税庁等の当該職員が質問し、検査し、又は提示若しくは提出を求めることが当該調査について必要であると認められるもの
2　国税庁等の当該職員は、前項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その納税義務者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその納税義務者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。	2　国税庁等の当該職員は、前項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その納税義務者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその納税義務者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。
3　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。	3　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。
4　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。	4　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、あらかじめ、その者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、あらかじめその者に通知したのでは当該調査の目的を達成することができないと認められる場合は、この限りでない。
5　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	5　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
6　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	6　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
7　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	7　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
8　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	8　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
9　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	9　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
10　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	10　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
11　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	11　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
12　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	12　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
13　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	13　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
14　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	14　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
15　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	15　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
16　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	16　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
17　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	17　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
18　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	18　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
19　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	19　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
20　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	20　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
21　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	21　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
22　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	22　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
23　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	23　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
24　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	24　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
25　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	25　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
26　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	26　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
27　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	27　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
28　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	28　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
29　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	29　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
30　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	30　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
31　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	31　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
32　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	32　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
33　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	33　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
34　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	34　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
35　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	35　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
36　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	36　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
37　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	37　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
38　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	38　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
39　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	39　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
40　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	40　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
41　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	41　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
42　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	42　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
43　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	43　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
44　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	44　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
45　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	45　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
46　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	46　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
47　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	47　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
48　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	48　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
49　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	49　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
50　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	50　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
51　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	51　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
52　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	52　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
53　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	53　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
54　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	54　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
55　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	55　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
56　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	56　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
57　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	57　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
58　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	58　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
59　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	59　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
60　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	60　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
61　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	61　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
62　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	62　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
63　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	63　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
64　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	64　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
65　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	65　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
66　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	66　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
67　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	67　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
68　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	68　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
69　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	69　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
70　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	70　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第四号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
71　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	71　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第二号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その納税義務者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。
72　国税庁等の当該職員は、第一項の規定により同項第三号に掲げる者に質問し、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はその提示若しくは提出を求めるときは、その者の取引に関係のある者に対し、その旨を通知するものとする。	72　国税庁等の当該職員は、第一項の規定

一九六四年度第四回

一九六四年度第一学期公認会計士第二次試験合格者発表

大蔵省証券局

一九六四年度第一学期公認会計士第二次試験合格者発表

大蔵省証券局

四　第四小目　第四款　第四項　第四節　第四章

第四節　第四項　第四款　第四目　第四小目

第四小目　第四款　第四項　第四節　第四章

ヘーゲル『精神現象学』序論（一八〇七年）

十六世紀に始まる近代ヨーロッパの歴史は、一方では、自然科学の発展と技術の進歩によって、人間の自然に対する支配力を飛躍的に増大させた。他方では、宗教改革から啓蒙思想へと至る精神の運動は、人間の自己意識を根底から変革した。ヘーゲルの『精神現象学』は、この二つの側面を、一つの統一的な視点から捉えようとする壮大な試みである。

ヘーゲルによれば、哲学の課題は、絶対者を認識することにある。しかし、絶対者は、最初から完成した形で与えられているのではない。絶対者は、自己を展開し、自己を疎外し、自己を取り戻すという運動の中で、はじめて自己自身となる。この運動を記述することが、『精神現象学』の課題である。

序論において、ヘーゲルは、従来の認識論の誤りを批判する。従来の認識論は、認識する主観と認識される客観とを、あらかじめ分離したものとして前提する。しかし、この前提こそが、真理への到達を不可能にしている。なぜなら、主観と客観とは、認識の過程において、はじめて成立するものだからである。

ヘーゲルは、意識の経験を、三つの段階に分ける。第一は、意識が対象を直接的に把握する段階である。第二は、意識が対象の不十分さを経験する段階である。第三は、意識が自己自身を対象とする段階である。この三つの段階を経ることによって、意識は、自己の限界を超えて、絶対知へと高まっていく。

絶対知とは、主観と客観との対立が止揚された状態である。そこでは、知る者と知られるものとが、同一である。ヘーゲルによれば、この絶対知こそが、哲学の目標であり、人間精神の最高の形態である。

『精神現象学』は、難解な書物として知られている。その理由の一つは、ヘーゲルが、独自の概念を、既存の哲学用語を用いて表現しようとしたことにある。しかし、この難解さは、内容の深さに由来するものであり、安易な解説を拒むものである。

ヘーゲルの思想は、その後、マルクス、キルケゴール、ニーチェ、ハイデガーなど、多くの思想家に影響を与えた。現代においても、ヘーゲルの思想は、新たな解釈を通じて、生き続けている。

《六十四卦》大象辭中君子觀念之研究

抗戰以來之廣東財政

李權時

廣東財政與其特殊之六大原因

財政概況

（一）收支概況

（二）收支數字之檢討及其原因

（三）收支之特殊現象

財政整理

（一）整理之原則

（二）整理之方法

（三）整理之成績

財政展望

（一）展望之原則

（二）展望之方法

（三）展望之成績

（四）展望之困難

（五）展望之結論

（六）展望之建議

（七）展望之總結

（八）展望之附錄

（九）展望之參考書目

（十）展望之索引

（十一）展望之後記

（十二）展望之跋

（十三）展望之序

（十四）展望之目錄

（十五）展望之封面

（十六）展望之扉頁

（十七）展望之版權頁

（十八）展望之出版說明

（十九）展望之編輯說明

（二十）展望之凡例

（二十一）展望之引言

（二十二）展望之緒論

（二十三）展望之導論

（二十四）展望之概論

（二十五）展望之通論

（二十六）展望之總論

（二十七）展望之結論

（二十八）展望之附錄

（二十九）展望之參考書目

（三十）展望之索引

（三十一）展望之後記

（三十二）展望之跋

（三十三）展望之序

（三十四）展望之目錄

（三十五）展望之封面

（三十六）展望之扉頁

（三十七）展望之版權頁

（三十八）展望之出版說明

（三十九）展望之編輯說明

（四十）展望之凡例

（四十一）展望之引言

（四十二）展望之緒論

（四十三）展望之導論

（四十四）展望之概論

（四十五）展望之通論

（四十六）展望之總論

（四十七）展望之結論

（四十八）展望之附錄

（四十九）展望之參考書目

（五十）展望之索引

（五十一）展望之後記

（五十二）展望之跋

（五十三）展望之序

（五十四）展望之目錄

（五十五）展望之封面

（五十六）展望之扉頁

（五十七）展望之版權頁

（五十八）展望之出版說明

（五十九）展望之編輯說明

（六十）展望之凡例

（六十一）展望之引言

（六十二）展望之緒論

（六十三）展望之導論

（六十四）展望之概論

（六十五）展望之通論

（六十六）展望之總論

（六十七）展望之結論

（六十八）展望之附錄

（六十九）展望之參考書目

（七十）展望之索引

（七十一）展望之後記

（七十二）展望之跋

（七十三）展望之序

（七十四）展望之目錄

（七十五）展望之封面

（七十六）展望之扉頁

（七十七）展望之版權頁

（七十八）展望之出版說明

（七十九）展望之編輯說明

（八十）展望之凡例

（八十一）展望之引言

（八十二）展望之緒論

（八十三）展望之導論

（八十四）展望之概論

（八十五）展望之通論

（八十六）展望之總論

（八十七）展望之結論

（八十八）展望之附錄

（八十九）展望之參考書目

（九十）展望之索引

（九十一）展望之後記

（九十二）展望之跋

（九十三）展望之序

（九十四）展望之目錄

（九十五）展望之封面

（九十六）展望之扉頁

（九十七）展望之版權頁

（九十八）展望之出版說明

（九十九）展望之編輯說明

（一百）展望之凡例

（一百一）展望之引言

（一百二）展望之緒論

（一百三）展望之導論

（一百四）展望之概論

（一百五）展望之通論

（一百六）展望之總論

（一百七）展望之結論

（一百八）展望之附錄

（一百九）展望之參考書目

（一百十）展望之索引

（一百十一）展望之後記

（一百十二）展望之跋

（一百十三）展望之序

（一百十四）展望之目錄

（一百十五）展望之封面

（一百十六）展望之扉頁

（一百十七）展望之版權頁

（一百十八）展望之出版說明

（一百十九）展望之編輯說明

（一百二十）展望之凡例

（一百二十一）展望之引言

（一百二十二）展望之緒論

（一百二十三）展望之導論

（一百二十四）展望之概論

（一百二十五）展望之通論

（一百二十六）展望之總論

（一百二十七）展望之結論

（一百二十八）展望之附錄

（一百二十九）展望之參考書目

（一百三十）展望之索引

（一百三十一）展望之後記

（一百三十二）展望之跋

（一百三十三）展望之序

（一百三十四）展望之目錄

（一百三十五）展望之封面

（一百三十六）展望之扉頁

（一百三十七）展望之版權頁

（一百三十八）展望之出版說明

（一百三十九）展望之編輯說明

（一百四十）展望之凡例

（一百四十一）展望之引言

（一百四十二）展望之緒論

（一百四十三）展望之導論

（一百四十四）展望之概論

（一百四十五）展望之通論

（一百四十六）展望之總論

（一百四十七）展望之結論

（一百四十八）展望之附錄

（一百四十九）展望之參考書目

（一百五十）展望之索引

（一百五十一）展望之後記

（一百五十二）展望之跋

（一百五十三）展望之序

（一百五十四）展望之目錄

（一百五十五）展望之封面

（一百五十六）展望之扉頁

（一百五十七）展望之版權頁

（一百五十八）展望之出版說明

（一百五十九）展望之編輯說明

（一百六十）展望之凡例

（一百六十一）展望之引言

（一百六十二）展望之緒論

（一百六十三）展望之導論

（一百六十四）展望之概論

（一百六十五）展望之通論

（一百六十六）展望之總論

（一百六十七）展望之結論

（一百六十八）展望之附錄

（一百六十九）展望之參考書目

（一百七十）展望之索引

（一百七十一）展望之後記

（一百七十二）展望之跋

（一百七十三）展望之序

（一百七十四）展望之目錄

（一百七十五）展望之封面

（一百七十六）展望之扉頁

（一百七十七）展望之版權頁

（一百七十八）展望之出版說明

（一百七十九）展望之編輯說明

（一百八十）展望之凡例

（一百八十一）展望之引言

（一百八十二）展望之緒論

（一百八十三）展望之導論

（一百八十四）展望之概論

（一百八十五）展望之通論

（一百八十六）展望之總論

（一百八十七）展望之結論

（一百八十八）展望之附錄

（一百八十九）展望之參考書目

（一百九十）展望之索引

（一百九十一）展望之後記

（一百九十二）展望之跋

（一百九十三）展望之序

（一百九十四）展望之目錄

（一百九十五）展望之封面

（一百九十六）展望之扉頁

（一百九十七）展望之版權頁

（一百九十八）展望之出版說明

（一百九十九）展望之編輯說明

（二百）展望之凡例

（二百一）展望之引言

（二百二）展望之緒論

（二百三）展望之導論

（二百四）展望之概論

（二百五）展望之通論

（二百六）展望之總論

（二百七）展望之結論

（二百八）展望之附錄

（二百九）展望之參考書目

（二百十）展望之索引

（二百十一）展望之後記

（二百十二）展望之跋

（二百十三）展望之序

（二百十四）展望之目錄

（二百十五）展望之封面

（二百十六）展望之扉頁

（二百十七）展望之版權頁

（二百十八）展望之出版說明

（二百十九）展望之編輯說明

（二百二十）展望之凡例

（二百二十一）展望之引言

（二百二十二）展望之緒論

（二百二十三）展望之導論

（二百二十四）展望之概論

（二百二十五）展望之通論

（二百二十六）展望之總論

（二百二十七）展望之結論

（二百二十八）展望之附錄

（二百二十九）展望之參考書目

（二百三十）展望之索引

（二百三十一）展望之後記

（二百三十二）展望之跋

（二百三十三）展望之序

（二百三十四）展望之目錄

（二百三十五）展望之封面

（二百三十六）展望之扉頁

（二百三十七）展望之版權頁

（二百三十八）展望之出版說明

（二百三十九）展望之編輯說明

（二百四十）展望之凡例

（二百四十一）展望之引言

（二百四十二）展望之緒論

（二百四十三）展望之導論

（二百四十四）展望之概論

（二百四十五）展望之通論

（二百四十六）展望之總論

（二百四十七）展望之結論

（二百四十八）展望之附錄

（二百四十九）展望之參考書目

（二百五十）展望之索引

（二百五十一）展望之後記

（二百五十二）展望之跋

（二百五十三）展望之序

（二百五十四）展望之目錄

（二百五十五）展望之封面

（二百五十六）展望之扉頁

（二百五十七）展望之版權頁

（二百五十八）展望之出版說明

（二百五十九）展望之編輯說明

（二百六十）展望之凡例

（二百六十一）展望之引言

（二百六十二）展望之緒論

（二百六十三）展望之導論

（二百六十四）展望之概論

（二百六十五）展望之通論

（二百六十六）展望之總論

（二百六十七）展望之結論

（二百六十八）展望之附錄

（二百六十九）展望之參考書目

（二百七十）展望之索引

（二百七十一）展望之後記

（二百七十二）展望之跋

（二百七十三）展望之序

（二百七十四）展望之目錄

（二百七十五）展望之封面

（二百七十六）展望之扉頁

（二百七十七）展望之版權頁

（二百七十八）展望之出版說明

（二百七十九）展望之編輯說明

（二百八十）展望之凡例

（二百八十一）展望之引言

（二百八十二）展望之緒論

（二百八十三）展望之導論

（二百八十四）展望之概論

（二百八十五）展望之通論

（二百八十六）展望之總論

（二百八十七）展望之結論

（二百八十八）展望之附錄

（二百八十九）展望之參考書目

（二百九十）展望之索引

（二百九十一）展望之後記

（二百九十二）展望之跋

（二百九十三）展望之序

（二百九十四）展望之目錄

（二百九十五）展望之封面

（二百九十六）展望之扉頁

（二百九十七）展望之版權頁

（二百九十八）展望之出版說明

（二百九十九）展望之編輯說明

（三百）展望之凡例

（三百一）展望之引言

（三百二）展望之緒論

（三百三）展望之導論

（三百四）展望之概論

（三百五）展望之通論

（三百六）展望之總論

（三百七）展望之結論

（三百八）展望之附錄

（三百九）展望之參考書目

（三百十）展望之索引

（三百十一）展望之後記

（三百十二）展望之跋

（三百十三）展望之序

（三百十四）展望之目錄

（三百十五）展望之封面

（三百十六）展望之扉頁

（三百十七）展望之版權頁

（三百十八）展望之出版說明

（三百十九）展望之編輯說明

（三百二十）展望之凡例

（三百二十一）展望之引言

（三百二十二）展望之緒論

（三百二十三）展望之導論

（三百二十四）展望之概論

（三百二十五）展望之通論

（三百二十六）展望之總論

（三百二十七）展望之結論

（三百二十八）展望之附錄

（三百二十九）展望之參考書目

（三百三十）展望之索引

（三百三十一）展望之後記

（三百三十二）展望之跋

（三百三十三）展望之序

（三百三十四）展望之目錄

（三百三十五）展望之封面

（三百三十六）展望之扉頁

（三百三十七）展望之版權頁

（三百三十八）展望之出版說明

（三百三十九）展望之編輯說明

（三百四十）展望之凡例

（三百四十一）展望之引言

（三百四十二）展望之緒論

（三百四十三）展望之導論

（三百四十四）展望之概論

（三百四十五）展望之通論

（三百四十六）展望之總論

（三百四十七）展望之結論

（三百四十八）展望之附錄

（三百四十九）展望之參考書目

（三百五十）展望之索引

（三百五十一）展望之後記

（三百五十二）展望之跋

（三百五十三）展望之序

（三百五十四）展望之目錄

（三百五十五）展望之封面

（三百五十六）展望之扉頁

（三百五十七）展望之版權頁

（三百五十八）展望之出版說明

（三百五十九）展望之編輯說明

（三百六十）展望之凡例

（三百六十一）展望之引言

（三百六十二）展望之緒論

（三百六十三）展望之導論

（三百六十四）展望之概論

（三百六十五）展望之通論

（三百六十六）展望之總論

（三百六十七）展望之結論

（三百六十八）展望之附錄

（三百六十九）展望之參考書目

（三百七十）展望之索引

（三百七十一）展望之後記

（三百七十二）展望之跋

（三百七十三）展望之序

（三百七十四）展望之目錄

（三百七十五）展望之封面

（三百七十六）展望之扉頁

（三百七十七）展望之版權頁

（三百七十八）展望之出版說明

（三百七十九）展望之編輯說明

（三百八十）展望之凡例

（三百八十一）展望之引言

（三百八十二）展望之緒論

（三百八十三）展望之導論

（三百八十四）展望之概論

（三百八十五）展望之通論

（三百八十六）展望之總論

（三百八十七）展望之結論

（三百八十八）展望之附錄

（三百八十九）展望之參考書目

（三百九十）展望之索引

（三百九十一）展望之後記

（三百九十二）展望之跋

（三百九十三）展望之序

（三百九十四）展望之目錄

（三百九十五）展望之封面

（三百九十六）展望之扉頁

（三百九十七）展望之版權頁

（三百九十八）展望之出版說明

（三百九十九）展望之編輯說明

（四百）展望之凡例

（四百一）展望之引言

（四百二）展望之緒論

（四百三）展望之導論

（四百四）展望之概論

（四百五）展望之通論

（四百六）展望之總論

（四百七）展望之結論

（四百八）展望之附錄

（四百九）展望之參考書目

（四百十）展望之索引

（四百十一）展望之後記

（四百十二）展望之跋

（四百十三）展望之序

（四百十四）展望之目錄

（四百十五）展望之封面

（四百十六）展望之扉頁

（四百十七）展望之版權頁

（四百十八）展望之出版說明

（四百十九）展望之編輯說明

（四百二十）展望之凡例

（四百二十一）展望之引言

（四百二十二）展望之緒論

（四百二十三）展望之導論

（四百二十四）展望之概論

（四百二十五）展望之通論

（四百二十六）展望之總論

（四百二十七）展望之結論

（四百二十八）展望之附錄

（四百二十九）展望之參考書目

（四百三十）展望之索引

（四百三十一）展望之後記

（四百三十二）展望之跋

（四百三十三）展望之序

（四百三十四）展望之目錄

（四百三十五）展望之封面

（四百三十六）展望之扉頁

（四百三十七）展望之版權頁

（四百三十八）展望之出版說明

（四百三十九）展望之編輯說明

（四百四十）展望之凡例

（四百四十一）展望之引言

（四百四十二）展望之緒論

（四百四十三）展望之導論

（四百四十四）展望之概論

（四百四十五）展望之通論

（四百四十六）展望之總論

（四百四十七）展望之結論

（四百四十八）展望之附錄

（四百四十九）展望之參考書目

（四百五十）展望之索引

（四百五十一）展望之後記

（四百五十二）展望之跋

（四百五十三）展望之序

（四百五十四）展望之目錄

（四百五十五）展望之封面

（四百五十六）展望之扉頁

（四百五十七）展望之版權頁

（四百五十八）展望之出版說明

（四百五十九）展望之編輯說明

（四百六十）展望之凡例

（四百六十一）展望之引言

（四百六十二）展望之緒論

（四百六十三）展望之導論

（四百六十四）展望之概論

（四百六十五）展望之通論

（四百六十六）展望之總論

（四百六十七）展望之結論

（四百六十八）展望之附錄

（四百六十九）展望之參考書目

（四百七十）展望之索引

（四百七十一）展望之後記

（四百七十二）展望之跋

（四百七十三）展望之序

（四百七十四）展望之目錄

（四百七十五）展望之封面

（四百七十六）展望之扉頁

（四百七十七）展望之版權頁

（四百七十八）展望之出版說明

（四百七十九）展望之編輯說明

（四百八十）展望之凡例

（四百八十一）展望之引言

（四百八十二）展望之緒論

（四百八十三）展望之導論

（四百八十四）展望之概論

（四百八十五）展望之通論

（四百八十六）展望之總論

（四百八十七）展望之結論

（四百八十八）展望之附錄

（四百八十九）展望之參考書目

（四百九十）展望之索引

（四百九十一）展望之後記

（四百九十二）展望之跋

（四百九十三）展望之序

（四百九十四）展望之目錄

（四百九十五）展望之封面

（四百九十六）展望之扉頁

（四百九十七）展望之版權頁

（四百九十八）展望之出版說明

（四百九十九）展望之編輯說明

（五百）展望之凡例

（五百一）展望之引言

（五百二）展望之緒論

（五百三）展望之導論

（五百四）展望之概論

（五百五）展望之通論

（五百六）展望之總論

（五百七）展望之結論

（五百八）展望之附錄

（五百九）展望之參考書目

（五百十）展望之索引

（五百十一）展望之後記

（五百十二）展望之跋

（五百十三）展望之序

（五百十四）展望之目錄

（五百十五）展望之封面

（五百十六）展望之扉頁

（五百十七）展望之版權頁

（五百十八）展望之出版說明

（五百十九）展望之編輯說明

（五百二十）展望之凡例

（五百二十一）展望之引言

（五百二十二）展望之緒論

（五百二十三）展望之導論

（五百二十四）展望之概論

（五百二十五）展望之通論

（五百二十六）展望之總論

（五百二十七）展望之結論

（五百二十八）展望之附錄

（五百二十九）展望之參考書目

（五百三十）展望之索引

（五百三十一）展望之後記

（五百三十二）展望之跋

（五百三十三）展望之序

（五百三十四）展望之目錄

（五百三十五）展望之封面

（五百三十六）展望之扉頁

（五百三十七）展望之版權頁

（五百三十八）展望之出版說明

（五百三十九）展望之編輯說明

（五百四十）展望之凡例

（五百四十一）展望之引言

（五百四十二）展望之緒論

（五百四十三）展望之導論

（五百四十四）展望之概論

（五百四十五）展望之通論

（五百四十六）展望之總論

（五百四十七）展望之結論

（五百四十八）展望之附錄

（五百四十九）展望之參考書目

（五百五十）展望之索引

（五百五十一）展望之後記

（五百五十二）展望之跋

（五百五十三）展望之序

（五百五十四）展望之目錄

（五百五十五）展望之封面

（五百五十六）展望之扉頁

（五百五十七）展望之版權頁

（五百五十八）展望之出版說明

（五百五十九）展望之編輯說明

（五百六十）展望之凡例

（五百六十一）展望之引言

（五百六十二）展望之緒論

（五百六十三）展望之導論

（五百六十四）展望之概論

（五百六十五）展望之通論

（五百六十六）展望之總論

（五百六十七）展望之結論

（五百六十八）展望之附錄

（五百六十九）展望之參考書目

（五百七十）展望之索引

（五百七十一）展望之後記

（五百七十二）展望之跋

（五百七十三）展望之序

（五百七十四）展望之目錄

（五百七十五）展望之封面

（五百七十六）展望之扉頁

（五百七十七）展望之版權頁

（五百七十八）展望之出版說明

（五百七十九）展望之編輯說明

（五百八十）展望之凡例

（五百八十一）展望之引言

（五百八十二）展望之緒論

（五百八十三）展望之導論

（五百八十四）展望之概論

（五百八十五）展望之通論

（五百八十六）展望之總論

（五百八十七）展望之結論

（五百八十八）展望之附錄

（五百八十九）展望之參考書目

（五百九十）展望之索引

（五百九十一）展望之後記

（五百九十二）展望之跋

（五百九十三）展望之序

（五百九十四）展望之目錄

（五百九十五）展望之封面

（五百九十六）展望之扉頁

（五百九十七）展望之版權頁

（五百九十八）展望之出版說明

（五百九十九）展望之編輯說明

（六百）展望之凡例

（六百一）展望之引言

（六百二）展望之緒論

（六百三）展望之導論

（六百四）展望之概論

（六百五）展望之通論

（六百六）展望之總論

（六百七）展望之結論

（六百八）展望之附錄

（六百九）展望之參考書目

（六百十）展望之索引

（六百十一）展望之後記

（六百十二）展望之跋

（六百十三）展望之序

（六百十四）展望之目錄

（六百十五）展望之封面

（六百十六）展望之扉頁

（六百十七）展望之版權頁

（六百十八）展望之出版說明

（六百十九）展望之編輯說明

（六百二十）展望之凡例

（六百二十一）展望之引言

（六百二十二）展望之緒論

（六百二十三）展望之導論

（六百二十四）展望之概論

（六百二十五）展望之通論

（六百二十六）展望之總論

（六百二十七）展望之結論

（六百二十八）展望之附錄

（六百二十九）展望之參考書目

（六百三十）展望之索引

（六百三十一）展望之後記

（六百三十二）展望之跋

（六百三十三）展望之序

（六百三十四）展望之目錄

（六百三十五）展望之封面

（六百三十六）展望之扉頁

（六百三十七）展望之版權頁

（六百三十八）展望之出版說明

（六百三十九）展望之編輯說明

（六百四十）展望之凡例

（六百四十一）展望之引言

（六百四十二）展望之緒論

（六百四十三）展望之導論

（六百四十四）展望之概論

（六百四十五）展望之通論

（六百四十六）展望之總論

（六百四十七）展望之結論

（六百四十八）展望之附錄

（六百四十九）展望之參考書目

（六百五十）展望之索引

（六百五十一）展望之後記

（六百五十二）展望之跋

（六百五十三）展望之序

（六百五十四）展望之目錄

（六百五十五）展望之封面

（六百五十六）展望之扉頁

（六百五十七）展望之版權頁

（六百五十八）展望之出版說明

（六百五十九）展望之編輯說明

（六百六十）展望之凡例

（六百六十一）展望之引言

（六百六十二）展望之緒論

（六百六十三）展望之導論

（六百六十四）展望之概論

（六百六十五）展望之通論

（六百六十六）展望之總論

（六百六十七）展望之結論

（六百六十八）展望之附錄

（六百六十九）展望之參考書目

（六百七十）展望之索引

（六百七十一）展望之後記

（六百七十二）展望之跋

（六百七十三）展望之序

（六百七十四）展望之目錄

（六百七十五）展望之封面

（六百七十六）展望之扉頁

（六百七十七）展望之版權頁

（六百七十八）展望之出版說明

（六百七十九）展望之編輯說明

（六百八十）展望之凡例

（六百八十一）展望之引言

（六百八十二）展望之緒論

（六百八十三）展望之導論

（六百八十四）展望之概論

（六百八十五）展望之通論

（六百八十六）展望之總論

（六百八十七）展望之結論

（六百八十八）展望之附錄

（六百八十九）展望之參考書目

（六百九十）展望之索引

（六百九十一）展望之後記

（六百九十二）展望之跋

（六百九十三）展望之序

（六百九十四）展望之目錄

（六百九十五）展望之封面

（六百九十六）展望之扉頁

（六百九十七）展望之版權頁

（六百九十八）展望之出版說明

（六百九十九）展望之編輯說明

（七百）展望之凡例

（七百一）展望之引言

（七百二）展望之緒論

（七百三）展望之導論

（七百四）展望之概論

（七百五）展望之通論

（七百六）展望之總論

（七百七）展望之結論

（七百八）展望之附錄

（七百九）展望之參考書目

（七百十）展望之索引

（七百十一）展望之後記

（七百十二）展望之跋

（七百十三）展望之序

（七百十四）展望之目錄

（七百十五）展望之封面

（七百十六）展望之扉頁

（七百十七）展望之版權頁

（七百十八）展望之出版說明

（七百十九）展望之編輯說明

（七百二十）展望之凡例

（七百二十一）展望之引言

（七百二十二）展望之緒論

（七百二十三）展望之導論

（七百二十四）展望之概論

（七百二十五）展望之通論

（七百二十六）展望之總論

（七百二十七）展望之結論

（七百二十八）展望之附錄

（七百二十九）展望之參考書目

（七百三十）展望之索引

（七百三十一）展望之後記

（七百三十二）展望之跋

（七百三十三）展望之序

（七百三十四）展望之目錄

（七百三十五）展望之封面

（七百三十六）展望之扉頁

（七百三十七）展望之版權頁

（七百三十八）展望之出版說明

（七百三十九）展望之編輯說明

（七百四十）展望之凡例

（七百四十一）展望之引言

（七百四十二）展望之緒論

（七百四十三）展望之導論

（七百四十四）展望之概論

（七百四十五）展望之通論

（七百四十六）展望之總論

（七百四十七）展望之結論

（七百四十八）展望之附錄

（七百四十九）展望之參考書目

（七百五十）展望之索引

（七百五十一）展望之後記

（七百五十二）展望之跋

（七百五十三）展望之序

（七百五十四）展望之目錄

（七百五十五）展望之封面

（七百五十六）展望之扉頁

（七百五十七）展望之版權頁

（七百五十八）展望之出版說明

（七百五十九）展望之編輯說明

（七百六十）展望之凡例

（七百六十一）展望之引言

（七百六十二）展望之緒論

（七百六十三）展望之導論

（七百六十四）展望之概論

（七百六十五）展望之通論

（七百六十六）展望之總論

（七百六十七）展望之結論

（七百六十八）展望之附錄

（七百六十九）展望之參考書目

（七百七十）展望之索引

（七百七十一）展望之後記

（七百七十二）展望之跋

（七百七十三）展望之序

（七百七十四）展望之目錄

（七百七十五）展望之封面

（七百七十六）展望之扉頁

（七百七十七）展望之版權頁

（七百七十八）展望之出版說明

（七百七十九）展望之編輯說明

（七百八十）展望之凡例

（七百八十一）展望之引言

（七百八十二）展望之緒論

（七百八十三）展望之導論

（七百八十四）展望之概論

（七百八十五）展望之通論

（七百八十六）展望之總論

（七百八十七）展望之結論

（七百八十八）展望之附錄

（七百八十九）展望之參考書目

（七百九十）展望之索引

（七百九十一）展望之後記

（七百九十二）展望之跋

（七百九十三）展望之序

（七百九十四）展望之目錄

（七百九十五）展望之封面

（七百九十六）展望之扉頁

（七百九十七）展望之版權頁

（七百九十八）展望之出版說明

（七百九十九）展望之編輯說明

（八百）展望之凡例

（八百一）展望之引言

（八百二）展望之緒論

（八百三）展望之導論

（八百四）展望之概論

（八百五）展望之通論

（八百六）展望之總論

（八百七）展望之結論

（八百八）展望之附錄

（八百九）展望之參考書目

（八百十）展望之索引

（八百十一）展望之後記

（八百十二）展望之跋

（八百十三）展望之序

（八百十四）展望之目錄

（八百十五）展望之封面

（八百十六）展望之扉頁

（八百十七）展望之版權頁

（八百十八）展望之出版說明

（八百十九）展望之編輯說明

（八百二十）展望之凡例

（八百二十一）展望之引言

（八百二十二）展望之緒論

（八百二十三）展望之導論

（八百二十四）展望之概論

（八百二十五）展望之通論

（八百二十六）展望之總論

（八百二十七）展望之結論

（八百二十八）展望之附錄

（八百二十九）展望之參考書目

（八百三十）展望之索引

（八百三十一）展望之後記

（八百三十二）展望之跋

（八百三十三）展望之序

（八百三十四）展望之目錄

（八百三十五）展望之封面

（八百三十六）展望之扉頁

（八百三十七）展望之版權頁

（八百三十八）展望之出版說明

（八百三十九）展望之編輯說明

（八百四十）展望之凡例

（八百四十一）展望之引言

（八百四十二）展望之緒論

（八百四十三）展望之導論

（八百四十四）展望之概論

（八百四十五）展望之通論

（八百四十六）展望之總論

（八百四十七）展望之結論

（八百四十八）展望之附錄

（八百四十九）展望之參考書目

（八百五十）展望之索引

（八百五十一）展望之後記

（八百五十二）展望之跋

（八百五十三）展望之序

（八百五十四）展望之目錄

（八百五十五）展望之封面

（八百五十六）展望之扉頁

（八百五十七）展望之版權頁

（八百五十八）展望之出版說明

（八百五十九）展望之編輯說明

（八百六十）展望之凡例

（八百六十一）展望之引言

（八百六十二）展望之緒論

（八百六十三）展望之導論

（八百六十四）展望之概論

（八百六十五）展望之通論

（八百六十六）展望之總論

（八百六十七）展望之結論

（八百六十八）展望之附錄

（八百六十九）展望之參考書目

（八百七十）展望之索引

（八百七十一）展望之後記

（八百七十二）展望之跋

（八百七十三）展望之序

（八百七十四）展望之目錄

（八百七十五）展望之封面

（八百七十六）展望之扉頁

（八百七十七）展望之版權頁

（八百七十八）展望之出版說明

（八百七十九）展望之編輯說明

（八百八十）展望之凡例

（八百八十一）展望之引言

（八百八十二）展望之緒論

（八百八十三）展望之導論

（八百八十四）展望之概論

（八百八十五）展望之通論

（八百八十六）展望之總論

（八百八十七）展望之結論

（八百八十八）展望之附錄

（八百八十九）展望之參考書目

（八百九十）展望之索引

（八百九十一）展望之後記

（八百九十二）展望之跋

（八百九十三）展望之序

（八百九十四）展望之目錄

（八百九十五）展望之封面

（八百九十六）展望之扉頁

（八百九十七）展望之版權頁

（八百九十八）展望之出版說明

（八百九十九）展望之編輯說明

（九百）展望之凡例

（九百一）展望之引言

（九百二）展望之緒論

（九百三）展望之導論

（九百四）展望之概論

（九百五）展望之通論

（九百六）展望之總論

（九百七）展望之結論

（九百八）展望之附錄

（九百九）展望之參考書目

（九百十）展望之索引

（九百十一）展望之後記

（九百十二）展望之跋

（九百十三）展望之序

（九百十四）展望之目錄

（九百十五）展望之封面

（九百十六）展望之扉頁

（九百十七）展望之版權頁

（九百十八）展望之出版說明

（九百十九）展望之編輯說明

（九百二十）展望之凡例

（九百二十一）展望之引言

（九百二十二）展望之緒論

（九百二十三）展望之導論

（九百二十四）展望之概論

（九百二十五）展望之通論

（九百二十六）展望之總論

（九百二十七）展望之結論

（九百二十八）展望之附錄

（九百二十九）展望之參考書目

（九百三十）展望之索引

（九百三十一）展望之後記

（九百三十二）展望之跋

（九百三十三）展望之序

（九百三十四）展望之目錄

（九百三十五）展望之封面

（九百三十六）展望之扉頁

（九百三十七）展望之版權頁

（九百三十八）展望之出版說明

（九百三十九）展望之編輯說明

（九百四十）展望之凡例

（九百四十一）展望之引言

（九百四十二）展望之緒論

（九百四十三）展望之導論

（九百四十四）展望之概論

（九百四十五）展望之通論

（九百四十六）展望之總論

（九百四十七）展望之結論

（九百四十八）展望之附錄

（九百四十九）展望之參考書目

（九百五十）展望之索引

（九百五十一）展望之後記

（九百五十二）展望之跋

（九百五十三）展望之序

（九百五十四）展望之目錄

（九百五十五）展望之封面

（九百五十六）展望之扉頁

（九百五十七）展望之版權頁

（九百五十八）展望之出版說明

（九百五十九）展望之編輯說明

（九百六十）展望之凡例

（九百六十一）展望之引言

（九百六十二）展望之緒論

（九百六十三）展望之導論

（九百六十四）展望之概論

（九百六十五）展望之通論

（九百六十六）展望之總論

（九百六十七）展望之結論

（九百六十八）展望之附錄

（九百六十九）展望之參考書目

（九百七十）展望之索引

（九百七十一）展望之後記

（九百七十二）展望之跋

（九百七十三）展望之序

（九百七十四）展望之目錄

（九百七十五）展望之封面

（九百七十六）展望之扉頁

（九百七十七）展望之版權頁

（九百七十八）展望之出版說明

（九百七十九）展望之編輯說明

（九百八十）展望之凡例

（九百八十一）展望之引言

（九百八十二）展望之緒論

（九百八十三）展望之導論

（九百八十四）展望之概論

（九百八十五）展望之通論

（九百八十六）展望之總論

（九百八十七）展望之結論

（九百八十八）展望之附錄

（九百八十九）展望之參考書目

（九百九十）展望之索引

（九百九十一）展望之後記

（九百九十二）展望之跋

（九百九十三）展望之序

（九百九十四）展望之目錄

（九百九十五）展望之封面

（九百九十六）展望之扉頁

（九百九十七）展望之版權頁

（九百九十八）展望之出版說明

（九百九十九）展望之編輯說明

（一千）展望之凡例

（一千一）展望之引言

（一千二）展望之緒論

（一千三）展望之導論

（一千四）展望之概論

（一千五）展望之通論

（一千六）展望之總論

（一千七）展望之結論

（一千八）展望之附錄

（一千九）展望之參考書目

（一千十）展望之索引

（一千十一）展望之後記

（一千十二）展望之跋

（一千十三）展望之序

（一千十四）展望之目錄

（一千十五）展望之封面

（一千十六）展望之扉頁

（一千十七）展望之版權頁

（一千十八）展望之出版說明

（一千十九）展望之編輯說明

（一千二十）展望之凡例

（一千二十一）展望之引言

（一千二十二）展望之緒論

（一千二十三）展望之導論

（一千二十四）展望之概論

（一千二十五）展望之通論

（一千二十六）展望之總論

（一千二十七）展望之結論

（一千二十八）展望之附錄

（一千二十九）展望之參考書目

（一千三十）展望之索引

（一千三十一）展望之後記

（一千三十二）展望之跋

（一千三十三）展望之序

（一千三十四）展望之目錄

（一千三十五）展望之封面

（一千三十六）展望之扉頁

（一千三十七）展望之版權頁

（一千三十八）展望之出版說明

（一千三十九）展望之編輯說明

（一千四十）展望之凡例

（一千四十一）展望之引言

（一千四十二）展望之緒論

（一千四十三）展望之導論

（一千四十四）展望之概論

（一千四十五）展望之通論

（一千四十六）展望之總論

（一千四十七）展望之結論

（一千四十八）展望之附錄

（一千四十九）展望之參考書目

（一千五十）展望之索引

（一千五十一）展望之後記

（一千五十二）展望之跋

（一千五十三）展望之序

（一千五十四）展望之目錄

（一千五十五）展望之封面

（一千五十六）展望之扉頁

（一千五十七）展望之版權頁

（一千五十八）展望之出版說明

（一千五十九）展望之編輯說明

（一千六十）展望之凡例

（一千六十一）展望之引言

（一千六十二）展望之緒論

（一千六十三）展望之導論

（一千六十四）展望之概論

（一千六十五）展望之通論

（一千六十六）展望之總論

（一千六十七）展望之結論

（一千六十八）展望之附錄

（一千六十九）展望之參考書目

（一千七十）展望之索引

（一千七十一）展望之後記

（一千七十二）展望之跋

（一千七十三）展望之序

（一千七十四）展望之目錄

（一千七十五）展望之封面

（一千七十六）展望之扉頁

（一千七十七）展望之版權頁

（一千七十八）展望之出版說明

（一千七十九）展望之編輯說明

（一千八十）展望之凡例

（一千八十一）展望之引言

（一千八十二）展望之緒論

（一千八十三）展望之導論

（一千八十四）展望之概論

（一千八十五）展望之通論

（一千八十六）展望之總論

（一千八十七）展望之結論

（一千八十八）展望之附錄

（一千八十九）展望之參考書目

（一千九十）展望之索引

（一千九十一）展望之後記

（一千九十二）展望之跋

（一千九十三）展望之序

（一千九十四）展望之目錄

（一千九十五）展望之封面

（一千九十六）展望之扉頁

（一千九十七）展望之版權頁

（一千九十八）展望之出版說明

（一千九十九）展望之編輯說明

（一千一百）展望之凡例

（一千一百一）展望之引言

（一千一百二）展望之緒論

（一千一百三）展望之導論

（一千一百四）展望之概論

（一千一百五）展望之通論

（一千一百六）展望之總論

（一千一百七）展望之結論

（一千一百八）展望之附錄

（一千一百九）展望之參考書目

（一千一百十）展望之索引

（一千一百十一）展望之後記

（一千一百十二）展望之跋

（一千一百十三）展望之序

（一千一百十四）展望之目錄

（一千一百十五）展望之封面

（一千一百十六）展望之扉頁

（一千一百十七）展望之版權頁

（一千一百十八）展望之出版說明

（一千一百十九）展望之編輯說明

（一千一百二十）展望之凡例

（一千一百二十一）展望之引言

（一千一百二十二）展望之緒論

（一千一百二十三）展望之導論

（一千一百二十四）展望之概論

（一千一百二十五）展望之通論

（一千一百二十六）展望之總論

（一千一百二十七）展望之結論

（一千一百二十八）展望之附錄

（一千一百二十九）展望之參考書目

（一千一百三十）展望之索引

（一千一百三十一）展望之後記

（一千一百三十二）展望之跋

（一千一百三十三）展望之序

（一千一百三十四）展望之目錄

（一千一百三十五）展望之封面

（一千一百三十六）展望之扉頁

（一千一百三十七）展望之版權頁

（一千一百三十八）展望之出版說明

（一千一百三十九）展望之編輯說明

（一千一百四十）展望之凡例

（一千一百四十一）展望之引言

（一千一百四十二）展望之緒論

（一千一百四十三）展望之導論

（一千一百四十四）展望之概論

（一千一百四十五）展望之通論

（一千一百四十六）展望之總論

（一千一百四十七）展望之結論

（一千一百四十八）展望之附錄

（一千一百四十九）展望之參考書目

（一千一百五十）展望之索引

（一千一百五十一）展望之後記

（一千一百五十二）展望之跋

（一千一百五十三）展望之序

（一千一百五十四）展望之目錄

（一千一百五十五）展望之封面

（一千一百五十六）展望之扉頁

（一千一百五十七）展望之版權頁

（一千一百五十八）展望之出版說明

（一千一百五十九）展望之編輯說明

（一千一百六十）展望之凡例

（一千一百六十一）展望之引言

（一千一百六十二）展望之緒論

（一千一百六十三）展望之導論

（一千一百六十四）展望之概論

（一千一百六十五）展望之通論

（一千一百六十六）展望之總論

（一千一百六十七）展望之結論

（一千一百六十八）展望之附錄

（一千一百六十九）展望之參考書目

（一千一百七十）展望之索引

（一千一百七十一）展望之後記

（一千一百七十二）展望之跋

（一千一百七十三）展望之序

（一千一百七十四）展望之目錄

（一千一百七十五）展望之封面

（一千一百七十六）展望之扉頁

（一千一百七十七）展望之版權頁

（一千一百七十八）展望之出版說明

（一千一百七十九）展望之編輯說明

（一千一百八十）展望之凡例

（一千一百八十一）展望之引言

（一千一百八十二）展望之緒論

（一千一百八十三）展望之導論

（一千一百八十四）展望之概論

（一千一百八十五）展望之通論

（一千一百八十六）展望之總論

（一千一百八十七）展望之結論

（一千一百八十八）展望之附錄

（一千一百八十九）展望之參考書目

（一千一百九十）展望之索引

（一千一百九十一）展望之後記

（一千一百九十二）展望之跋

（一千一百九十三）展望之序

（一千一百九十四

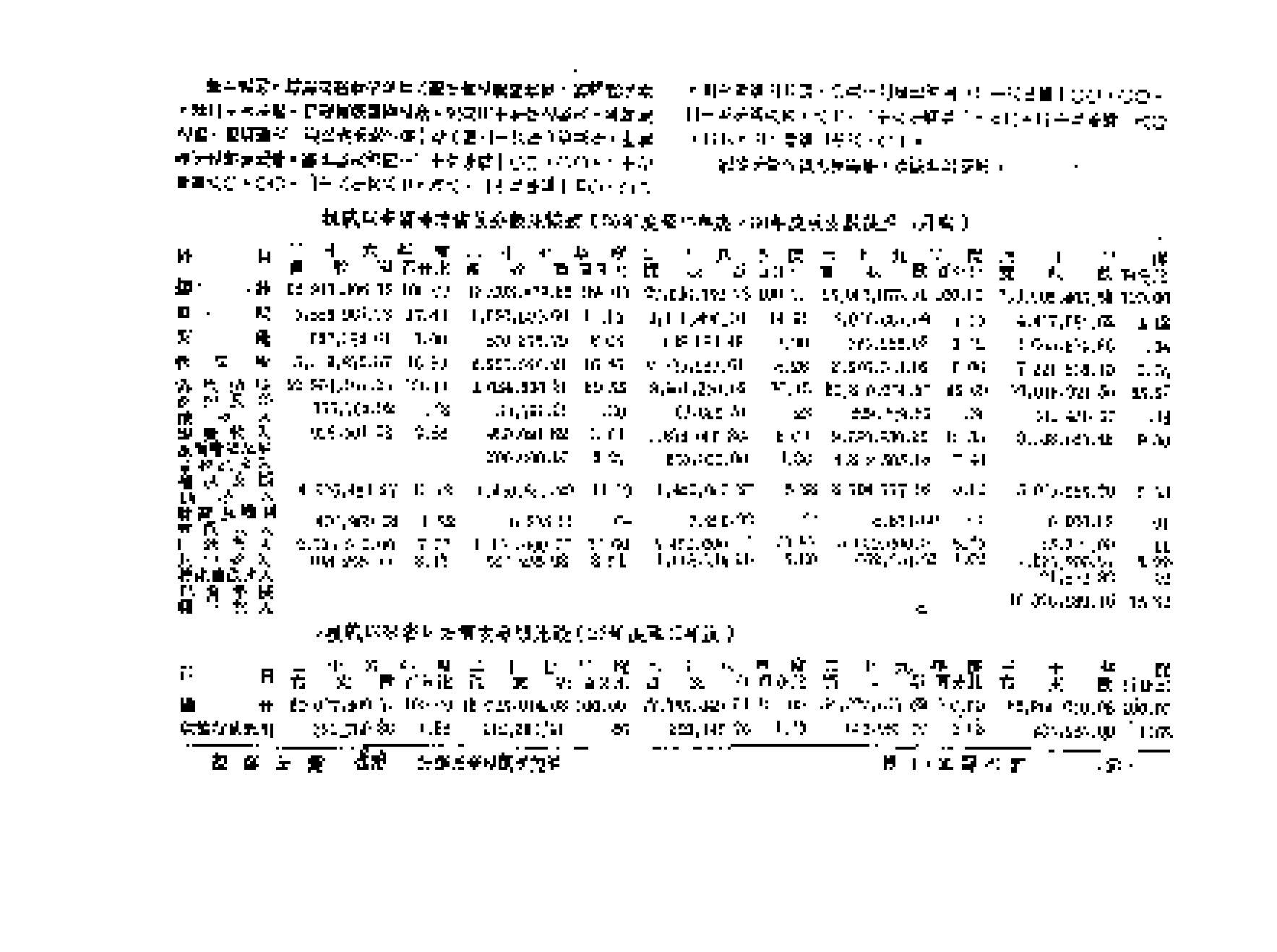

決算書 三十一年度決算 決算書

科目	決算額	予算額	比較
歳入	一、二三五、六四九		
歳出	六、三一、三二一		
歳入歳出差引	三、三一五、五四		
翌年度へ繰越すべき財源	四四一、一一三		
実質収支	五、四一五、一五		
前年度繰越金	一四一、四七五		
本年度歳入歳出差引	五、五一四、三一一		
実質収支	四、一二二、一六一		
単年度収支	一、三一二、一三一		
財政調整基金積立金	三、四一五、一四一		
財政調整基金繰入金	四、一五〇		
実質単年度収支	一、一一五、一一一		
歳入	四、一一一、一一一		
歳出	四、一一一、一一一		
歳入歳出差引	一、一一五、一一一		
翌年度へ繰越すべき財源	一、一一五、一一一		
実質収支	一、一一五、一一一		
前年度繰越金	一、一一五、一一一		
本年度歳入歳出差引	一、一一五、一一一		
実質収支	一、一一五、一一一		
単年度収支	一、一一五、一一一		
財政調整基金積立金	一、一一五、一一一		
財政調整基金繰入金	一、一一五、一一一		
実質単年度収支	一、一一五、一一一		

歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

科目	予算現額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
歳入					
一款					
二款					
三款					
四款					
五款					
六款					
七款					
八款					
九款					
十款					
十一款					
十二款					
十三款					
十四款					
十五款					
十六款					
十七款					
十八款					
十九款					
二十款					
二十一款					
二十二款					
二十三款					
二十四款					
二十五款					
二十六款					
二十七款					
二十八款					
二十九款					
三十款					
三十一款					
三十二款					
三十三款					
三十四款					
三十五款					
三十六款					
三十七款					
三十八款					
三十九款					
四十款					
四十一款					
四十二款					
四十三款					
四十四款					
四十五款					
四十六款					
四十七款					
四十八款					
四十九款					
五十款					
五十一款					
五十二款					
五十三款					
五十四款					
五十五款					
五十六款					
五十七款					
五十八款					
五十九款					
六十款					
六十一款					
六十二款					
六十三款					
六十四款					
六十五款					
六十六款					
六十七款					
六十八款					
六十九款					
七十款					
七十一款					
七十二款					
七十三款					
七十四款					
七十五款					
七十六款					
七十七款					
七十八款					
七十九款					
八十款					
八十一款					
八十二款					
八十三款					
八十四款					
八十五款					
八十六款					
八十七款					
八十八款					
八十九款					
九十款					
九十一款					
九十二款					
九十三款					
九十四款					
九十五款					
九十六款					
九十七款					
九十八款					
九十九款					
百款					
百一款					
百二款					
百三款					
百四款					
百五款					
百六款					
百七款					
百八款					
百九款					
百十款					
百十一款					
百十二款					
百十三款					
百十四款					
百十五款					
百十六款					
百十七款					
百十八款					
百十九款					
百二十款					
百二十一款					
百二十二款					
百二十三款					
百二十四款					
百二十五款					
百二十六款					
百二十七款					
百二十八款					
百二十九款					
百三十款					
百三十一款					
百三十二款					
百三十三款					
百三十四款					
百三十五款					
百三十六款					
百三十七款					
百三十八款					
百三十九款					
百四十款					
百四十一款					
百四十二款					
百四十三款					
百四十四款					
百四十五款					
百四十六款					
百四十七款					
百四十八款					
百四十九款					
百五十款					
百五十一款					
百五十二款					
百五十三款					
百五十四款					
百五十五款					
百五十六款					
百五十七款					
百五十八款					
百五十九款					
百六十款					
百六十一款					
百六十二款					
百六十三款					
百六十四款					
百六十五款					
百六十六款					
百六十七款					
百六十八款					
百六十九款					
百七十款					
百七十一款					
百七十二款					
百七十三款					
百七十四款					
百七十五款					
百七十六款					
百七十七款					
百七十八款					
百七十九款					
百八十款					
百八十一款					
百八十二款					
百八十三款					
百八十四款					
百八十五款					
百八十六款					
百八十七款					
百八十八款					
百八十九款					
百九十款					
百九十一款					
百九十二款					
百九十三款					
百九十四款					
百九十五款					
百九十六款					
百九十七款					
百九十八款					
百九十九款					
二百款					
二百一款					
二百二款					
二百三款					
二百四款					
二百五款					
二百六款					
二百七款					
二百八款					
二百九款					
二百十款					
二百十一款					
二百十二款					
二百十三款					
二百十四款					
二百十五款					
二百十六款					
二百十七款					
二百十八款					
二百十九款					
二百二十款					
二百二十一款					
二百二十二款					
二百二十三款					
二百二十四款					
二百二十五款					
二百二十六款					
二百二十七款					
二百二十八款					
二百二十九款					
二百三十款					
二百三十一款					
二百三十二款					
二百三十三款					
二百三十四款					
二百三十五款					
二百三十六款					
二百三十七款					
二百三十八款					
二百三十九款					
二百四十款					
二百四十一款					
二百四十二款					
二百四十三款					
二百四十四款					
二百四十五款					
二百四十六款					
二百四十七款					
二百四十八款					
二百四十九款					
二百五十款					
二百五十一款					
二百五十二款					
二百五十三款					
二百五十四款					
二百五十五款					
二百五十六款					
二百五十七款					
二百五十八款					
二百五十九款					
二百六十款					
二百六十一款					
二百六十二款					
二百六十三款					
二百六十四款					
二百六十五款					
二百六十六款					
二百六十七款					
二百六十八款					
二百六十九款					
二百七十款					
二百七十一款					
二百七十二款					
二百七十三款					
二百七十四款					
二百七十五款					
二百七十六款					
二百七十七款					
二百七十八款					
二百七十九款					
二百八十款					
二百八十一款					
二百八十二款					
二百八十三款					
二百八十四款					
二百八十五款					
二百八十六款					
二百八十七款					
二百八十八款					
二百八十九款					
二百九十款					
二百九十一款					
二百九十二款					
二百九十三款					
二百九十四款					
二百九十五款					
二百九十六款					
二百九十七款					
二百九十八款					
二百九十九款					
三百款					
三百一款					
三百二款					
三百三款					
三百四款					
三百五款					
三百六款					
三百七款					
三百八款					
三百九款					
三百十款					
三百十一款					
三百十二款					
三百十三款					
三百十四款					
三百十五款					
三百十六款					
三百十七款					
三百十八款					
三百十九款					
三百二十款					
三百二十一款					
三百二十二款					
三百二十三款					
三百二十四款					
三百二十五款					
三百二十六款					
三百二十七款					
三百二十八款					
三百二十九款					
三百三十款					
三百三十一款					
三百三十二款					
三百三十三款					
三百三十四款					
三百三十五款					
三百三十六款					
三百三十七款					
三百三十八款					
三百三十九款					
三百四十款					
三百四十一款					
三百四十二款					
三百四十三款					
三百四十四款					
三百四十五款					
三百四十六款					
三百四十七款					
三百四十八款					
三百四十九款					
三百五十款					
三百五十一款					
三百五十二款					
三百五十三款					
三百五十四款					
三百五十五款					
三百五十六款					
三百五十七款					
三百五十八款					
三百五十九款					
三百六十款					
三百六十一款					
三百六十二款					
三百六十三款					
三百六十四款					
三百六十五款					
三百六十六款					
三百六十七款					
三百六十八款					
三百六十九款					
三百七十款					
三百七十一款					
三百七十二款					
三百七十三款					
三百七十四款					
三百七十五款					
三百七十六款					
三百七十七款					
三百七十八款					
三百七十九款					
三百八十款					
三百八十一款					
三百八十二款					
三百八十三款					
三百八十四款					
三百八十五款					
三百八十六款					
三百八十七款					
三百八十八款					
三百八十九款					
三百九十款					
三百九十一款					
三百九十二款					
三百九十三款					
三百九十四款					
三百九十五款					
三百九十六款					
三百九十七款					
三百九十八款					
三百九十九款					
四百款					
四百一款					
四百二款					
四百三款					
四百四款					
四百五款					
四百六款					
四百七款					
四百八款					
四百九款					
四百十款					
四百十一款					
四百十二款					
四百十三款					
四百十四款					
四百十五款					
四百十六款					
四百十七款					
四百十八款					
四百十九款					
四百二十款					
四百二十一款					
四百二十二款					
四百二十三款					
四百二十四款					
四百二十五款					
四百二十六款					
四百二十七款					
四百二十八款					
四百二十九款					
四百三十款					
四百三十一款					
四百三十二款					
四百三十三款					
四百三十四款					
四百三十五款					
四百三十六款					
四百三十七款					
四百三十八款					
四百三十九款					
四百四十款					
四百四十一款					
四百四十二款					
四百四十三款					
四百四十四款					
四百四十五款					
四百四十六款					
四百四十七款					
四百四十八款					
四百四十九款					
四百五十款					
四百五十一款					
四百五十二款					
四百五十三款					
四百五十四款					
四百五十五款					
四百五十六款					
四百五十七款					
四百五十八款					
四百五十九款					
四百六十款					
四百六十一款					
四百六十二款					
四百六十三款					
四百六十四款					
四百六十五款					
四百六十六款					
四百六十七款					
四百六十八款					
四百六十九款					
四百七十款					
四百七十一款					
四百七十二款					
四百七十三款					
四百七十四款					
四百七十五款					
四百七十六款					
四百七十七款					
四百七十八款					
四百七十九款					
四百八十款					
四百八十一款					
四百八十二款					
四百八十三款					
四百八十四款					
四百八十五款					
四百八十六款					
四百八十七款					
四百八十八款					
四百八十九款					
四百九十款					
四百九十一款					
四百九十二款					
四百九十三款					
四百九十四款					
四百九十五款					
四百九十六款					
四百九十七款					
四百九十八款					
四百九十九款					
五百款					
五百一款					
五百二款					
五百三款					
五百四款					
五百五款					
五百六款					
五百七款					
五百八款					
五百九款					
五百十款					
五百十一款					
五百十二款					
五百十三款					
五百十四款					
五百十五款					
五百十六款					
五百十七款					
五百十八款					
五百十九款					
五百二十款					
五百二十一款					
五百二十二款					
五百二十三款					
五百二十四款					
五百二十五款					
五百二十六款					
五百二十七款					
五百二十八款					
五百二十九款					
五百三十款					
五百三十一款					
五百三十二款					
五百三十三款					
五百三十四款					
五百三十五款					
五百三十六款					
五百三十七款					
五百三十八款					
五百三十九款					
五百四十款					
五百四十一款					
五百四十二款					
五百四十三款					
五百四十四款					
五百四十五款					
五百四十六款					
五百四十七款					
五百四十八款					
五百四十九款					
五百五十款					
五百五十一款					
五百五十二款					
五百五十三款					
五百五十四款					
五百五十五款					
五百五十六款					
五百五十七款					
五百五十八款					
五百五十九款					
五百六十款					
五百六十一款					
五百六十二款					
五百六十三款					
五百六十四款					
五百六十五款					
五百六十六款					
五百六十七款					
五百六十八款					
五百六十九款					
五百七十款					
五百七十一款					
五百七十二款					
五百七十三款					
五百七十四款					
五百七十五款					
五百七十六款					
五百七十七款					
五百七十八款					
五百七十九款					
五百八十款					
五百八十一款					
五百八十二款					
五百八十三款					
五百八十四款					
五百八十五款					
五百八十六款					
五百八十七款					
五百八十八款					
五百八十九款					
五百九十款					
五百九十一款					
五百九十二款					
五百九十三款					
五百九十四款					
五百九十五款					
五百九十六款					
五百九十七款					
五百九十八款					
五百九十九款					
六百款					
六百一款					
六百二款					
六百三款					
六百四款					
六百五款					
六百六款					
六百七款					
六百八款					
六百九款					
六百十款					
六百十一款					
六百十二款					
六百十三款					
六百十四款					
六百十五款					
六百十六款					
六百十七款					
六百十八款					
六百十九款					
六百二十款					
六百二十一款					
六百二十二款					
六百二十三款					
六百二十四款					
六百二十五款					
六百二十六款					
六百二十七款					
六百二十八款					
六百二十九款					
六百三十款					
六百三十一款					
六百三十二款					
六百三十三款					
六百三十四款					
六百三十五款					
六百三十六款					
六百三十七款					
六百三十八款					
六百三十九款					
六百四十款					
六百四十一款					
六百四十二款					
六百四十三款					
六百四十四款					
六百四十五款					
六百四十六款					
六百四十七款					
六百四十八款					
六百四十九款					
六百五十款					
六百五十一款					
六百五十二款					
六百五十三款					
六百五十四款					
六百五十五款					
六百五十六款					
六百五十七款					
六百五十八款					
六百五十九款					
六百六十款					
六百六十一款					
六百六十二款					
六百六十三款					
六百六十四款					
六百六十五款					
六百六十六款					
六百六十七款					
六百六十八款					
六百六十九款					
六百七十款					
六百七十一款					
六百七十二款					
六百七十三款					
六百七十四款					
六百七十五款					
六百七十六款					
六百七十七款					
六百七十八款					
六百七十九款					
六百八十款					
六百八十一款					
六百八十二款					
六百八十三款					
六百八十四款					
六百八十五款					
六百八十六款					
六百八十七款					
六百八十八款					
六百八十九款					
六百九十款					
六百九十一款					
六百九十二款					
六百九十三款					
六百九十四款					
六百九十五款					
六百九十六款					
六百九十七款					
六百九十八款					
六百九十九款					
七百款					
七百一款					
七百二款					
七百三款					
七百四款					
七百五款					
七百六款					
七百七款					
七百八款					
七百九款					
七百十款					
七百十一款					
七百十二款					
七百十三款					
七百十四款					
七百十五款					
七百十六款					
七百十七款					
七百十八款					
七百十九款					
七百二十款					
七百二十一款					
七百二十二款					
七百二十三款					
七百二十四款					
七百二十五款					
七百二十六款					
七百二十七款					
七百二十八款					
七百二十九款					
七百三十款					
七百三十一款					
七百三十二款					
七百三十三款					
七百三十四款					
七百三十五款					
七百三十六款					
七百三十七款					
七百三十八款					
七百三十九款					
七百四十款					
七百四十一款					
七百四十二款					
七百四十三款					
七百四十四款					
七百四十五款					
七百四十六款					
七百四十七款					
七百四十八款					
七百四十九款					
七百五十款					
七百五十一款					
七百五十二款					
七百五十三款					
七百五十四款					
七百五十五款					
七百五十六款					
七百五十七款					
七百五十八款					
七百五十九款					
七百六十款					
七百六十一款					
七百六十二款					
七百六十三款					
七百六十四款					
七百六十五款					
七百六十六款					
七百六十七款					
七百六十八款					
七百六十九款					
七百七十款					
七百七十一款					
七百七十二款					
七百七十三款					
七百七十四款					
七百七十五款					
七百七十六款					
七百七十七款					
七百七十八款					
七百七十九款					
七百八十款					
七百八十一款					
七百八十二款					
七百八十三款					
七百八十四款					
七百八十五款					
七百八十六款					
七百八十七款					
七百八十八款					
七百八十九款					
七百九十款					
七百九十一款					
七百九十二款					
七百九十三款					
七百九十四款					
七百九十五款					
七百九十六款					
七百九十七款					
七百九十八款					
七百九十九款					
八百款					
八百一款					
八百二款					
八百三款					
八百四款					
八百五款					
八百六款					
八百七款					
八百八款					
八百九款					
八百十款					
八百十一款					
八百十二款					
八百十三款					
八百十四款					
八百十五款					
八百十六款					
八百十七款					
八百十八款					
八百十九款					
八百二十款					
八百二十一款					
八百二十二款					
八百二十三款					
八百二十四款					
八百二十五款					
八百二十六款					
八百二十七款					
八百二十八款					
八百二十九款					
八百三十款					
八百三十一款					
八百三十二款					
八百三十三款					
八百三十四款					
八百三十五款					
八百三十六款					
八百三十七款					
八百三十八款					
八百三十九款					
八百四十款					
八百四十一款					
八百四十二款					
八百四十三款					
八百四十四款					
八百四十五款					
八百四十六款					
八百四十七款					
八百四十八款					
八百四十九款					
八百五十款					
八百五十一款					
八百五十二款					
八百五十三款					
八百五十四款					
八百五十五款					
八百五十六款					
八百五十七款					
八百五十八款					
八百五十九款					
八百六十款					
八百六十一款					
八百六十二款					
八百六十三款					
八百六十四款					
八百六十五款					
八百六十六款					
八百六十七款					
八百六十八款					
八百六十九款					
八百七十款					
八百七十一款					
八百七十二款					
八百七十三款					
八百七十四款					
八百七十五款					
八百七十六款					
八百七十七款					
八百七十八款					
八百七十九款					
八百八十款					
八百八十一款					
八百八十二款					
八百八十三款					
八百八十四款					
八百八十五款					
八百八十六款					
八百八十七款					
八百八十八款					
八百八十九款					
八百九十款					
八百九十一款					
八百九十二款					
八百九十三款					
八百九十四款					
八百九十五款					
八百九十六款					
八百九十七款					
八百九十八款					
八百九十九款					
九百款					
九百一款					
九百二款					
九百三款					
九百四款					
九百五款					
九百六款					
九百七款					
九百八款					
九百九款					
九百十款					
九百十一款					
九百十二款					
九百十三款					
九百十四款					
九百十五款					
九百十六款					
九百十七款					
九百十八款					
九百十九款					
九百二十款					
九百二十一款					
九百二十二款					
九百二十三款					
九百二十四款					
九百二十五款					
九百二十六款					
九百二十七款					
九百二十八款					
九百二十九款					
九百三十款					
九百三十一款					
九百三十二款					
九百三十三款					
九百三十四款					
九百三十五款					
九百三十六款					
九百三十七款					
九百三十八款					
九百三十九款					
九百四十款					
九百四十一款					
九百四十二款					
九百四十三款					
九百四十四款					
九百四十五款					
九百四十六款					
九百四十七款					
九百四十八款					
九百四十九款					
九百五十款					
九百五十一款					
九百五十二款					
九百五十三款					
九百五十四款					
九百五十五款					
九百五十六款					
九百五十七款					
九百五十八款					
九百五十九款					
九百六十款					
九百六十一款					
九百六十二款					
九百六十三款					
九百六十四款					
九百六十五款					
九百六十六款					
九百六十七款					
九百六十八款					
九百六十九款					
九百七十款					
九百七十一款					
九百七十二款					
九百七十三款					
九百七十四款					
九百七十五款					
九百七十六款					
九百七十七款					
九百七十八款					
九百七十九款					
九百八十款					
九百八十一款					
九百八十二款					
九百八十三款					
九百八十四款					
九百八十五款					
九百八十六款					
九百八十七款					
九百八十八款					
九百八十九款					
九百九十款					
九百九十一款					
九百九十二款					
九百九十三款					
九百九十四款					
九百九十五款					
九百九十六

[illegible]

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の健康の保持増進のために適切な医療を受ける機会を確保し、医療の効率的な提供を推進するとともに、医療を受ける者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条　国民の健康の保持増進のための医療は、国民自らが健康の保持増進に努めることを基本として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、医療提供施設の機能の分化及び連携を通じ、良質かつ適切なものでなければならない。

２　医療は、生命の尊厳及び個人の尊厳の保持を旨として、医療を受ける者の心身の状態に応じ、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得て行われなければならない。

３　医療は、医療を受ける者の年齢、心身の状態、生活環境等に応じ、適切な医療を受ける機会を確保するとともに、医療を受ける者の福祉の向上を図ることを目的として、医療提供施設の機能の分化及び連携を通じ、良質かつ適切なものでなければならない。

（国民の責務）

第三条　国民は、自らの健康の保持増進のために適切な医療を受ける機会を確保するとともに、医療を受ける者の福祉の向上を図ることを目的として、医療提供施設の機能の分化及び連携を通じ、良質かつ適切なものでなければならない。

（医療提供施設の機能の分化及び連携）

第四条　医療提供施設の機能の分化及び連携は、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、医療を受ける者の理解を得て行われなければならない。

２　医療提供施設の機能の分化及び連携は、医療を受ける者の年齢、心身の状態、生活環境等に応じ、適切な医療を受ける機会を確保するとともに、医療を受ける者の福祉の向上を図ることを目的として、医療提供施設の機能の分化及び連携を通じ、良質かつ適切なものでなければならない。

（医療提供施設の機能の分化及び連携）

第五条　医療提供施設の機能の分化及び連携は、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、医療を受ける者の理解を得て行われなければならない。

２　医療提供施設の機能の分化及び連携は、医療を受ける者の年齢、心身の状態、生活環境等に応じ、適切な医療を受ける機会を確保するとともに、医療を受ける者の福祉の向上を図ることを目的として、医療提供施設の機能の分化及び連携を通じ、良質かつ適切なものでなければならない。

[illegible]

昭和参拾陸年度地方二[illegible]年度至二十八年度決算歳出歳入総計比較

科目	二十八年度	構成比	二十七年度	構成比	二十六年度	構成比
歳入合計	[illegible]	100.00	[illegible]	100.00	[illegible]	100.00
地方税収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
地方譲与税収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
地方交付税収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
国庫支出金収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
国有提供交付金収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
繰越金収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
諸収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
地方債収入	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歳出合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
議会費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
総務費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
民生費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
衛生費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
労働費	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

股東背書轉讓方三十年度綜合所得稅申報百分比表

項目	金額	百分比	項目	金額	百分比
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、

（定義）

第二条　この規則において、

（適用範囲）

第三条　

（基本原則）

第四条　

第二章　

（

第五条　

（

第六条　

（

第七条　

第三章　

（

第八条　

（

第九条　

（

第十条　

第四章　

（

第十一条　

（

第十二条　

（

第十三条　

第五章　

（

第十四条　

（

第十五条　

（

第十六条　

第六章　

（

第十七条　

（

第十八条　

（

第十九条　

第七章　

（

第二十条　

（

第二十一条　

（

第二十二条　

第八章　

（

第二十三条　

（

第二十四条　

（

第二十五条　

第九章　

（

第二十六条　

（

第二十七条　

（

第二十八条　

第十章　

（

第二十九条　

（

第三十条　

（

第三十一条　

第十一章　

（

第三十二条　

（

第三十三条　

（

第三十四条　

第十二章　

（

第三十五条　

（

第三十六条　

（

第三十七条　

第十三章　

（

第三十八条　

（

第三十九条　

（

第四十条　

第十四章　

（

第四十一条　

（

第四十二条　

（

第四十三条　

第十五章　

（

第四十四条　

（

第四十五条　

（

第四十六条　

第十六章　

（

第四十七条　

（

第四十八条　

（

第四十九条　

第十七章　

（

第五十条　

（

第五十一条　

（

第五十二条　

第十八章　

（

第五十三条　

（

第五十四条　

（

第五十五条　

第十九章　

（

第五十六条　

（

第五十七条　

（

第五十八条　

第二十章　

（

第五十九条　

（

第六十条　

（

第六十一条　

第二十一章　

（

第六十二条　

（

第六十三条　

（

第六十四条　

第二十二章　

（

第六十五条　

（

第六十六条　

（

第六十七条　

第二十三章　

（

第六十八条　

（

第六十九条　

（

第七十条　

第二十四章　

（

第七十一条　

（

第七十二条　

（

第七十三条　

第二十五章　

（

第七十四条　

（

第七十五条　

（

第七十六条　

第二十六章　

（

第七十七条　

（

第七十八条　

（

第七十九条　

第二十七章　

（

第八十条　

（

第八十一条　

（

第八十二条　

第二十八章　

（

第八十三条　

（

第八十四条　

（

第八十五条　

第二十九章　

（

第八十六条　

（

第八十七条　

（

第八十八条　

第三十章　

（

第八十九条　

（

第九十条　

（

第九十一条　

第三十一章　

（

第九十二条　

（

第九十三条　

（

第九十四条　

第三十二章　

（

第九十五条　

（

第九十六条　

（

第九十七条　

第三十三章　

（

第九十八条　

（

第九十九条　

（

第百条　

第三十四章　

（

第百一条　

（

第百二条　

（

第百三条　

第三十五章　

（

第百四条　

（

第百五条　

（

第百六条　

第三十六章　

（

第百七条　

（

第百八条　

（

第百九条　

第三十七章　

（

第百十条　

（

第百十一条　

（

第百十二条　

第三十八章　

（

第百十三条　

（

第百十四条　

（

第百十五条　

第三十九章　

（

第百十六条　

（

第百十七条　

（

第百十八条　

第四十章　

（

第百十九条　

（

第百二十条　

（

第百二十一条　

第四十一章　

（

第百二十二条　

（

第百二十三条　

（

第百二十四条　

第四十二章　

（

第百二十五条　

（

第百二十六条　

（

第百二十七条　

第四十三章　

（

第百二十八条　

（

第百二十九条　

（

第百三十条　

第四十四章　

（

第百三十一条　

（

第百三十二条　

（

第百三十三条　

第四十五章　

（

第百三十四条　

（

第百三十五条　

（

第百三十六条　

第四十六章　

（

第百三十七条　

（

第百三十八条　

（

第百三十九条　

第四十七章　

（

第百四十条　

（

第百四十一条　

（

第百四十二条　

第四十八章　

（

第百四十三条　

（

第百四十四条　

（

第百四十五条　

第四十九章　

（

第百四十六条　

（

第百四十七条　

（

第百四十八条　

第五十章　

（

第百四十九条　

（

第百五十条　

（

第百五十一条　

第五十一章　

（

第百五十二条　

（

第百五十三条　

（

第百五十四条　

第五十二章　

（

第百五十五条　

（

第百五十六条　

（

第百五十七条　

第五十三章　

（

第百五十八条　

（

第百五十九条　

（

第百六十条　

第五十四章　

（

第百六十一条　

（

第百六十二条　

（

第百六十三条　

第五十五章　

（

第百六十四条　

（

第百六十五条　

（

第百六十六条　

第五十六章　

（

第百六十七条　

（

第百六十八条　

（

第百六十九条　

第五十七章　

（

第百七十条　

（

第百七十一条　

（

第百七十二条　

第五十八章　

（

第百七十三条　

（

第百七十四条　

（

第百七十五条　

第五十九章　

（

第百七十六条　

（

第百七十七条　

（

第百七十八条　

第六十章　

（

第百七十九条　

（

第百八十条　

（

第百八十一条　

第六十一章　

（

第百八十二条　

（

第百八十三条　

（

第百八十四条　

第六十二章　

（

第百八十五条　

（

第百八十六条　

（

第百八十七条　

第六十三章　

（

第百八十八条　

（

第百八十九条　

（

第百九十条　

第六十四章　

（

第百九十一条　

（

第百九十二条　

（

第百九十三条　

第六十五章　

（

第百九十四条　

（

第百九十五条　

（

第百九十六条　

第六十六章　

（

第百九十七条　

（

第百九十八条　

（

第百九十九条　

第六十七章　

（

第二百条　

（

第二百一条　

（

第二百二条　

第六十八章　

（

第二百三条　

（

第二百四条　

（

第二百五条　

第六十九章　

（

第二百六条　

（

第二百七条　

（

第二百八条　

第七十章　

（

第二百九条　

（

第二百十条　

（

第二百十一条　

第七十一章　

（

第二百十二条　

（

第二百十三条　

（

第二百十四条　

第七十二章　

（

第二百十五条　

（

第二百十六条　

（

第二百十七条　

第七十三章　

（

第二百十八条　

（

第二百十九条　

（

第二百二十条　

第七十四章　

（

第二百二十一条　

（

第二百二十二条　

（

第二百二十三条　

第七十五章　

（

第二百二十四条　

（

第二百二十五条　

（

第二百二十六条　

第七十六章　

（

第二百二十七条　

（

第二百二十八条　

（

第二百二十九条　

第七十七章　

（

第二百三十条　

（

第二百三十一条　

（

第二百三十二条　

第七十八章　

（

第二百三十三条　

（

第二百三十四条　

（

第二百三十五条　

第七十九章　

（

第二百三十六条　

（

第二百三十七条　

（

第二百三十八条　

第八十章　

（

第二百三十九条　

（

第二百四十条　

（

第二百四十一条　

第八十一章　

（

第二百四十二条　

（

第二百四十三条　

（

第二百四十四条　

第八十二章　

（

第二百四十五条　

（

第二百四十六条　

（

第二百四十七条　

第八十三章　

（

第二百四十八条　

（

第二百四十九条　

（

第二百五十条　

第八十四章　

（

第二百五十一条　

（

第二百五十二条　

（

第二百五十三条　

第八十五章　

（

第二百五十四条　

（

第二百五十五条　

（

第二百五十六条　

第八十六章　

（

第二百五十七条　

（

第二百五十八条　

（

第二百五十九条　

第八十七章　

（

第二百六十条　

（

第二百六十一条　

（

第二百六十二条　

第八十八章　

（

第二百六十三条　

（

第二百六十四条　

（

第二百六十五条　

第八十九章　

（

第二百六十六条　

（

第二百六十七条　

（

第二百六十八条　

第九十章　

（

第二百六十九条　

（

第二百七十条　

（

第二百七十一条　

第九十一章　

（

第二百七十二条　

（

第二百七十三条　

（

第二百七十四条　

第九十二章　

（

第二百七十五条　

（

第二百七十六条　

（

第二百七十七条　

第九十三章　

（

第二百七十八条　

（

第二百七十九条　

（

第二百八十条　

第九十四章　

（

第二百八十一条　

（

第二百八十二条　

（

第二百八十三条　

第九十五章　

（

第二百八十四条　

（

第二百八十五条　

（

第二百八十六条　

第九十六章　

（

第二百八十七条　

（

第二百八十八条　

（

第二百八十九条　

第九十七章　

（

第二百九十条　

（

第二百九十一条　

（

第二百九十二条　

第九十八章　

（

第二百九十三条　

（

第二百九十四条　

（

第二百九十五条　

第九十九章　

（

第二百九十六条　

（

第二百九十七条　

（

第二百九十八条　

第百章　

（

第二百九十九条　

（

第三百条　

（

第三百一条　

第百一章　

（

第三百二条　

（

第三百三条　

（

第三百四条　

第百二章　

（

第三百五条　

（

第三百六条　

（

第三百七条　

第百三章　

（

第三百八条　

（

第三百九条　

（

第三百十条　

第百四章　

（

第三百十一条　

（

第三百十二条　

（

第三百十三条　

第百五章　

（

第三百十四条　

（

第三百十五条　

（

第三百十六条　

第百六章　

（

第三百十七条　

（

第三百十八条　

（

第三百十九条　

第百七章　

（

第三百二十条　

（

第三百二十一条　

（

第三百二十二条　

第百八章　

（

第三百二十三条　

（

第三百二十四条　

（

第三百二十五条　

第百九章　

（

第三百二十六条　

（

第三百二十七条　

（

第三百二十八条　

第百十章　

（

第三百二十九条　

（

第三百三十条　

（

第三百三十一条　

第百十一章　

（

第三百三十二条　

（

第三百三十三条　

（

第三百三十四条　

第百十二章　

（

第三百三十五条　

（

第三百三十六条　

（

第三百三十七条　

第百十三章　

（

第三百三十八条　

（

第三百三十九条　

（

第三百四十条　

第百十四章　

（

第三百四十一条　

（

第三百四十二条　

（

第三百四十三条　

第百十五章　

（

第三百四十四条　

（

第三百四十五条　

（

第三百四十六条　

第百十六章　

（

第三百四十七条　

（

第三百四十八条　

（

第三百四十九条　

第百十七章　

（

第三百五十条　

（

第三百五十一条　

（

第三百五十二条　

第百十八章　

（

第三百五十三条　

（

第三百五十四条　

（

第三百五十五条　

第百十九章　

（

第三百五十六条　

（

第三百五十七条　

（

第三百五十八条　

第百二十章　

（

第三百五十九条　

（

第三百六十条　

（

第三百六十一条　

第百二十一章　

（

第三百六十二条　

（

第三百六十三条　

（

第三百六十四条　

第百二十二章　

（

第三百六十五条　

（

第三百六十六条　

（

第三百六十七条　

第百二十三章　

（

第三百六十八条　

（

第三百六十九条　

（

第三百七十条　

第百二十四章　

（

第三百七十一条　

（

第三百七十二条　

（

第三百七十三条　

第百二十五章　

（

第三百七十四条　

（

第三百七十五条　

（

第三百七十六条　

第百二十六章　

（

第三百七十七条　

（

第三百七十八条　

（

第三百七十九条　

第百二十七章　

（

第三百八十条　

（

第三百八十一条　

（

第三百八十二条　

第百二十八章　

（

第三百八十三条　

（

第三百八十四条　

（

第三百八十五条　

第百二十九章　

（

第三百八十六条　

（

第三百八十七条　

（

第三百八十八条　

第百三十章　

（

第三百八十九条　

（

第三百九十条　

（

第三百九十一条　

第百三十一章　

（

第三百九十二条　

（

第三百九十三条　

（

第三百九十四条　

第百三十二章　

（

第三百九十五条　

（

第三百九十六条　

（

第三百九十七条　

第百三十三章　

（

第三百九十八条　

（

第三百九十九条　

（

第四百条　

第百三十四章　

（

第四百一条　

（

第四百二条　

（

第四百三条　

第百三十五章　

（

第四百四条　

（

第四百五条　

（

第四百六条　

第百三十六章　

（

第四百七条　

（

第四百八条　

（

第四百九条　

第百三十七章　

（

第四百十条　

（

第四百十一条　

（

第四百十二条　

第百三十八章　

（

第四百十三条　

（

第四百十四条　

（

第四百十五条　

第百三十九章　

（

第四百十六条　

（

第四百十七条　

（

第四百十八条　

第百四十章　

（

第四百十九条　

（

第四百二十条　

（

第四百二十一条　

第百四十一章　

（

第四百二十二条　

（

第四百二十三条　

（

第四百二十四条　

第百四十二章　

（

第四百二十五条　

（

第四百二十六条　

（

第四百二十七条　

第百四十三章　

（

第四百二十八条　

（

第四百二十九条　

（

第四百三十条　

第百四十四章　

（

第四百三十一条　

（

第四百三十二条　

（

第四百三十三条　

第百四十五章　

（

第四百三十四条　

（

第四百三十五条　

（

第四百三十六条　

第百四十六章　

（

第四百三十七条　

（

第四百三十八条　

（

第四百三十九条　

第百四十七章　

（

第四百四十条　

（

第四百四十一条　

（

第四百四十二条　

第百四十八章　

（

第四百四十三条　

（

第四百四十四条　

（

第四百四十五条　

第百四十九章　

（

第四百四十六条　

（

第四百四十七条　

（

第四百四十八条　

第百五十章　

（

第四百四十九条　

（

第四百五十条　

（

第四百五十一条　

第百五十一章　

（

第四百五十二条　

（

第四百五十三条　

（

第四百五十四条　

第百五十二章　

（

第四百五十五条　

（

第四百五十六条　

（

第四百五十七条　

第百五十三章　

（

第四百五十八条　

（

第四百五十九条　

（

第四百六十条　

第百五十四章　

（

第四百六十一条　

（

第四百六十二条　

（

第四百六十三条　

第百五十五章　

（

第四百六十四条　

（

第四百六十五条　

（

第四百六十六条　

第百五十六章　

（

第四百六十七条　

（

第四百六十八条　

（

第四百六十九条　

第百五十七章　

（

第四百七十条　

（

第四百七十一条　

（

第四百七十二条　

第百五十八章　

（

第四百七十三条　

（

第四百七十四条　

（

第四百七十五条　

第百五十九章　

（

第四百七十六条　

（

第四百七十七条　

（

第四百七十八条　

第百六十章　

（

第四百七十九条　

（

第四百八十条　

（

第四百八十一条　

第百六十一章　

（

第四百八十二条　

（

第四百八十三条　

（

第四百八十四条　

第百六十二章　

（

第四百八十五条　

（

第四百八十六条　

（

第四百八十七条　

第百六十三章　

（

第四百八十八条　

（

第四百八十九条　

（

第四百九十条　

第百六十四章　

（

第四百九十一条　

（

第四百九十二条　

（

第四百九十三条　

第百六十五章　

（

第四百九十四条　

（

第四百九十五条　

（

第四百九十六条　

第百六十六章　

（

第四百九十七条　

（

第四百九十八条　

（

第四百九十九条　

第百六十七章　

（

第五百条　

（

第五百一条　

（

第五百二条　

第百六十八章　

（

第五百三条　

（

第五百四条　

（

第五百五条　

第百六十九章　

（

第五百六条　

（

第五百七条　

（

第五百八条　

第百七十章　

（

第五百九条　

（

第五百十条　

（

第五百十一条　

第百七十一章　

（

第五百十二条　

（

第五百十三条　

（

第五百十四条　

第百七十二章　

（

第五百十五条　

（

第五百十六条　

（

第五百十七条　

第百七十三章　

（

第五百十八条　

（

第五百十九条　

（

第五百二十条　

第百七十四章　

（

第五百二十一条　

（

第五百二十二条　

（

第五百二十三条　

第百七十五章　

（

第五百二十四条　

（

第五百二十五条　

（

第五百二十六条　

第百七十六章　

（

第五百二十七条　

（

第五百二十八条　

（

第五百二十九条　

第百七十七章　

（

第五百三十条　

（

第五百三十一条　

（

第五百三十二条　

第百七十八章　

（

第五百三十三条　

（

第五百三十四条　

（

第五百三十五条　

第百七十九章　

（

第五百三十六条　

（

第五百三十七条　

（

第五百三十八条　

第百八十章　

（

第五百三十九条　

（

第五百四十条　

（

第五百四十一条　

第百八十一章　

（

第五百四十二条　

（

第五百四十三条　

（

第五百四十四条　

第百八十二章　

（

第五百四十五条　

（

第五百四十六条　

（

第五百四十七条　

第百八十三章　

（

第五百四十八条　

（

第五百四十九条　

（

第五百五十条　

第百八十四章　

（

第五百五十一条　

（

第五百五十二条　

（

第五百五十三条　

第百八十五章　

（

第五百五十四条　

（

第五百五十五条　

（

第五百五十六条　

第百八十六章　

（

第五百五十七条　

（

第五百五十八条　

（

第五百五十九条　

第百八十七章　

（

第五百六十条　

（

第五百六十一条　

（

第五百六十二条　

第百八十八章　

（

第五百六十三条　

（

第五百六十四条　

（

第五百六十五条　

第百八十九章　

（

第五百六十六条　

（

第五百六十七条　

（

第五百六十八条　

第百九十章　

（

第五百六十九条　

（

第五百七十条　

（

第五百七十一条　

第百九十一章　

（

第五百七十二条　

（

第五百七十三条　

（

第五百七十四条　

第百九十二章　

（

第五百七十五条　

（

第五百七十六条　

（

第五百七十七条　

第百九十三章　

（

第五百七十八条　

（

第五百七十九条　

（

第五百八十条　

第百九十四章　

（

第五百八十一条　

（

第五百八十二条　

（

第五百八十三条　

第百九十五章　

（

第五百八十四条　

（

第五百八十五条　

（

第五百八十六条　

第百九十六章　

（

第五百八十七条　

（

第五百八十八条　

（

第五百八十九条　

第百九十七章　

（

第五百九十条　

（

第五百九十一条　

（

第五百九十二条　

第百九十八章　

（

第五百九十三条　

（

第五百九十四条　

（

第五百九十五条　

第百九十九章　

（

第五百九十六条　

（

第五百九十七条　

（

第五百九十八条　

第二百章　

（

第五百九十九条　

（

第六百条　

（

第六百一条　

第二百一章　

（

第六百二条　

（

第六百三条　

（

第六百四条　

第二百二章　

（

第六百五条　

（

第六百六条　

（

第六百七条　

第二百三章　

（

第六百八条　

（

第六百九条　

（

第六百十条　

第二百四章　

（

第六百十一条　

（

第六百十二条　

（

第六百十三条　

第二百五章　

（

第六百十四条　

（

第六百十五条　

（

第六百十六条　

第二百六章　

（

第六百十七条　

（

第六百十八条　

（

第六百十九条　

第二百七章　

（

第六百二十条　

（

第六百二十一条　

（

第六百二十二条　

第二百八章　

（

第六百二十三条　

（

第六百二十四条　

（

第六百二十五条　

第二百九章　

（

第六百二十六条　

（

第六百二十七条　

（

第六百二十八条　

第二百十章　

（

第六百二十九条　

（

第六百三十条　

（

第六百三十一条　

第二百十一章　

（

第六百三十二条　

（

第六百三十三条　

（

第六百三十四条　

第二百十二章　

（

第六百三十五条　

（

第六百三十六条　

（

第六百三十七条　

第二百十三章　

（

第六百三十八条　

（

第六百三十九条　

（

第六百四十条　

第二百十四章　

（

第六百四十一条　

（

第六百四十二条　

（

第六百四十三条　

第二百十五章　

（

第六百四十四条　

（

第六百四十五条　

（

第六百四十六条　

第二百十六章　

（

第六百四十七条　

（

第六百四十八条　

（

第六百四十九条　

第二百十七章　

（

第六百五十条　

（

第六百五十一条　

（

第六百五十二条　

第二百十八章　

（

第六百五十三条　

（

第六百五十四条　

（

第六百五十五条　

第二百十九章　

（

第六百五十六条　

（

第六百五十七条　

（

第六百五十八条　

第二百二十章　

（

第六百五十九条　

（

第六百六十条　

（

第六百六十一条　

第二百二十一章　

（

第六百六十二条　

（

第六百六十三条　

（

第六百六十四条　

第二百二十二章　

（

第六百六十五条　

（

第六百六十六条　

（

第六百六十七条　

第二百二十三章　

（

第六百六十八条　

（

第六百六十九条　

（

第六百七十条　

第二百二十四章　

（

第六百七十一条　

（

第六百七十二条　

（

第六百七十三条　

第二百二十五章　

（

第六百七十四条　

（

第六百七十五条　

（

第六百七十六条　

第二百二十六章　

（

第六百七十七条　

（

第六百七十八条　

（

第六百七十九条　

第二百二十七章　

（

第六百八十条　

（

第六百八十一条　

（

第六百八十二条　

第二百二十八章　

（

第六百八十三条　

（

第六百八十四条　

（

第六百八十五条　

第二百二十九章　

（

第六百八十六条　

（

第六百八十七条　

（

第六百八十八条　

第二百三十章　

（

第六百八十九条　

（

第六百九十条　

（

第六百九十一条　

第二百三十一章　

（

第六百九十二条　

（

第六百九十三条　

（

第六百九十四条　

第二百三十二章　

（

第六百九十五条　

（

第六百九十六条　

（

第六百九十七条　

第二百三十三章　

（

第六百九十八条　

（

第六百九十九条　

（

第七百条　

第二百三十四章　

（

第七百一条　

（

第七百二条　

（

第七百三条　

第二百三十五章　

（

第七百四条　

（

第七百五条　

（

第七百六条　

第二百三十六章　

（

第七百七条　

（

第七百八条　

（

第七百九条　

第二百三十七章　

（

第七百十条　

（

第七百十一条　

（

第七百十二条　

第二百三十八章　

（

第七百十三条　

（

第七百十四条　

（

第七百十五条　

第二百三十九章　

（

第七百十六条　

（

第七百十七条　

（

第七百十八条　

第二百四十章　

（

第七百十九条　

（

第七百二十条　

（

第七百二十一条　

第二百四十一章　

（

第七百二十二条　

（

第七百二十三条　

（

第七百二十四条　

第二百四十二章　

（

第七百二十五条　

（

第七百二十六条　

（

第七百二十七条　

第二百四十三章　

（

第七百二十八条　

（

第七百二十九条　

（

第七百三十条　

第二百四十四章　

（

第七百三十一条　

（

第七百三十二条　

（

第七百三十三条　

第二百四十五章　

（

第七百三十四条　

（

第七百三十五条　

（

第七百三十六条　

第二百四十六章　

（

第七百三十七条　

（

第七百三十八条　

（

第七百三十九条　

第二百四十七章　

（

第七百四十条　

（

第七百四十一条　

（

第七百四十二条　

第二百四十八章　

（

第七百四十三条　

（

第七百四十四条　

（

第七百四十五条　

第二百四十九章　

（

第七百四十六条　

（

第七百四十七条　

（

第七百四十八条　

第二百五十章　

（

第七百四十九条　

（

第七百五十条　

（

第七百五十一条　

第二百五十一章　

（

第七百五十二条　

（

第七百五十三条　

（

第七百五十四条　

第二百五十二章　

（

第七百五十五条　

（

第七百五十六条　

（

第七百五十七条　

第二百五十三章　

（

第七百五十八条　

（

第七百五十九条　

（

第七百六十条　

第二百五十四章　

（

第七百六十一条　

（

第七百六十二条　

（

第七百六十三条　

第二百五十五章　

（

第七百六十四条　

（

第七百六十五条　

（

第七百六十六条　

第二百五十六章　

（

第七百六十七条　

（

第七百六十八条　

（

第七百六十九条　

第二百五十七章　

（

第七百七十条　

（

第七百七十一条　

（

第七百七十二条　

第二百五十八章　

（

第七百七十三条　

（

第七百七十四条　

（

第七百七十五条　

第二百五十九章　

（

第七百七十六条　

（

第七百七十七条　

（

第七百七十八条　

第二百六十章　

（

第七百七十九条　

（

第七百八十条　

（

第七百八十一条　

第二百六十一章　

（

第七百八十二条　

（

第七百八十三条　

（

第七百八十四条　

第二百六十二章　

（

第七百八十五条　

（

第七百八十六条　

（

第七百八十七条　

第二百六十三章　

（

第七百八十八条　

（

第七百八十九条　

（

第七百九十条　

第二百六十四章　

（

第七百九十一条　

（

第七百九十二条　

（

第七百九十三条　

第二百六十五章　

（

第七百九十四条　

（

第七百九十五条　

（

第七百九十六条　

第二百六十六章　

（

第七百九十七条　

（

第七百九十八条　

（

第七百九十九条　

第二百六十七章　

（

第八百条　

（

第八百一条　

（

第八百二条　

第二百六十八章　

（

第八百三条　

（

第八百四条　

（

第八百五条　

第二百六十九章　

（

第八百六条　

（

第八百七条　

（

第八百八条　

第二百七十章　

（

第八百九条　

（

第八百十条　

（

第八百十一条　

第二百七十一章　

（

第八百十二条　

（

第八百十三条　

（

第八百十四条　

第二百七十二章　

（

第八百十五条　

（

第八百十六条　

（

第八百十七条　

第二百七十三章　

（

第八百十八条　

（

第八百十九条　

（

第八百二十条　

第二百七十四章　

（

第八百二十一条　

（

第八百二十二条　

（

第八百二十三条　

第二百七十五章　

（

第八百二十四条　

（

第八百二十五条　

（

第八百二十六条　

第二百七十六章　

（

第八百二十七条　

（

第八百二十八条　

（

第八百二十九条　

第二百七十七章　

（

第八百三十条　

（

第八百三十一条　

（

第八百三十二条　

第二百七十八章　

（

第八百三十三条　

（

第八百三十四条　

（

第八百三十五条　

第二百七十九章　

（

第八百三十六条　

（

第八百三十七条　

（

第八百三十八条　

第二百八十章　

（

第八百三十九条　

（

第八百四十条　

（

第八百四十一条　

第二百八十一章　

（

第八百四十二条　

（

第八百四十三条　

（

第八百四十四条　

第二百八十二章　

（

第八百四十五条　

（

第八百四十六条　

（

第八百四十七条　

第二百八十三章　

（

第八百四十八条　

（

第八百四十九条　

（

第八百五十条　

第二百八十四章　

（

第八百五十一条　

（

第八百五十二条　

（

第八百五十三条　

第二百八十五章　

（

第八百五十四条　

（

第八百五十五条　

（

第八百五十六条　

第二百八十六章　

（

第八百五十七条　

（

第八百五十八条　

（

第八百五十九条　

第二百八十七章　

（

第八百六十条　

（

第八百六十一条　

（

第八百六十二条　

第二百八十八章　

（

第八百六十三条　

（

第八百六十四条　

（

第八百六十五条　

第二百八十九章　

（

第八百六十六条　

（

第八百六十七条　

（

第八百六十八条　

第二百九十章　

（

第八百六十九条　

（

第八百七十条　

（

第八百七十一条　

第二百九十一章　

（

第八百七十二条　

（

第八百七十三条　

（

第八百七十四条　

第二百九十二章　

（

第八百七十五条　

（

第八百七十六条　

（

第八百七十七条　

第二百九十三章　

（

第八百七十八条　

（

第八百七十九条　

（

第八百八十条　

第二百九十四章　

（

第八百八十一条　

（

第八百八十二条　

（

第八百八十三条　

第二百九十五章　

（

第八百八十四条　

（

第八百八十五条　

（

第八百八十六条　

第二百九十六章　

（

第八百八十七条　

（

第八百八十八条　

（

第八百八十九条　

第二百九十七章　

（

第八百九十条　

（

第八百九十一条　

（

第八百九十二条　

第二百九十八章　

（

第八百九十三条　

（

第八百九十四条　

（

第八百九十五条　

第二百九十九章　

（

第八百九十六条　

（

第八百九十七条　

（

第八百九十八条　

第三百章　

（

第八百九十九条　

（

第九百条　

（

第九百一条　

第三百一章　

（

第九百二条　

（

第九百三条　

（

第九百四条　

第三百二章　

（

第九百五条　

（

第九百六条　

（

第九百七条　

第三百三章　

（

第九百八条　

（

第九百九条　

（

第九百十条　

第三百四章　

（

第九百十一条　

（

第九百十二条　

（

第九百十三条　

第三百五章　

（

第九百十四条　

（

第九百十五条　

（

第九百十六条　

第三百六章　

（

第九百十七条　

（

第九百十八条　

（

第九百十九条　

第三百七章　

（

第九百二十条　

（

第九百二十一条　

（

第九百二十二条　

第三百八章　

（

第九百二十三条　

（

第九百二十四条　

（

第九百二十五条　

第三百九章　

（

第九百二十六条　

（

第九百二十七条　

（

第九百二十八条　

第三百十章　

（

第九百二十九条　

（

第九百三十条　

（

第九百三十一条　

第三百十一章　

（

第九百三十二条　

（

第九百三十三条　

（

第九百三十四条　

第三百十二章　

（

第九百三十五条　

（

第九百三十六条　

（

第九百三十七条　

第三百十三章　

（

第九百三十八条　

（

第九百三十九条　

（

第九百四十条　

第三百十四章　

（

第九百四十一条　

（

第九百四十二条　

（

第九百四十三条　

第三百十五章　

（

第九百四十四条　

（

第九百四十五条　

（

第九百四十六条　

第三百十六章　

（

第九百四十七条　

（

第九百四十八条　

（

第九百四十九条　

第三百十七章　

（

第九百五十条　

（

第九百五十一条　

（

第九百五十二条　

第三百十八章　

（

第九百五十三条　

（

第九百五十四条　

（

第九百五十五条　

第三百十九章　

（

第九百五十六条　

（

第九百五十七条　

（

第九百五十八条　

第三百二十章　

（

第九百五十九条　

（

第九百六十条　

（

第九百六十一条　

第三百二十一章　

（

第九百六十二条　

（

第九百六十三条　

（

第九百六十四条　

第三百二十二章　

（

第九百六十五条　

（

第九百六十六条　

（

第九百六十七条　

第三百二十三章　

（

第九百六十八条　

（

第九百六十九条　

（

第九百七十条　

第三百二十四章　

（

第九百七十一条　

（

第九百七十二条　

（

第九百七十三条　

第三百二十五章　

（

第九百七十四条　

（

第九百七十五条　

（

第九百七十六条　

第三百二十六章　

（

第九百七十七条　

（

第九百七十八条　

（

第九百七十九条　

第三百二十七章　

（

第九百八十条　

（

第九百八十一条　

（

第九百八十二条　

第三百二十八章　

（

第九百八十三条　

（

第九百八十四条　

（

第九百八十五条　

第三百二十九章　

（

第九百八十六条　

（

第九百八十七条　

（

第九百八十八条　

第三百三十章　

（

第九百八十九条　

（

第九百九十条　

（

第九百九十一条　

第三百三十一章　

（

第九百九十二条　

（

第九百九十三条　

（

第九百九十四条　

第三百三十二章　

（

第九百九十五条　

（

第九百九十六条　

（

第九百九十七条　

第三百三十三章　

（

第九百九十八条　

（

第九百九十九条　

（

第千条　

第三百三十四章　

（

第千一条　

（

第千二条　

（

第千三条　

第三百三十五章　

（

第千四条　

（

第千五条　

（

第千六条　

第三百三十六章　

（

第千七条　

（

第千八条　

（

第千九条　

第三百三十七章　

（

第千十条　

（

第千十一条　

（

第千十二条　

第三百三十八章　

（

第千十三条　

（

第千十四条　

（

第千十五条　

第三百三十九章　

（

第千十六条　

（

第千十七条　

（

第千十八条　

第三百四十章　

（

第千十九条　

（

第千二十条　

（

第千二十一条　

第三百四十一章　

（

第千二十二条　

（

第千二十三条　

（

第千二十四条　

第三百四十二章　

（

第千二十五条　

（

第千二十六条　

（

第千二十七条　

第三百四十三章　

（

第千二十八条　

（

第千二十九条　

（

第千三十条　

第三百四十四章　

（

第千三十一条　

（

第千三十二条　

（

第千三十三条　

第三百四十五章　

（

第千三十四条　

（

第千三十五条　

（

第千三十六条　

第三百四十六章　

（

第千三十七条　

（

第千三十八条　

（

第千三十九条　

第三百四十七章　

（

第千四十条　

（

第千四十一条　

（

第千四十二条　

第三百四十八章　

（

第千四十三条　

（

第千四十四条　

（

第千四十五条　

第三百四十九章　

（

第千四十六条　

（

第千四十七条　

（

第千四十八条　

第三百五十章　

（

第千四十九条　

（

第千五十条　

（

第千五十一条　

第三百五十一章　

（

第千五十二条　

（

第千五十三条　

（

第千五十四条　

第三百五十二章　

（

第千五十五条　

（

第千五十六条　

（

第千五十七条　

第三百五十三章　

（

第千五十八条　

（

第千五十九条　

（

第千六十条　

第三百五十四章　

（

第千六十一条　

（

第千六十二条　

（

第千六十三条　

第三百五十五章　

（

第千六十四条　

（

第千六十五条　

（

第千六十六条　

第三百五十六章　

（

第千六十七条　

（

第千六十八条　

（

第千六十九条　

第三百五十七章　

（

第千七十条　

（

第千七十一条　

（

第千七十二条　

第三百五十八章　

（

第千七十三条　

（

第千七十四条　

（

第千七十五条　

第三百五十九章　

（

第千七十六条　

（

第千七十七条　

（

第千七十八条　

第三百六十章　

（

第千七十九条　

（

第千八十条　

（

第千八十一条　

第三百六十一章　

（

第千八十二条　

（

第千八十三条　

（

第千八十四条　

第三百六十二章　

（

第千八十五条　

（

第千八十六条　

（

第千八十七条　

第三百六十三章　

（

第千八十八条　

（

第千八十九条　

（

第千九十条　

第三百六十四章　

（

第千九十一条　

（

第千九十二条　

（

第千九十三条　

第三百六十五章　

（

第千九十四条　

（

第千九十五条　

（

第千九十六条　

第三百六十六章　

（

第千九十七条　

（

第千九十八条　

（

第千九十九条　

第三百六十七章　

（

第千百条　

（

第千百一条　

（

第千百二条　

第三百六十八章　

（

第千百三条　

（

第千百四条　

（

第千百五条　

第三百六十九章　

（

第千百六条　

（

第千百七条　

（

第千百八条　

第三百七十章　

（

第千百九条　

（

第千百十条　

（

第千百十一条　

第三百七十一章　

（

第千百十二条　

（

第千百十三条　

（

第千百十四条　

第三百七十二章　

（

第千百十五条　

（

第千百十六条　

（

第千百十七条　

第三百七十三章　

（

第千百十八条　

（

第千百十九条　

（

第千百二十条　

第三百七十四章　

（

第千百二十一条　

（

第千百二十二条　

（

第千百二十三条　

第三百七十五章　

（

第千百二十四条　

（

第千百二十五条　

（

第千百二十六条　

第三百七十六章　

（

第千百二十七条　

（

第千百二十八条　

（

第千百二十九条　

第三百七十七章　

（

第千百三十条　

（

第千百三十一条　

（

第千百三十二条　

第三百七十八章　

（

第千百三十三条　

（

第千百三十四条　

（

第千百三十五条　

第三百七十九章　

（

第千百三十六条　

（

第千百三十七条　

（

第千百三十八条　

第三百八十章　

（

第千百三十九条　

（

第千百四十条　

（

第千百四十一条　

第三百八十一章　

（

第千百四十二条　

（

第千百四十三条　

（

第千百四十四条　

第三百八十二章　

（

第千百四十五条　

（

第千百四十六条　

（

第千百四十七条　

第三百八十三章　

（

第千百四十八条　

（

第千百四十九条　

（

第千百五十条　

第三百八十四章　

（

第千百五十一条　

（

第千百五十二条　

（

第千百五十三条　

第三百八十五章　

（

第千百五十四条　

（

第千百五十五条　

（

第千百五十六条　

第三百八十六章　

（

第千百五十七条　

（

第千百五十八条　

（

第千百五十九条　

第三百八十七章　

（

第千百六十条　

（

第千百六十一条　

（

第千百六十二条　

第三百八十八章　

（

第千百六十三条　

（

第千百六十四条　

（

第千百六十五条　

第三百八十九章　

（

第千百六十六条　

（

第千百六十七条　

（

第千百六十八条　

第三百九十章　

（

第千百六十九条　

（

第千百七十条　

（

第千百七十一条　

第三百九十一章　

（

第千百七十二条　

（

第千百七十三条　

（

第千百七十四条　

第三百九十二章　

（

第千百七十五条　

（

第千百七十六条　

学術会議の使命

論語之發端及其編次

緒言

第六章　第一節　第二項　第一款　第一目　第一小目　第一細目　第一分目　第一厘目　第一毫目　第一絲目　第一忽目　第一微目　第一纖目　第一沙目　第一塵目　第一埃目　第一渺目　第一漠目　第一模糊目　第一逡巡目　第一須臾目　第一瞬息目　第一彈指目　第一刹那目　第一六德目　第一空目　第一清淨目　第一阿賴耶目　第一涅槃目　第一菩提目　第一眞如目　第一實相目　第一無爲目　第一法性目　第一虛空目　第一不生不滅目　第一不垢不淨目　第一不增不減目　第一圓滿目　第一光明目　第一遍照目　第一金剛目　第一般若目　第一解脫目　第一法身目　第一報身目　第一應身目　第一化身目　第一自性身目　第一受用身目　第一變化身目　第一佛性目　第一如來藏目　第一正覺目　第一大圓鏡智目　第一平等性智目　第一妙觀察智目　第一成所作智目　第一菴摩羅識目　第一根本無分別智目　第一後得智目　第一十地目　第一等覺目　第一妙覺目　第一金剛喻定目　第一無生法忍目　第一不退轉目　第一一生補處目　第一大願目　第一大行目　第一普賢行目　第一文殊智目　第一觀音悲目　第一地藏願目　第一彌勒慈目　第一藥師琉璃光目　第一阿彌陀佛目　第一釋迦牟尼佛目　第一毘盧遮那佛目　第一盧舍那佛目　第一三身佛目　第一四智菩提心目　第一五智如來目　第一五方佛目　第一五大菩薩目　第一八大菩薩目　第一十六大菩薩目　第一三十二應身目　第一百八十種好目　第一八萬四千相隨形好目　第一無量光明目　第一無量壽目　第一無量功德目　第一無量莊嚴目　第一無量清淨平等覺目　第一無量智慧目　第一無量辯才目　第一無量神通目　第一無量自在目　第一無量解脫目　第一無量三昧目　第一無量陀羅尼目　第一無量百千萬億那由他劫目　第一不可思議目　第一不可稱目　第一不可量目　第一不可數目　第一不可說目　第一不可說不可說目　第一不可說不可說轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉目　第一不可說不可說轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉轉

昭和十年十月十日　印刷納本

昭和十年十月十日　印刷納本

第四章　[illegible]

[illegible]

[illegible]

政治と日本國民性

吉野作造

中央公論　大正五年一月

教育改革地方会議

教育改革地方会議

教育改革地方会議

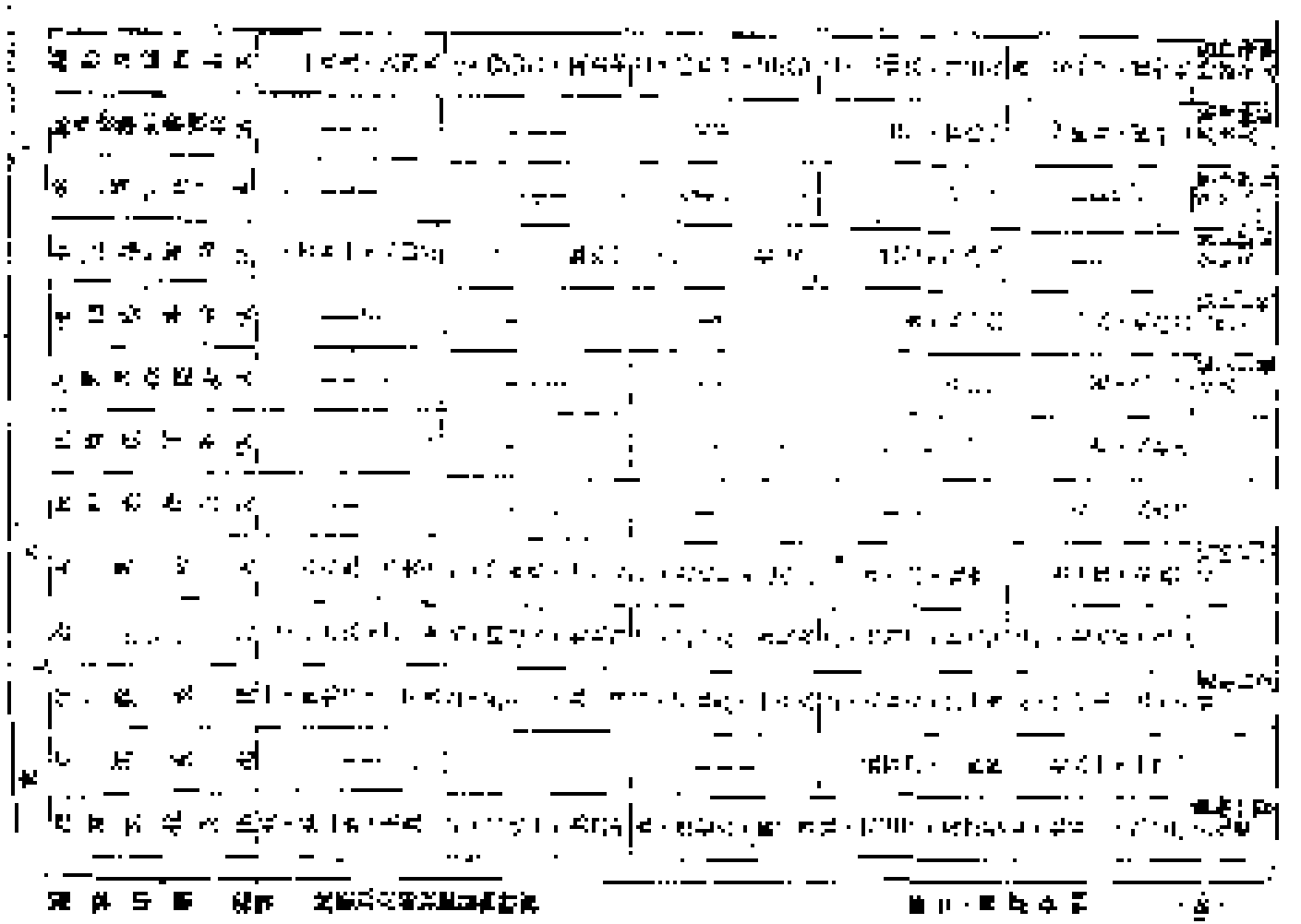

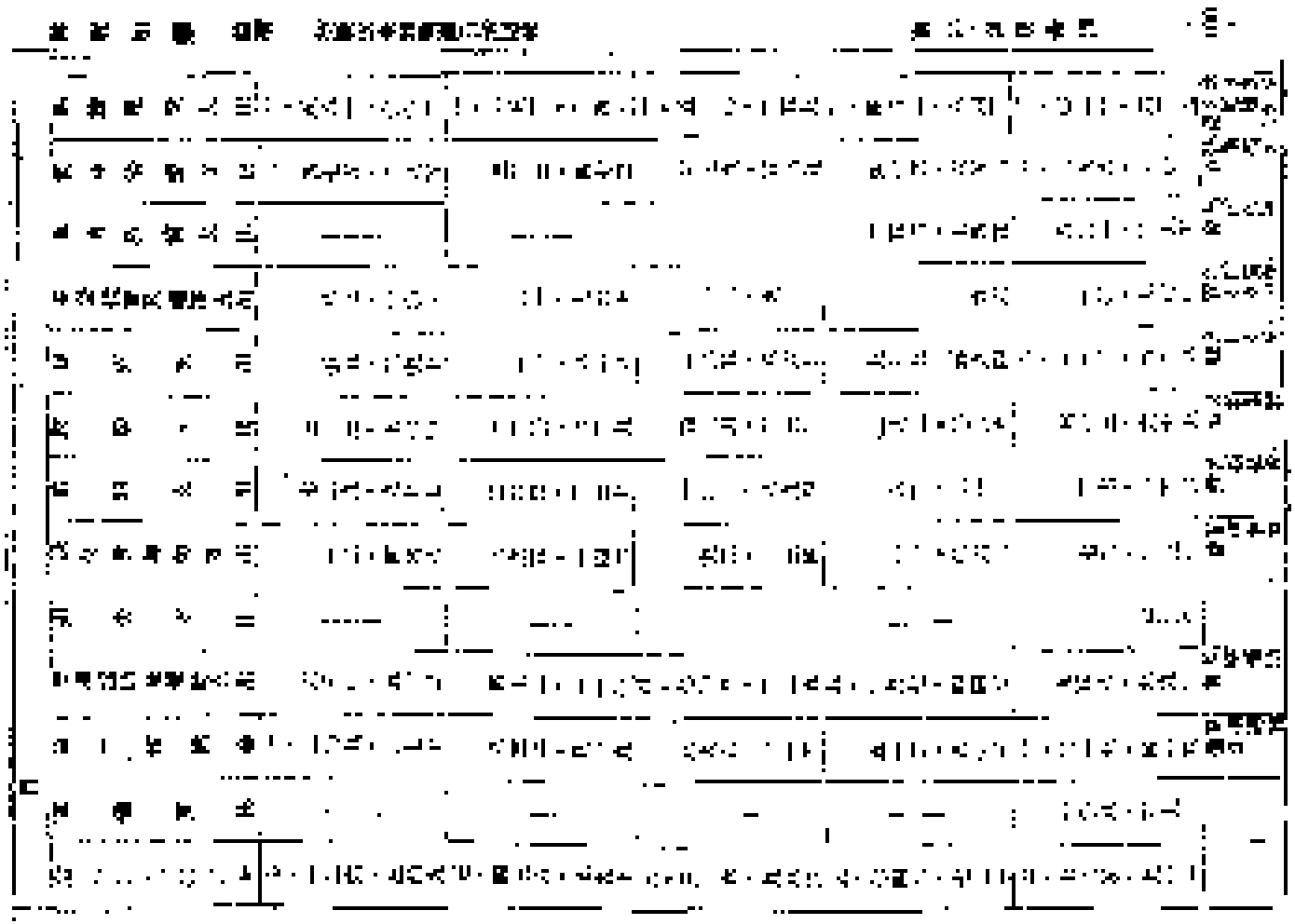

大正九年四月十日　印刷
大正九年四月十五日　発行
非売品

編輯兼発行者　東京市麹町区内幸町一丁目一番地
日本興業銀行内
興業銀行調査課
印刷者　東京市麹町区内幸町一丁目一番地
日本興業銀行内
興業銀行調査課
印刷所　東京市麹町区内幸町一丁目一番地
日本興業銀行内
興業銀行調査課

三四十二年十一月十五日　五版

告示

一、緒言……（一）
二、本論……（一）
（一）……（一）
（二）……（一）
（三）……（一）
（四）……（一）
（五）……（一）
（六）……（一）
（七）……（一）
（八）……（一）
（九）……（一）
（十）……（一）
（十一）……（一）
（十二）……（一）
（十三）……（一）
（十四）……（一）
（十五）……（一）
（十六）……（一）
（十七）……（一）
（十八）……（一）
（十九）……（一）
（二十）……（一）
（二十一）……（一）
（二十二）……（一）
（二十三）……（一）
（二十四）……（一）
（二十五）……（一）
（二十六）……（一）
（二十七）……（一）
（二十八）……（一）
（二十九）……（一）
（三十）……（一）
（三十一）……（一）
（三十二）……（一）
（三十三）……（一）
（三十四）……（一）
（三十五）……（一）
（三十六）……（一）
（三十七）……（一）
（三十八）……（一）
（三十九）……（一）
（四十）……（一）
（四十一）……（一）
（四十二）……（一）
（四十三）……（一）
（四十四）……（一）
（四十五）……（一）
（四十六）……（一）
（四十七）……（一）
（四十八）……（一）
（四十九）……（一）
（五十）……（一）
（五十一）……（一）
（五十二）……（一）
（五十三）……（一）
（五十四）……（一）
（五十五）……（一）
（五十六）……（一）
（五十七）……（一）
（五十八）……（一）
（五十九）……（一）
（六十）……（一）
（六十一）……（一）
（六十二）……（一）
（六十三）……（一）
（六十四）……（一）
（六十五）……（一）
（六十六）……（一）
（六十七）……（一）
（六十八）……（一）
（六十九）……（一）
（七十）……（一）
（七十一）……（一）
（七十二）……（一）
（七十三）……（一）
（七十四）……（一）
（七十五）……（一）
（七十六）……（一）
（七十七）……（一）
（七十八）……（一）
（七十九）……（一）
（八十）……（一）
（八十一）……（一）
（八十二）……（一）
（八十三）……（一）
（八十四）……（一）
（八十五）……（一）
（八十六）……（一）
（八十七）……（一）
（八十八）……（一）
（八十九）……（一）
（九十）……（一）
（九十一）……（一）
（九十二）……（一）
（九十三）……（一）
（九十四）……（一）
（九十五）……（一）
（九十六）……（一）
（九十七）……（一）
（九十八）……（一）
（九十九）……（一）
（一百）……（一）
（一百一）……（一）
（一百二）……（一）
（一百三）……（一）
（一百四）……（一）
（一百五）……（一）
（一百六）……（一）
（一百七）……（一）
（一百八）……（一）
（一百九）……（一）
（一百十）……（一）
（一百十一）……（一）
（一百十二）……（一）
（一百十三）……（一）
（一百十四）……（一）
（一百十五）……（一）
（一百十六）……（一）
（一百十七）……（一）
（一百十八）……（一）
（一百十九）……（一）
（一百二十）……（一）
（一百二十一）……（一）
（一百二十二）……（一）
（一百二十三）……（一）
（一百二十四）……（一）
（一百二十五）……（一）
（一百二十六）……（一）
（一百二十七）……（一）
（一百二十八）……（一）
（一百二十九）……（一）
（一百三十）……（一）
（一百三十一）……（一）
（一百三十二）……（一）
（一百三十三）……（一）
（一百三十四）……（一）
（一百三十五）……（一）
（一百三十六）……（一）
（一百三十七）……（一）
（一百三十八）……（一）
（一百三十九）……（一）
（一百四十）……（一）
（一百四十一）……（一）
（一百四十二）……（一）
（一百四十三）……（一）
（一百四十四）……（一）
（一百四十五）……（一）
（一百四十六）……（一）
（一百四十七）……（一）
（一百四十八）……（一）
（一百四十九）……（一）
（一百五十）……（一）
（一百五十一）……（一）
（一百五十二）……（一）
（一百五十三）……（一）
（一百五十四）……（一）
（一百五十五）……（一）
（一百五十六）……（一）
（一百五十七）……（一）
（一百五十八）……（一）
（一百五十九）……（一）
（一百六十）……（一）
（一百六十一）……（一）
（一百六十二）……（一）
（一百六十三）……（一）
（一百六十四）……（一）
（一百六十五）……（一）
（一百六十六）……（一）
（一百六十七）……（一）
（一百六十八）……（一）
（一百六十九）……（一）
（一百七十）……（一）
（一百七十一）……（一）
（一百七十二）……（一）
（一百七十三）……（一）
（一百七十四）……（一）
（一百七十五）……（一）
（一百七十六）……（一）
（一百七十七）……（一）
（一百七十八）……（一）
（一百七十九）……（一）
（一百八十）……（一）
（一百八十一）……（一）
（一百八十二）……（一）
（一百八十三）……（一）
（一百八十四）……（一）
（一百八十五）……（一）
（一百八十六）……（一）
（一百八十七）……（一）
（一百八十八）……（一）
（一百八十九）……（一）
（一百九十）……（一）
（一百九十一）……（一）
（一百九十二）……（一）
（一百九十三）……（一）
（一百九十四）……（一）
（一百九十五）……（一）
（一百九十六）……（一）
（一百九十七）……（一）
（一百九十八）……（一）
（一百九十九）……（一）
（二百）……（一）
（二百一）……（一）
（二百二）……（一）
（二百三）……（一）
（二百四）……（一）
（二百五）……（一）
（二百六）……（一）
（二百七）……（一）
（二百八）……（一）
（二百九）……（一）
（二百十）……（一）
（二百十一）……（一）
（二百十二）……（一）
（二百十三）……（一）
（二百十四）……（一）
（二百十五）……（一）
（二百十六）……（一）
（二百十七）……（一）
（二百十八）……（一）
（二百十九）……（一）
（二百二十）……（一）
（二百二十一）……（一）
（二百二十二）……（一）
（二百二十三）……（一）
（二百二十四）……（一）
（二百二十五）……（一）
（二百二十六）……（一）
（二百二十七）……（一）
（二百二十八）……（一）
（二百二十九）……（一）
（二百三十）……（一）
（二百三十一）……（一）
（二百三十二）……（一）
（二百三十三）……（一）
（二百三十四）……（一）
（二百三十五）……（一）
（二百三十六）……（一）
（二百三十七）……（一）
（二百三十八）……（一）
（二百三十九）……（一）
（二百四十）……（一）
（二百四十一）……（一）
（二百四十二）……（一）
（二百四十三）……（一）
（二百四十四）……（一）
（二百四十五）……（一）
（二百四十六）……（一）
（二百四十七）……（一）
（二百四十八）……（一）
（二百四十九）……（一）
（二百五十）……（一）
（二百五十一）……（一）
（二百五十二）……（一）
（二百五十三）……（一）
（二百五十四）……（一）
（二百五十五）……（一）
（二百五十六）……（一）
（二百五十七）……（一）
（二百五十八）……（一）
（二百五十九）……（一）
（二百六十）……（一）
（二百六十一）……（一）
（二百六十二）……（一）
（二百六十三）……（一）
（二百六十四）……（一）
（二百六十五）……（一）
（二百六十六）……（一）
（二百六十七）……（一）
（二百六十八）……（一）
（二百六十九）……（一）
（二百七十）……（一）
（二百七十一）……（一）
（二百七十二）……（一）
（二百七十三）……（一）
（二百七十四）……（一）
（二百七十五）……（一）
（二百七十六）……（一）
（二百七十七）……（一）
（二百七十八）……（一）
（二百七十九）……（一）
（二百八十）……（一）
（二百八十一）……（一）
（二百八十二）……（一）
（二百八十三）……（一）
（二百八十四）……（一）
（二百八十五）……（一）
（二百八十六）……（一）
（二百八十七）……（一）
（二百八十八）……（一）
（二百八十九）……（一）
（二百九十）……（一）
（二百九十一）……（一）
（二百九十二）……（一）
（二百九十三）……（一）
（二百九十四）……（一）
（二百九十五）……（一）
（二百九十六）……（一）
（二百九十七）……（一）
（二百九十八）……（一）
（二百九十九）……（一）
（三百）……（一）
（三百一）……（一）
（三百二）……（一）
（三百三）……（一）
（三百四）……（一）
（三百五）……（一）
（三百六）……（一）
（三百七）……（一）
（三百八）……（一）
（三百九）……（一）
（三百十）……（一）
（三百十一）……（一）
（三百十二）……（一）
（三百十三）……（一）
（三百十四）……（一）
（三百十五）……（一）
（三百十六）……（一）
（三百十七）……（一）
（三百十八）……（一）
（三百十九）……（一）
（三百二十）……（一）
（三百二十一）……（一）
（三百二十二）……（一）
（三百二十三）……（一）
（三百二十四）……（一）
（三百二十五）……（一）
（三百二十六）……（一）
（三百二十七）……（一）
（三百二十八）……（一）
（三百二十九）……（一）
（三百三十）……（一）
（三百三十一）……（一）
（三百三十二）……（一）
（三百三十三）……（一）
（三百三十四）……（一）
（三百三十五）……（一）
（三百三十六）……（一）
（三百三十七）……（一）
（三百三十八）……（一）
（三百三十九）……（一）
（三百四十）……（一）
（三百四十一）……（一）
（三百四十二）……（一）
（三百四十三）……（一）
（三百四十四）……（一）
（三百四十五）……（一）
（三百四十六）……（一）
（三百四十七）……（一）
（三百四十八）……（一）
（三百四十九）……（一）
（三百五十）……（一）
（三百五十一）……（一）
（三百五十二）……（一）
（三百五十三）……（一）
（三百五十四）……（一）
（三百五十五）……（一）
（三百五十六）……（一）
（三百五十七）……（一）
（三百五十八）……（一）
（三百五十九）……（一）
（三百六十）……（一）
（三百六十一）……（一）
（三百六十二）……（一）
（三百六十三）……（一）
（三百六十四）……（一）
（三百六十五）……（一）
（三百六十六）……（一）
（三百六十七）……（一）
（三百六十八）……（一）
（三百六十九）……（一）
（三百七十）……（一）
（三百七十一）……（一）
（三百七十二）……（一）
（三百七十三）……（一）
（三百七十四）……（一）
（三百七十五）……（一）
（三百七十六）……（一）
（三百七十七）……（一）
（三百七十八）……（一）
（三百七十九）……（一）
（三百八十）……（一）
（三百八十一）……（一）
（三百八十二）……（一）
（三百八十三）……（一）
（三百八十四）……（一）
（三百八十五）……（一）
（三百八十六）……（一）
（三百八十七）……（一）
（三百八十八）……（一）
（三百八十九）……（一）
（三百九十）……（一）
（三百九十一）……（一）
（三百九十二）……（一）
（三百九十三）……（一）
（三百九十四）……（一）
（三百九十五）……（一）
（三百九十六）……（一）
（三百九十七）……（一）
（三百九十八）……（一）
（三百九十九）……（一）
（四百）……（一）
（四百一）……（一）
（四百二）……（一）
（四百三）……（一）
（四百四）……（一）
（四百五）……（一）
（四百六）……（一）
（四百七）……（一）
（四百八）……（一）
（四百九）……（一）
（四百十）……（一）
（四百十一）……（一）
（四百十二）……（一）
（四百十三）……（一）
（四百十四）……（一）
（四百十五）……（一）
（四百十六）……（一）
（四百十七）……（一）
（四百十八）……（一）
（四百十九）……（一）
（四百二十）……（一）
（四百二十一）……（一）
（四百二十二）……（一）
（四百二十三）……（一）
（四百二十四）……（一）
（四百二十五）……（一）
（四百二十六）……（一）
（四百二十七）……（一）
（四百二十八）……（一）
（四百二十九）……（一）
（四百三十）……（一）
（四百三十一）……（一）
（四百三十二）……（一）
（四百三十三）……（一）
（四百三十四）……（一）
（四百三十五）……（一）
（四百三十六）……（一）
（四百三十七）……（一）
（四百三十八）……（一）
（四百三十九）……（一）
（四百四十）……（一）
（四百四十一）……（一）
（四百四十二）……（一）
（四百四十三）……（一）
（四百四十四）……（一）
（四百四十五）……（一）
（四百四十六）……（一）
（四百四十七）……（一）
（四百四十八）……（一）
（四百四十九）……（一）
（四百五十）……（一）
（四百五十一）……（一）
（四百五十二）……（一）
（四百五十三）……（一）
（四百五十四）……（一）
（四百五十五）……（一）
（四百五十六）……（一）
（四百五十七）……（一）
（四百五十八）……（一）
（四百五十九）……（一）
（四百六十）……（一）
（四百六十一）……（一）
（四百六十二）……（一）
（四百六十三）……（一）
（四百六十四）……（一）
（四百六十五）……（一）
（四百六十六）……（一）
（四百六十七）……（一）
（四百六十八）……（一）
（四百六十九）……（一）
（四百七十）……（一）
（四百七十一）……（一）
（四百七十二）……（一）
（四百七十三）……（一）
（四百七十四）……（一）
（四百七十五）……（一）
（四百七十六）……（一）
（四百七十七）……（一）
（四百七十八）……（一）
（四百七十九）……（一）
（四百八十）……（一）
（四百八十一）……（一）
（四百八十二）……（一）
（四百八十三）……（一）
（四百八十四）……（一）
（四百八十五）……（一）
（四百八十六）……（一）
（四百八十七）……（一）
（四百八十八）……（一）
（四百八十九）……（一）
（四百九十）……（一）
（四百九十一）……（一）
（四百九十二）……（一）
（四百九十三）……（一）
（四百九十四）……（一）
（四百九十五）……（一）
（四百九十六）……（一）
（四百九十七）……（一）
（四百九十八）……（一）
（四百九十九）……（一）
（五百）……（一）
（五百一）……（一）
（五百二）……（一）
（五百三）……（一）
（五百四）……（一）
（五百五）……（一）
（五百六）……（一）
（五百七）……（一）
（五百八）……（一）
（五百九）……（一）
（五百十）……（一）
（五百十一）……（一）
（五百十二）……（一）
（五百十三）……（一）
（五百十四）……（一）
（五百十五）……（一）
（五百十六）……（一）
（五百十七）……（一）
（五百十八）……（一）
（五百十九）……（一）
（五百二十）……（一）
（五百二十一）……（一）
（五百二十二）……（一）
（五百二十三）……（一）
（五百二十四）……（一）
（五百二十五）……（一）
（五百二十六）……（一）
（五百二十七）……（一）
（五百二十八）……（一）
（五百二十九）……（一）
（五百三十）……（一）
（五百三十一）……（一）
（五百三十二）……（一）
（五百三十三）……（一）
（五百三十四）……（一）
（五百三十五）……（一）
（五百三十六）……（一）
（五百三十七）……（一）
（五百三十八）……（一）
（五百三十九）……（一）
（五百四十）……（一）
（五百四十一）……（一）
（五百四十二）……（一）
（五百四十三）……（一）
（五百四十四）……（一）
（五百四十五）……（一）
（五百四十六）……（一）
（五百四十七）……（一）
（五百四十八）……（一）
（五百四十九）……（一）
（五百五十）……（一）
（五百五十一）……（一）
（五百五十二）……（一）
（五百五十三）……（一）
（五百五十四）……（一）
（五百五十五）……（一）
（五百五十六）……（一）
（五百五十七）……（一）
（五百五十八）……（一）
（五百五十九）……（一）
（五百六十）……（一）
（五百六十一）……（一）
（五百六十二）……（一）
（五百六十三）……（一）
（五百六十四）……（一）
（五百六十五）……（一）
（五百六十六）……（一）
（五百六十七）……（一）
（五百六十八）……（一）
（五百六十九）……（一）
（五百七十）……（一）
（五百七十一）……（一）
（五百七十二）……（一）
（五百七十三）……（一）
（五百七十四）……（一）
（五百七十五）……（一）
（五百七十六）……（一）
（五百七十七）……（一）
（五百七十八）……（一）
（五百七十九）……（一）
（五百八十）……（一）
（五百八十一）……（一）
（五百八十二）……（一）
（五百八十三）……（一）
（五百八十四）……（一）
（五百八十五）……（一）
（五百八十六）……（一）
（五百八十七）……（一）
（五百八十八）……（一）
（五百八十九）……（一）
（五百九十）……（一）
（五百九十一）……（一）
（五百九十二）……（一）
（五百九十三）……（一）
（五百九十四）……（一）
（五百九十五）……（一）
（五百九十六）……（一）
（五百九十七）……（一）
（五百九十八）……（一）
（五百九十九）……（一）
（六百）……（一）
（六百一）……（一）
（六百二）……（一）
（六百三）……（一）
（六百四）……（一）
（六百五）……（一）
（六百六）……（一）
（六百七）……（一）
（六百八）……（一）
（六百九）……（一）
（六百十）……（一）
（六百十一）……（一）
（六百十二）……（一）
（六百十三）……（一）
（六百十四）……（一）
（六百十五）……（一）
（六百十六）……（一）
（六百十七）……（一）
（六百十八）……（一）
（六百十九）……（一）
（六百二十）……（一）
（六百二十一）……（一）
（六百二十二）……（一）
（六百二十三）……（一）
（六百二十四）……（一）
（六百二十五）……（一）
（六百二十六）……（一）
（六百二十七）……（一）
（六百二十八）……（一）
（六百二十九）……（一）
（六百三十）……（一）
（六百三十一）……（一）
（六百三十二）……（一）
（六百三十三）……（一）
（六百三十四）……（一）
（六百三十五）……（一）
（六百三十六）……（一）
（六百三十七）……（一）
（六百三十八）……（一）
（六百三十九）……（一）
（六百四十）……（一）
（六百四十一）……（一）
（六百四十二）……（一）
（六百四十三）……（一）
（六百四十四）……（一）
（六百四十五）……（一）
（六百四十六）……（一）
（六百四十七）……（一）
（六百四十八）……（一）
（六百四十九）……（一）
（六百五十）……（一）
（六百五十一）……（一）
（六百五十二）……（一）
（六百五十三）……（一）
（六百五十四）……（一）
（六百五十五）……（一）
（六百五十六）……（一）
（六百五十七）……（一）
（六百五十八）……（一）
（六百五十九）……（一）
（六百六十）……（一）
（六百六十一）……（一）
（六百六十二）……（一）
（六百六十三）……（一）
（六百六十四）……（一）
（六百六十五）……（一）
（六百六十六）……（一）
（六百六十七）……（一）
（六百六十八）……（一）
（六百六十九）……（一）
（六百七十）……（一）
（六百七十一）……（一）
（六百七十二）……（一）
（六百七十三）……（一）
（六百七十四）……（一）
（六百七十五）……（一）
（六百七十六）……（一）
（六百七十七）……（一）
（六百七十八）……（一）
（六百七十九）……（一）
（六百八十）……（一）
（六百八十一）……（一）
（六百八十二）……（一）
（六百八十三）……（一）
（六百八十四）……（一）
（六百八十五）……（一）
（六百八十六）……（一）
（六百八十七）……（一）
（六百八十八）……（一）
（六百八十九）……（一）
（六百九十）……（一）
（六百九十一）……（一）
（六百九十二）……（一）
（六百九十三）……（一）
（六百九十四）……（一）
（六百九十五）……（一）
（六百九十六）……（一）
（六百九十七）……（一）
（六百九十八）……（一）
（六百九十九）……（一）
（七百）……（一）
（七百一）……（一）
（七百二）……（一）
（七百三）……（一）
（七百四）……（一）
（七百五）……（一）
（七百六）……（一）
（七百七）……（一）
（七百八）……（一）
（七百九）……（一）
（七百十）……（一）
（七百十一）……（一）
（七百十二）……（一）
（七百十三）……（一）
（七百十四）……（一）
（七百十五）……（一）
（七百十六）……（一）
（七百十七）……（一）
（七百十八）……（一）
（七百十九）……（一）
（七百二十）……（一）
（七百二十一）……（一）
（七百二十二）……（一）
（七百二十三）……（一）
（七百二十四）……（一）
（七百二十五）……（一）
（七百二十六）……（一）
（七百二十七）……（一）
（七百二十八）……（一）
（七百二十九）……（一）
（七百三十）……（一）
（七百三十一）……（一）
（七百三十二）……（一）
（七百三十三）……（一）
（七百三十四）……（一）
（七百三十五）……（一）
（七百三十六）……（一）
（七百三十七）……（一）
（七百三十八）……（一）
（七百三十九）……（一）
（七百四十）……（一）
（七百四十一）……（一）
（七百四十二）……（一）
（七百四十三）……（一）
（七百四十四）……（一）
（七百四十五）……（一）
（七百四十六）……（一）
（七百四十七）……（一）
（七百四十八）……（一）
（七百四十九）……（一）
（七百五十）……（一）
（七百五十一）……（一）
（七百五十二）……（一）
（七百五十三）……（一）
（七百五十四）……（一）
（七百五十五）……（一）
（七百五十六）……（一）
（七百五十七）……（一）
（七百五十八）……（一）
（七百五十九）……（一）
（七百六十）……（一）
（七百六十一）……（一）
（七百六十二）……（一）
（七百六十三）……（一）
（七百六十四）……（一）
（七百六十五）……（一）
（七百六十六）……（一）
（七百六十七）……（一）
（七百六十八）……（一）
（七百六十九）……（一）
（七百七十）……（一）
（七百七十一）……（一）
（七百七十二）……（一）
（七百七十三）……（一）
（七百七十四）……（一）
（七百七十五）……（一）
（七百七十六）……（一）
（七百七十七）……（一）
（七百七十八）……（一）
（七百七十九）……（一）
（七百八十）……（一）
（七百八十一）……（一）
（七百八十二）……（一）
（七百八十三）……（一）
（七百八十四）……（一）
（七百八十五）……（一）
（七百八十六）……（一）
（七百八十七）……（一）
（七百八十八）……（一）
（七百八十九）……（一）
（七百九十）……（一）
（七百九十一）……（一）
（七百九十二）……（一）
（七百九十三）……（一）
（七百九十四）……（一）
（七百九十五）……（一）
（七百九十六）……（一）
（七百九十七）……（一）
（七百九十八）……（一）
（七百九十九）……（一）
（八百）……（一）
（八百一）……（一）
（八百二）……（一）
（八百三）……（一）
（八百四）……（一）
（八百五）……（一）
（八百六）……（一）
（八百七）……（一）
（八百八）……（一）
（八百九）……（一）
（八百十）……（一）
（八百十一）……（一）
（八百十二）……（一）
（八百十三）……（一）
（八百十四）……（一）
（八百十五）……（一）
（八百十六）……（一）
（八百十七）……（一）
（八百十八）……（一）
（八百十九）……（一）
（八百二十）……（一）
（八百二十一）……（一）
（八百二十二）……（一）
（八百二十三）……（一）
（八百二十四）……（一）
（八百二十五）……（一）
（八百二十六）……（一）
（八百二十七）……（一）
（八百二十八）……（一）
（八百二十九）……（一）
（八百三十）……（一）
（八百三十一）……（一）
（八百三十二）……（一）
（八百三十三）……（一）
（八百三十四）……（一）
（八百三十五）……（一）
（八百三十六）……（一）
（八百三十七）……（一）
（八百三十八）……（一）
（八百三十九）……（一）
（八百四十）……（一）
（八百四十一）……（一）
（八百四十二）……（一）
（八百四十三）……（一）
（八百四十四）……（一）
（八百四十五）……（一）
（八百四十六）……（一）
（八百四十七）……（一）
（八百四十八）……（一）
（八百四十九）……（一）
（八百五十）……（一）
（八百五十一）……（一）
（八百五十二）……（一）
（八百五十三）……（一）
（八百五十四）……（一）
（八百五十五）……（一）
（八百五十六）……（一）
（八百五十七）……（一）
（八百五十八）……（一）
（八百五十九）……（一）
（八百六十）……（一）
（八百六十一）……（一）
（八百六十二）……（一）
（八百六十三）……（一）
（八百六十四）……（一）
（八百六十五）……（一）
（八百六十六）……（一）
（八百六十七）……（一）
（八百六十八）……（一）
（八百六十九）……（一）
（八百七十）……（一）
（八百七十一）……（一）
（八百七十二）……（一）
（八百七十三）……（一）
（八百七十四）……（一）
（八百七十五）……（一）
（八百七十六）……（一）
（八百七十七）……（一）
（八百七十八）……（一）
（八百七十九）……（一）
（八百八十）……（一）
（八百八十一）……（一）
（八百八十二）……（一）
（八百八十三）……（一）
（八百八十四）……（一）
（八百八十五）……（一）
（八百八十六）……（一）
（八百八十七）……（一）
（八百八十八）……（一）
（八百八十九）……（一）
（八百九十）……（一）
（八百九十一）……（一）
（八百九十二）……（一）
（八百九十三）……（一）
（八百九十四）……（一）
（八百九十五）……（一）
（八百九十六）……（一）
（八百九十七）……（一）
（八百九十八）……（一）
（八百九十九）……（一）
（九百）……（一）
（九百一）……（一）
（九百二）……（一）
（九百三）……（一）
（九百四）……（一）
（九百五）……（一）
（九百六）……（一）
（九百七）……（一）
（九百八）……（一）
（九百九）……（一）
（九百十）……（一）
（九百十一）……（一）
（九百十二）……（一）
（九百十三）……（一）
（九百十四）……（一）
（九百十五）……（一）
（九百十六）……（一）
（九百十七）……（一）
（九百十八）……（一）
（九百十九）……（一）
（九百二十）……（一）
（九百二十一）……（一）
（九百二十二）……（一）
（九百二十三）……（一）
（九百二十四）……（一）
（九百二十五）……（一）
（九百二十六）……（一）
（九百二十七）……（一）
（九百二十八）……（一）
（九百二十九）……（一）
（九百三十）……（一）
（九百三十一）……（一）
（九百三十二）……（一）
（九百三十三）……（一）
（九百三十四）……（一）
（九百三十五）……（一）
（九百三十六）……（一）
（九百三十七）……（一）
（九百三十八）……（一）
（九百三十九）……（一）
（九百四十）……（一）
（九百四十一）……（一）
（九百四十二）……（一）
（九百四十三）……（一）
（九百四十四）……（一）
（九百四十五）……（一）
（九百四十六）……（一）
（九百四十七）……（一）
（九百四十八）……（一）
（九百四十九）……（一）
（九百五十）……（一）
（九百五十一）……（一）
（九百五十二）……（一）
（九百五十三）……（一）
（九百五十四）……（一）
（九百五十五）……（一）
（九百五十六）……（一）
（九百五十七）……（一）
（九百五十八）……（一）
（九百五十九）……（一）
（九百六十）……（一）
（九百六十一）……（一）
（九百六十二）……（一）
（九百六十三）……（一）
（九百六十四）……（一）
（九百六十五）……（一）
（九百六十六）……（一）
（九百六十七）……（一）
（九百六十八）……（一）
（九百六十九）……（一）
（九百七十）……（一）
（九百七十一）……（一）
（九百七十二）……（一）
（九百七十三）……（一）
（九百七十四）……（一）
（九百七十五）……（一）
（九百七十六）……（一）
（九百七十七）……（一）
（九百七十八）……（一）
（九百七十九）……（一）
（九百八十）……（一）
（九百八十一）……（一）
（九百八十二）……（一）
（九百八十三）……（一）
（九百八十四）……（一）
（九百八十五）……（一）
（九百八十六）……（一）
（九百八十七）……（一）
（九百八十八）……（一）
（九百八十九）……（一）
（九百九十）……（一）
（九百九十一）……（一）
（九百九十二）……（一）
（九百九十三）……（一）
（九百九十四）……（一）
（九百九十五）……（一）
（九百九十六）……（一）
（九百九十七）……（一）
（九百九十八）……（一）
（九百九十九）……（一）
（一千）……（一）

一、緒言　二、本論　（一）　（二）　（三）　（四）　（五）　（六）　（七）　（八）　（九）　（十）　（十一）　（十二）　（十三）　（十四）　（十五）　（十六）　（十七）　（十八）　（十九）　（二十）　（二十一）　（二十二）　（二十三）　（二十四）　（二十五）　（二十六）　（二十七）　（二十八）　（二十九）　（三十）　（三十一）　（三十二）　（三十三）　（三十四）　（三十五）　（三十六）　（三十七）　（三十八）　（三十九）　（四十）　（四十一）　（四十二）　（四十三）　（四十四）　（四十五）　（四十六）　（四十七）　（四十八）　（四十九）　（五十）　（五十一）　（五十二）　（五十三）　（五十四）　（五十五）　（五十六）　（五十七）　（五十八）　（五十九）　（六十）　（六十一）　（六十二）　（六十三）　（六十四）　（六十五）　（六十六）　（六十七）　（六十八）　（六十九）　（七十）　（七十一）　（七十二）　（七十三）　（七十四）　（七十五）　（七十六）　（七十七）　（七十八）　（七十九）　（八十）　（八十一）　（八十二）　（八十三）　（八十四）　（八十五）　（八十六）　（八十七）　（八十八）　（八十九）　（九十）　（九十一）　（九十二）　（九十三）　（九十四）　（九十五）　（九十六）　（九十七）　（九十八）　（九十九）　（一百）　（一百一）　（一百二）　（一百三）　（一百四）　（一百五）　（一百六）　（一百七）　（一百八）　（一百九）　（一百十）　（一百十一）　（一百十二）　（一百十三）　（一百十四）　（一百十五）　（一百十六）　（一百十七）　（一百十八）　（一百十九）　（一百二十）　（一百二十一）　（一百二十二）　（一百二十三）　（一百二十四）　（一百二十五）　（一百二十六）　（一百二十七）　（一百二十八）　（一百二十九）　（一百三十）　（一百三十一）　（一百三十二）　（一百三十三）　（一百三十四）　（一百三十五）　（一百三十六）　（一百三十七）　（一百三十八）　（一百三十九）　（一百四十）　（一百四十一）　（一百四十二）　（一百四十三）　（一百四十四）　（一百四十五）　（一百四十六）　（一百四十七）　（一百四十八）　（一百四十九）　（一百五十）　（一百五十一）　（一百五十二）　（一百五十三）　（一百五十四）　（一百五十五）　（一百五十六）　（一百五十七）　（一百五十八）　（一百五十九）　（一百六十）　（一百六十一）　（一百六十二）　（一百六十三）　（一百六十四）　（一百六十五）　（一百六十六）　（一百六十七）　（一百六十八）　（一百六十九）　（一百七十）　（一百七十一）　（一百七十二）　（一百七十三）　（一百七十四）　（一百七十五）　（一百七十六）　（一百七十七）　（一百七十八）　（一百七十九）　（一百八十）　（一百八十一）　（一百八十二）　（一百八十三）　（一百八十四）　（一百八十五）　（一百八十六）　（一百八十七）　（一百八十八）　（一百八十九）　（一百九十）　（一百九十一）　（一百九十二）　（一百九十三）　（一百九十四）　（一百九十五）　（一百九十六）　（一百九十七）　（一百九十八）　（一百九十九）　（二百）　（二百一）　（二百二）　（二百三）　（二百四）　（二百五）　（二百六）　（二百七）　（二百八）　（二百九）　（二百十）　（二百十一）　（二百十二）　（二百十三）　（二百十四）　（二百十五）　（二百十六）　（二百十七）　（二百十八）　（二百十九）　（二百二十）　（二百二十一）　（二百二十二）　（二百二十三）　（二百二十四）　（二百二十五）　（二百二十六）　（二百二十七）　（二百二十八）　（二百二十九）　（二百三十）　（二百三十一）　（二百三十二）　（二百三十三）　（二百三十四）　（二百三十五）　（二百三十六）　（二百三十七）　（二百三十八）　（二百三十九）　（二百四十）　（二百四十一）　（二百四十二）　（二百四十三）　（二百四十四）　（二百四十五）　（二百四十六）　（二百四十七）　（二百四十八）　（二百四十九）　（二百五十）　（二百五十一）　（二百五十二）　（二百五十三）　（二百五十四）　（二百五十五）　（二百五十六）　（二百五十七）　（二百五十八）　（二百五十九）　（二百六十）　（二百六十一）　（二百六十二）　（二百六十三）　（二百六十四）　（二百六十五）　（二百六十六）　（二百六十七）　（二百六十八）　（二百六十九）　（二百七十）　（二百七十一）　（二百七十二）　（二百七十三）　（二百七十四）　（二百七十五）　（二百七十六）　（二百七十七）　（二百七十八）　（二百七十九）　（二百八十）　（二百八十一）　（二百八十二）　（二百八十三）　（二百八十四）　（二百八十五）　（二百八十六）　（二百八十七）　（二百八十八）　（二百八十九）　（二百九十）　（二百九十一）　（二百九十二）　（二百九十三）　（二百九十四）　（二百九十五）　（二百九十六）　（二百九十七）　（二百九十八）　（二百九十九）　（三百）　（三百一）　（三百二）　（三百三）　（三百四）　（三百五）　（三百六）　（三百七）　（三百八）　（三百九）　（三百十）　（三百十一）　（三百十二）　（三百十三）　（三百十四）　（三百十五）　（三百十六）　（三百十七）　（三百十八）　（三百十九）　（三百二十）　（三百二十一）　（三百二十二）　（三百二十三）　（三百二十四）　（三百二十五）　（三百二十六）　（三百二十七）　（三百二十八）　（三百二十九）　（三百三十）　（三百三十一）　（三百三十二）　（三百三十三）　（三百三十四）　（三百三十五）　（三百三十六）　（三百三十七）　（三百三十八）　（三百三十九）　（三百四十）　（三百四十一）　（三百四十二）　（三百四十三）　（三百四十四）　（三百四十五）　（三百四十六）　（三百四十七）　（三百四十八）　（三百四十九）　（三百五十）　（三百五十一）　（三百五十二）　（三百五十三）　（三百五十四）　（三百五十五）　（三百五十六）　（三百五十七）　（三百五十八）　（三百五十九）　（三百六十）　（三百六十一）　（三百六十二）　（三百六十三）　（三百六十四）　（三百六十五）　（三百六十六）　（三百六十七）　（三百六十八）　（三百六十九）　（三百七十）　（三百七十一）　（三百七十二）　（三百七十三）　（三百七十四）　（三百七十五）　（三百七十六）　（三百七十七）　（三百七十八）　（三百七十九）　（三百八十）　（三百八十一）　（三百八十二）　（三百八十三）　（三百八十四）　（三百八十五）　（三百八十六）　（三百八十七）　（三百八十八）　（三百八十九）　（三百九十）　（三百九十一）　（三百九十二）　（三百九十三）　（三百九十四）　（三百九十五）　（三百九十六）　（三百九十七）　（三百九十八）　（三百九十九）　（四百）　（四百一）　（四百二）　（四百三）　（四百四）　（四百五）　（四百六）　（四百七）　（四百八）　（四百九）　（四百十）　（四百十一）　（四百十二）　（四百十三）　（四百十四）　（四百十五）　（四百十六）　（四百十七）　（四百十八）　（四百十九）　（四百二十）　（四百二十一）　（四百二十二）　（四百二十三）　（四百二十四）　（四百二十五）　（四百二十六）　（四百二十七）　（四百二十八）　（四百二十九）　（四百三十）　（四百三十一）　（四百三十二）　（四百三十三）　（四百三十四）　（四百三十五）　（四百三十六）　（四百三十七）　（四百三十八）　（四百三十九）　（四百四十）　（四百四十一）　（四百四十二）　（四百四十三）　（四百四十四）　（四百四十五）　（四百四十六）　（四百四十七）　（四百四十八）　（四百四十九）　（四百五十）　（四百五十一）　（四百五十二）　（四百五十三）　（四百五十四）　（四百五十五）　（四百五十六）　（四百五十七）　（四百五十八）　（四百五十九）　（四百六十）　（四百六十一）　（四百六十二）　（四百六十三）　（四百六十四）　（四百六十五）　（四百六十六）　（四百六十七）　（四百六十八）　（四百六十九）　（四百七十）　（四百七十一）　（四百七十二）　（四百七十三）　（四百七十四）　（四百七十五）　（四百七十六）　（四百七十七）　（四百七十八）　（四百七十九）　（四百八十）　（四百八十一）　（四百八十二）　（四百八十三）　（四百八十四）　（四百八十五）　（四百八十六）　（四百八十七）　（四百八十八）　（四百八十九）　（四百九十）　（四百九十一）　（四百九十二）　（四百九十三）　（四百九十四）　（四百九十五）　（四百九十六）　（四百九十七）　（四百九十八）　（四百九十九）　（五百）　（五百一）　（五百二）　（五百三）　（五百四）　（五百五）　（五百六）　（五百七）　（五百八）　（五百九）　（五百十）　（五百十一）　（五百十二）　（五百十三）　（五百十四）　（五百十五）　（五百十六）　（五百十七）　（五百十八）　（五百十九）　（五百二十）　（五百二十一）　（五百二十二）　（五百二十三）　（五百二十四）　（五百二十五）　（五百二十六）　（五百二十七）　（五百二十八）　（五百二十九）　（五百三十）　（五百三十一）　（五百三十二）　（五百三十三）　（五百三十四）　（五百三十五）　（五百三十六）　（五百三十七）　（五百三十八）　（五百三十九）　（五百四十）　（五百四十一）　（五百四十二）　（五百四十三）　（五百四十四）　（五百四十五）　（五百四十六）　（五百四十七）　（五百四十八）　（五百四十九）　（五百五十）　（五百五十一）　（五百五十二）　（五百五十三）　（五百五十四）　（五百五十五）　（五百五十六）　（五百五十七）　（五百五十八）　（五百五十九）　（五百六十）　（五百六十一）　（五百六十二）　（五百六十三）　（五百六十四）　（五百六十五）　（五百六十六）　（五百六十七）　（五百六十八）　（五百六十九）　（五百七十）　（五百七十一）　（五百七十二）　（五百七十三）　（五百七十四）　（五百七十五）　（五百七十六）　（五百七十七）　（五百七十八）　（五百七十九）　（五百八十）　（五百八十一）　（五百八十二）　（五百八十三）　（五百八十四）　（五百八十五）　（五百八十六）　（五百八十七）　（五百八十八）　（五百八十九）　（五百九十）　（五百九十一）　（五百九十二）　（五百九十三）　（五百九十四）　（五百九十五）　（五百九十六）　（五百九十七）　（五百九十八）　（五百九十九）　（六百）　（六百一）　（六百二）　（六百三）　（六百四）　（六百五）　（六百六）　（六百七）　（六百八）　（六百九）　（六百十）　（六百十一）　（六百十二）　（六百十三）　（六百十四）　（六百十五）　（六百十六）　（六百十七）　（六百十八）　（六百十九）　（六百二十）　（六百二十一）　（六百二十二）　（六百二十三）　（六百二十四）　（

本刊第二卷第一期目錄

令法施行期日省令

○内閣府令第十七号

令法施行期日省令

令法施行期日は、令和二十三年一月一日とする。

令法施行に伴う関係法律の整備

第一章　令法の一部改正

（令法の一部改正）

第一条　令法の一部を次のように改正する。

第二章　令法の一部改正

（令法の一部改正）

第二条　令法の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（令法の一部改正）

第三条　令法の一部を次のように改正する。

（令法の一部改正）

第四条　令法の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（令法の一部改正）

第四条　令法の一部を次のように改正する。

（令法の一部改正）

第五

本章ニ於テハ各論ノ第四トシテ、社會ニ關スル罪ヲ說明スル。

第一節　總說

社會ニ關スル罪ハ、社會ノ安寧秩序ヲ害スル罪ヲ總稱スル。

社會ニ關スル罪ハ、公共ノ危險ヲ生ズル罪、僞造ニ關スル罪、風俗ニ關スル罪ニ分ツ。

公共ノ危險ヲ生ズル罪ハ、放火及ビ失火ニ關スル罪、激發物ニ關スル罪、水利ニ關スル罪、交通ニ關スル罪ニ分ツ。

僞造ニ關スル罪ハ、通貨ニ關スル罪、文書ニ關スル罪、印章ニ關スル罪ニ分ツ。

風俗ニ關スル罪ハ、公然猥褻ニ關スル罪、賭博ニ關スル罪ニ分ツ。

第二節　放火及ビ失火ニ關スル罪

放火及ビ失火ニ關スル罪ハ、放火罪、失火罪、消防妨害罪ニ分ツ。

放火罪

放火罪ハ、現住建造物放火罪、非現住建造物放火罪、建造物以外放火罪ニ分ツ。

現住建造物放火罪ハ、放火シテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物ヲ燒燬スル罪ニシテ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス。

非現住建造物放火罪ハ、放火シテ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物ヲ燒燬スル罪ニシテ、二年以上ノ有期懲役ニ處ス。

建造物以外放火罪ハ、放火シテ建造物以外ノ物ヲ燒燬スル罪ニシテ、一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス。

失火罪

失火罪ハ、過失ニ因リテ火ヲ失シ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物ヲ燒燬スル罪ニシテ、五十圓以上ノ罰金ニ處ス。

消防妨害罪

消防妨害罪ハ、消防ノ用ニ供スル物ヲ隱匿シ又ハ毀棄シテ消防ヲ妨害スル罪ニシテ、一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第三節　激發物ニ關スル罪

激發物ニ關スル罪ハ、激發物破裂罪、激發物破裂未遂罪ニ分ツ。

激發物破裂罪

激發物破裂罪ハ、激發物ヲ破裂セシメテ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物ヲ燒燬スル罪ニシテ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス。

激發物破裂未遂罪

激發物破裂未遂罪ハ、激發物破裂罪ノ未遂ニシテ、二年以上ノ有期懲役ニ處ス。

第四節　水利ニ關スル罪

水利ニ關スル罪ハ、水利妨害罪、水利妨害未遂罪ニ分ツ。

水利妨害罪

水利妨害罪ハ、水ノ流通ヲ妨害シテ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物ヲ浸害スル罪ニシテ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス。

水利妨害未遂罪

水利妨害未遂罪ハ、水利妨害罪ノ未遂ニシテ、二年以上ノ有期懲役ニ處ス。

第五節　交通ニ關スル罪

交通ニ關スル罪ハ、交通妨害罪、交通妨害未遂罪ニ分ツ。

交通妨害罪

交通妨害罪ハ、交通ヲ妨害シテ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物ヲ浸害スル罪ニシテ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ處ス。

交通妨害未遂罪

交通妨害未遂罪ハ、交通妨害罪ノ未遂ニシテ、二年以上ノ有期懲役ニ處ス。

法律第四十四號

政治資金規正法

第一章　總則

（目的）

第一條　この法律は、政治資金の授受の公開、政治資金の寄附の制限その他政治資金の規正を行うことにより、政治資金の適正な運用を確保し、もつて政治活動の公明と公正とを期することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「政治活動」とは、政治上の主義若しくは施策を支持し、又は反対する行為をいう。

２　この法律において「政治資金」とは、政治活動のために用いられる金銭又は有価物をいう。

３　この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

一　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又は反対することを本来の目的とする団体

二　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又は反対することを本来の目的とする団体

三　特定の政党のために、政治資金を receive し、又は政治資金の寄附をすることを本来の目的とする団体

四　前三号に掲げる団体を支部その他の組織として有する団体

４　この法律において「公職の候補者」とは、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、候補者として届け出られた者をいう。

５　この法律において「公職の候補者になろうとする者」とは、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、候補者として届け出られようとする者をいう。

（基本原則）

第三條　政治資金は、国民の不断の監視と批判の下に、その適正な運用が確保されなければならない。

２　政治資金は、政治活動の公明と公正とを期するために、その収支の状況が明らかにされなければならない。

３　政治資金は、政治活動の自由と公正とを期するために、その寄附の制限その他の規正が行われなければならない。

（政治資金の授受の公開）

第四條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第五條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第六條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第七條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第八條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第九條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第十條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

（政治資金の寄附の制限）

第十一條　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

２　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

３　政治資金は、すべて、会計帳簿に記載されなければならない。

衆議院議事速記録第一号

昭和二十年十二月十八日（火曜日）

午後一時二十分開会

議事

一、開会

一、議長及副議長選挙

一、議長及副議長ノ辞職ニ関スル件

一、議長及副議長ノ辞職ニ関スル件

一、議長及副議長ノ辞職ニ関スル件

一　次に掲げる事項について、それぞれ次に定めるところにより、申請書を提出すること。

（一）　（略）

（二）　（略）

（三）　（略）

（四）　（略）

（五）　（略）

（六）　（略）

（七）　（略）

（八）　（略）

（九）　（略）

（十）　（略）

（十一）　（略）

（十二）　（略）

（十三）　（略）

（十四）　（略）

（十五）　（略）

（十六）　（略）

（十七）　（略）

（十八）　（略）

（十九）　（略）

（二十）　（略）

（二十一）　（略）

（二十二）　（略）

（二十三）　（略）

（二十四）　（略）

（二十五）　（略）

（二十六）　（略）

（二十七）　（略）

（二十八）　（略）

（二十九）　（略）

（三十）　（略）

（三十一）　（略）

（三十二）　（略）

（三十三）　（略）

（三十四）　（略）

（三十五）　（略）

（三十六）　（略）

（三十七）　（略）

（三十八）　（略）

（三十九）　（略）

（四十）　（略）

（四十一）　（略）

（四十二）　（略）

（四十三）　（略）

（四十四）　（略）

（四十五）　（略）

（四十六）　（略）

（四十七）　（略）

（四十八）　（略）

（四十九）　（略）

（五十）　（略）

（五十一）　（略）

（五十二）　（略）

（五十三）　（略）

（五十四）　（略）

（五十五）　（略）

（五十六）　（略）

（五十七）　（略）

（五十八）　（略）

（五十九）　（略）

（六十）　（略）

（六十一）　（略）

（六十二）　（略）

（六十三）　（略）

（六十四）　（略）

（六十五）　（略）

（六十六）　（略）

（六十七）　（略）

（六十八）　（略）

（六十九）　（略）

（七十）　（略）

（七十一）　（略）

（七十二）　（略）

（七十三）　（略）

（七十四）　（略）

（七十五）　（略）

（七十六）　（略）

（七十七）　（略）

（七十八）　（略）

（七十九）　（略）

（八十）　（略）

（八十一）　（略）

（八十二）　（略）

（八十三）　（略）

（八十四）　（略）

（八十五）　（略）

（八十六）　（略）

（八十七）　（略）

（八十八）　（略）

（八十九）　（略）

（九十）　（略）

（九十一）　（略）

（九十二）　（略）

（九十三）　（略）

（九十四）　（略）

（九十五）　（略）

（九十六）　（略）

（九十七）　（略）

（九十八）　（略）

（九十九）　（略）

（百）　（略）

（百一）　（略）

（百二）　（略）

（百三）　（略）

（百四）　（略）

（百五）　（略）

（百六）　（略）

（百七）　（略）

（百八）　（略）

（百九）　（略）

（百十）　（略）

（百十一）　（略）

（百十二）　（略）

（百十三）　（略）

（百十四）　（略）

（百十五）　（略）

（百十六）　（略）

（百十七）　（略）

（百十八）　（略）

（百十九）　（略）

（百二十）　（略）

（百二十一）　（略）

（百二十二）　（略）

（百二十三）　（略）

（百二十四）　（略）

（百二十五）　（略）

（百二十六）　（略）

（百二十七）　（略）

（百二十八）　（略）

（百二十九）　（略）

（百三十）　（略）

（百三十一）　（略）

（百三十二）　（略）

（百三十三）　（略）

（百三十四）　（略）

（百三十五）　（略）

（百三十六）　（略）

（百三十七）　（略）

（百三十八）　（略）

（百三十九）　（略）

（百四十）　（略）

（百四十一）　（略）

（百四十二）　（略）

（百四十三）　（略）

（百四十四）　（略）

（百四十五）　（略）

（百四十六）　（略）

（百四十七）　（略）

（百四十八）　（略）

（百四十九）　（略）

（百五十）　（略）

（百五十一）　（略）

（百五十二）　（略）

（百五十三）　（略）

（百五十四）　（略）

（百五十五）　（略）

（百五十六）　（略）

（百五十七）　（略）

（百五十八）　（略）

（百五十九）　（略）

（百六十）　（略）

（百六十一）　（略）

（百六十二）　（略）

（百六十三）　（略）

（百六十四）　（略）

（百六十五）　（略）

（百六十六）　（略）

（百六十七）　（略）

（百六十八）　（略）

（百六十九）　（略）

（百七十）　（略）

（百七十一）　（略）

（百七十二）　（略）

（百七十三）　（略）

（百七十四）　（略）

（百七十五）　（略）

（百七十六）　（略）

（百七十七）　（略）

（百七十八）　（略）

（百七十九）　（略）

（百八十）　（略）

（百八十一）　（略）

（百八十二）　（略）

（百八十三）　（略）

（百八十四）　（略）

（百八十五）　（略）

（百八十六）　（略）

（百八十七）　（略）

（百八十八）　（略）

（百八十九）　（略）

（百九十）　（略）

（百九十一）　（略）

（百九十二）　（略）

（百九十三）　（略）

（百九十四）　（略）

（百九十五）　（略）

（百九十六）　（略）

（百九十七）　（略）

（百九十八）　（略）

（百九十九）　（略）

（二百）　（略）

（二百一）　（略）

（二百二）　（略）

（二百三）　（略）

（二百四）　（略）

（二百五）　（略）

（二百六）　（略）

（二百七）　（略）

（二百八）　（略）

（二百九）　（略）

（二百十）　（略）

（二百十一）　（略）

（二百十二）　（略）

（二百十三）　（略）

（二百十四）　（略）

（二百十五）　（略）

（二百十六）　（略）

（二百十七）　（略）

（二百十八）　（略）

（二百十九）　（略）

（二百二十）　（略）

（二百二十一）　（略）

（二百二十二）　（略）

（二百二十三）　（略）

（二百二十四）　（略）

（二百二十五）　（略）

（二百二十六）　（略）

（二百二十七）　（略）

（二百二十八）　（略）

（二百二十九）　（略）

（二百三十）　（略）

（二百三十一）　（略）

（二百三十二）　（略）

（二百三十三）　（略）

（二百三十四）　（略）

（二百三十五）　（略）

（二百三十六）　（略）

（二百三十七）　（略）

（二百三十八）　（略）

（二百三十九）　（略）

（二百四十）　（略）

（二百四十一）　（略）

（二百四十二）　（略）

（二百四十三）　（略）

（二百四十四）　（略）

（二百四十五）　（略）

（二百四十六）　（略）

（二百四十七）　（略）

（二百四十八）　（略）

（二百四十九）　（略）

（二百五十）　（略）

（二百五十一）　（略）

（二百五十二）　（略）

（二百五十三）　（略）

（二百五十四）　（略）

（二百五十五）　（略）

（二百五十六）　（略）

（二百五十七）　（略）

（二百五十八）　（略）

（二百五十九）　（略）

（二百六十）　（略）

（二百六十一）　（略）

（二百六十二）　（略）

（二百六十三）　（略）

（二百六十四）　（略）

（二百六十五）　（略）

（二百六十六）　（略）

（二百六十七）　（略）

（二百六十八）　（略）

（二百六十九）　（略）

（二百七十）　（略）

（二百七十一）　（略）

（二百七十二）　（略）

（二百七十三）　（略）

（二百七十四）　（略）

（二百七十五）　（略）

（二百七十六）　（略）

（二百七十七）　（略）

（二百七十八）　（略）

（二百七十九）　（略）

（二百八十）　（略）

（二百八十一）　（略）

（二百八十二）　（略）

（二百八十三）　（略）

（二百八十四）　（略）

（二百八十五）　（略）

（二百八十六）　（略）

（二百八十七）　（略）

（二百八十八）　（略）

（二百八十九）　（略）

（二百九十）　（略）

（二百九十一）　（略）

（二百九十二）　（略）

（二百九十三）　（略）

（二百九十四）　（略）

（二百九十五）　（略）

（二百九十六）　（略）

（二百九十七）　（略）

（二百九十八）　（略）

（二百九十九）　（略）

（三百）　（略）

（三百一）　（略）

（三百二）　（略）

（三百三）　（略）

（三百四）　（略）

（三百五）　（略）

（三百六）　（略）

（三百七）　（略）

（三百八）　（略）

（三百九）　（略）

（三百十）　（略）

（三百十一）　（略）

（三百十二）　（略）

（三百十三）　（略）

（三百十四）　（略）

（三百十五）　（略）

（三百十六）　（略）

（三百十七）　（略）

（三百十八）　（略）

（三百十九）　（略）

（三百二十）　（略）

（三百二十一）　（略）

（三百二十二）　（略）

（三百二十三）　（略）

（三百二十四）　（略）

（三百二十五）　（略）

（三百二十六）　（略）

（三百二十七）　（略）

（三百二十八）　（略）

（三百二十九）　（略）

（三百三十）　（略）

（三百三十一）　（略）

（三百三十二）　（略）

（三百三十三）　（略）

（三百三十四）　（略）

（三百三十五）　（略）

（三百三十六）　（略）

（三百三十七）　（略）

（三百三十八）　（略）

（三百三十九）　（略）

（三百四十）　（略）

（三百四十一）　（略）

（三百四十二）　（略）

（三百四十三）　（略）

（三百四十四）　（略）

（三百四十五）　（略）

（三百四十六）　（略）

（三百四十七）　（略）

（三百四十八）　（略）

（三百四十九）　（略）

（三百五十）　（略）

（三百五十一）　（略）

（三百五十二）　（略）

（三百五十三）　（略）

（三百五十四）　（略）

（三百五十五）　（略）

（三百五十六）　（略）

（三百五十七）　（略）

（三百五十八）　（略）

（三百五十九）　（略）

（三百六十）　（略）

（三百六十一）　（略）

（三百六十二）　（略）

（三百六十三）　（略）

（三百六十四）　（略）

（三百六十五）　（略）

（三百六十六）　（略）

（三百六十七）　（略）

（三百六十八）　（略）

（三百六十九）　（略）

（三百七十）　（略）

（三百七十一）　（略）

（三百七十二）　（略）

（三百七十三）　（略）

（三百七十四）　（略）

（三百七十五）　（略）

（三百七十六）　（略）

（三百七十七）　（略）

（三百七十八）　（略）

（三百七十九）　（略）

（三百八十）　（略）

（三百八十一）　（略）

（三百八十二）　（略）

（三百八十三）　（略）

（三百八十四）　（略）

（三百八十五）　（略）

（三百八十六）　（略）

（三百八十七）　（略）

（三百八十八）　（略）

（三百八十九）　（略）

（三百九十）　（略）

（三百九十一）　（略）

（三百九十二）　（略）

（三百九十三）　（略）

（三百九十四）　（略）

（三百九十五）　（略）

（三百九十六）　（略）

（三百九十七）　（略）

（三百九十八）　（略）

（三百九十九）　（略）

（四百）　（略）

（四百一）　（略）

（四百二）　（略）

（四百三）　（略）

（四百四）　（略）

（四百五）　（略）

（四百六）　（略）

（四百七）　（略）

（四百八）　（略）

（四百九）　（略）

（四百十）　（略）

（四百十一）　（略）

（四百十二）　（略）

（四百十三）　（略）

（四百十四）　（略）

（四百十五）　（略）

（四百十六）　（略）

（四百十七）　（略）

（四百十八）　（略）

（四百十九）　（略）

（四百二十）　（略）

（四百二十一）　（略）

（四百二十二）　（略）

（四百二十三）　（略）

（四百二十四）　（略）

（四百二十五）　（略）

（四百二十六）　（略）

（四百二十七）　（略）

（四百二十八）　（略）

（四百二十九）　（略）

（四百三十）　（略）

（四百三十一）　（略）

（四百三十二）　（略）

（四百三十三）　（略）

（四百三十四）　（略）

（四百三十五）　（略）

（四百三十六）　（略）

（四百三十七）　（略）

（四百三十八）　（略）

（四百三十九）　（略）

（四百四十）　（略）

（四百四十一）　（略）

（四百四十二）　（略）

（四百四十三）　（略）

（四百四十四）　（略）

（四百四十五）　（略）

（四百四十六）　（略）

（四百四十七）　（略）

（四百四十八）　（略）

（四百四十九）　（略）

（四百五十）　（略）

（四百五十一）　（略）

（四百五十二）　（略）

（四百五十三）　（略）

（四百五十四）　（略）

（四百五十五）　（略）

（四百五十六）　（略）

（四百五十七）　（略）

（四百五十八）　（略）

（四百五十九）　（略）

（四百六十）　（略）

（四百六十一）　（略）

（四百六十二）　（略）

（四百六十三）　（略）

（四百六十四）　（略）

（四百六十五）　（略）

（四百六十六）　（略）

（四百六十七）　（略）

（四百六十八）　（略）

（四百六十九）　（略）

（四百七十）　（略）

（四百七十一）　（略）

（四百七十二）　（略）

（四百七十三）　（略）

（四百七十四）　（略）

（四百七十五）　（略）

（四百七十六）　（略）

（四百七十七）　（略）

（四百七十八）　（略）

（四百七十九）　（略）

（四百八十）　（略）

（四百八十一）　（略）

（四百八十二）　（略）

（四百八十三）　（略）

（四百八十四）　（略）

（四百八十五）　（略）

（四百八十六）　（略）

（四百八十七）　（略）

（四百八十八）　（略）

（四百八十九）　（略）

（四百九十）　（略）

（四百九十一）　（略）

（四百九十二）　（略）

（四百九十三）　（略）

（四百九十四）　（略）

（四百九十五）　（略）

（四百九十六）　（略）

（四百九十七）　（略）

（四百九十八）　（略）

（四百九十九）　（略）

（五百）　（略）

（五百一）　（略）

（五百二）　（略）

（五百三）　（略）

（五百四）　（略）

（五百五）　（略）

（五百六）　（略）

（五百七）　（略）

（五百八）　（略）

（五百九）　（略）

（五百十）　（略）

（五百十一）　（略）

（五百十二）　（略）

（五百十三）　（略）

（五百十四）　（略）

（五百十五）　（略）

（五百十六）　（略）

（五百十七）　（略）

（五百十八）　（略）

（五百十九）　（略）

（五百二十）　（略）

（五百二十一）　（略）

（五百二十二）　（略）

（五百二十三）　（略）

（五百二十四）　（略）

（五百二十五）　（略）

（五百二十六）　（略）

（五百二十七）　（略）

（五百二十八）　（略）

（五百二十九）　（略）

（五百三十）　（略）

（五百三十一）　（略）

（五百三十二）　（略）

（五百三十三）　（略）

（五百三十四）　（略）

（五百三十五）　（略）

（五百三十六）　（略）

（五百三十七）　（略）

（五百三十八）　（略）

（五百三十九）　（略）

（五百四十）　（略）

（五百四十一）　（略）

（五百四十二）　（略）

（五百四十三）　（略）

（五百四十四）　（略）

（五百四十五）　（略）

（五百四十六）　（略）

（五百四十七）　（略）

（五百四十八）　（略）

（五百四十九）　（略）

（五百五十）　（略）

（五百五十一）　（略）

（五百五十二）　（略）

（五百五十三）　（略）

（五百五十四）　（略）

（五百五十五）　（略）

（五百五十六）　（略）

（五百五十七）　（略）

（五百五十八）　（略）

（五百五十九）　（略）

（五百六十）　（略）

（五百六十一）　（略）

（五百六十二）　（略）

（五百六十三）　（略）

（五百六十四）　（略）

（五百六十五）　（略）

（五百六十六）　（略）

（五百六十七）　（略）

（五百六十八）　（略）

（五百六十九）　（略）

（五百七十）　（略）

（五百七十一）　（略）

（五百七十二）　（略）

（五百七十三）　（略）

（五百七十四）　（略）

（五百七十五）　（略）

（五百七十六）　（略）

（五百七十七）　（略）

（五百七十八）　（略）

（五百七十九）　（略）

（五百八十）　（略）

（五百八十一）　（略）

（五百八十二）　（略）

（五百八十三）　（略）

（五百八十四）　（略）

（五百八十五）　（略）

（五百八十六）　（略）

（五百八十七）　（略）

（五百八十八）　（略）

（五百八十九）　（略）

（五百九十）　（略）

（五百九十一）　（略）

（五百九十二）　（略）

（五百九十三）　（略）

（五百九十四）　（略）

（五百九十五）　（略）

（五百九十六）　（略）

（五百九十七）　（略）

（五百九十八）　（略）

（五百九十九）　（略）

（六百）　（略）

（六百一）　（略）

（六百二）　（略）

（六百三）　（略）

（六百四）　（略）

（六百五）　（略）

（六百六）　（略）

（六百七）　（略）

（六百八）　（略）

（六百九）　（略）

（六百十）　（略）

（六百十一）　（略）

（六百十二）　（略）

（六百十三）　（略）

（六百十四）　（略）

（六百十五）　（略）

（六百十六）　（略）

（六百十七）　（略）

（六百十八）　（略）

（六百十九）　（略）

（六百二十）　（略）

（六百二十一）　（略）

（六百二十二）　（略）

（六百二十三）　（略）

（六百二十四）　（略）

（六百二十五）　（略）

（六百二十六）　（略）

（六百二十七）　（略）

（六百二十八）　（略）

（六百二十九）　（略）

（六百三十）　（略）

（六百三十一）　（略）

（六百三十二）　（略）

（六百三十三）　（略）

（六百三十四）　（略）

（六百三十五）　（略）

（六百三十六）　（略）

（六百三十七）　（略）

（六百三十八）　（略）

（六百三十九）　（略）

（六百四十）　（略）

（六百四十一）　（略）

（六百四十二）　（略）

（六百四十三）　（略）

（六百四十四）　（略）

（六百四十五）　（略）

（六百四十六）　（略）

（六百四十七）　（略）

（六百四十八）　（略）

（六百四十九）　（略）

（六百五十）　（略）

（六百五十一）　（略）

（六百五十二）　（略）

（六百五十三）　（略）

（六百五十四）　（略）

（六百五十五）　（略）

（六百五十六）　（略）

（六百五十七）　（略）

（六百五十八）　（略）

（六百五十九）　（略）

（六百六十）　（略）

（六百六十一）　（略）

（六百六十二）　（略）

（六百六十三）　（略）

（六百六十四）　（略）

（六百六十五）　（略）

（六百六十六）　（略）

（六百六十七）　（略）

（六百六十八）　（略）

（六百六十九）　（略）

（六百七十）　（略）

（六百七十一）　（略）

（六百七十二）　（略）

（六百七十三）　（略）

（六百七十四）　（略）

（六百七十五）　（略）

（六百七十六）　（略）

（六百七十七）　（略）

（六百七十八）　（略）

（六百七十九）　（略）

（六百八十）　（略）

（六百八十一）　（略）

（六百八十二）　（略）

（六百八十三）　（略）

（六百八十四）　（略）

（六百八十五）　（略）

（六百八十六）　（略）

（六百八十七）　（略）

（六百八十八）　（略）

（六百八十九）　（略）

（六百九十）　（略）

（六百九十一）　（略）

（六百九十二）　（略）

（六百九十三）　（略）

（六百九十四）　（略）

（六百九十五）　（略）

（六百九十六）　（略）

（六百九十七）　（略）

（六百九十八）　（略）

（六百九十九）　（略）

（七百）　（略）

（七百一）　（略）

（七百二）　（略）

（七百三）　（略）

（七百四）　（略）

（七百五）　（略）

（七百六）　（略）

（七百七）　（略）

（七百八）　（略）

（七百九）　（略）

（七百十）　（略）

（七百十一）　（略）

（七百十二）　（略）

（七百十三）　（略）

（七百十四）　（略）

（七百十五）　（略）

（七百十六）　（略）

（七百十七）　（略）

（七百十八）　（略）

（七百十九）　（略）

（七百二十）　（略）

（七百二十一）　（略）

（七百二十二）　（略）

（七百二十三）　（略）

（七百二十四）　（略）

（七百二十五）　（略）

（七百二十六）　（略）

（七百二十七）　（略）

（七百二十八）　（略）

（七百二十九）　（略）

（七百三十）　（略）

（七百三十一）　（略）

（七百三十二）　（略）

（七百三十三）　（略）

（七百三十四）　（略）

（七百三十五）　（略）

（七百三十六）　（略）

（七百三十七）　（略）

（七百三十八）　（略）

（七百三十九）　（略）

（七百四十）　（略）

（七百四十一）　（略）

（七百四十二）　（略）

（七百四十三）　（略）

（七百四十四）　（略）

（七百四十五）　（略）

（七百四十六）　（略）

（七百四十七）　（略）

（七百四十八）　（略）

（七百四十九）　（略）

（七百五十）　（略）

（七百五十一）　（略）

（七百五十二）　（略）

（七百五十三）　（略）

（七百五十四）　（略）

（七百五十五）　（略）

（七百五十六）　（略）

（七百五十七）　（略）

（七百五十八）　（略）

（七百五十九）　（略）

（七百六十）　（略）

（七百六十一）　（略）

（七百六十二）　（略）

（七百六十三）　（略）

（七百六十四）　（略）

（七百六十五）　（略）

（七百六十六）　（略）

（七百六十七）　（略）

（七百六十八）　（略）

（七百六十九）　（略）

（七百七十）　（略）

（七百七十一）　（略）

（七百七十二）　（略）

（七百七十三）　（略）

（七百七十四）　（略）

（七百七十五）　（略）

（七百七十六）　（略）

（七百七十七）　（略）

（七百七十八）　（略）

（七百七十九）　（略）

（七百八十）　（略）

（七百八十一）　（略）

（七百八十二）　（略）

（七百八十三）　（略）

（七百八十四）　（略）

（七百八十五）　（略）

（七百八十六）　（略）

（七百八十七）　（略）

（七百八十八）　（略）

（七百八十九）　（略）

（七百九十）　（略）

（七百九十一）　（略）

（七百九十二）　（略）

（七百九十三）　（略）

（七百九十四）　（略）

（七百九十五）　（略）

（七百九十六）　（略）

（七百九十七）　（略）

（七百九十八）　（略）

（七百九十九）　（略）

（八百）　（略）

（八百一）　（略）

（八百二）　（略）

（八百三）　（略）

（八百四）　（略）

（八百五）　（略）

（八百六）　（略）

（八百七）　（略）

（八百八）　（略）

（八百九）　（略）

（八百十）　（略）

（八百十一）　（略）

（八百十二）　（略）

（八百十三）　（略）

（八百十四）　（略）

（八百十五）　（略）

（八百十六）　（略）

（八百十七）　（略）

（八百十八）　（略）

（八百十九）　（略）

（八百二十）　（略）

（八百二十一）　（略）

（八百二十二）　（略）

（八百二十三）　（略）

（八百二十四）　（略）

（八百二十五）　（略）

（八百二十六）　（略）

（八百二十七）　（略）

（八百二十八）　（略）

（八百二十九）　（略）

（八百三十）　（略）

（八百三十一）　（略）

（八百三十二）　（略）

（八百三十三）　（略）

（八百三十四）　（略）

（八百三十五）　（略）

（八百三十六）　（略）

（八百三十七）　（略）

（八百三十八）　（略）

（八百三十九）　（略）

（八百四十）　（略）

（八百四十一）　（略）

（八百四十二）　（略）

（八百四十三）　（略）

（八百四十四）　（略）

（八百四十五）　（略）

（八百四十六）　（略）

（八百四十七）　（略）

（八百四十八）　（略）

（八百四十九）　（略）

（八百五十）　（略）

（八百五十一）　（略）

（八百五十二）　（略）

（八百五十三）　（略）

（八百五十四）　（略）

（八百五十五）　（略）

（八百五十六）　（略）

（八百五十七）　（略）

（八百五十八）　（略）

（八百五十九）　（略）

（八百六十）　（略）

（八百六十一）　（略）

（八百六十二）　（略）

（八百六十三）　（略）

（八百六十四）　（略）

（八百六十五）　（略）

（八百六十六）　（略）

（八百六十七）　（略）

（八百六十八）　（略）

（八百六十九）　（略）

（八百七十）　（略）

（八百七十一）　（略）

（八百七十二）　（略）

（八百七十三）　（略）

（八百七十四）　（略）

（八百七十五）　（略）

（八百七十六）　（略）

（八百七十七）　（略）

（八百七十八）　（略）

（八百七十九）　（略）

（八百八十）　（略）

（八百八十一）　（略）

（八百八十二）　（略）

（八百八十三）　（略）

（八百八十四）　（略）

（八百八十五）　（略）

（八百八十六）　（略）

（八百八十七）　（略）

（八百八十八）　（略）

（八百八十九）　（略）

（八百九十）　（略）

（八百九十一）　（略）

（八百九十二）　（略）

（八百九十三）　（略）

（八百九十四）　（略）

（八百九十五）　（略）

（八百九十六）　（略）

（八百九十七）　（略）

（八百九十八）　（略）

（八百九十九）　（略）

（九百）　（略）

（九百一）　（略）

（九百二）　（略）

（九百三）　（略）

（九百四）　（略）

（九百五）　（略）

（九百六）　（略）

（九百七）　（略）

（九百八）　（略）

（九百九）　（略）

（九百十）　（略）

（九百十一）　（略）

（九百十二）　（略）

（九百十三）　（略）

（九百十四）　（略）

（九百十五）　（略）

（九百十六）　（略）

（九百十七）　（略）

（九百十八）　（略）

（九百十九）　（略）

（九百二十）　（略）

（九百二十一）　（略）

（九百二十二）　（略）

（九百二十三）　（略）

（九百二十四）　（略）

（九百二十五）　（略）

（九百二十六）　（略）

（九百二十七）　（略）

（九百二十八）　（略）

（九百二十九）　（略）

（九百三十）　（略）

（九百三十一）　（略）

（九百三十二）　（略）

（九百三十三）　（略）

（九百三十四）　（略）

（九百三十五）　（略）

（九百三十六）　（略）

（九百三十七）　（略）

（九百三十八）　（略）

（九百三十九）　（略）

（九百四十）　（略）

（九百四十一）　（略）

（九百四十二）　（略）

（九百四十三）　（略）

（九百四十四）　（略）

（九百四十五）　（略）

（九百四十六）　（略）

（九百四十七）　（略）

（九百四十八）　（略）

（九百四十九）　（略）

（九百五十）　（略）

（九百五十一）　（略）

（九百五十二）　（略）

（九百五十三）　（略）

（九百五十四）　（略）

（九百五十五）　（略）

（九百五十六）　（略）

（九百五十七）　（略）

（九百五十八）　（略）

（九百五十九）　（略）

（九百六十）　（略）

（九百六十一）　（略）

（九百六十二）　（略）

（九百六十三）　（略）

（九百六十四）　（略）

（九百六十五）　（略）

（九百六十六）　（略）

（九百六十七）　（略）

（九百六十八）　（略）

（九百六十九）　（略）

（九百七十）　（略）

（九百七十一）　（略）

（九百七十二）　（略）

（九百七十三）　（略）

（九百七十四）　（略）

（九百七十五）　（略）

（九百七十六）　（略）

（九百七十七）　（略）

（九百七十八）　（略）

（九百七十九）　（略）

（九百八十）　（略）

（九百八十一）　（略）

（九百八十二）　（略）

（九百八十三）　（略）

（九百八十四）　（略）

（九百八十五）　（略）

（九百八十六）　（略）

（九百八十七）　（略）

（九百八十八）　（略）

（九百八十九）　（略）

（九百九十）　（略）

（九百九十一）　（略）

（九百九十二）　（略）

（九百九十三）　（略）

（九百九十四）　（略）

（九百九十五）　（略）

（九百九十六）　（略）

（九百九十七）　（略）

（九百九十八）　（略）

（九百九十九）　（略）

（千）　（略）

（千一）　（略）

（千二）　（略）

（千三）　（略）

（千四）　（略）

（千五）　（略）

（千六）　（略）

（千七）　（略）

（千八）　（略）

（千九）　（略）

（千十）　（略）

（千十一）　（略）

（千十二）　（略）

（千十三）　（略）

（千十四）　（略）

（千十五）　（略）

（千十六）　（略）

（千十七）　（略）

（千十八）　（略）

（千十九）　（略）

（千二十）　（略）

（千二十一）　（略）

（千二十二）　（略）

（千二十三）　（略）

（千二十四）　（略）

（千二十五）　（略）

（千二十六）　（略）

（千二十七）　（略）

（千二十八）　（略）

（千二十九）　（略）

（千三十）　（略）

（千三十一）　（略）

（千三十二）　（略）

（千三十三）　（略）

（千三十四）　（略）

（千三十五）　（略）

（千三十六）　（略）

（千三十七）　（略）

（千三十八）　（略）

（千三十九）　（略）

（千四十）　（略）

（千四十一）　（略）

（千四十二）　（略）

（千四十三）　（略）

（千四十四）　（略）

（千四十五）　（略）

（千四十六）　（略）

（千四十七）　（略）

（千四十八）　（略）

（千四十九）　（略）

（千五十）　（略）

（千五十一）　（略）

（千五十二）　（略）

（千五十三）　（略）

（千五十四）　（略）

（千五十五）　（略）

（千五十六）　（略）

（千五十七）　（略）

（千五十八）　（略）

（千五十九）　（略）

（千六十）　（略）

（千六十一）　（略）

（千六十二）　（略）

（千六十三）　（略）

（千六十四）　（略）

（千六十五）　（略）

（千六十六）　（略）

（千六十七）　（略）

（千六十八）　（略）

（千六十九）　（略）

（千七十）　（略）

（千七十一）　（略）

（千七十二）　（略）

（千七十三）　（略）

（千七十四）　（略）

（千七十五）　（略）

（千七十六）　（略）

（千七十七）　（略）

（千七十八）　（略）

（千七十九）　（略）

（千八十）　（略）

（千八十一）　（略）

（千八十二）　（略）

（千八十三）　（略）

（千八十四）　（略）

（千八十五）　（略）

（千八十六）　（略）

（千八十七）　（略）

（千八十八）　（略）

（千八十九）　（略）

（千九十）　（略）

（千九十一）　（略）

（千九十二）　（略）

（千九十三）　（略）

（千九十四）　（略）

（千九十五）　（略）

（千九十六）　（略）

（千九十七）　（略）

（千九十八）　（略）

（千九十九）　（略）

（千百）　（略）

（千百一）　（略）

（千百二）　（略）

（千百三）　（略）

（千百四）　（略）

（千百五）　（略）

（千百六）　（略）

（千百七）　（略）

（千百八）　（略）

（千百九）　（略）

（千百十）　（略）

（千百十一）　（略）

（千百十二）　（略）

（千百十三）　（略）

（千百十四）　（略）

（千百十五）　（略）

（千百十六）　（略）

（千百十七）　（略）

（千百十八）　（略）

（千百十九）　（略）

（千百二十）　（略）

（千百二十一）　（略）

（千百二十二）　（略）

（千百二十三）　（略）

（千百二十四）　（略）

（千百二十五）　（略）

（千百二十六）　（略）

（千百二十七）　（略）

（千百二十八）　（略）

（千百二十九）　（略）

（千百三十）　（略）

（千百三十一）　（略）

（千百三十二）　（略）

（千百三十三）　（略）

（千百三十四）　（略）

（千百三十五）　（略）

（千百三十六）　（略）

（千百三十七）　（略）

（千百三十八）　（略）

（千百三十九）　（略）

（千百四十）　（略）

（千百四十一）　（略）

（千百四十二）　（略）

（千百四十三）　（略）

（千百四十四）　（略）

（千百四十五）　（略）

（千百四十六）　（略）

（千百四十七）　（略）

（千百四十八）　（略）

（千百四十九）　（略）

（千百五十）　（略）

（千百五十一）　（略）

（千百五十二）　（略）

（千百五十三）　（略）

（千百五十四）　（略）

（千百五十五）　（略）

（千百五十六）　（略）

（千百五十七）　（略）

（千百五十八）　（略）

（千百五十九）　（略）

（千百六十）　（略）

（千百六十一）　（略）

（千百六十二）　（略）

（千百六十三）　（略）

（千百六十四）　（略）

（千百六十五）　（略）

（千百六十六）　（略）

（千百六十七）　（略）

（千百六十八）　（略）

（千百六十九）　（略）

（千百七十）　（略）

（千百七十一）　（略）

（千百七十二）　（略）

（千百七十三）　（略）

（千百七十四）　（略）

（千百七十五）　（略）

（千百七十六）　（略）

（千百七十七）　（略）

（千百七十八）　（略）

（千百七十九）　（略）

（千百八十）　（略）

（千百八十一）　（略）

（千百八十二）　（略）

（千百八十三）　（略）

（千百八十四）　（略）

（千百八十五）　（略）

（千百八十六）　（略）

（千百八十七）　（略）

（千百八十八）　（略）

（千百八十九）　（略）

（千百九十）　（略）

（千百九十一）　（略）

（千百九十二）　（略）

（千百九十三）　（略）

（千百九十四）　（略）

（千百九十五）　（略）

（千百九十六）　（略）

（千百九十七）　（略）

（千百九十八）　（略）

（千百九十九）　（略）

（千二百）　（略）

（千二百一）　（略）

（千二百二）　（略）

（千二百三）　（略）

（千二百四）　（略）

（千二百五）　（略）

（千二百六）　（略）

（千二百七）　（略）

（千二百八）　（略）

（千二百九）　（略）

（千二百十）　（略）

（千二百十一）　（略）

（千二百十二）　（略）

（千二百十三）　（略）

（千二百十四）　（略）

（千二百十五）　（略）

（千二百十六）　（略）

（千二百十七）　（略）

（千二百十八）　（略）

（千二百十九）　（略）

（千二百二十）　（略）

（千二百二十一）　（略）

（千二百二十二）　（略）

（千二百二十三）　（略）

（千二百二十四）　（略）

（千二百二十五）　（略）

（千二百二十六）　（略）

（千二百二十七）　（略）

（千二百二十八）　（略）

（千二百二十九）　（略）

（千二百三十）　（略）

（千二百三十一）　（略）

（千二百三十二）　（略）

（千二百三十三）　（略）

（千二百三十四）　（略）

（千二百三十五）　（略）

（千二百三十六）　（略）

（千二百三十七）　（略）

（千二百三十八）　（略）

（千二百三十九）　（略）

（千二百四十）　（略）

（千二百四十一）　（略）

（千二百四十二）　（略）

（千二百四十三）　（略）

（千二百四十四）　（略）

（千二百四十五）　（略）

（千二百四十六）　（略）

（千二百四十七）　（略）

（千二百四十八）　（略）

（千二百四十九）　（略）

（千二百五十）　（略）

（千二百五十一）　（略）

（千二百五十二）　（略）

（千二百五十三）　（略）

（千二百五十四）　（略）

（千二百五十五）　（略）

（千二百五十六）　（略）

（千二百五十七）　（略）

（千二百五十八）　（略）

（千二百五十九）　（略）

（千二百六十）　（略）

（千二百六十一）　（略）

（千二百六十二）　（略）

（千二百六十三）　（略）

（千二百六十四）　（略）

（千二百六十五）　（略）

（千二百六十六）　（略）

（千二百六十七）　（略）

（千二百六十八）　（略）

（千二百六十九）　（略）

（千二百七十）　（略）

（千二百七十一）　（略）

（千二百七十二）　（略）

（千二百七十三）　（略）

（千二百七十四）　（略）

（千二百七十五）　（略）

（千二百七十六）　（略）

（千二百七十七）　（略）

（千二百七十八）　（略）

（千二百七十九）　（略）

（千二百八十）　（略）

（千二百八十一）　（略）

（千二百八十二）　（略）

（千二百八十三）　（略）

（千二百八十四）　（略）

（千二百八十五）　（略）

（千二百八十六）　（略）

（千二百八十七）　（略）

（千二百八十八）　（略）

（千二百八十九）　（略）

（千二百九十）　（略）

（千二百九十一）　（略）

（千二百九十二）　（略）

（千二百九十三）　（略）

（千二百九十四）　（略）

（千二百九十五）　（略）

（千二百九十六）　（略）

（千二百九十七）　（略）

（千二百九十八）　（略）

（千二百九十九）　（略）

（千三百）　（略）

（千三百一）　（略）

（千三百二）　（略）

（千三百三）　（略）

（千三百四）　（略）

（千三百五）　（略）

（千三百六）　（略）

（千三百七）　（略）

（千三百八）　（略）

（千三百九）　（略）

（千三百十）　（略）

（千三百十一）　（略）

（千三百十二）　（略）

（千三百十三）　（略）

（千三百十四）　（略）

（千三百十五）　（略）

（千三百十六）　（略）

（千三百十七）　（略）

（千三百十八）　（略）

（千三百十九）　（略）

（千三百二十）　（略）

（千三百二十一）　（略）

（千三百二十二）　（略）

（千三百二十三）　（略）

（千三百二十四）　（略）

（千三百二十五）　（略）

（千三百二十六）　（略）

（千三百二十七）　（略）

（千三百二十八）　（略）

（千三百二十九）　（略）

（千三百三十）　（略）

（千三百三十一）　（略）

（千三百三十二）　（略）

（千三百三十三）　（略）

（千三百三十四）　（略）

（千三百三十五）　（略）

（千三百三十六）　（略）

（千三百三十七）　（略）

（千三百三十八）　（略）

（千三百三十九）　（略）

（千三百四十）　（略）

（千三百四十一）　（略）

（千三百四十二）　（略）

（千三百四十三）　（略）

（千三百四十四）　（略）

（千三百四十五）　（略）

（千三百四十六）　（略）

（千三百四十七）　（略）

（千三百四十八）　（略）

（千三百四十九）　（略）

（千三百五十）　（略）

（千三百五十一）　（略）

（千三百五十二）　（略）

（千三百五十三）　（略）

（千三百五十四）　（略）

（千三百五十五）　（略）

（千三百五十六）　（略）

（千三百五十七）　（略）

（千三百五十八）　（略）

（千三百五十九）　（略）

（千三百六十）　（略）

（千三百六十一）　（略）

（千三百六十二）　（略）

（千三百六十三）　（略）

（千三百六十四）　（略）

（千三百六十五）　（略）

（千三百六十六）　（略）

（千三百六十七）　（略）

（千三百六十八）　（略）

（千三百六十九）　（略）

（千三百七十）　（略）

（千三百七十一）　（略）

（千三百七十二）　（略）

（千三百七十三）　（略）

（千三百七十四）　（略）

（千三百七十五）　（略）

（千三百七十六）　（略）

（千三百七十七）　（略）

（千三百七十八）　（略）

（千三百七十九）　（略）

（千三百八十）　（略）

（千三百八十一）　（略）

（千三百八十二）　（略）

（千三百八十三）　（略）

（千三百八十四）　（略）

（千三百八十五）　（略）

（千三百八十六）　（略）

（千三百八十七）　（略）

（千三百八十八）　（略）

（千三百八十九）　（略）

（千三百九十）　（略）

（千三百九十一）　（略）

（千三百九

第一章　総則……一
第二章　組織……一
第三章　役員……一
第四章　会議……一
第五章　資産……一
第六章　会計……一
第七章　雑則……一
附則……一

第一章　総則

（名称）

第一条　この会は、○○○○会と称する。

（事務所）

第二条　この会は、事務所を○○市○○町○丁目○番○号に置く。

（目的）

第三条　この会は、○○に関する調査研究及び情報交換を行うことを目的とする。

（事業）

第四条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　○○に関する調査研究

二　○○に関する講演会、研修会の開催

三　○○に関する資料の収集及び提供

四　○○に関する関係機関との連絡調整

五　その他この会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第五条　この会の会員は、次のとおりとする。

一　○○に関する学識経験を有する者

二　○○に関する団体の代表者

三　その他この会の目的に賛同する者

（入会）

第六条　会員になろうとする者は、会長に申し込むものとする。

２　会長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めたときは、会員として承認するものとする。

（会費）

第七条　会員は、別に定める会費を納めなければならない。

（退会）

第八条　会員は、いつでも退会することができる。

（除名）

第九条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。

一　この会の名誉を著しく傷つけたとき。

二　この会の目的に反する行為をしたとき。

三　会費を２年以上滞納したとき。

第二章　組織

（組織）

第十条　この会に、次の役員を置く。

一　会長　１人

二　副会長　２人以内

三　理事　○人以内

四　監事　２人以内

（役員の選任）

第十一条　役員は、総会において選任する。

２　会長は、理事の中から互選する。

３　副会長は、会長が指名する。

（役員の職務）

第十二条　会長は、この会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この会の運営に関する重要事項を審議する。

４　監事は、この会の会計及び業務を監査する。

（役員の任期）

第十三条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の報酬）

第十四条　役員は、無報酬とする。ただし、別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

第三章　役員

（顧問）

第十五条　この会に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の諮問に応じ、この会の運営について助言する。

（相談役）

第十六条　この会に、相談役を置くことができる。

２　相談役は、会長が委嘱する。

３　相談役は、この会の運営について相談に応じる。

（参与）

第十七条　この会に、参与を置くことができる。

２　参与は、会長が委嘱する。

３　参与は、この会の運営について参与する。

（顧問等の任期）

第十八条　顧問、相談役及び参与の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された顧問、相談役及び参与の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問等の報酬）

第十九条　顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、別に定めるところにより、費用を弁償することができる。

第四章　会議

（会議）

第二十条　この会の会議は、総会及び理事会とする。

２　会議は、会長が招集する。

３　会議は、会員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

４　会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

５　会議の議長は、会長がこれに当たる。

（総会）

第二十一条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。

２　定時総会は、毎年１回、○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上から会議に付すべき事項を示して請求があったときに開催する。

（総会の議決事項）

第二十二条　総会は、次の事項を議決する。

一　事業計画及び収支予算

二　事業報告及び収支決算

三　役員の選任及び解任

四　会則の変更

五　解散及び残余財産の処分

六　その他重要な事項

（理事会）

第二十三条　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

２　理事会は、総会の議決した事項の執行について審議する。

３　理事会は、総会に提出する議案を審議する。

（議事録）

第二十四条　会議の議事については、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び出席した役員２人以上が署名押印する。

第五章　資産

（資産の構成）

第二十五条　この会の資産は、次のとおりとする。

一　会費

二　寄附金

三　事業収入

四　その他の収入

（資産の管理）

第二十六条　この会の資産は、会長が管理する。

２　この会の資産は、この会の目的を達成するために使用する。

（寄附金）

第二十七条　この会に寄附しようとする者があるときは、会長は、理事会の議を経て、これを受け入れることができる。

（事業収入）

第二十八条　この会の事業収入は、この会の目的を達成するために使用する。

第六章　会計

（会計年度）

第二十九条　この会の会計年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

（会計の区分）

第三十条　この会の会計は、一般会計とする。

（予算）

第三十一条　この会の予算は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

（決算）

第三十二条　この会の決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

（剰余金の処分）

第三十三条　この会の剰余金は、翌年度に繰り越すものとする。

第七章　雑則

（会則の変更）

第三十四条　この会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（解散）

第三十五条　この会は、総会の議決により解散することができる。

（残余財産の処分）

第三十六条　この会が解散したときは、残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に類似する団体に寄附するものとする。

（細則）

第三十七条　この会則の施行に関し必要な細則は、会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

（設立時の役員）

この会の設立時の役員は、次のとおりとする。

会長　○○○○

副会長　○○○○

理事　○○○○

監事　○○○○

（設立時の会費）

この会の設立時の会費は、次のとおりとする。

一　正会員　年額○○円

二　賛助会員　年額○○円

（設立時の事業計画及び収支予算）

この会の設立時の事業計画及び収支予算は、次のとおりとする。

一　事業計画

○○に関する調査研究

○○に関する講演会の開催

二　収支予算

収入　○○円

支出　○○円

（設立時の資産）

この会の設立時の資産は、次のとおりとする。

一　現金　○○円

二　預金　○○円

（設立時の会計年度）

この会の設立時の会計年度は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（設立時の会計の区分）

この会の設立時の会計は、一般会計とする。

（設立時の予算）

この会の設立時の予算は、次のとおりとする。

一　収入　○○円

二　支出　○○円

（設立時の決算）

この会の設立時の決算は、次のとおりとする。

一　収入　○○円

二　支出　○○円

（設立時の剰余金の処分）

この会の設立時の剰余金は、翌年度に繰り越すものとする。

（設立時の会則の変更）

この会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（設立時の解散）

この会は、総会の議決により解散することができる。

（設立時の残余財産の処分）

この会が解散したときは、残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に類似する団体に寄附するものとする。

（設立時の細則）

この会則の施行に関し必要な細則は、会長が別に定める。

（設立時の施行期日）

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

（設立時の設立時の役員）

この会の設立時の設立時の役員は、次のとおりとする。

会長　○○○○

副会長　○○○○

理事　○○○○

監事　○○○○

（設立時の設立時の会費）

この会の設立時の設立時の会費は、次のとおりとする。

一　正会員　年額○○円

二　賛助会員　年額○○円

（設立時の設立時の事業計画及び収支予算）

この会の設立時の設立時の事業計画及び収支予算は、次のとおりとする。

一　事業計画

○○に関する調査研究

○○に関する講演会の開催

二　収支予算

収入　○○円

支出　○○円

（設立時の設立時の資産）

この会の設立時の設立時の資産は、次のとおりとする。

一　現金　○○円

二　預金　○○円

（設立時の設立時の会計年度）

この会の設立時の設立時の会計年度は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（設立時の設立時の会計の区分）

この会の設立時の設立時の会計は、一般会計とする。

（設立時の設立時の予算）

この会の設立時の設立時の予算は、次のとおりとする。

一　収入　○○円

二　支出　○○円

（設立時の設立時の決算）

この会の設立時の設立時の決算は、次のとおりとする。

一　収入　○○円

二　支出　○○円

（設立時の設立時の剰余金の処分）

この会の設立時の設立時の剰余金は、翌年度に繰り越すものとする。

（設立時の設立時の会則の変更）

この会則を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（設立時の設立時の解散）

この会は、総会の議決により解散することができる。

（設立時の設立時の残余財産の処分）

この会が解散したときは、残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に類似する団体に寄附するものとする。

（設立時の設立時の細則）

この会則の施行に関し必要な細則は、会長が別に定める。

（設立時の設立時の施行期日）

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

三井銀行の新築落成

三井銀行にては今回日本橋通りに新築したる建物落成に付き、来る十一日より一般の営業を開始する筈なり。

第二十五条の二……一二

第一章　総　則

第一条……一
第二条……一
第三条……一
第四条……一
第五条……一
第六条……一
第七条……一
第八条……一
第九条……一
第十条……一
第十一条……一
第十二条……一
第十三条……一
第十四条……一
第十五条……一
第十六条……一
第十七条……一
第十八条……一
第十九条……一
第二十条……一
第二十一条……一
第二十二条……一
第二十三条……一
第二十四条……一
第二十五条……一

第二章　登　記

第二十六条……一
第二十七条……一
第二十八条……一
第二十九条……一
第三十条……一
第三十一条……一
第三十二条……一
第三十三条……一
第三十四条……一
第三十五条……一
第三十六条……一
第三十七条……一
第三十八条……一
第三十九条……一
第四十条……一
第四十一条……一
第四十二条……一
第四十三条……一
第四十四条……一
第四十五条……一
第四十六条……一
第四十七条……一
第四十八条……一
第四十九条……一
第五十条……一
第五十一条……一
第五十二条……一
第五十三条……一
第五十四条……一
第五十五条……一
第五十六条……一
第五十七条……一
第五十八条……一
第五十九条……一
第六十条……一
第六十一条……一
第六十二条……一
第六十三条……一
第六十四条……一
第六十五条……一
第六十六条……一
第六十七条……一
第六十八条……一
第六十九条……一
第七十条……一
第七十一条……一
第七十二条……一
第七十三条……一
第七十四条……一
第七十五条……一
第七十六条……一
第七十七条……一
第七十八条……一
第七十九条……一
第八十条……一
第八十一条……一
第八十二条……一
第八十三条……一
第八十四条……一
第八十五条……一
第八十六条……一
第八十七条……一
第八十八条……一
第八十九条……一
第九十条……一
第九十一条……一
第九十二条……一
第九十三条……一
第九十四条……一
第九十五条……一
第九十六条……一
第九十七条……一
第九十八条……一
第九十九条……一
第百条……一
第百一条……一
第百二条……一
第百三条……一
第百四条……一
第百五条……一
第百六条……一
第百七条……一
第百八条……一
第百九条……一
第百十条……一
第百十一条……一
第百十二条……一
第百十三条……一
第百十四条……一
第百十五条……一
第百十六条……一
第百十七条……一
第百十八条……一
第百十九条……一
第百二十条……一
第百二十一条……一
第百二十二条……一
第百二十三条……一
第百二十四条……一
第百二十五条……一
第百二十六条……一
第百二十七条……一
第百二十八条……一
第百二十九条……一
第百三十条……一
第百三十一条……一
第百三十二条……一
第百三十三条……一
第百三十四条……一
第百三十五条……一
第百三十六条……一
第百三十七条……一
第百三十八条……一
第百三十九条……一
第百四十条……一
第百四十一条……一
第百四十二条……一
第百四十三条……一
第百四十四条……一
第百四十五条……一
第百四十六条……一
第百四十七条……一
第百四十八条……一
第百四十九条……一
第百五十条……一
第百五十一条……一
第百五十二条……一
第百五十三条……一
第百五十四条……一
第百五十五条……一
第百五十六条……一
第百五十七条……一
第百五十八条……一
第百五十九条……一
第百六十条……一
第百六十一条……一
第百六十二条……一
第百六十三条……一
第百六十四条……一
第百六十五条……一
第百六十六条……一
第百六十七条……一
第百六十八条……一
第百六十九条……一
第百七十条……一
第百七十一条……一
第百七十二条……一
第百七十三条……一
第百七十四条……一
第百七十五条……一
第百七十六条……一
第百七十七条……一
第百七十八条……一
第百七十九条……一
第百八十条……一
第百八十一条……一
第百八十二条……一
第百八十三条……一
第百八十四条……一
第百八十五条……一
第百八十六条……一
第百八十七条……一
第百八十八条……一
第百八十九条……一
第百九十条……一
第百九十一条……一
第百九十二条……一
第百九十三条……一
第百九十四条……一
第百九十五条……一
第百九十六条……一
第百九十七条……一
第百九十八条……一
第百九十九条……一
第二百条……一
第二百一条……一
第二百二条……一
第二百三条……一
第二百四条……一
第二百五条……一
第二百六条……一
第二百七条……一
第二百八条……一
第二百九条……一
第二百十条……一
第二百十一条……一
第二百十二条……一
第二百十三条……一
第二百十四条……一
第二百十五条……一
第二百十六条……一
第二百十七条……一
第二百十八条……一
第二百十九条……一
第二百二十条……一
第二百二十一条……一
第二百二十二条……一
第二百二十三条……一
第二百二十四条……一
第二百二十五条……一
第二百二十六条……一
第二百二十七条……一
第二百二十八条……一
第二百二十九条……一
第二百三十条……一
第二百三十一条……一
第二百三十二条……一
第二百三十三条……一
第二百三十四条……一
第二百三十五条……一
第二百三十六条……一
第二百三十七条……一
第二百三十八条……一
第二百三十九条……一
第二百四十条……一
第二百四十一条……一
第二百四十二条……一
第二百四十三条……一
第二百四十四条……一
第二百四十五条……一
第二百四十六条……一
第二百四十七条……一
第二百四十八条……一
第二百四十九条……一
第二百五十条……一
第二百五十一条……一
第二百五十二条……一
第二百五十三条……一
第二百五十四条……一
第二百五十五条……一
第二百五十六条……一
第二百五十七条……一
第二百五十八条……一
第二百五十九条……一
第二百六十条……一
第二百六十一条……一
第二百六十二条……一
第二百六十三条……一
第二百六十四条……一
第二百六十五条……一
第二百六十六条……一
第二百六十七条……一
第二百六十八条……一
第二百六十九条……一
第二百七十条……一
第二百七十一条……一
第二百七十二条……一
第二百七十三条……一
第二百七十四条……一
第二百七十五条……一
第二百七十六条……一
第二百七十七条……一
第二百七十八条……一
第二百七十九条……一
第二百八十条……一
第二百八十一条……一
第二百八十二条……一
第二百八十三条……一
第二百八十四条……一
第二百八十五条……一
第二百八十六条……一
第二百八十七条……一
第二百八十八条……一
第二百八十九条……一
第二百九十条……一
第二百九十一条……一
第二百九十二条……一
第二百九十三条……一
第二百九十四条……一
第二百九十五条……一
第二百九十六条……一
第二百九十七条……一
第二百九十八条……一
第二百九十九条……一
第三百条……一
第三百一条……一
第三百二条……一
第三百三条……一
第三百四条……一
第三百五条……一
第三百六条……一
第三百七条……一
第三百八条……一
第三百九条……一
第三百十条……一
第三百十一条……一
第三百十二条……一
第三百十三条……一
第三百十四条……一
第三百十五条……一
第三百十六条……一
第三百十七条……一
第三百十八条……一
第三百十九条……一
第三百二十条……一
第三百二十一条……一
第三百二十二条……一
第三百二十三条……一
第三百二十四条……一
第三百二十五条……一
第三百二十六条……一
第三百二十七条……一
第三百二十八条……一
第三百二十九条……一
第三百三十条……一
第三百三十一条……一
第三百三十二条……一
第三百三十三条……一
第三百三十四条……一
第三百三十五条……一
第三百三十六条……一
第三百三十七条……一
第三百三十八条……一
第三百三十九条……一
第三百四十条……一
第三百四十一条……一
第三百四十二条……一
第三百四十三条……一
第三百四十四条……一
第三百四十五条……一
第三百四十六条……一
第三百四十七条……一
第三百四十八条……一
第三百四十九条……一
第三百五十条……一
第三百五十一条……一
第三百五十二条……一
第三百五十三条……一
第三百五十四条……一
第三百五十五条……一
第三百五十六条……一
第三百五十七条……一
第三百五十八条……一
第三百五十九条……一
第三百六十条……一
第三百六十一条……一
第三百六十二条……一
第三百六十三条……一
第三百六十四条……一
第三百六十五条……一
第三百六十六条……一
第三百六十七条……一
第三百六十八条……一
第三百六十九条……一
第三百七十条……一
第三百七十一条……一
第三百七十二条……一
第三百七十三条……一
第三百七十四条……一
第三百七十五条……一
第三百七十六条……一
第三百七十七条……一
第三百七十八条……一
第三百七十九条……一
第三百八十条……一
第三百八十一条……一
第三百八十二条……一
第三百八十三条……一
第三百八十四条……一
第三百八十五条……一
第三百八十六条……一
第三百八十七条……一
第三百八十八条……一
第三百八十九条……一
第三百九十条……一
第三百九十一条……一
第三百九十二条……一
第三百九十三条……一
第三百九十四条……一
第三百九十五条……一
第三百九十六条……一
第三百九十七条……一
第三百九十八条……一
第三百九十九条……一
第四百条……一
第四百一条……一
第四百二条……一
第四百三条……一
第四百四条……一
第四百五条……一
第四百六条……一
第四百七条……一
第四百八条……一
第四百九条……一
第四百十条……一
第四百十一条……一
第四百十二条……一
第四百十三条……一
第四百十四条……一
第四百十五条……一
第四百十六条……一
第四百十七条……一
第四百十八条……一
第四百十九条……一
第四百二十条……一
第四百二十一条……一
第四百二十二条……一
第四百二十三条……一
第四百二十四条……一
第四百二十五条……一
第四百二十六条……一
第四百二十七条……一
第四百二十八条……一
第四百二十九条……一
第四百三十条……一
第四百三十一条……一
第四百三十二条……一
第四百三十三条……一
第四百三十四条……一
第四百三十五条……一
第四百三十六条……一
第四百三十七条……一
第四百三十八条……一
第四百三十九条……一
第四百四十条……一
第四百四十一条……一
第四百四十二条……一
第四百四十三条……一
第四百四十四条……一
第四百四十五条……一
第四百四十六条……一
第四百四十七条……一
第四百四十八条……一
第四百四十九条……一
第四百五十条……一
第四百五十一条……一
第四百五十二条……一
第四百五十三条……一
第四百五十四条……一
第四百五十五条……一
第四百五十六条……一
第四百五十七条……一
第四百五十八条……一
第四百五十九条……一
第四百六十条……一
第四百六十一条……一
第四百六十二条……一
第四百六十三条……一
第四百六十四条……一
第四百六十五条……一
第四百六十六条……一
第四百六十七条……一
第四百六十八条……一
第四百六十九条……一
第四百七十条……一
第四百七十一条……一
第四百七十二条……一
第四百七十三条……一
第四百七十四条……一
第四百七十五条……一
第四百七十六条……一
第四百七十七条……一
第四百七十八条……一
第四百七十九条……一
第四百八十条……一
第四百八十一条……一
第四百八十二条……一
第四百八十三条……一
第四百八十四条……一
第四百八十五条……一
第四百八十六条……一
第四百八十七条……一
第四百八十八条……一
第四百八十九条……一
第四百九十条……一
第四百九十一条……一
第四百九十二条……一
第四百九十三条……一
第四百九十四条……一
第四百九十五条……一
第四百九十六条……一
第四百九十七条……一
第四百九十八条……一
第四百九十九条……一
第五百条……一
第五百一条……一
第五百二条……一
第五百三条……一
第五百四条……一
第五百五条……一
第五百六条……一
第五百七条……一
第五百八条……一
第五百九条……一
第五百十条……一
第五百十一条……一
第五百十二条……一
第五百十三条……一
第五百十四条……一
第五百十五条……一
第五百十六条……一
第五百十七条……一
第五百十八条……一
第五百十九条……一
第五百二十条……一
第五百二十一条……一
第五百二十二条……一
第五百二十三条……一
第五百二十四条……一
第五百二十五条……一
第五百二十六条……一
第五百二十七条……一
第五百二十八条……一
第五百二十九条……一
第五百三十条……一
第五百三十一条……一
第五百三十二条……一
第五百三十三条……一
第五百三十四条……一
第五百三十五条……一
第五百三十六条……一
第五百三十七条……一
第五百三十八条……一
第五百三十九条……一
第五百四十条……一
第五百四十一条……一
第五百四十二条……一
第五百四十三条……一
第五百四十四条……一
第五百四十五条……一
第五百四十六条……一
第五百四十七条……一
第五百四十八条……一
第五百四十九条……一
第五百五十条……一
第五百五十一条……一
第五百五十二条……一
第五百五十三条……一
第五百五十四条……一
第五百五十五条……一
第五百五十六条……一
第五百五十七条……一
第五百五十八条……一
第五百五十九条……一
第五百六十条……一
第五百六十一条……一
第五百六十二条……一
第五百六十三条……一
第五百六十四条……一
第五百六十五条……一
第五百六十六条……一
第五百六十七条……一
第五百六十八条……一
第五百六十九条……一
第五百七十条……一
第五百七十一条……一
第五百七十二条……一
第五百七十三条……一
第五百七十四条……一
第五百七十五条……一
第五百七十六条……一
第五百七十七条……一
第五百七十八条……一
第五百七十九条……一
第五百八十条……一
第五百八十一条……一
第五百八十二条……一
第五百八十三条……一
第五百八十四条……一
第五百八十五条……一
第五百八十六条……一
第五百八十七条……一
第五百八十八条……一
第五百八十九条……一
第五百九十条……一
第五百九十一条……一
第五百九十二条……一
第五百九十三条……一
第五百九十四条……一
第五百九十五条……一
第五百九十六条……一
第五百九十七条……一
第五百九十八条……一
第五百九十九条……一
第六百条……一
第六百一条……一
第六百二条……一
第六百三条……一
第六百四条……一
第六百五条……一
第六百六条……一
第六百七条……一
第六百八条……一
第六百九条……一
第六百十条……一
第六百十一条……一
第六百十二条……一
第六百十三条……一
第六百十四条……一
第六百十五条……一
第六百十六条……一
第六百十七条……一
第六百十八条……一
第六百十九条……一
第六百二十条……一
第六百二十一条……一
第六百二十二条……一
第六百二十三条……一
第六百二十四条……一
第六百二十五条……一
第六百二十六条……一
第六百二十七条……一
第六百二十八条……一
第六百二十九条……一
第六百三十条……一
第六百三十一条……一
第六百三十二条……一
第六百三十三条……一
第六百三十四条……一
第六百三十五条……一
第六百三十六条……一
第六百三十七条……一
第六百三十八条……一
第六百三十九条……一
第六百四十条……一
第六百四十一条……一
第六百四十二条……一
第六百四十三条……一
第六百四十四条……一
第六百四十五条……一
第六百四十六条……一
第六百四十七条……一
第六百四十八条……一
第六百四十九条……一
第六百五十条……一
第六百五十一条……一
第六百五十二条……一
第六百五十三条……一
第六百五十四条……一
第六百五十五条……一
第六百五十六条……一
第六百五十七条……一
第六百五十八条……一
第六百五十九条……一
第六百六十条……一
第六百六十一条……一
第六百六十二条……一
第六百六十三条……一
第六百六十四条……一
第六百六十五条……一
第六百六十六条……一
第六百六十七条……一
第六百六十八条……一
第六百六十九条……一
第六百七十条……一
第六百七十一条……一
第六百七十二条……一
第六百七十三条……一
第六百七十四条……一
第六百七十五条……一
第六百七十六条……一
第六百七十七条……一
第六百七十八条……一
第六百七十九条……一
第六百八十条……一
第六百八十一条……一
第六百八十二条……一
第六百八十三条……一
第六百八十四条……一
第六百八十五条……一
第六百八十六条……一
第六百八十七条……一
第六百八十八条……一
第六百八十九条……一
第六百九十条……一
第六百九十一条……一
第六百九十二条……一
第六百九十三条……一
第六百九十四条……一
第六百九十五条……一
第六百九十六条……一
第六百九十七条……一
第六百九十八条……一
第六百九十九条……一
第七百条……一
第七百一条……一
第七百二条……一
第七百三条……一
第七百四条……一
第七百五条……一
第七百六条……一
第七百七条……一
第七百八条……一
第七百九条……一
第七百十条……一
第七百十一条……一
第七百十二条……一
第七百十三条……一
第七百十四条……一
第七百十五条……一
第七百十六条……一
第七百十七条……一
第七百十八条……一
第七百十九条……一
第七百二十条……一
第七百二十一条……一
第七百二十二条……一
第七百二十三条……一
第七百二十四条……一
第七百二十五条……一
第七百二十六条……一
第七百二十七条……一
第七百二十八条……一
第七百二十九条……一
第七百三十条……一
第七百三十一条……一
第七百三十二条……一
第七百三十三条……一
第七百三十四条……一
第七百三十五条……一
第七百三十六条……一
第七百三十七条……一
第七百三十八条……一
第七百三十九条……一
第七百四十条……一
第七百四十一条……一
第七百四十二条……一
第七百四十三条……一
第七百四十四条……一
第七百四十五条……一
第七百四十六条……一
第七百四十七条……一
第七百四十八条……一
第七百四十九条……一
第七百五十条……一
第七百五十一条……一
第七百五十二条……一
第七百五十三条……一
第七百五十四条……一
第七百五十五条……一
第七百五十六条……一
第七百五十七条……一
第七百五十八条……一
第七百五十九条……一
第七百六十条……一
第七百六十一条……一
第七百六十二条……一
第七百六十三条……一
第七百六十四条……一
第七百六十五条……一
第七百六十六条……一
第七百六十七条……一
第七百六十八条……一
第七百六十九条……一
第七百七十条……一
第七百七十一条……一
第七百七十二条……一
第七百七十三条……一
第七百七十四条……一
第七百七十五条……一
第七百七十六条……一
第七百七十七条……一
第七百七十八条……一
第七百七十九条……一
第七百八十条……一
第七百八十一条……一
第七百八十二条……一
第七百八十三条……一
第七百八十四条……一
第七百八十五条……一
第七百八十六条……一
第七百八十七条……一
第七百八十八条……一
第七百八十九条……一
第七百九十条……一
第七百九十一条……一
第七百九十二条……一
第七百九十三条……一
第七百九十四条……一
第七百九十五条……一
第七百九十六条……一
第七百九十七条……一
第七百九十八条……一
第七百九十九条……一
第八百条……一
第八百一条……一
第八百二条……一
第八百三条……一
第八百四条……一
第八百五条……一
第八百六条……一
第八百七条……一
第八百八条……一
第八百九条……一
第八百十条……一
第八百十一条……一
第八百十二条……一
第八百十三条……一
第八百十四条……一
第八百十五条……一
第八百十六条……一
第八百十七条……一
第八百十八条……一
第八百十九条……一
第八百二十条……一
第八百二十一条……一
第八百二十二条……一
第八百二十三条……一
第八百二十四条……一
第八百二十五条……一
第八百二十六条……一
第八百二十七条……一
第八百二十八条……一
第八百二十九条……一
第八百三十条……一
第八百三十一条……一
第八百三十二条……一
第八百三十三条……一
第八百三十四条……一
第八百三十五条……一
第八百三十六条……一
第八百三十七条……一
第八百三十八条……一
第八百三十九条……一
第八百四十条……一
第八百四十一条……一
第八百四十二条……一
第八百四十三条……一
第八百四十四条……一
第八百四十五条……一
第八百四十六条……一
第八百四十七条……一
第八百四十八条……一
第八百四十九条……一
第八百五十条……一
第八百五十一条……一
第八百五十二条……一
第八百五十三条……一
第八百五十四条……一
第八百五十五条……一
第八百五十六条……一
第八百五十七条……一
第八百五十八条……一
第八百五十九条……一
第八百六十条……一
第八百六十一条……一
第八百六十二条……一
第八百六十三条……一
第八百六十四条……一
第八百六十五条……一
第八百六十六条……一
第八百六十七条……一
第八百六十八条……一
第八百六十九条……一
第八百七十条……一
第八百七十一条……一
第八百七十二条……一
第八百七十三条……一
第八百七十四条……一
第八百七十五条……一
第八百七十六条……一
第八百七十七条……一
第八百七十八条……一
第八百七十九条……一
第八百八十条……一
第八百八十一条……一
第八百八十二条……一
第八百八十三条……一
第八百八十四条……一
第八百八十五条……一
第八百八十六条……一
第八百八十七条……一
第八百八十八条……一
第八百八十九条……一
第八百九十条……一
第八百九十一条……一
第八百九十二条……一
第八百九十三条……一
第八百九十四条……一
第八百九十五条……一
第八百九十六条……一
第八百九十七条……一
第八百九十八条……一
第八百九十九条……一
第九百条……一
第九百一条……一
第九百二条……一
第九百三条……一
第九百四条……一
第九百五条……一
第九百六条……一
第九百七条……一
第九百八条……一
第九百九条……一
第九百十条……一
第九百十一条……一
第九百十二条……一
第九百十三条……一
第九百十四条……一
第九百十五条……一
第九百十六条……一
第九百十七条……一
第九百十八条……一
第九百十九条……一
第九百二十条……一
第九百二十一条……一
第九百二十二条……一
第九百二十三条……一
第九百二十四条……一
第九百二十五条……一
第九百二十六条……一
第九百二十七条……一
第九百二十八条……一
第九百二十九条……一
第九百三十条……一
第九百三十一条……一
第九百三十二条……一
第九百三十三条……一
第九百三十四条……一
第九百三十五条……一
第九百三十六条……一
第九百三十七条……一
第九百三十八条……一
第九百三十九条……一
第九百四十条……一
第九百四十一条……一
第九百四十二条……一
第九百四十三条……一
第九百四十四条……一
第九百四十五条……一
第九百四十六条……一
第九百四十七条……一
第九百四十八条……一
第九百四十九条……一
第九百五十条……一
第九百五十一条……一
第九百五十二条……一
第九百五十三条……一
第九百五十四条……一
第九百五十五条……一
第九百五十六条……一
第九百五十七条……一
第九百五十八条……一
第九百五十九条……一
第九百六十条……一
第九百六十一条……一
第九百六十二条……一
第九百六十三条……一
第九百六十四条……一
第九百六十五条……一
第九百六十六条……一
第九百六十七条……一
第九百六十八条……一
第九百六十九条……一
第九百七十条……一
第九百七十一条……一
第九百七十二条……一
第九百七十三条……一
第九百七十四条……一
第九百七十五条……一
第九百七十六条……一
第九百七十七条……一
第九百七十八条……一
第九百七十九条……一
第九百八十条……一
第九百八十一条……一
第九百八十二条……一
第九百八十三条……一
第九百八十四条……一
第九百八十五条……一
第九百八十六条……一
第九百八十七条……一
第九百八十八条……一
第九百八十九条……一
第九百九十条……一
第九百九十一条……一
第九百九十二条……一
第九百九十三条……一
第九百九十四条……一
第九百九十五条……一
第九百九十六条……一
第九百九十七条……一
第九百九十八条……一
第九百九十九条……一
第千条……一
第千一条……一
第千二条……一
第千三条……一
第千四条……一
第千五条……一
第千六条……一
第千七条……一
第千八条……一
第千九条……一
第千十条……一
第千十一条……一
第千十二条……一
第千十三条……一
第千十四条……一
第千十五条……一
第千十六条……一
第千十七条……一
第千十八条……一
第千十九条……一
第千二十条……一
第千二十一条……一
第千二十二条……一
第千二十三条……一
第千二十四条……一
第千二十五条……一
第千二十六条……一
第千二十七条……一
第千二十八条……一
第千二十九条……一
第千三十条……一
第千三十一条……一
第千三十二条……一
第千三十三条……一
第千三十四条……一
第千三十五条……一
第千三十六条……一
第千三十七条……一
第千三十八条……一
第千三十九条……一
第千四十条……一
第千四十一条……一
第千四十二条……一
第千四十三条……一
第千四十四条……一
第千四十五条……一
第千四十六条……一
第千四十七条……一
第千四十八条……一
第千四十九条……一
第千五十条……一
第千五十一条……一
第千五十二条……一
第千五十三条……一
第千五十四条……一
第千五十五条……一
第千五十六条……一
第千五十七条……一
第千五十八条……一
第千五十九条……一
第千六十条……一
第千六十一条……一
第千六十二条……一
第千六十三条……一
第千六十四条……一
第千六十五条……一
第千六十六条……一
第千六十七条……一
第千六十八条……一
第千六十九条……一
第千七十条……一
第千七十一条……一
第千七十二条……一
第千七十三条……一
第千七十四条……一
第千七十五条……一
第千七十六条……一
第千七十七条……一
第千七十八条……一
第千七十九条……一
第千八十条……一
第千八十一条……一
第千八十二条……一
第千八十三条……一
第千八十四条……一
第千八十五条……一
第千八十六条……一
第千八十七条……一
第千八十八条……一
第千八十九条……一
第千九十条……一
第千九十一条……一
第千九十二条……一
第千九十三条……一
第千九十四条……一
第千九十五条……一
第千九十六条……一
第千九十七条……一
第千九十八条……一
第千九十九条……一
第千百条……一
第千百一条……一
第千百二条……一
第千百三条……一
第千百四条……一
第千百五条……一
第千百六条……一
第千百七条……一
第千百八条……一
第千百九条……一
第千百十条……一
第千百十一条……一
第千百十二条……一
第千百十三条……一
第千百十四条……一
第千百十五条……一
第千百十六条……一
第千百十七条……一
第千百十八条……一
第千百十九条……一
第千百二十条……一
第千百二十一条……一
第千百二十二条……一
第千百二十三条……一
第千百二十四条……一
第千百二十五条……一
第千百二十六条……一
第千百二十七条……一
第千百二十八条……一
第千百二十九条……一
第千百三十条……一
第千百三十一条……一
第千百三十二条……一
第千百三十三条……一
第千百三十四条……一
第千百三十五条……一
第千百三十六条……一
第千百三十七条……一
第千百三十八条……一
第千百三十九条……一
第千百四十条……一
第千百四十一条……一
第千百四十二条……一
第千百四十三条……一
第千百四十四条……一
第千百四十五条……一
第千百四十六条……一
第千百四十七条……一
第千百四十八条……一
第千百四十九条……一
第千百五十条……一
第千百五十一条……一
第千百五十二条……一
第千百五十三条……一
第千百五十四条……一
第千百五十五条……一
第千百五十六条……一
第千百五十七条……一
第千百五十八条……一
第千百五十九条……一
第千百六十条……一
第千百六十一条……一
第千百六十二条……一
第千百六十三条……一
第千百六十四条……一
第千百六十五条……一
第千百六十六条……一
第千百六十七条……一
第千百六十八条……一
第千百六十九条……一
第千百七十条……一
第千百七十一条……一
第千百七十二条……一
第千百七十三条……一
第千百七十四条……一
第千百七十五条……一
第千百七十六条……一
第千百七十七条……一
第千百七十八条……一
第千百七十九条……一
第千百八十条……一
第千百八十一条……一
第千百八十二条……一
第千百八十三条……一
第千百八十四条……一
第千百八十五条……一
第千百八十六条……一
第千百八十七条……一
第千百八十八条……一
第千百八十九条……一
第千百九十条……一
第千百九十一条……一
第千百九十二条……一
第千百九十三条……一
第千百九十四条……一
第千百九十五条……一
第千百九十六条……一
第千百九十七条……一
第千百九十八条……一
第千百九十九条……一
第千二百条……一
第千二百一条……一
第千二百二条……一
第千二百三条……一
第千二百四条……一
第千二百五条……一
第千二百六条……一
第千二百七条……一
第千二百八条……一
第千二百九条……一
第千二百十条……一
第千二百十一条……一
第千二百十二条……一
第千二百十三条……一
第千二百十四条……一
第千二百十五条……一
第千二百十六条……一
第千二百十七条……一
第千二百十八条……一
第千二百十九条……一
第千二百二十条……一
第千二百二十一条……一
第千二百二十二条……一
第千二百二十三条……一
第千二百二十四条……一
第千二百二十五条……一
第千二百二十六条……一
第千二百二十七条……一
第千二百二十八条……一
第千二百二十九条……一
第千二百三十条……一
第千二百三十一条……一
第千二百三十二条……一
第千二百三十三条……一
第千二百三十四条……一
第千二百三十五条……一
第千二百三十六条……一
第千二百三十七条……一
第千二百三十八条……一
第千二百三十九条……一
第千二百四十条……一
第千二百四十一条……一
第千二百四十二条……一
第千二百四十三条……一
第千二百四十四条……一
第千二百四十五条……一
第千二百四十六条……一
第千二百四十七条……一
第千二百四十八条……一
第千二百四十九条……一
第千二百五十条……一
第千二百五十一条……一
第千二百五十二条……一
第千二百五十三条……一
第千二百五十四条……一
第千二百五十五条……一
第千二百五十六条……一
第千二百五十七条……一
第千二百五十八条……一
第千二百五十九条……一
第千二百六十条……一
第千二百六十一条……一
第千二百六十二条……一
第千二百六十三条……一
第千二百六十四条……一
第千二百六十五条……一
第千二百六十六条……一
第千二百六十七条……一
第千二百六十八条……一
第千二百六十九条……一
第千二百七十条……一
第千二百七十一条……一
第千二百七十二条……一
第千二百七十三条……一
第千二百七十四条……一
第千二百七十五条……一
第千二百七十六条……一
第千二百七十七条……一
第千二百七十八条……一
第千二百七十九条……一
第千二百八十条……一
第千二百八十一条……一
第千二百八十二条……一
第千二百八十三条……一
第千二百八十四条……一
第千二百八十五条……一
第千二百八十六条……一
第千二百八十七条……一
第千二百八十八条……一
第千二百八十九条……一
第千二百九十条……一
第千二百九十一条……一
第千二百九十二条……一
第千二百九十三条……一
第千二百九十四条……一
第千二百九十五条……一
第千二百九十六条……一
第千二百九十七条……一
第千二百九十八条……一
第千二百九十九条……一
第千三百条……一
第千三百一条……一
第千三百二条……一
第千三百三条……一
第千三百四条……一
第千三百五条……一
第千三百六条……一
第千三百七条……一
第千三百八条……一
第千三百九条……一
第千三百十条……一
第千三百十一条……一
第千三百十二条……一
第千三百十三条……一
第千三百十四条……一
第千三百十五条……一
第千三百十六条……一
第千三百十七条……一
第千三百十八条……一
第千三百十九条……一
第千三百二十条……一
第千三百二十一条……一
第千三百二十二条……一
第千三百二十三条……一
第千三百二十四条……一
第千三百二十五条……一
第千三百二十六条……一
第千三百二十七条……一
第千三百二十八条……一
第千三百二十九条……一
第千三百三十条……一
第千三百三十一条……一
第千三百三十二条……一
第千三百三十三条……一
第千三百三十四条……一
第千三百三十五条……一
第千三百三十六条……一
第千三百三十七条……一
第千三百三十八条……一
第千三百三十九条……一
第千三百四十条……一
第千三百四十一条……一
第千三百四十二条……一
第千三百四十三条……一
第千三百四十四条……一
第千三百四十五条……一
第千三百四十六条……一
第千三百四十七条……一
第千三百四十八条……一
第千三百四十九条……一
第千三百五十条……一
第千三百五十一条……一
第千三百五十二条……一
第千三百五十三条……一
第千三百五十四条……一
第千三百五十五条……一
第千三百五十六条……一
第千三百五十七条……一
第千三百五十八条……一
第千三百五十九条……一
第千三百六十条……一
第千三百六十一条……一
第千三百六十二条……一
第千三百六十三条……一
第千三百六十四条……一
第千三百六十五条……一
第千三百六十六条……一
第千三百六十七条……一
第千三百六十八条……一
第千三百六十九条……一
第千三百七十条……一
第千三百七十一条……一
第千三百七十二条……一
第千三百七十三条……一
第千三百七十四条……一
第千三百七十五条……一
第千三百七十六条……一
第千三百七十七条……一
第千三百七十八条……一
第千三百七十九条……一
第千三百八十条……一
第千三百八十一条……一
第千三百八十二条……一
第千三百八十三条……一
第千三百八十四条……一
第千三百八十五条……一
第千三百八十六条……一
第千三百八十七条……一
第千三百八十八条……一
第千三百八十九条……一
第千三百九十条……一
第千三百九十一条……一
第千三百九十二条……一
第千三百九十三条……一
第千三百九十四条……一
第千三百九十五条……一
第千三百九十六条……一
第千三百九十七条……一
第千三百九十八条……一
第千三百九十九条……一
第千四百条……一
第千四百一条……一
第千四百二条……一
第千四百三条……一
第千四百四条……一
第千四百五条……一
第千四百六条……一
第千四百七条……一
第千四百八条……一
第千四百九条……一
第千四百十条……一
第千四百十一条……一
第千四百十二条……一
第千四百十三条……一
第千四百十四条……一
第千四百十五条……一
第千四百十六条……一
第千四百十七条……一
第千四百十八条……一
第千四百十九条……一
第千四百二十条……一
第千四百二十一条……一
第千四百二十二条……一
第千四百二十三条……一
第千四百二十四条……一
第千四百二十五条……一
第千四百二十六条……一
第千四百二十七条……一
第千四百二十八条……一
第千四百二十九条……一
第千四百三十条……一
第千四百三十一条……一
第千四百三十二条……一
第千四百三十三条……一
第千四百三十四条……一
第千四百三十五条……一
第千四百三十六条……一
第千四百三十七条……一
第千四百三十八条……一
第千四百三十九条……一
第千四百四十条……一
第千四百四十一条……一
第千四百四十二条……一
第千四百四十三条……一
第千四百四十四条……一
第千四百四十五条……一
第千四百四十六条……一
第千四百四十七条……一
第千四百四十八条……一
第千四百四十九条……一
第千四百五十条……一
第千四百五十一条……一
第千四百五十二条……一
第千四百五十三条……一
第千四百五十四条……一
第千四百五十五条……一
第千四百五十六条……一
第千四百五十七条……一
第千四百五十八条……一
第千四百五十九条……一
第千四百六十条……一
第千四百六十一条……一
第千四百六十二条……一
第千四百六十三条……一
第千四百六十四条……一
第千四百六十五条……一
第千四百六十六条……一
第千四百六十七条……一
第千四百六十八条……一
第千四百六十九条……一
第千四百七十条……一
第千四百七十一条……一
第千四百七十二条……一
第千四百七十三条……一
第千四百七十四条……一
第千四百七十五条……一
第千四百七十六条……一
第千四百七十七条……一
第千四百七十八条……一
第千四百七十九条……一
第千四百八十条……一
第千四百八十一条……一
第千四百八十二条……一
第千四百八十三条……一
第千四百八十四条……一
第千四百八十五条……一
第千四百八十六条……一
第千四百八十七条……一
第千四百八十八条……一
第千四百八十九条……一
第千四百九十条……一
第千四百九十一条……一
第千四百九十二条……一
第千四百九十三条……一
第千四百九十四条……一
第千四百九十五条……一
第千四百九十六条……一
第千四百九十七条……一
第千四百九十八条……一
第千四百九十九条……一
第千五百条……一
第千五百一条……一
第千五百二条……一
第千五百三条……一
第千五百四条……一
第千五百五条……一
第千五百六条……一
第千五百七条……一
第千五百八条……一
第千五百九条……一
第千五百十条……一
第千五百十一条……一
第千五百十二条……一
第千五百十三条……一
第千五百十四条……一
第千五百十五条……一
第千五百十六条……一
第千五百十七条……一
第千五百十八条……一
第千五百十九条……一
第千五百二十条……一
第千五百二十一条……一
第千五百二十二条……一
第千五百二十三条……一
第千五百二十四条……一
第千五百二十五条……一
第千五百二十六条……一
第千五百二十七条……一
第千五百二十八条……一
第千五百二十九条……一
第千五百三十条……一
第千五百三十一条……一
第千五百三十二条……一
第千五百三十三条……一
第千五百三十四条……一
第千五百三十五条……一
第千五百三十六条……一
第千五百三十七条……一
第千五百三十八条……一
第千五百三十九条……一
第千五百四十条……一
第千五百四十一条……一
第千五百四十二条……一
第千五百四十三条……一
第千五百四十四条……一
第千五百四十五条……一
第千五百四十六条……一
第千五百四十七条……一
第千五百四十八条……一
第千五百四十九条……一
第千五百五十条……一
第千五百五十一条……一
第千五百五十二条……一
第千五百五十三条……一
第千五百五十四条……一
第千五百五十五条……一
第千五百五十六条……一
第千五百五十七条……一
第千五百五十八条……一
第千五百五十九条……一
第千五百六十条……一
第千五百六十一条……一
第千五百六十二条……一
第千五百六十三条……一
第千五百六十四条……一
第千五百六十五条……一
第千五百六十六条……一
第千五百六十七条……一
第千五百六十八条……一
第千五百六十九条……一
第千五百七十条……一
第千五百七十一条……一
第千五百七十二条……一
第千五百七十三条……一
第千五百七十四条……一
第千五百七十五条……一
第千五百七十六条……一
第千五百七十七条……一
第千五百七十八条……一
第千五百七十九条……一
第千五百八十条……一
第千五百八十一条……一
第千五百八十二条……一
第千五百八十三条……一
第千五百八十四条……一
第千五百八十五条……一
第千五百八十六条……一
第千五百八十七条……一
第千五百八十八条……一
第千五百八十九条……一
第千五百九十条……一
第千五百九十一条……一
第千五百九十二条……一
第千五百九十三条……一
第千五百九十四条……一
第千五百九十五条……一
第千五百九十六条……一
第千五百九十七条……一
第千五百九十八条……一
第千五百九十九条……一
第千六百条……一
第千六百一条……一
第千六百二条……一
第千六百三条……一
第千六百四条……一
第千六百五条……一
第千六百六条……一
第千六百七条……一
第千六百八条……一
第千六百九条……一
第千六百十条……一
第千六百十一条……一
第千六百十二条……一
第千六百十三条……一
第千六百十四条……一
第千六百十五条……一
第千六百十六条……一
第千六百十七条……一
第千六百十八条……一
第千六百十九条……一
第千六百二十条……一
第千六百二十一条……一
第千六百二十二条……一
第千六百二十三条……一
第千六百二十四条……一
第千六百二十五条……一
第千六百二十六条……一
第千六百二十七条……一
第千六百二十八条……一
第千六百二十九条……一
第千六百三十条……一
第千六百三十一条……一
第千六百三十二条……一
第千六百三十三条……一
第千六百三十四条……一
第千六百三十五条……一
第千六百三十六条……一
第千六百三十七条……一
第千六百三十八条……一
第千六百三十九条……一
第千六百四十条……一
第千六百四十一条……一
第千六百四十二条……一
第千六百四十三条……一
第千六百四十四条……一
第千六百四十五条……一
第千六百四十六条……一
第千六百四十七条……一
第千六百四十八条……一
第千六百四十九条……一
第千六

抗戰以來我國直接稅的總檢討

——我參加參政會財政委員會提出的一件……

自由鐘

社論

國民大會

國民大會代表選舉，已經開始登記，不日即將舉行投票。這是我國憲政史上一件大事，也是我國民主政治的一個新開端。我們希望全國人民，都能踴躍參加，行使自己的神聖權利。

國民大會的職權，主要是行使憲法所賦予的四項權力：即選舉總統副總統、罷免總統副總統、修改憲法、以及複決立法院所提出的憲法修正案。這四項權力，都是關係國家根本大計的重要權力。

我們希望國民大會代表，都能本著良心，為國家為人民，負責行使這些權力。不要受任何黨派的操縱，不要受任何利益的誘惑。

選舉法

選舉法的修正，已經完成三讀程序。這次修正的重點，是在於改善選舉的公平性，防止選舉舞弊。

例如：投票所的設置，要更加便利選民；開票的程序，要更加公開透明；選舉人名冊的編造，要更加正確無誤。

這些規定，都是為了使選舉能夠真正反映人民的意志。

憲法

憲法是國家的根本大法，是全國人民共同遵守的最高規範。

我們的憲法，是在抗戰期間制定的，經過多年的實施，已經證明是一部良好的憲法。

現在有人主張修改憲法，我們認為，憲法的修改，必須慎重，不可輕率。

憲法修正案

憲法修正案，已經由立法院通過，即將交付國民大會複決。

這次修正的內容，主要是增加總統的緊急處分權，以及調整中央與地方的權限。

我們認為，這些修正，都是為了因應國家的需要，是必要的。

國家

國家是人民的國家，不是任何個人或黨派的國家。

我們希望，每一位國民大會代表，都能以國家的利益為重，以人民的福祉為念，行使自己的職權。

專論

憲法修正案

憲法修正案的通過，是我國憲政史上的一件大事。

這次修正的內容，主要是增加總統的緊急處分權，以及調整中央與地方的權限。

我們認為，這些修正，都是為了因應國家的需要，是必要的。

憲法

憲法是國家的根本大法，是全國人民共同遵守的最高規範。

我們的憲法，是在抗戰期間制定的，經過多年的實施，已經證明是一部良好的憲法。

現在有人主張修改憲法，我們認為，憲法的修改，必須慎重，不可輕率。

國家

國家是人民的國家，不是任何個人或黨派的國家。

我們希望，每一位國民大會代表，都能以國家的利益為重，以人民的福祉為念，行使自己的職權。

專論

憲法修正案

憲法修正案的通過，是我國憲政史上的一件大事。

這次修正的內容，主要是增加總統的緊急處分權，以及調整中央與地方的權限。

我們認為，這些修正，都是為了因應國家的需要，是必要的。

憲法

憲法是國家的根本大法，是全國人民共同遵守的最高規範。

我們的憲法，是在抗戰期間制定的，經過多年的實施，已經證明是一部良好的憲法。

現在有人主張修改憲法，我們認為，憲法的修改，必須慎重，不可輕率。

國家

國家是人民的國家，不是任何個人或黨派的國家。

我們希望，每一位國民大會代表，都能以國家的利益為重，以人民的福祉為念，行使自己的職權。

論　說

新婦人新精神論

大杉榮

信箱

一九二〇年

第四十二回　昭和二十年

第四十二回　昭和二十年

序	文	一
凡	例	一
目	次	一
第一回	大口屋暫太郎	一
第二回	大口屋暫太郎	一
第三回	大口屋暫太郎	一
第四回	大口屋暫太郎	一
第五回	大口屋暫太郎	一
第六回	大口屋暫太郎	一
第七回	大口屋暫太郎	一
第八回	大口屋暫太郎	一
第九回	大口屋暫太郎	一
第十回	大口屋暫太郎	一
第十一回	大口屋暫太郎	一
第十二回	大口屋暫太郎	一
第十三回	大口屋暫太郎	一
第十四回	大口屋暫太郎	一
第十五回	大口屋暫太郎	一
第十六回	大口屋暫太郎	一
第十七回	大口屋暫太郎	一
第十八回	大口屋暫太郎	一
第十九回	大口屋暫太郎	一
第二十回	大口屋暫太郎	一
第二十一回	大口屋暫太郎	一
第二十二回	大口屋暫太郎	一
第二十三回	大口屋暫太郎	一
第二十四回	大口屋暫太郎	一
第二十五回	大口屋暫太郎	一
第二十六回	大口屋暫太郎	一
第二十七回	大口屋暫太郎	一
第二十八回	大口屋暫太郎	一
第二十九回	大口屋暫太郎	一
第三十回	大口屋暫太郎	一
第三十一回	大口屋暫太郎	一
第三十二回	大口屋暫太郎	一
第三十三回	大口屋暫太郎	一
第三十四回	大口屋暫太郎	一
第三十五回	大口屋暫太郎	一
第三十六回	大口屋暫太郎	一
第三十七回	大口屋暫太郎	一
第三十八回	大口屋暫太郎	一
第三十九回	大口屋暫太郎	一
第四十回	大口屋暫太郎	一
第四十一回	大口屋暫太郎	一
第四十二回	大口屋暫太郎	一
第四十三回	大口屋暫太郎	一
第四十四回	大口屋暫太郎	一
第四十五回	大口屋暫太郎	一
第四十六回	大口屋暫太郎	一
第四十七回	大口屋暫太郎	一
第四十八回	大口屋暫太郎	一
第四十九回	大口屋暫太郎	一
第五十回	大口屋暫太郎	一
第五十一回	大口屋暫太郎	一
第五十二回	大口屋暫太郎	一
第五十三回	大口屋暫太郎	一
第五十四回	大口屋暫太郎	一
第五十五回	大口屋暫太郎	一
第五十六回	大口屋暫太郎	一
第五十七回	大口屋暫太郎	一
第五十八回	大口屋暫太郎	一
第五十九回	大口屋暫太郎	一
第六十回	大口屋暫太郎	一
第六十一回	大口屋暫太郎	一
第六十二回	大口屋暫太郎	一
第六十三回	大口屋暫太郎	一
第六十四回	大口屋暫太郎	一
第六十五回	大口屋暫太郎	一
第六十六回	大口屋暫太郎	一
第六十七回	大口屋暫太郎	一
第六十八回	大口屋暫太郎	一
第六十九回	大口屋暫太郎	一
第七十回	大口屋暫太郎	一
第七十一回	大口屋暫太郎	一
第七十二回	大口屋暫太郎	一
第七十三回	大口屋暫太郎	一
第七十四回	大口屋暫太郎	一
第七十五回	大口屋暫太郎	一
第七十六回	大口屋暫太郎	一
第七十七回	大口屋暫太郎	一
第七十八回	大口屋暫太郎	一
第七十九回	大口屋暫太郎	一
第八十回	大口屋暫太郎	一
第八十一回	大口屋暫太郎	一
第八十二回	大口屋暫太郎	一
第八十三回	大口屋暫太郎	一
第八十四回	大口屋暫太郎	一
第八十五回	大口屋暫太郎	一
第八十六回	大口屋暫太郎	一
第八十七回	大口屋暫太郎	一
第八十八回	大口屋暫太郎	一
第八十九回	大口屋暫太郎	一
第九十回	大口屋暫太郎	一
第九十一回	大口屋暫太郎	一
第九十二回	大口屋暫太郎	一
第九十三回	大口屋暫太郎	一
第九十四回	大口屋暫太郎	一
第九十五回	大口屋暫太郎	一
第九十六回	大口屋暫太郎	一
第九十七回	大口屋暫太郎	一
第九十八回	大口屋暫太郎	一
第九十九回	大口屋暫太郎	一
第百回	大口屋暫太郎	一

国書刊行会叢書 第一期 全十巻

第一回配本 全巻目録

第一巻 浄瑠璃史論

第二巻 浄瑠璃史論

第三巻 浄瑠璃史論

第四巻 浄瑠璃史論

第五巻 浄瑠璃史論

第六巻 浄瑠璃史論

第七巻 浄瑠璃史論

第八巻 浄瑠璃史論

第九巻 浄瑠璃史論

第十巻 浄瑠璃史論

第一章	第一節	第一款	第一目	第一
第二章	第二節	第二款	第二目	第二
第三章	第三節	第三款	第三目	第三
第四章	第四節	第四款	第四目	第四
第五章	第五節	第五款	第五目	第五
第六章	第六節	第六款	第六目	第六
第七章	第七節	第七款	第七目	第七
第八章	第八節	第八款	第八目	第八
第九章	第九節	第九款	第九目	第九
第十章	第十節	第十款	第十目	第十
第十一章	第十一節	第十一款	第十一目	第十一
第十二章	第十二節	第十二款	第十二目	第十二
第十三章	第十三節	第十三款	第十三目	第十三
第十四章	第十四節	第十四款	第十四目	第十四
第十五章	第十五節	第十五款	第十五目	第十五
第十六章	第十六節	第十六款	第十六目	第十六
第十七章	第十七節	第十七款	第十七目	第十七
第十八章	第十八節	第十八款	第十八目	第十八
第十九章	第十九節	第十九款	第十九目	第十九
第二十章	第二十節	第二十款	第二十目	第二十
第二十一章	第二十一節	第二十一款	第二十一目	第二十一
第二十二章	第二十二節	第二十二款	第二十二目	第二十二
第二十三章	第二十三節	第二十三款	第二十三目	第二十三
第二十四章	第二十四節	第二十四款	第二十四目	第二十四
第二十五章	第二十五節	第二十五款	第二十五目	第二十五
第二十六章	第二十六節	第二十六款	第二十六目	第二十六
第二十七章	第二十七節	第二十七款	第二十七目	第二十七
第二十八章	第二十八節	第二十八款	第二十八目	第二十八
第二十九章	第二十九節	第二十九款	第二十九目	第二十九
第三十章	第三十節	第三十款	第三十目	第三十
第三十一章	第三十一節	第三十一款	第三十一目	第三十一
第三十二章	第三十二節	第三十二款	第三十二目	第三十二
第三十三章	第三十三節	第三十三款	第三十三目	第三十三
第三十四章	第三十四節	第三十四款	第三十四目	第三十四
第三十五章	第三十五節	第三十五款	第三十五目	第三十五
第三十六章	第三十六節	第三十六款	第三十六目	第三十六
第三十七章	第三十七節	第三十七款	第三十七目	第三十七
第三十八章	第三十八節	第三十八款	第三十八目	第三十八
第三十九章	第三十九節	第三十九款	第三十九目	第三十九
第四十章	第四十節	第四十款	第四十目	第四十
第四十一章	第四十一節	第四十一款	第四十一目	第四十一
第四十二章	第四十二節	第四十二款	第四十二目	第四十二
第四十三章	第四十三節	第四十三款	第四十三目	第四十三
第四十四章	第四十四節	第四十四款	第四十四目	第四十四
第四十五章	第四十五節	第四十五款	第四十五目	第四十五
第四十六章	第四十六節	第四十六款	第四十六目	第四十六
第四十七章	第四十七節	第四十七款	第四十七目	第四十七
第四十八章	第四十八節	第四十八款	第四十八目	第四十八
第四十九章	第四十九節	第四十九款	第四十九目	第四十九
第五十章	第五十節	第五十款	第五十目	第五十
第五十一章	第五十一節	第五十一款	第五十一目	第五十一
第五十二章	第五十二節	第五十二款	第五十二目	第五十二
第五十三章	第五十三節	第五十三款	第五十三目	第五十三
第五十四章	第五十四節	第五十四款	第五十四目	第五十四
第五十五章	第五十五節	第五十五款	第五十五目	第五十五
第五十六章	第五十六節	第五十六款	第五十六目	第五十六
第五十七章	第五十七節	第五十七款	第五十七目	第五十七
第五十八章	第五十八節	第五十八款	第五十八目	第五十八
第五十九章	第五十九節	第五十九款	第五十九目	第五十九
第六十章	第六十節	第六十款	第六十目	第六十
第六十一章	第六十一節	第六十一款	第六十一目	第六十一
第六十二章	第六十二節	第六十二款	第六十二目	第六十二
第六十三章	第六十三節	第六十三款	第六十三目	第六十三
第六十四章	第六十四節	第六十四款	第六十四目	第六十四
第六十五章	第六十五節	第六十五款	第六十五目	第六十五
第六十六章	第六十六節	第六十六款	第六十六目	第六十六
第六十七章	第六十七節	第六十七款	第六十七目	第六十七
第六十八章	第六十八節	第六十八款	第六十八目	第六十八
第六十九章	第六十九節	第六十九款	第六十九目	第六十九
第七十章	第七十節	第七十款	第七十目	第七十
第七十一章	第七十一節	第七十一款	第七十一目	第七十一
第七十二章	第七十二節	第七十二款	第七十二目	第七十二
第七十三章	第七十三節	第七十三款	第七十三目	第七十三
第七十四章	第七十四節	第七十四款	第七十四目	第七十四
第七十五章	第七十五節	第七十五款	第七十五目	第七十五
第七十六章	第七十六節	第七十六款	第七十六目	第七十六
第七十七章	第七十七節	第七十七款	第七十七目	第七十七
第七十八章	第七十八節	第七十八款	第七十八目	第七十八
第七十九章	第七十九節	第七十九款	第七十九目	第七十九
第八十章	第八十節	第八十款	第八十目	第八十
第八十一章	第八十一節	第八十一款	第八十一目	第八十一
第八十二章	第八十二節	第八十二款	第八十二目	第八十二
第八十三章	第八十三節	第八十三款	第八十三目	第八十三
第八十四章	第八十四節	第八十四款	第八十四目	第八十四
第八十五章	第八十五節	第八十五款	第八十五目	第八十五
第八十六章	第八十六節	第八十六款	第八十六目	第八十六
第八十七章	第八十七節	第八十七款	第八十七目	第八十七
第八十八章	第八十八節	第八十八款	第八十八目	第八十八
第八十九章	第八十九節	第八十九款	第八十九目	第八十九
第九十章	第九十節	第九十款	第九十目	第九十
第九十一章	第九十一節	第九十一款	第九十一目	第九十一
第九十二章	第九十二節	第九十二款	第九十二目	第九十二
第九十三章	第九十三節	第九十三款	第九十三目	第九十三
第九十四章	第九十四節	第九十四款	第九十四目	第九十四
第九十五章	第九十五節	第九十五款	第九十五目	第九十五
第九十六章	第九十六節	第九十六款	第九十六目	第九十六
第九十七章	第九十七節	第九十七款	第九十七目	第九十七
第九十八章	第九十八節	第九十八款	第九十八目	第九十八
第九十九章	第九十九節	第九十九款	第九十九目	第九十九
第一百章	第一百節	第一百款	第一百目	第一百

序	上	三
凡例	上	一四
目次	上	一
本文	上	一
本文	中	一
本文	下	一
索引	下	一

證券業務

中華民國證券商業同業公會

第六章　業務管理

目　錄

自律規範
證券商負責人與業務人員管理規則
證券商內部控制制度標準規範
證券商營業處所買賣有價證券業務操作辦法
證券商辦理有價證券買賣融資融券管理辦法

財政雜誌　第一卷第二號

明治三十四年十一月二十日發行

論說	人物主義の財政	松平康莊	一
	財政主義論	添田壽一	四
	財政と社會問題	阪谷芳郎	一〇
	財政と經濟組織	神戸正雄	一六
	財政と國民負擔	小川鄕太郎	二一
	財政と國民教育	高橋誠一郎	二六
	財政と國民生活	金井延	三一
	財政と國民道德	井上友一	三六
	財政と國民の權利	松崎藏之助	四一
	財政と國民の義務	小野塚喜平次	四六
	財政と國民の自治	水野錬太郎	五一
	財政と國民の自由	山崎覺次郎	五六
	財政と國民の平等	河田嗣郎	六一
	財政と國民の幸福	戸水寛人	六六
	財政と國民の權利	松崎藏之助	四一
	財政と國民の義務	小野塚喜平次	四六
	財政と國民の自治	水野錬太郎	五一
	財政と國民の自由	山崎覺次郎	五六
	財政と國民の平等	河田嗣郎	六一
	財政と國民の幸福	戸水寛人	六六
講義	財政學講義	田尻稻次郎	七一
	財政學講義	神戸正雄	七六
雜錄	財政學講義	田尻稻次郎	七一
	財政學講義	神戸正雄	七六
附錄	財政學講義	田尻稻次郎	七一
	財政學講義	神戸正雄	七六

本誌投稿規約

一、本誌は財政に關する論說、講義、雜錄、附錄を掲載す。

二、投稿は毎月二十日までに到着するものに限る。

三、投稿は原稿用紙に記載し、なるべく楷書を用ふること。

四、投稿は採否にかかはらず返却せず。

五、投稿は採否にかかはらず謝禮せず。

六、投稿は採否にかかはらず著作權を本誌に讓渡するものとす。

七、投稿は採否にかかはらず本誌の編輯方針に從ふものとす。

八、投稿は採否にかかはらず本誌の體裁に從ふものとす。

九、投稿は採否にかかはらず本誌の校正に從ふものとす。

十、投稿は採否にかかはらず本誌の發行に從ふものとす。

官報

第六十八号　次目録

目次……

印刷局朝日新聞社